

いまばり

市政概要

令和8年度版

2026

今治市議会事務局

市章



今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村が合併し、公募による多種の図案の中から選定されたものである。

「市の木」 (平成 19 年 4 月 1 日制定) 「市の花」

「市の木」 くすのき



(選定理由)

1. 生命力にあふれ、大木になる姿は、新今治市のシンボルツリーとしてふさわしい。
2. 地域住民と歴史を共にしてきた名木や若木が市内各地に生息しています。
3. 街路樹や学校など施設の庭園樹として、多くの市民に親しまれています。

「市の花」 つつじ



(選定理由)

1. 山野、公園、庭など市内全域に植栽樹、自生樹があり、身近に親しむことができます。
2. 今治地方の気候風土に合っており、栽培も容易で緑化推進に適しています。
3. 種類によりさまざまな色や形の美しい花があり、多くの市民に愛されています。

今治市民憲章

わたくしたちは、しまなみの美しい海と緑豊かな山を愛し、郷土の歴史と文化を大切にする今治市民です。

市民がともに手を取りあい、よりよいまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

**自然に感謝し、水や緑を大切にして
住みよいまちをつくります。**

歴史と伝統に学び、豊かな心をはぐくみます。

**働く喜びをもち、
活力あふれるまちをつくります。**

**健康な心とからだをつくり、
いきいきと暮らします。**

**みんなが仲良く助け合い、
心ふれあうまちをつくります。**

(平成19年3月27日制定)

目 次

総 説	
総 説	1
議 会 編	
議 会	5
総 務 編	
行 政	18
広 報 活 動	28
広 聴 活 動	30
財 政	31
市 税	36
市庁舎・公会堂・市民会館	39
公 有 財 産	50
消 防	51
株式会社 I J C	55
企 画 編	
海 事 都 市	56
今治市民活動センター	58
今治市が所管している特定非営利活動法人	59
福 祉 編	
福 祉 行 政	66
福 祉 施 設	70
今治市社会福祉協議会	88
今治福祉施設協会	89
保 健 衛 生	90
国民健康保険事業	96
後期高齢者医療事業	99
年 金 手 当	101
多目的温泉保養館（クアハウス今治）	104
市 民 環 境 編	
環 境	105

汚泥再生処理センター	107
汚泥肥料化施設	108
火葬場・墓地	109
ごみ	115
産 業 経 済 編	
商 工	119
観 光	125
農 林 水 産	132
港 湾	136
建 設 編	
道 路	143
建 築	145
公 園	148
都 市 計 画	159
鉄道高架事業	165
今治駅西地区土地区画整理事業	167
一般国道 196 号今治バイパス	169
一般国道 196 号今治小松自動車道	170
今治新都市開発整備事業	171
瀬戸内しまなみ海道	173
住 宅	182
駐 車 場	185
教 育 編	
教育行政	187
学校教育	189
社会教育	192
スポーツ振興	219
学校給食	232
上 下 水 道 編	
上水道等	234
今治市水道水質検査センター	243
下水道	244

総説



(今治城)

総 説

1. 市の沿革

今治地方は、多くの遺跡や、七世紀には伊予の国府が置かれていたことが示すように、古くから政治・文化の中心地であった。村上海賊が活躍した中世を経て慶長 5 年(1600 年)には、藤堂高虎公が関ヶ原の戦功によって 20 万 3 千石の領主としてこの地に入り、築城、町割によって都市発展の礎を築いた。

古来、瀬戸内の要衝として栄え、四国最初の開港場・今治港を中心に発展した市街地と、固有の伝統・文化を受け継ぎながら特色ある地場産業を興してきた島嶼部と陸地部、これらが平成 11 年 5 月の瀬戸内しまなみ海道開通により結ばれた。

生活圏域として一体感を増した当地域は、平成 17 年 1 月に 12 市町村による全国的にも稀な広域新設合併を成し遂げ、県都松山市に次ぐ人口規模約 18 万人の新「今治市」が誕生した。これにより瀬戸内しまなみ海道の愛媛県側全てが市域に含まれ、海と一体となった交流拠点都市が形成された。

また、地場産業では、日本一のシェアを誇るタオル産業をはじめとして、造船や海運業が栄えてきたことにより、世界を代表する海事関連企業の一大集積地となった。このような地理的条件と地域固有の産業を活かしながら活力あふれる地域づくりを目指している。

2. 位置

愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島と、芸予諸島にまたがり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっている。

位 置	東 西	約 35km	海岸線	約 367km
	南 北	約 44km	最長経	約 45km(南～北)
	東 経	132 度 48 分(菊間町田之尻) ～ 133 度 11 分(宮窪町四阪島)		
	北 緯	34 度 18 分(上浦町盛) ～ 33 度 54 分(玉川町龍岡上)		
面 積	419.21k m ²			
今治市庁の位置	東経 132 度 59 分 52 秒 北緯 34 度 3 分 58 秒			
	今治市別宮町一丁目 4 番地 1 (今治駅北東約 500m)			

3. 市域

年 月 日	人 口	概 要
令和8年3月31日	144,837人	今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村が平成17年1月16日新設合併

市 域 図



4. 人口

(1) 世帯数と人口の推移

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		総数	男	女
平成17年3月31日	72,147	178,022	83,318	94,704
平成18年3月31日	72,391	176,522	82,601	93,921
平成19年3月31日	72,673	175,329	82,023	93,306
平成20年3月31日	72,921	173,941	81,417	92,524
平成21年3月31日	73,196	172,793	80,977	91,816
平成22年3月31日	73,469	171,627	80,566	91,061
平成23年3月31日	73,535	170,048	79,930	90,118
平成24年3月31日	73,760	168,496	79,213	89,283
平成25年3月31日	75,196	168,536	79,380	89,156
平成26年3月31日	75,188	166,656	78,565	88,091
平成27年3月31日	75,359	165,286	78,062	87,224
平成28年3月31日	76,057	164,322	77,936	86,386
平成29年3月31日	76,206	162,835	77,285	85,550
平成30年3月31日	76,209	161,094	76,470	84,624
平成31年3月31日	76,245	159,290	75,696	83,594
令和2年3月31日	76,646	157,644	75,114	82,530
令和3年3月31日	76,487	155,422	73,993	81,429
令和4年3月31日	75,611	152,532	72,481	80,051
令和5年3月31日	76,023	150,687	71,862	78,825
令和6年3月31日	76,494	148,925	71,124	77,801
令和7年3月31日	76,436	146,721	70,270	76,451
令和8年3月31日	76,524	144,837	69,628	75,209

5. 姉妹都市

[国内]

・尾道市(広島県)

昭和 43 年 7 月 15 日姉妹都市提携(旧今治市)

瀬戸内海の対岸に位置し、古い港町として発展した瀬戸内海交通の要衝地であり、また、瀬戸内しまなみ海道の起点都市でもある。人口約 12 万 3 千人。物産品の紹介、祭への踊り隊等の相互派遣、少年スポーツ交流など、両市の相互発展・理解に努めるとともに、様々な分野・レベルでの交流の促進を図っている。

・太田市(群馬県)

平成 14 年 4 月 4 日姉妹都市提携(旧今治市)

群馬県の南東部に位置し、平坦な地勢で、自動車や電気などの工場が立地する産業都市であり、南北朝時代の今治ゆかりの武将、脇屋義助公の出身地でもある。人口約 22 万 2 千人。特産品の紹介、文化交流やスポーツ交流など、様々な交流を行っている。

[国外]

・パナマ市(パナマ共和国)

昭和 52 年 3 月 2 日姉妹都市提携(旧今治市)

中南米、パナマ共和国の首都で海運立国として有名。人口は約 209 万人。また、この姉妹都市交流が縁で東京 2020 オリンピック・パラリンピックのパナマ共和国のホストタウンに今治市が登録される。

・レイクランド市(アメリカ合衆国)

平成 7 年 7 月 6 日姉妹都市提携(旧今治市)

フロリダ州の中央に位置し、年中温かな気候で、オレンジやグレープフルーツの柑橘産業や観光が主産業である。また、市の名前が示すように大小 100 以上の湖が点在し、緑も多く風光明媚な都市である。人口約 13 万人。高校生の相互訪問、ホームステイ等を通じ、草の根の国際交流が続けられている。

6. 都市宣言

- | | | | |
|-----|----------------------------|-------------------|-------|
| (1) | 人権都市宣言 | 平成 17 年 6 月 24 日 | 今治市 |
| (2) | 交通安全都市宣言 | 平成 17 年 9 月 27 日 | 今治市 |
| (3) | 核兵器廃絶平和都市宣言 | 平成 17 年 9 月 27 日 | 今治市議会 |
| (4) | 食糧の安全性と安定供給
体制を確立する都市宣言 | 平成 17 年 12 月 20 日 | 今治市議会 |

議 会 編



(議場)

議 会

議員名簿

条例定数 28 人 現員数 28 人(令和 8 年 4 月 1 日現在)

議席	氏名	連絡先	電話番号	生年月日	党派	会派	当選回数
1	菅 利之	桜井 6 丁目 2-1	0898-48-0259	平 4. 5. 17	無所属	共生クラブ・権輿会	1
2	高木雅史	馬越町 1 丁目 4-21	090-3980-5678	昭 60. 2. 22	無所属	創政会	1
3	村上奈津子	黄金町 1 丁目 6-6	0898-32-7594	昭 59. 11. 5	無所属	蒼光会	1
4	松浦有彩	北日吉町 1 丁目 15-2	0898-33-0036	昭 56. 12. 5	無所属	新政会	1
5	菅 正矢	大三島町宮浦 5467	0897-72-9707	昭 50. 6. 4	無所属	創政会	1
6	森 茂	玉川町三反地甲 290-1	0898-52-8066	昭 42. 8. 2	無所属	創政会	1
7	實成重男	上浦町盛 2535-1	0897-87-4223	昭 40. 4. 14	無所属	蒼光会	1
8	野本貴士	宮窪町宮窪 5755	0897-86-2338	昭 28. 6. 9	無所属	共生クラブ・権輿会	1
9	内山葉子	土橋町 1 丁目 8-4	0898-24-1628	昭 43. 8. 3	無所属	新政会	2
10	上村悦男	野間甲 74-1	0898-23-4184	昭 34. 5. 12	無所属	清風会	2
11	丹下大輔	波止浜 11-73 203 号	0898-43-1250	昭 60. 3. 27	無所属	共生クラブ・権輿会	3
12	壺内和彦	徳重 223-3	0898-31-6334	昭 50. 3. 3	無所属	蒼光会	3
13	森本真博	上徳甲 324-8	0898-43-6635	昭 42. 3. 26	無所属	如水会	3
14	永井隆文	美須賀町 4 丁目 1-44	0898-22-3487	昭 40. 10. 6	公明党	公明党	3
15	松田澄子	四村 300-1	0898-22-3633	昭 26. 6. 29	日本共産党	日本共産党	3
16	達川雄一郎	別名 380-3	0898-22-4444	昭 48. 5. 15	無所属	共生クラブ・権輿会	4
17	羽藤謙司	菊間町浜 681-1	0898-54-2244	昭 31. 10. 29	無所属	新政会	4
18	山岡健一	伯方町木浦甲 3881-2	0897-72-2619	昭 55. 8. 15	無所属	共生クラブ・権輿会	5
19	越智 忍	大西町脇甲 520	0898-53-2261	昭 24. 8. 15	自由民主党	創政会	5
20	渡部 豊	唐子台西 1 丁目 9-13	0898-48-5006	昭 33. 2. 21	公明党	公明党	6
21	谷口芳史	波方町波方甲 1933-22	0898-41-5984	昭 32. 8. 6	公明党	公明党	6
22	藤原秀博	朝倉北甲 139-5	0898-56-1213	昭 24. 10. 23	無所属	清風会	5
23	矢野雄嗣	吉海町八幡 108	0897-84-2951	昭 39. 8. 29	無所属	音輪会	6
24	近藤 博	石井町 1 丁目 1-9	0898-33-1222	昭 25. 4. 14	無所属	創政会	6

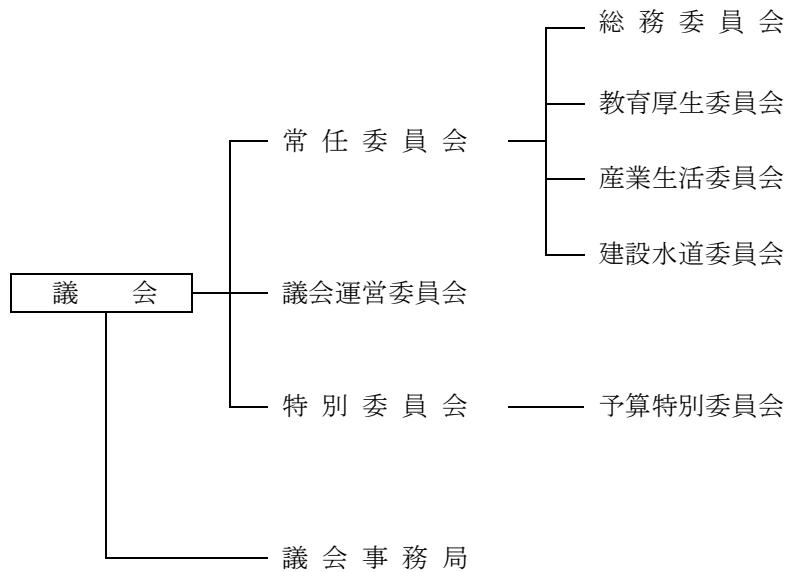
議席	氏名	連絡先	電話番号	生年月日	党派	会派	当選回数
25	森 京典	波方町樋口甲 1228	0898-41-7068	昭 32. 6. 6	無所属	如水会	6
26	平田秀夫	波方町波方甲 2264-19	0898-43-0048	昭 22. 3. 24	無所属	共生クラブ・権輿会	6
27	加藤 明	延喜甲 249-23	0898-33-2883	昭 25. 11. 10	無所属	新政会	6
28	寺井政博	菊間町浜 782	0898-54-2003	昭 27. 1. 13	無所属	如水会	6

歴代正副議長

代順	議長名	就任年月日	退任年月日	代順	副議長名	就任年月日	退任年月日
1	松田敏彦	平 17. 3. 7	平 18. 2. 23	1	平田秀夫	平 17. 3. 7	平 18. 2. 23
2	寺井政博	平 18. 2. 23	平 19. 2. 22	2	近藤 博	平 18. 2. 23	平 19. 2. 22
3	加藤 明	平 19. 2. 22	平 20. 2. 20	3	本宮健次	平 19. 2. 22	平 20. 2. 20
4	白石勝好	平 20. 2. 20	平 21. 2. 19	4	堀田順人	平 20. 2. 20	平 21. 2. 19
5	長橋準治	平 21. 3. 4	平 22. 2. 25	5	井手洋行	平 21. 3. 4	平 22. 2. 25
6	岡田勝利	平 22. 2. 25	平 23. 2. 23	6	松岡一誠	平 22. 2. 25	平 23. 2. 23
7	本宮健次	平 23. 2. 23	平 24. 2. 23	7	渡辺文喜	平 23. 2. 23	平 24. 2. 23
8	堀田順人	平 24. 2. 23	平 25. 2. 19	8	村上泰造	平 24. 2. 23	平 25. 2. 19
9	平田秀夫	平 25. 3. 1	平 26. 2. 24	9	中村卓三	平 25. 3. 1	平 26. 2. 24
10	井手洋行	平 26. 2. 24	平 27. 2. 24	10	越智 豊	平 26. 2. 24	平 27. 2. 24
11	松岡一誠	平 27. 2. 24	平 28. 2. 23	11	石井秀則	平 27. 2. 24	平 28. 2. 23
12	渡辺文喜	平 28. 2. 23	平 29. 2. 19	12	森 京典	平 28. 2. 23	平 29. 2. 19
13	中村卓三	平 29. 2. 28	平 30. 2. 21	13	谷口芳史	平 29. 2. 28	平 30. 2. 21
14	越智 豊	平 30. 2. 21	平 31. 2. 20	14	矢野雄嗣	平 30. 2. 21	平 31. 2. 20
15	森 京典	平 31. 2. 20	令 2. 2. 20	15	藤原秀博	平 31. 2. 20	令 2. 2. 20
16	堀田順人	令 2. 2. 20	令 3. 2. 19	16	木村文広	令 2. 2. 20	令 3. 2. 19
17	近藤 博	令 3. 3. 2	令 4. 2. 21	17	渡部 豊	令 3. 3. 2	令 4. 2. 21
18	矢野雄嗣	令 4. 2. 21	令 5. 2. 21	18	越智 忍	令 4. 2. 21	令 5. 2. 21
19	木村文広	令 5. 2. 21	令 6. 2. 20	19	山岡健一	令 5. 2. 21	令 6. 2. 20
20	藤原秀博	令 6. 2. 20	令 7. 2. 19	20	達川雄一郎	令 6. 2. 20	令 7. 2. 19
21	越智 忍	令 7. 2. 28	令 8. 2. 20	21	丹下大輔	令 7. 2. 28	令 8. 2. 20
22	達川雄一郎	令 8. 2. 20	-	22	壺内和彦	令 8. 2. 20	-

1. 構成

(1) 組織



(2) 議員定数及び党派・会派別議員数

○議員数 条例定数 28人 現員 28人

○党派・会派別議員数

(令和8年4月1日現在)

会派	人数	党派			
		公明党	自由民主党	日本共産党	無所属
公明党	3	3	—	—	—
新政会	4	—	—	—	4
蒼光会	3	—	—	—	3
創政会	5	—	1	—	4
如水会	3	—	—	—	3
共生クラブ・権興会	6	—	—	—	6
日本共産党	1	—	—	1	—
音輪会	1	—	—	—	1
清風会	1	—	—	—	1
直心会	1	—	—	—	1
計	28	3	1	1	23

(3) 年齢別人数と平均年齢

(令和8年4月1日現在)

	30代	40代	50代	60代	70代	計
人数	1	5	6	8	8	28

平均年齢 61.5歳

2. 本会議

開会状況(令和7年1月～令和7年12月)

会議別	会期		会議		付議事件					
			日数	時間	市長提出	議員発議	報告	請願	陳情	その他
定例会	3月	23	5	7:00	51	1	0	0	0	3
	6月	18	5	8:19	17	1	6	1	1	1
	9月	21	5	7:04	16	1	3	0	0	2
	12月	18	5	8:07	31	0	1	1	0	0
	小計	80	20	30:30	115	3	10	2	1	6
臨時会	2月	1	1	1:06	5	2	1	0	0	5
	小計	1	1	1:06	5	2	1	0	0	5
合計	81	21	31:36	120	5	11	2	1	11	

3. 常任委員会

(1) 名称、定数及び所管事項

(令和8年4月1日現在)

名称	定数	所管事項
総務委員会	7	市長公室（交通対策、防災対策及び危機管理に関する事項を除く。）、総務部、総合政策部、出納室、市議会事務局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の各所管事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
教育厚生委員会	7	健康福祉部、子ども未来部、福祉事務所及び教育委員会の各所管事項
産業生活委員会	7	市長公室（交通対策、防災対策及び危機管理に関する事項に限る。）、地域振興部、市民環境部、産業部、消防本部、消防署及び農業委員会の各所管事項
建設水道委員会	7	建設部及び上下水道部の各所管事項

(2)開会状況(令和7年1月～令和7年12月)

委員会名	会議日数			会議時間		
	委員会	委員協議会	計	委員会	委員協議会	計
総務委員会	7	4	11	4:48	3:22	8:10
教育厚生委員会	7	4	11	6:25	2:53	9:18
産業環境委員会	7	4	11	5:24	2:19	7:43
建設水道委員会	8	4	12	9:30	4:33	14:03
計	29	16	45	26:07	13:07	39:14

4. 議会運営委員会

(1)定数及び所管事項

定数	所管事項
7	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項

(2)開会状況(令和7年1月～令和7年12月)

会議日数(回数)		会議時間	
委員会	計	委員会	計
13(13)	13(13)	11:25	11:25

5. 特別委員会

(1) 名称、定数及び付託事項

名 称	定数	付 託 事 項	設置年月日
予 算 特 別 委 員 会	13	予算に関する事項	令和 7. 2. 28 設置
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会	9	1 議会活性化に関する事項 2 議会の広報及び広聴に関する事項	令和 7. 6. 17 設置 令和 8. 2. 20 消滅
人 口 問 題 対 策 特 別 委 員 会	9	1 人口定常化に関する事項 2 辺地総合整備計画及び過疎地域持続的発展計画に関する事項 3 地域公共交通の維持確保に関する事項 4 地域医療に関する事項	令和 7. 6. 17 設置 令和 8. 2. 20 消滅
魅 力 都 市 創 生 特 別 委 員 会	9	1 中心市街地等の公共施設・公共空間等の再編に関する事項 2 スポーツによる魅力増進と健康推進に関する事項	令和 7. 6. 17 設置 令和 8. 2. 20 消滅
決 算 特 別 委 員 会	13	令和 6 年度今治市一般・特別各会計及び令和 6 年度今治市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、下水道事業の会計の決算に関する議案の審査	令和 7. 9. 22 設置 令和 7. 12. 2 消滅

(2) 開会状況(令和 7 年 1 月～ 令和 7 年 12 月)

委 員 会 名	会 議 日 数			会 議 時 間		
	委員会	委員協議会	計	委員会	委員協議会	計
予 算 特 別 委 員 会	10	—	10	21 : 29	—	21 : 29
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会	12	1	13	3 : 13	0 : 09	3 : 22
人 口 問 題 対 策 特 別 委 員 会	5	1	6	2 : 54	0 : 05	2 : 59
魅 力 都 市 創 生 特 別 委 員 会	5	3	10	5 : 16	1 : 37	6 : 53
決 算 特 別 委 員 会	4	—	4	12 : 27	—	12 : 27
計	36	5	40	45 : 19	1 : 51	47 : 10

6. その他の会(令和 7 年 1 月～ 令和 7 年 12 月)

会 議 名	会 議 日 数	会 議 時 間
議 員 協 議 会	4	2:05

7. 請願・陳情の状況(令和7年1月～令和7年12月)

(1) 請願

付託委員会 区 分	総 務	教育厚生	産業環境	建設水道	計
前年から 継続中のもの	-	-	-	-	-
今年受理分	1	1	-	-	2
採 択	-	-	-	-	-
不 採 択	1	1	-	-	2
撤 回	-	-	-	-	-
審 議 未 了	-	-	-	-	-
翌年へ繰越	-	-	-	-	-

(2) 陳情

付託委員会 区 分	総 務	教育厚生	産業環境	建設水道	計
前年から 継続中のもの	-	-	-	-	-
今年受理分	1	-	-	-	1
採 択	-	-	-	-	-
不 採 択	1	-	-	-	1
撤 回	-	-	-	-	-
審 議 未 了	-	-	-	-	-
審 査 終 了	-	-	-	-	-
翌年へ繰越	-	-	-	-	-

8. 議員報酬等

(1) 報酬・期末手当

区 分	報 酬	期 末 手 当	
		6 月	12 月
議 長	601,000 円	175/100	175/100
副 議 長	544,000 円		
議 員	506,000 円		

(2) 視察旅費

区 分	1 人 当 ・ 年 額	宿 泊 費 ・ 雑 費
一 般 行 政	170,000 円	宿泊費 27,000 円 (区分：東京都) 宿泊手当 2,400 円/1泊
常 任 委 員 会	120,000 円	
特 別 委 員 会	120,000 円	
議 会 運 営 委 員 会	120,000 円	

(ア) 宿泊費に夕食代や朝食代が含まれている場合、1食につき宿泊手当から3分の1ずつ減じた額を支給する。

(3) 政務活動費

会派又は議員に支給 1人年額 360,000円

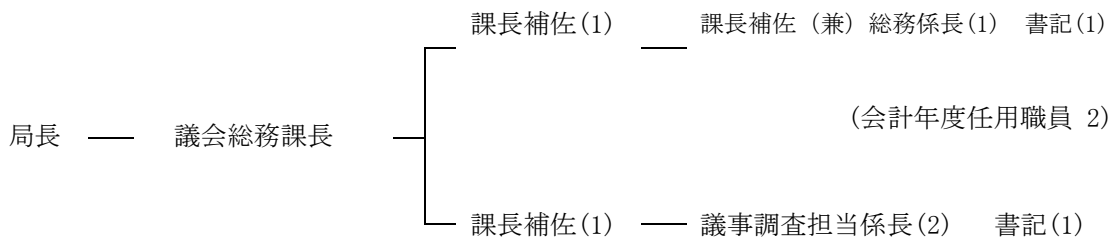
(4) 議員報酬の推移

適用年月日	区 分		
	議 長	副 議 長	議 員
平成 17. 1. 16	588,000円	532,000円	495,000円
平成 18. 4. 1	586,000円	530,000円	493,000円
平成 21. 12. 1	585,000円	529,000円	492,000円
令和 8. 4. 1	601,000円	544,000円	506,000円

9. 議会事務局

(1) 定 数 10人

(2) 機 構 (現員9人)



10. 議会費予算

(単位：千円・%)

区 分	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算	構成比	当初予算	構成比	増減額	増減率
報 酬	175,698	41.7	170,722	42.3	4,976	2.9
給 料	40,878	9.7	38,560	9.5	2,318	6.0
職 員 手 当 等	88,657	21.1	84,358	20.9	4,299	5.1
共 済 費	57,928	13.8	59,108	14.6	△1,180	△2.0
報 償 費	356	0.1	250	0.1	106	42.4
旅 費	21,440	5.1	17,600	4.4	3,840	21.8
交 際 費	960	0.2	960	0.2	0	0.0
需 用 費	9,766	2.3	9,766	2.4	0	0.0
役 務 費	2,178	0.5	2,128	0.5	50	2.3
委 託 料	6,681	1.6	6,614	1.6	67	1.0
使用料及び賃借料	2,000	0.5	2,317	0.6	△317	△13.7
備 品 購 入 費	2,820	0.7	70	0	2,750	3928.6
負担金補助及び交付金	11,608	2.8	11,374	2.8	234	2.1
合 計	420,970	100	403,827	100	17,143	4.2

11. 刊行物

(1) 会議録

ア 委託先

株式会社大和速記情報センター

イ 印刷

76部、A4判、写植印刷、1行42字1頁34行横書

ウ 配布先

議員、部長以上及び支所長、会議録交換市

エ 予算(令和8年度)

会議録作成委託料 4,326千円

(2) 市議会だより

ア 作成

定例会終了後、議会運営委員会において原稿を作成し、翌々月1日に発行

イ 印刷

年4回、63,200部、オフセット印刷、A4判、縦組、12ページ

ウ 掲載内容

提出議案の概要と審議結果、質疑、一般質問、請願、陳情の審議結果

エ 配布

自治会を通じ各戸配布

オ 予算(令和8年度)

8,000千円

(3) その他

区分	発行回数	部数	配布先・掲載先
議会要覧	4年に1回	70	議員
市政概要	年1回	—	ホームページ

12. ホームページ

(1) 委託先

株式会社マジカルサイト

(2) 掲載内容

会議日程、提出議案及び審議結果一覧、質疑・質問通告者一覧、可決した意見書・決議書、議員名簿、請願・陳情提出方法、傍聴案内、市議会だより等。また、本会議及び委員会の会議録検索も可能。

(3) 予算(令和8年度)

ホームページ制作・運営維持委託料 330 千円

(4) アクセス数

月平均 1,978 件程度(令和7年度)

13. 本会議インターネット中継

(1) 委託先

今治シーエーティーブイ株式会社

(2) 内容

今治シーエーティーブイ株式会社が行っている、年4回の定例会及び臨時会(議会役員人事案件を除く)中継映像を変換し、映像ライブ配信サービス YouTube にアップロードする。市議会のライブ中継が視聴できるほか、中継後は、同サービスの仕様に従い録画映像が保存され、配信後翌々月末まで視聴できる。

(3) 予算(令和8年度)

本会議インターネット中継委託料 660 千円

14. 会議録検索システム

(1) 委託先

株式会社大和速記情報センター

(2) 特徴

ASPを利用した、安価で保守管理が容易なシステム。庁内LAN及びインターネットホームページから検索が可能。

(3) 予算(令和8年度)

会議録検索システム管理運営委託料 545 千円

15. 行政視察来市状況

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年	団体数	—	3	—	7	6	—	21	11	—	4	2	—	57 団体
	人数	—	36	—	29	34	—	188	70	—	27	15	—	399 人
令和2年	団体数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1 団体
	人数	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3 人
令和3年	団体数	—	—	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	4 団体
	人数	—	—	—	7	—	—	1	14	—	—	—	—	22 人
令和4年	団体数	—	—	—	1	—	2	16	10	—	3	1	—	33 団体
	人数	—	—	—	10	—	17	156	56	—	33	13	—	285 人
令和5年	団体数	—	5	—	14	5	—	12	5	—	8	—	—	49 団体
	人数	—	43	—	81	31	—	110	30	—	64	—	—	359 人
令和6年	団体数	1	2	—	14	2	—	7	5	—	7	—	—	38 団体
	人数	9	9	—	119	8	—	56	35	—	45	—	—	281 人
令和7年	団体数	—	1	—	5	5	—	9	4	—	10	1	—	35 団体
	人数	—	11	—	20	46	—	92	38	—	66	8	—	281 人

16. 議会関係各室一覧

室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
議場	352.70	議員控室(1)	25.30
正副議長室	50.60	議員控室(2)	25.30
議長応接室	50.60	議員控室(3)	25.30
第1議員応接室	25.30	議員控室(4)	25.30
第2議員応接室	25.30	議員控室(5)	25.30
第3議員応接室	25.30	議員控室(6)	25.30
局長室	25.30	議員控室(7)	25.30
事務室	75.90	議員控室(8)	25.30
議員協議会室	129.18	議員控室(9)	25.30
第1委員会室	64.59	議員控室(10)	25.30
第2委員会室	64.59	教養室・議会図書室	50.60
		合計	1,192.96

議会図書室

行政参考図書・一般教養図書など約950冊を蔵書するほか雑誌資料等も整理保存している。

議会関係各室配置図

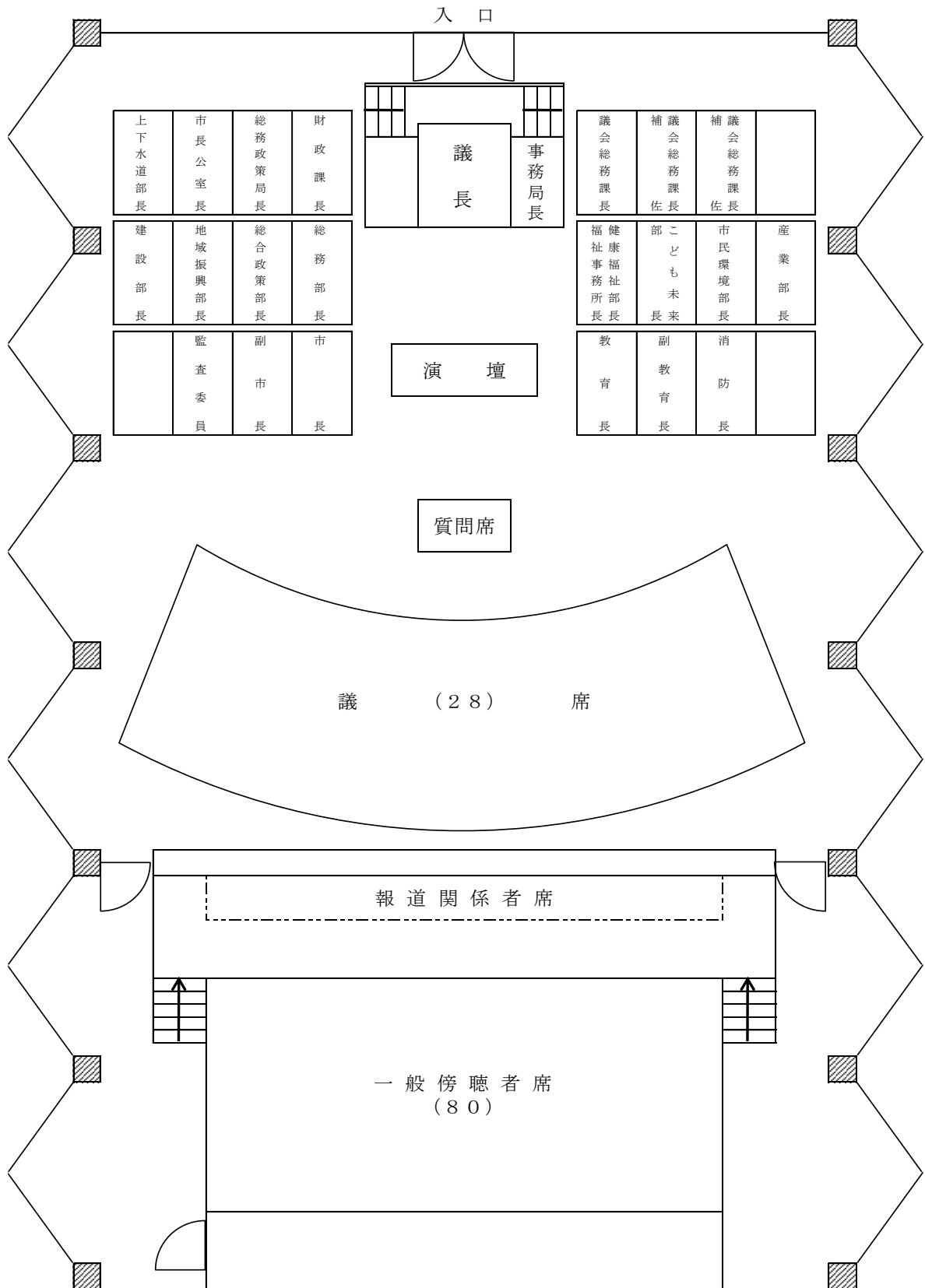
(本館 3 階)

	議長 応接室	第1議員 応接室	第2議員 応接室	第3議員 応接室	印刷製本室 給湯調度室	W ・ C	議員 控室	議員 控室	議員 控室	議員 控室	議員 控室	議員 控室
階												
段												
廊 下 別館→												
	正副 議長室	局 長 室	事 務 室				議員 控室	議員 控室	議員 控室	議員 控室	議 会 図 書 室	教 養 室
階												
段												

(第1別館 3階)

第 1 委 員 会 室				第 2 委 員 会 室			
←本館 廊 下 第2別館→							
議 員 協				議 会 室			

議場見取図



総務編



(今治市役所 撮影：北村徹)

行 政

歴代市長

代順	市長名	就任年月日	退任年月日
1	越 智 忍	平成 17. 2. 20	平成 21. 2. 19
2	菅 良 二	平成 21. 2. 20	平成 25. 2. 19
3	菅 良 二	平成 25. 2. 20	平成 29. 2. 19
4	菅 良 二	平成 29. 2. 20	令和 3. 2. 19
5	徳 永 繁 樹	令和 3. 2. 20	令和 7. 2. 19
6	徳 永 繁 樹	令和 7. 2. 20	

歴代副市長

代順	副市長名	就任年月日	退任年月日
1	藤 原 明 生	(助役 平成 17. 3. 29) 平成 19. 4. 1	平成 21. 2. 19
2	廣 川 匡	平成 20. 3. 28	平成 21. 2. 19
3	長 野 和 幸	平成 21. 3. 5	平成 25. 3. 4
4	長 野 和 幸	平成 25. 3. 5	平成 29. 2. 28
5	越 智 博	平成 29. 3. 1	令和 3. 2. 19
6	土 居 忠 博	令和 3. 3. 2	令和 7. 3. 1
7	土 居 忠 博	令和 7. 3. 2	

第3別館 南大門町2-5-1

4 F	青少年センター 生涯学習課 視聴覚ライブラリー	341会議室
3 F	学校給食課 今治市教育研究所 331会議室	321会議室 教育長室 副教育長室 教育政策局長 教育政策室 教育大綱推進課 学校教育課
2 F	311会議室 文化財整理室	自衛隊今治事務所 今治市国際交流協会
1 F	311会議室	

今治市別宮町1-4-1
第1別館

10 F	101会議室 交通政策課 地域振興課 移住定住政策室 地域政策局長 建設政策局長 191会議室	10 F	都市政策課 都市政策局長 建設課 営繕室 291会議室
9 F	高速道路推進室 道路課 建設政策調整室 広域幹線推進室 建設政策局長 181会議室	9 F	維持管理課 監査委員室 監査委員事務局 291会議室
8 F	今治市土地改良区 河川水利室 農業土木課 農委事務局 181会議室 入札室	8 F	電話交換室 生活環境室 環境政策課 市民環境部長室 市民環境政策局長 市民参画課 市民啓発室 多文化・共生社会推進室
7 F	農林水産課 林業科 水産課 MICE施設整備推進室 海都市今治推進課 産業政策局長 産業部長室	7 F	契約課 工事検査室 技術管理室 271会議室 研究室 T.I.T.推進課 地域商社戦略室
6 F	交流推進課 観光課 交流推進課 サイクルシェア推進課 文化振興課 文化財保存活用室 スポーツ振興課	6 F	交流振興局長 健康福祉政策局長 健康福祉部長室 健康福祉課 魅力都市創生課 261会議室 総合政策部長室 企画政策局長 市民が真ん中課 合同庁舎整備室
5 F	相談室 健康福祉課 健康福祉部長室 健康福祉課 保育幼推課	5 F	福祉政策課 健康福祉政策局長 健康福祉部長室 健康福祉課 上下水道部長室 上下水道政策局長 下水道業務課 下水道工務課
4 F	相談室 こども未来政策局長 こども未来部長室	4 F	水道総務課 水道資源対策室 水道工務課 水道お客さまセンター ネウボラ拠点施設整備課 ネウボラ推進課 ネウボラ推進センター 面談室 母乳室、おむつ交換台

附属棟

3 F	災害対策本部室
2 F	維持管理課分室 職員組合
1 F	水道お客さまセンター

3 F	議会議場 議長応接室 議員応接室 議長副議長室 事務局長室 議会議務課	3 F	議員協議会 議員協議会 議員協議会 議員協議会 議員協議会 議員協議会
2 F	議会議場 庁議室 副市長室 秘書広報課 特別応接室 市長室	2 F	納税課 債権管理室 出納室 市民が真ん中相談センター
1 F	市民課 行政情報コーナー 玄関案内所	1 F	伊予銀行出張所 ロビー ATMコーナー くらしの相談支援室 消費生活センター 市民が真ん中相談センター

朝倉支所 (朝倉北甲 397)

1F	住民サービス課
----	---------

朝倉公民館 (朝倉北甲 393)

1F	地域教育課
----	-------

玉川支所 (玉川町三反地甲 10-1)

1F	住民サービス課
----	---------

玉川公民館 (玉川町三反地甲 10-1)

1F	地域教育課
----	-------

波方支所・波方公民館 (波方町樋口甲 253)

1F	住民サービス課	地域教育課
----	---------	-------

大西支所 (大西町宮脇甲 506-1)

1F	住民サービス課
----	---------

大西公民館 (大西町宮脇甲 506-1)

1F	地域教育課
----	-------

菊間支所・菊間公民館 (菊間町浜 840)

1F	住民サービス課	地域教育課
----	---------	-------

吉海支所 (吉海町八幡 137)

1F	住民サービス課	地域教育課
----	---------	-------

宮窪支所 (宮窪町宮窪 2668)

1F	住民サービス課
----	---------

宮窪公民館 (宮窪町宮窪 2669)

1F	地域教育課
----	-------

伯方支所 (伯方町叶浦甲 1668-34)

1F	住民サービス課
----	---------

伯方公民館 (伯方町木浦甲 1235 番地 1)

1F	地域教育課
----	-------

上浦支所本館 (上浦町井口 6605)

1F	住民サービス課
----	---------

上浦支所新館

1F	地域教育課
----	-------

大三島支所 (大三島町宮浦 5708)

1F	住民サービス課
----	---------

大三島公民館 (大三島町宮浦 5708)

1F	地域教育課
----	-------

関前支所 (関前岡村甲 732)

1F	住民サービス課
----	---------

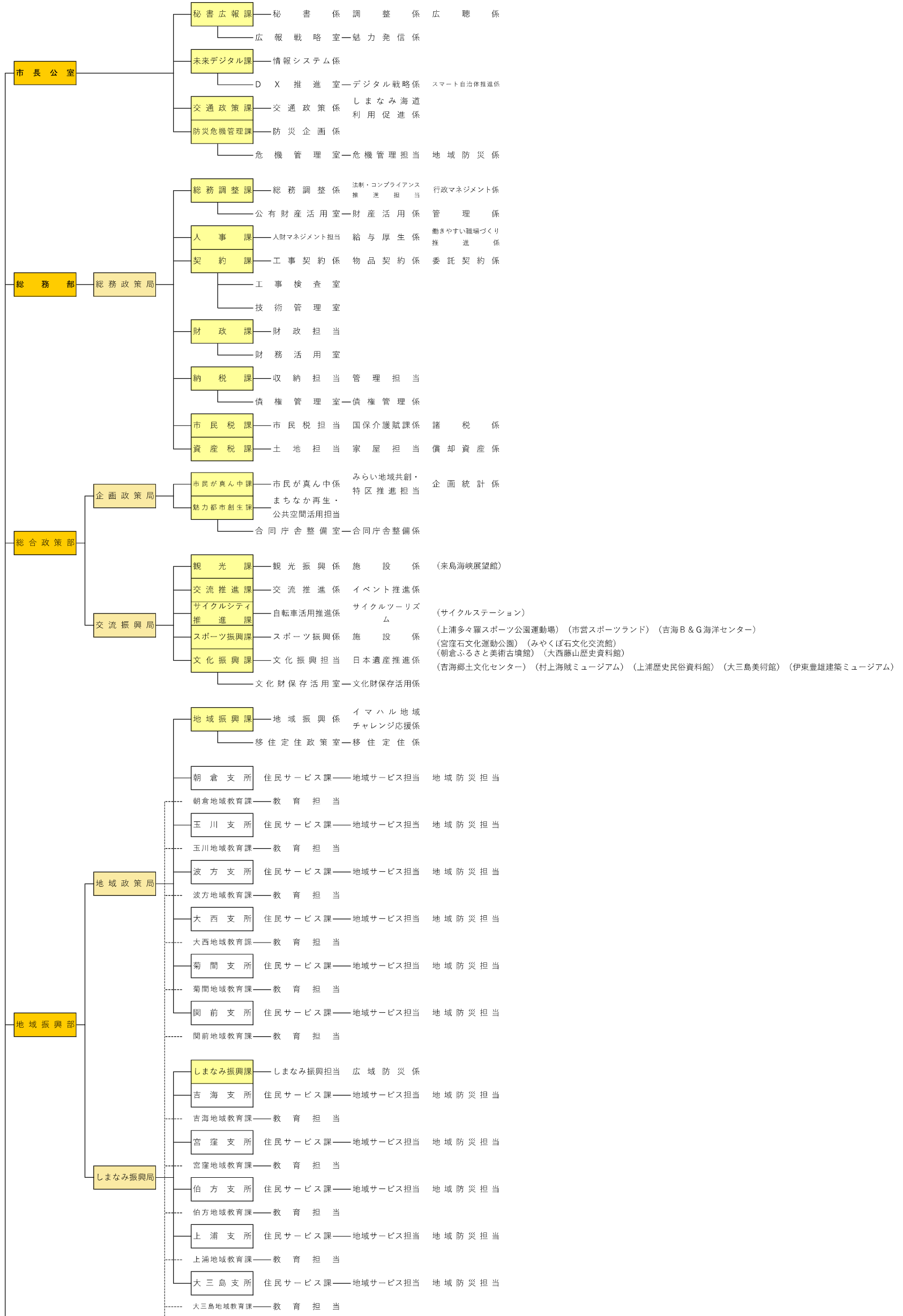
関前開発総合センター (関前岡村甲 2-5)

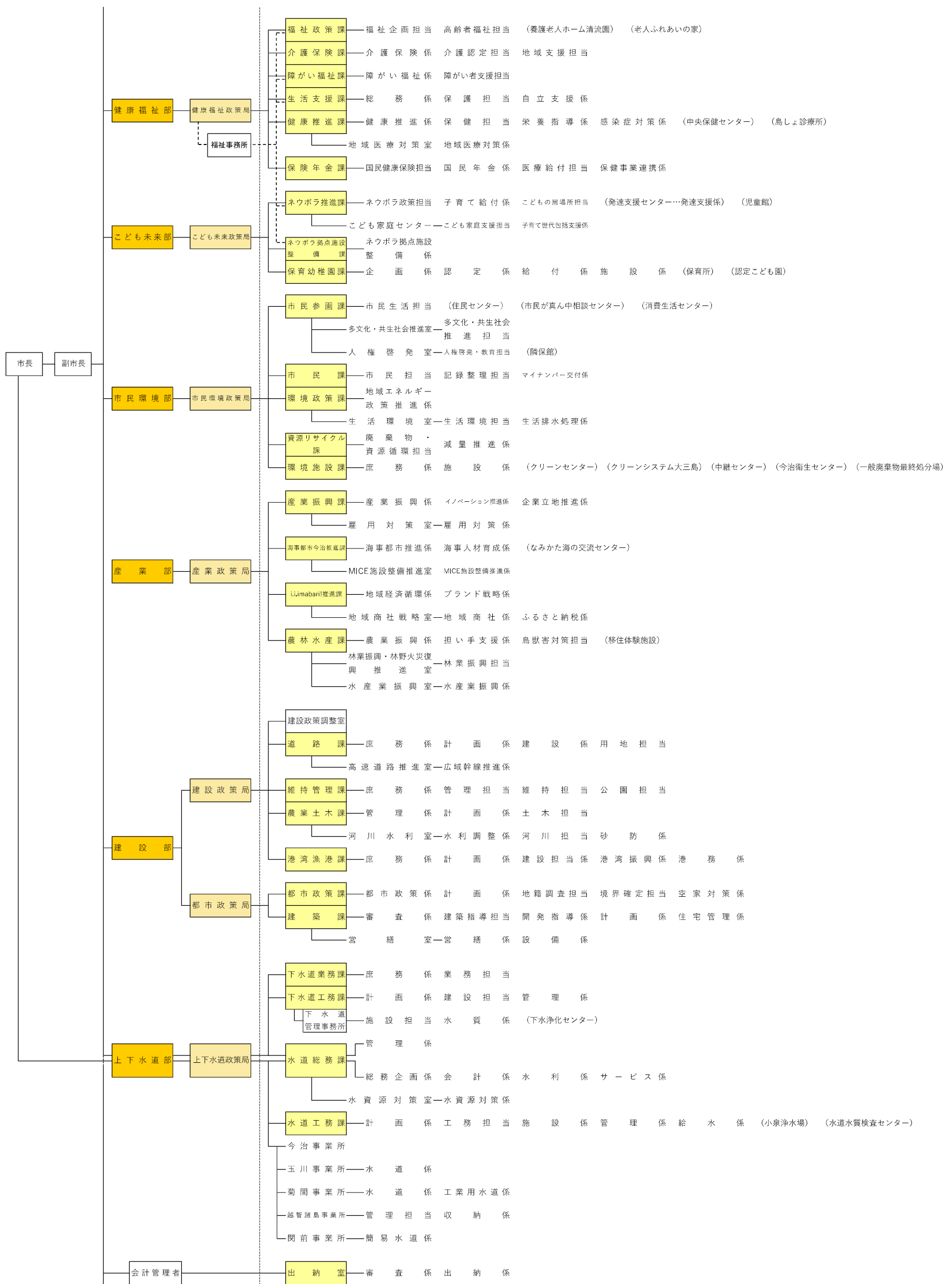
1F	地域教育課
----	-------

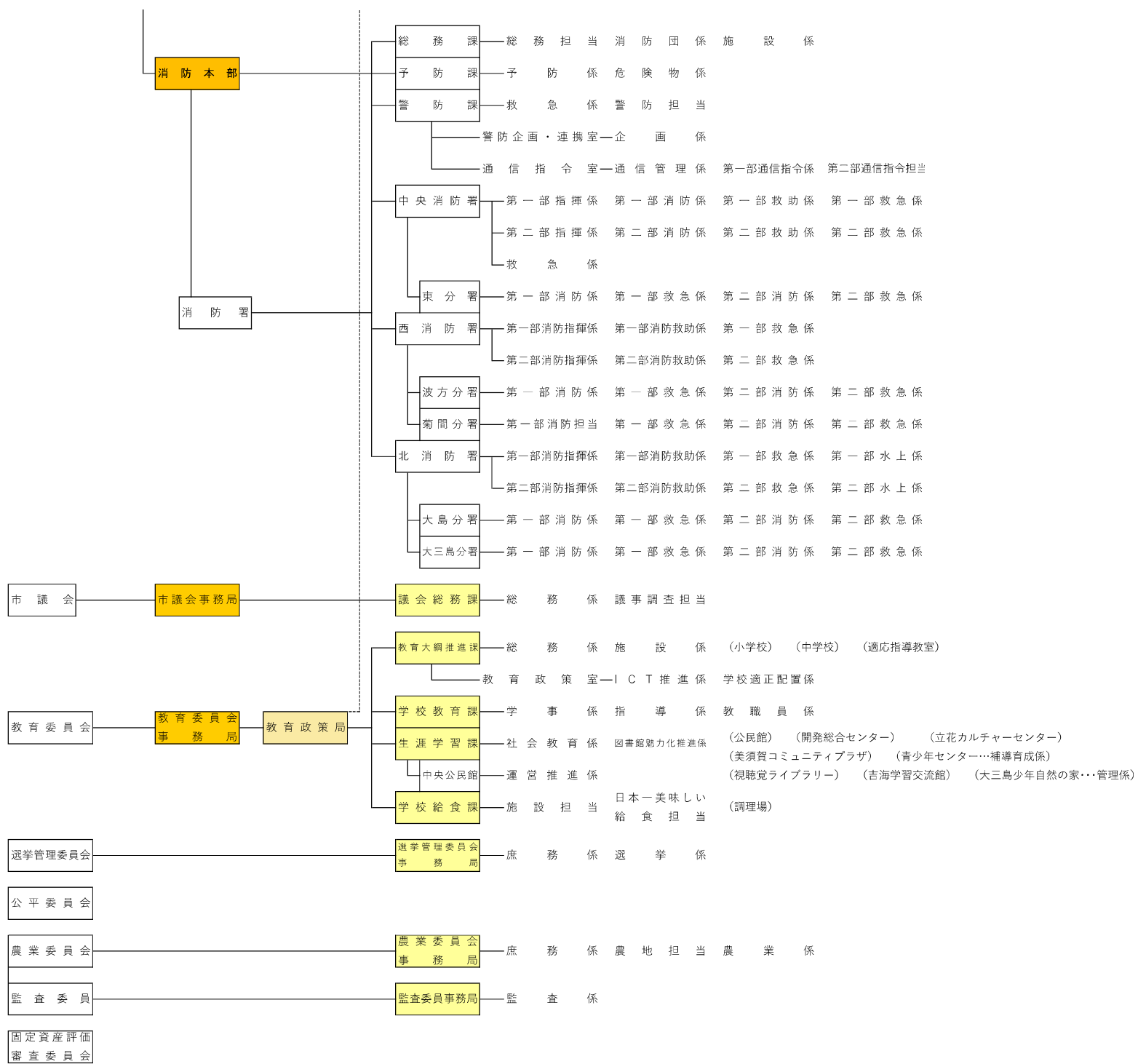
今治市行政組織図（令和8年度）

部及び市長公室は ■ 局は □ 課は ▭

() 内は、行政組織規則における出先機関、教育委員会事務局処務規則における教育機関等及び公営企業処務規程における出先機関
ただし、主幹を置く出先機関等については、課の下段に記載している。
福祉事務所、選挙管理委員会、農業委員会の分室は、すべての支所に分室が所在しているため記載を省略する。







3. 職員数

(令和8年4月1日現在)

部 局 別	定 数	現 員	女性職員 (内数)
市 長	1,338人	949人	354人
議 会	10人	9人	3人
選挙管理委員会	4人	4人	0人
監 査 委 員	5人	5人	1人
公 平 委 員 会	2人	0人	0人
農 業 委 員 会	7人	7人	1人
教 育 委 員 会	200人	89人	24人
消 防	222人	215人	7人
公 営 企 業	57人	34人	4人
計	1,845人	1,312人	394人

4. 給料・報酬等

(1)一般職員給料調

(令和8年4月1日現在)

区 分	人員(人)	平均給料(円)	最高給料(円)	最低給料(円)	構成比
部 次 長 級	34	459,989	494,100	441,100	2.6%
本 庁 課 長 級	80	421,015	444,539	413,500	6.1%
支 所 課 長	20	404,310	408,600	394,000	1.5%
課 長 補 佐	229	400,301	439,810	309,800	17.5%
係 長	305	371,330	419,484	276,300	23.2%
一般職員(役職なし)	626	278,525	423,811	203,600	47.7%
技 能 労 務 職	18	316,750	370,800	217,300	1.4%
合 計	1,312	337,187	494,100	203,600	

※全職員平均年齢 43.1歳 令和7年4月1日時点のラスパイレス指数 96.4

(2)職員初任給 (行一)

(令和8年4月1日現在)

学 歴	級	号 給	給 料 月 額
高 校 卒	1	7	203,600円
短 大 卒	1	17	219,400円
大 学 卒	1	27	235,000円

(3)特別職の給与

(令和8年4月1日現在)

区 分	給 料 額	適 用 年 月 日
市 長	1,009,000 円	R8. 4. 1
副 市 長	830,000 円	〃
監 査 委 員	481,000 円	〃
固 定 資 産 評 価 員	192,000 円	H17. 1. 16
教 育 長	688,000 円	R8. 4. 1

(4)特別職の報酬

(令和8年4月1日現在)

区 分	支出区分	報 酬 額	適 用 年 月 日
教 育 委 員 会 委 員	月 額	102,500 円	H18. 4. 1
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	〃	51,900 円	〃
同 委 員	〃	41,400 円	〃
監 査 委 員 (議選)	〃	34,100 円	〃
公 平 委 員 会 委 員	日 額	13,800 円	H17. 1. 16
農 業 委 員 会 会 長	月 額	51,900 円	H18. 4. 1
同 会 長 職 務 代 理	〃	41,400 円	〃
同 委 員	〃	33,600 円	〃
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	〃	26,900 円	H29. 7. 20
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額	9,900 円	H17. 1. 16
附 属 機 関 の 委 員 等	〃	6,700 円	〃
専 門 委 員	〃	6,700 円	〃
選 挙 長	〃	14,300 円	〃
投 票 管 理 者	〃	14,200 円	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	〃	12,600 円	〃
投 票 所 の 投 票 立 会 人	投票時間の全時間	1 回につき	13,000 円
	投票時間の2分の1	〃	6,500 円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	投票時間の全時間	〃	11,500 円
	投票時間の2分の1	〃	5,800 円
開 票 管 理 者	1 回 の 選 挙 に つ き	12,500 円	〃
開 票 立 会 人	〃	11,300 円	〃
選 挙 立 会 人	日 額	11,300 円	〃

(5) 宿泊費基準額及び宿泊手当

(令和8年4月1日現在)

区 分	宿泊費基準額 (1夜につき)	宿 泊 手 当 (1夜につき)
市 長 等	27,000 円	2,400 円
上記以外の職員	21,000 円	

※宿泊費基準額は都道府県によって金額が異なり、東京都を例に記載。

5. 附属機関

(1) 附属機関(今治市執行機関の附属機関設置条例掲載分)

(令和8年4月1日現在)

附 属 機 関	構成の数の定限	任 期
今 治 市 総 合 計 画 審 議 会	20 人	
今 治 市 国 土 利 用 計 画 審 議 会	20 人	2 年
今 治 市 住 居 表 示 審 議 会	15 人	
今 治 市 行 政 改 革 推 進 審 議 会	12 人	2 年
今 治 市 健 康 づ くり 施 策 推 進 審 議 会	15 人	2 年
今 治 市 老 人 ホ ー ム 入 所 判 定 委 員 会	7 人	2 年
今 治 市 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 協 議 会	15 人	2 年
今 治 市 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 拠 点 等 整 備 事 業 者 選 定 審 議 会	5 人	2 年
今 治 市 廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会	20 人	2 年
今 治 環 境 パ ー ト ナ ー シ ッ プ 会 議	16 人	2 年
今 治 市 野 間 馬 保 存 管 理 審 議 会	10 人	2 年
今 治 市 水 道 施 設 整 備 検 討 審 議 会	10 人	
今 治 市 水 道 事 業 経 営 審 議 会	10 人	3 年
今 治 市 ご み 処 理 施 設 整 備 検 討 審 議 会	10 人	
今 治 市 い じ め 問 題 再 調 査 委 員 会	5 人	2 年
今 治 市 地 域 福 祉 計 画 審 議 会	16 人	2 年
今 治 市 空 家 等 対 策 委 員 会	10 人	2 年
今 治 市 行 政 不 服 審 査 会	3 人	3 年
今 治 市 自 殺 対 策 計 画 審 議 会	10 人	
今 治 市 市 民 が 真 ん 中 検 討 委 員 会	10 人	2 年
今 治 市 中 心 市 街 地 創 生 デ ザ イン 会 議	15 人	2 年
今 治 市 総 合 戦 略 推 進 会 議	20 人	
今 治 市 デ ジ タ ル 戦 略 会 議	10 人	2 年
今 治 市 海 事 都 市 推 進 会 議	20 人	
今 治 市 下 水 道 事 業 審 議 会	10 人	3 年
今 治 市 ネ ウ ボ ラ 拠 点 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業 者 選 定 委 員 会	7 人	
今 治 市 都 市 モ ビ リ テ ィ 計 画 審 議 会	8 人	
今 治 市 合 同 庁 舎 整 備 検 討 審 議 会	10 人	
今 治 市 学 校 給 食 運 営 審 議 会	20 人	2 年
今 治 市 学 校 給 食 調 理 場 調 理 洗 浄 業 務 等 受 託 事 業 者 選 定 審 議 会	5 人	2 年
今 治 市 通 学 区 域 調 整 審 議 会	20 人	2 年
今 治 市 立 花 カ ル チ ャ ー セ ン タ ー 運 営 審 議 会	12 人	2 年
今 治 市 美 須 賀 コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ザ 運 営 審 議 会	12 人	2 年
今 治 市 開 発 総 合 セ ン タ ー 運 営 審 議 会	12 人	2 年

今 治 市 吉 海 学 習 交 流 館 運 営 審 議 会	12 人	2 年
今 治 市 図 書 館 運 営 審 議 会	15 人	2 年
今 治 市 い じ め 防 止 対 策 委 員 会	5 人	2 年
今 治 市 小 中 学 校 空 調 設 備 検 討 審 議 会	5 人	

※表に任期の定めのない附属機関の委員にあつては、必要の都度、執行機関の長が委嘱し、当該附属機関の審議等が終了したときに、解職されるものとする。

広 報 活 動

1. 刊行物

《広報いまばり》

- ・ 創刊年月日 平成 17 年 2 月 1 日
- ・ 発 行 本 紙 月 1 回(1 日発行) 63,000 部
※平成 27 年 10 月から月 1 回(1 日発行)
地区版 月 1 回(1 日発行) 20,450 部
- ・ 規 格 A4 判
- ・ 配 布 市内全域へ自治会などを通じ配布
- ・ 予 算 (令和 8 年度) 53,371 千円

《市勢概要》

- ・ 目 的 今治市の歴史、文化、産業、市政の基本方針などの概要を写真などを用いて紹介し、市政の推進に役立てるため発行する。
- ・ 規 格 A4 判 全ページカラー
- ・ 予 算 (令和 8 年度) 1,100 千円

2. ホームページ広報

- ・ 目 的 インターネットに市のホームページを開設し、今治市の情報を市内外に、広く広報しようとするもの。
- ・ 予 算 (令和 8 年度) 保守 4,851 千円、改修 1,980 千円
- ・ 令和 7 年度アクセス数 1,249,364 件

3. コミュニティ FM による市政情報提供

- ・ 目 的 FM ラジオを使用し、市政に関する情報を提供する。
- ・ 方 法 今治市を放送範囲としているコミュニティ放送(FM ラジオバリバリ 78.9MHz)で「今治市民の広場」は毎日 3 回放送(15 分番組)。
「こんにちは市役所です」は毎週 2 回放送(15 分番組)。
- ・ 予 算 (令和 8 年度) 9,612 千円

4. 市政ビデオ、市政広報番組（CATV）

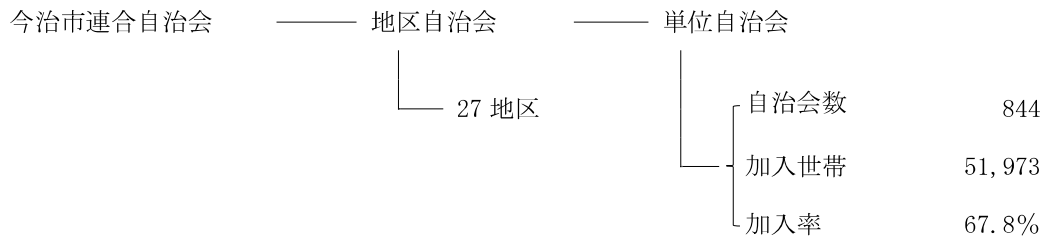
- ・目的 今治市で実施予定の重要施策やイベント等の記録映像を作成し、市民一人一人が市の魅力を再確認し、また、広く市内外に魅力を発信する広報ツールとして活用することを目的とする。年1回の年度ハイライトビデオを制作。また、目的に沿った独自の番組を作成し、放送する。
- ・予算 (令和8年度) 2,200千円

5. 市政広報番組（地上デジタル放送）

- ・目的 幅広い視聴者層（特にインターネットやSNSを利用しない層）を持つ民間放送局を活用し、リアルタイムな今治市政情報を発信することで、市民には市政の動きを正確に迅速に伝え、市外居住者には移住定住人口・交流人口・関係人口の増加を図るプロモーション施策として展開する。
- ・方法 週2回放送（再放送含む）。その他独自事業あり。
- ・予算 (令和8年度) 24,926千円

6. 自治会

《組織状況》



《連合自治会の事業》

親睦イベント活動、防犯・防災・交通安全活動、防犯灯の設置・管理等、環境美化活動、広報活動の推進、社会福祉事業の推進(日赤運動、共同募金、歳末たすけあい運動)など

《市交付金》

令和7年度 34,280千円

広 聴 活 動

1. 市長へのメール、手紙、意見箱など

- ・ 目 的 市長へのメールや手紙、意見箱などから市民の意見や提言を直接受信し、それらの生の声を市政へ反映するために実施。意見や問い合わせには、分かりやすい返信に努めている。

- ・ 市長へのメール

<https://www.city.imabari.ehime.jp/mayor/form/mail.html>

- ・ お問い合わせメール

<https://www.city.imabari.ehime.jp/contact/mail.html>

2. 市民相談

弱者保護の一助として、市民相談員、消費生活相談員、母子父子自立支援員、家庭児童相談員、ヤングケアラーコーディネーター及び女性相談支援員による各種の相談窓口を設け、複雑化した市民生活に対応している。

(令和7年4月～令和8年3月)

名 称	件 数
市 民 相 談	4,714
女 性 相 談	498
母子・父子相談	397
家庭児童相談	433
法 律 相 談	133

(消費生活相談 635 市民相談 4,079)

財 政

1. 令和8年度当初予算総括表

(単位：千円・%)

区 分		令和8年度		令和7年度		比較増減額
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
一 般 会 計		85,300,000	68.0%	81,300,000	66.9%	4,000,000
特 別 会 計	用 地 取 得	1,000	0.0%	1,000	0.0%	0
	墓 園 事 業	47,200	0.0%	51,700	0.0%	△4,500
	船 舶 交 通	293,700	0.2%	272,500	0.2%	21,200
	港 湾 事 業	417,000	0.3%	444,000	0.4%	△27,000
	鉦泉供給事業	11,900	0.0%	11,800	0.0%	100
	駐 車 場	11,100	0.0%	11,500	0.0%	△400
	国民健康保険	16,064,000	12.8%	17,059,000	14.1%	△995,000
	後期高齢者医療	3,818,000	3.1%	3,224,000	2.7%	594,000
	介 護 保 険	19,495,000	15.6%	19,100,000	15.7%	395,000
	小 計	40,158,900	32.0%	40,175,500	33.1%	△16,600
合 計		125,458,900	100.0%	121,475,500	100.0%	3,983,400

(単位：千円)

区 分		令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	比較増減額
水道事業会計	水道事業収益	4,079,000	3,892,000	187,000
	水道事業費用	3,936,000	3,813,000	123,000
	資本的収入	729,000	807,000	△78,000
	資本的支出	2,410,000	3,019,000	△609,000
簡易水道 事業会計	簡易水道事業収益	96,800	102,300	△5,500
	簡易水道事業費用	100,800	103,700	△2,900
	資本的収入	30,400	30,200	200
	資本的支出	51,800	49,900	1,900
工業用水道 事業会計	工業用水道事業収益	305,600	299,900	5,700
	工業用水道事業費用	227,400	203,500	23,900
	資本的収入	76,200	6,500	69,700
	資本的支出	553,000	173,900	379,100
下 水 道 事 業 会 計	下水道事業収益	6,298,000	6,245,000	53,000
	下水道事業費用	6,271,000	6,239,000	32,000
	資本的収入	3,707,000	2,683,000	1,024,000
	資本的支出	5,186,000	4,117,000	1,069,000

2. 一般会計款別予算額調

(1)歳入

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度		令和7年度		比較増減額
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
1. 市 税	24,073,000	28.2%	22,063,700	27.1%	2,009,300
2. 地 方 譲 与 税	544,000	0.6%	566,000	0.7%	△22,000
3. 利 子 割 交 付 金	60,000	0.1%	24,000	0.0%	36,000
4. 配 当 割 交 付 金	165,000	0.2%	119,000	0.1%	46,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	240,000	0.3%	120,000	0.2%	120,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	430,000	0.5%	428,000	0.5%	2,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	4,600,000	5.4%	4,240,000	5.2%	360,000
8. ゴルフ場利用税交付金	22,000	0.0%	22,000	0.0%	0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	100	0.0%	60,000	0.1%	△59,900
10. 地 方 特 例 交 付 金	212,700	0.3%	120,000	0.2%	92,700
11. 地 方 交 付 税	17,300,000	20.3%	18,770,000	23.1%	△1,470,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,300	0.0%	14,400	0.0%	△1,100
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	234,236	0.3%	273,311	0.3%	△39,075
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	1,317,081	1.5%	1,357,077	1.7%	△39,996
15. 国 庫 支 出 金	13,150,497	15.4%	11,607,426	14.3%	1,543,071
16. 県 支 出 金	6,742,365	7.9%	6,340,935	7.8%	401,430
17. 財 産 収 入	519,088	0.6%	223,665	0.3%	295,423
18. 寄 附 金	3,345,791	3.9%	3,065,571	3.8%	280,220
19. 繰 入 金	4,072,217	4.8%	2,763,680	3.4%	1,308,537
20. 繰 越 金	1,785,424	2.1%	2,388,908	2.9%	△603,484
21. 諸 収 入	1,571,501	1.8%	1,765,927	2.2%	△194,426
22. 市 債	4,901,700	5.8%	4,966,400	6.1%	△64,700
合 計	85,300,000	100.0%	81,300,000	100.0%	4,000,000

(2)歳出

(単位：千円・%)

款 別	令和8年度		令和7年度		比較増減額
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
1. 議 会 費	420,970	0.5%	403,827	0.5%	17,143
2. 総 務 費	9,789,618	11.5%	8,186,138	10.1%	1,603,480
3. 民 生 費	33,812,489	39.6%	32,447,056	39.9%	1,365,433
4. 衛 生 費	5,512,327	6.5%	5,451,284	6.7%	61,043
5. 労 働 費	185,500	0.2%	276,315	0.4%	△90,815
6. 農 林 水 産 業 費	2,364,392	2.8%	2,392,390	2.9%	△27,998
7. 商 工 費	4,191,442	4.9%	3,625,644	4.5%	565,798
8. 土 木 費	8,939,174	10.5%	8,532,389	10.5%	406,785
9. 消 防 費	4,209,033	4.9%	3,614,748	4.4%	594,285
10. 教 育 費	9,511,123	11.2%	9,487,025	11.7%	24,098
11. 災 害 復 旧 費	5,400	0.0%	5,500	0.0%	△100
12. 公 債 費	6,327,532	7.4%	6,846,684	8.4%	△519,152
13. 諸 支 出 金	1,000	0.0%	1,000	0.0%	0
14. 予 備 費	30,000	0.0%	30,000	0.0%	0
合 計	85,300,000	100.0%	81,300,000	100.0%	4,000,000

3. 一般会計性質別経費

(単位:千円・%)

区 分	令和8年度当初		令和7年度当初		比較増減額
	金額	構成比	金額	構成比	
消費的経費	76,718,035	89.9%	73,725,944	90.7%	2,992,091
人件費	15,362,155	18.0%	14,478,437	17.8%	883,718
物件費	13,427,547	15.8%	14,380,047	17.7%	△952,500
維持補修費	1,061,935	1.2%	1,037,596	1.3%	24,339
扶助費	20,047,884	23.5%	19,066,953	23.5%	980,931
補助費等	8,185,533	9.6%	6,408,977	7.9%	1,776,556
公債費	6,327,532	7.4%	6,846,684	8.4%	△519,152
積立金 出資金・貸付金	3,742,711	4.4%	3,066,333	3.8%	676,378
繰出金	8,532,738	10.0%	8,410,917	10.3%	121,821
予備費	30,000	0.0%	30,000	0.0%	0
投資的経費	8,581,965	10.1%	7,574,056	9.3%	1,007,909
普通建設事業費	8,576,565	10.1%	7,568,556	9.3%	1,008,009
補助事業費	3,707,582	4.4%	2,524,471	3.1%	1,183,111
単独事業費	4,698,386	5.5%	4,834,048	5.9%	△135,662
県営事業負担金	170,597	0.2%	210,037	0.3%	△39,440
災害復旧事業費	5,400	0.0%	5,500	0.0%	△100
合 計	85,300,000	100.0%	81,300,000	100.0%	4,000,000

4. 当初予算財源調

(単位：千円)

款 別	予 算 額	特 定 財 源			一般財源
		国(県)支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	420,970	0	0	0	420,970
2. 総 務 費	9,789,618	614,264	59,000	1,042,724	8,073,630
3. 民 生 費	33,812,489	15,980,521	100,000	707,218	17,024,750
4. 衛 生 費	5,512,327	575,968	159,800	705,956	4,070,603
5. 労 働 費	185,500	0	0	149,574	35,926
6. 農林水産業費	2,364,392	495,733	316,600	116,915	1,435,144
7. 商 工 費	4,191,442	485,659	24,400	550,177	3,131,206
8. 土 木 費	8,939,174	1,061,176	1,576,300	484,843	5,816,855
9. 消 防 費	4,209,033	58,039	1,381,100	83,300	2,686,594
10. 教 育 費	9,511,123	614,702	1,284,500	942,788	6,669,133
11. 災害復旧費	5,400	0	0	100	5,300
12. 公 債 費	6,327,532	0	0	199,275	6,128,257
13. 諸 支 出 金	1,000	0	0	1000	0
14. 予 備 費	30,000	0	0	0	30,000
合 計	85,300,000	19,886,062	4,901,700	4,983,870	55,528,368

5. 財政力指数・実質収支比率・実質公債費比率の推移

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	全国類似都市 平均 (R6)
財 政 力 指 数	0.54	0.52	0.51	0.51	0.53	0.81
実質収支比率(%)	8.9	12.3	10.2	9.5	8.1	5.8
実質公債費比率(%)	11.6	11.2	9.6	9.3	8.0	4.2

6. 基金の状況

(単位：円)

区 分	令和7年度末 (R8.3.31時点)	令和6年度末 (R7.3.31時点)	比較増減額
財政調整基金	16,141,613,773	16,002,956,148	138,657,625
減債基金	5,609,872,487	5,747,051,211	△ 137,178,724
文化施設基金	424,181,066	436,116,928	△ 11,935,862
緑のまちづくり基金	79,976,630	79,747,670	228,960
地域振興基金	617,656,597	616,768,403	888,194
過疎地域持続的発展基金	1,614,138,273	1,583,821,001	30,317,272
地域福祉基金	1,696,042,676	1,726,669,662	△ 30,626,986
河野美術館運営基金	40,000,000	40,000,000	0
文化振興基金	10,000,000	10,000,000	0
職員退職手当基金	391,923,787	103,012,397	288,911,390
海事都市今治未来基金	3,284,032,383	2,100,636,438	1,183,395,945
郷土文化保存基金	53,312,896	53,221,200	91,696
お供馬導入事業基金	4,162,287	4,154,781	7,506
大三島美術館基金	4,138,540	5,008,830	△ 870,290
医療福祉人材確保基金	102,964,061	102,585,958	378,103
教育施設整備基金	19,428,587	19,071,543	357,044
ふるさと振興基金	947,577,000	947,577,000	0
森林環境整備基金	120,180,985	123,869,007	△ 3,688,022
ふるさと・水と土保全基金	90,320,001	90,320,001	0
雑用水道事業基金	35,280,087	37,177,530	△ 1,897,443
観光振興基金	143,633,297	150,911,560	△ 7,278,263
合併振興基金	736,607,869	898,524,848	△ 161,916,979
市民活動推進基金	2,055,271	202,390	1,852,881
スポーツ振興基金	126,856,356	54,306,900	72,549,456
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給基金	141,931	18,904,786	△ 18,762,855
庁舎整備基金	4,007,177,114	3,000,231,614	1,006,945,500
こども未来基金	3,009,596,998	2,502,834,583	506,762,415
元気な今治・平林基金	99,293,771	100,970,685	△ 1,676,914
港湾整備振興基金	52,092,260	52,002,663	89,597
駐車場整備運営基金	15,502,731	12,631,724	2,871,007
大谷墓園墓地管理基金	117,279,329	104,566,079	12,713,250
国民健康保険財政調整基金	134,143	133,716	427
介護給付費準備基金	1,935,094,520	1,931,744,511	3,350,009
鉱泉供給事業基金	177,528,000	171,976,000	5,552,000
今治市教育応援基金	1,000,000	0	1,000,000
奨学金貸付基金	219,347,938	202,848,857	16,499,081
土地開発基金	593,565,973	592,282,547	1,283,426
計	42,523,709,617	39,624,839,171	2,898,870,446

市 税

1. 税率税額等

(令和8年4月1日現在)

(1) 市民税

ア 個人

○均等割 …………… 年額 3,000 円

○所得割 …………… 100 分の 6

イ 法人

○均等割 …………… (制限税率)

○法人税割 …………… 100 分の 8.4(制限税率)

(2) 固定資産税

○税率 …………… 100 分の 1.4

○免税点(課税標準額) 土地 300,000 円

家屋 200,000 円

償却資産 1,500,000 円

(3) 軽自動車税 (種別割)

原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車

車 種 区 分		税率(1台につき)
原 動 機 付 自 転 車	第一種 (50cc 以下・定格出力 0.6kw 以下) (125cc 以下・最高出力 4.0kw 以下)	2,000 円
	第二種乙 (50cc 超 90cc 以下・0.6kw 超 0.8kw 以下)	2,000 円
	第二種甲 (90cc 超 125cc 以下・0.8kw 超 1.0kw 以下)	2,400 円
	特定小型 原付 (定格出力 0.6kw 以下)	2,000 円
	ミニカー (20cc 超 50cc 以下・0.25kw 超 0.6kw 以下)	3,700 円
自 動 車 小 型 特 殊	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
軽自動車二輪 (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円

三輪及び四輪以上の軽自動車

車 種 区 分		(1)旧税率 平成 27 年 3 月 31 日以前 に最初の新規登録した もの(現在すでに所有し ている車両を含む)	(2)新税率 平成 27 年 4 月 1 日以降 に新規登録したもの	(3)重課税率 最初の新規登録後 13 年 を経過したもの
三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四 輪 以 上	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	6,900 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円

- ・新規登録の日により(1)～(3)のいずれかの税率が適用される。
- ・令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに新規登録した排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽四輪等は、取得の翌年度分のみ、性能に応じて(2)新税率から 75%、50%、25%に軽減される。

(4)市たばこ税

税率 1,000 本につき 6,552 円

(5)入湯税

一人 1 日 150 円

2. 令和 8 年度市税当初予算額

(単位：千円・%)

税 目	予 算 額	構成比	税 目	予 算 額	構成比
市 民 税	12,310,080	51.13	軽自動車税	632,900	2.63
個 人	7,613,700	31.63	種 別 割	627,900	2.61
法 人	4,696,380	19.50	環 境 性 能 割	5,000	0.02
固 定 資 産 税	10,096,620	41.94	市 た ば こ 税	1,022,000	4.25
固 定 資 産 税	9,395,800	39.03	特 別 土 地 保 有 税	0	0.00
交 付 金	700,820	2.91	入 湯 税	11,400	0.05
			計	24,073,000	100.0

3. 令和7年度市税調定額等

(令和8年3月31日現在) (単位：人・千円・%)

区 分		納税義務者数	予 算 額	調 定 額	徴 収 額	徴収率
市 民 税	個 人	73,217	7,153,300	7,312,020	6,804,982	93.1
	法 人	4,588	4,667,200	4,446,423	4,435,093	99.7
	計	77,805	9,543,800	11,758,443	11,240,075	95.6
固 定 資 産 税	土 地	55,595	2,893,000	2,913,855	2,868,411	98.4
	家 屋	57,469	4,466,000	4,498,140	4,427,988	98.4
	償 却 資 産	2,119	1,955,000	1,971,449	1,940,703	98.4
	交付金・納付金	7	772,300	772,300	772,300	100.0
	計	115,190	10,086,300	10,155,744	10,009,402	98.6
軽 自 動 車 税	種 別 割	84,627	624,500	630,896	622,261	98.6
	環 境 性 能 割	1,768	30,000	38,356	38,356	100.0
	計	86,395	654,500	669,252	660,617	98.7
市 た ば こ 税		8	1,017,000	1,028,116	953,163	92.7
特別土地保有税		0	0	0	0	0.0
入 湯 税		9	9,600	12,413	12,413	100.0
合 計		279,407	21,311,200	23,623,968	22,875,670	96.8

注：滞納繰越を除く

4. 市税収入額伸び率状況

年 度	R5	R6	R7
伸 び 率	97.7	102.5	108.1

(滞納繰越含む対前年同比3月末現在)

5. 口座振替納付取扱状況

(令和7年度当初賦課現在) (単位：人・%)

科 目	納 税 義 務 者 数	振 替 者 数	振 替 率
市 県 民 税	12,930	3,123	24.15
固 定 資 産 税	71,745	36,259	50.54
軽 自 動 車 税	84,044	21,480	25.56
国民健康保険税	20,368	6,760	33.19

注：市県民税は特別徴収分を除く。

市庁舎・公会堂・市民会館

1. 本庁舎本館

(1) 敷地面積	13,228.17 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	1,175.72 m ²		
(4) 延床面積	4,178.77 m ²		
(5) 建設年月日	昭和33年9月30日		
(6) 建設費	111,499千円		
	財源内訳	起債	98,000千円
		一般財源その他	13,499千円

2. 本庁舎第1別館

(1) 敷地面積	本館敷地内		
(2) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造10階建		
(3) 建築面積	474.89 m ²		
(4) 延床面積	5,157.83 m ²		
(5) 建設年月日	昭和47年7月15日		
(6) 建設費	511,164千円		
	財源内訳	起債	200,000千円
		一般財源	11,164千円
		その他	300,000千円

3. 本庁舎第2別館・附属棟・宿直室・車庫

(1) 敷地面積	本館敷地内		
(2) 構造	第2別館	鉄骨鉄筋コンクリート造13階建	
	附属棟	鉄筋コンクリート造3階建	
	宿直室・車庫	鉄筋コンクリート造平屋建	
(3) 建築面積	1,099.69 m ² (第2別館 527.29 m ² 、附属棟 432.80 m ² 、宿直室・車庫 139.60 m ²)		
(4) 延床面積	8,454.82 m ² (第2別館 7,150.94 m ² 、附属棟 1,149.07 m ² 、宿直室・車庫 154.81 m ²)		
(5) 建設年月日	平成6年10月30日		
(6) 建設費	2,827,259千円		
	財源内訳	起債	1,570,400千円
		一般財源	1,256,859千円

4. 本庁舎第3別館(旧今治小学校校舎)

(1) 敷地面積	10,759 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造4階建		
(3) 建築面積	937.6 m ²		
(4) 延床面積	2,481.25 m ²		
(5) 建設年月日	昭和55年3月 ※平成29年1月 事務所への改修工事完了		
(6) 改修工事費	233,628千円		
	財源内訳	起債	221,900千円
		一般財源	11,728千円
		その他	千円

5. 機械棟

(1) 敷地面積	751.88 m ²		
(2) 構造	鉄骨造4階建		
(3) 建築面積	556.19 m ²		
(4) 延床面積	1,766.5 m ²		
(5) 建設年月日	平成29年3月		
(6) 建設費	1,326,618千円		
※電気設備、機械設備、構内舗装工事を含む	財源内訳	起債	1,260,200千円
		一般財源	66,418千円
		その他	千円

6. 支所

朝倉支所庁舎

(1) 敷地面積	3,193.08 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	906.00 m ²		
(4) 延床面積	1,995.88 m ²		
(5) 建設年月日	昭和59年3月31日		
(6) 建設費	314,500千円		
	財源内訳	起債	120,000千円
		一般財源	194,500千円
		その他	千円

朝倉支所庁舎(増築部分)

(1) 敷地面積	3,193.08 m ²		
(2) 構造	鉄骨造1階建		
(3) 建築面積	172.80 m ²		
(4) 延床面積	172.80 m ²		
(5) 建設年月日	平成14年12月20日		
(6) 建設費	47,775千円		
	財源内訳	起債	千円
		一般財源	47,775千円
		その他	千円

玉川支所庁舎

(1) 敷地面積	4,255.81 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	945.55 m ²		
(4) 延床面積	2,003.06 m ²		
(5) 建設年月日	昭和43年3月10日		
(6) 建設費	210,966千円		
	財源内訳	起債	45,000千円
		一般財源	165,966千円
		その他	千円

波方支所庁舎・公民館

(1) 敷地面積	8,376.6 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造4階建		
(3) 建築面積	1,665.39 m ²		
(4) 延床面積	3,011.74 m ²		
(5) 建設年月日	昭和62年3月25日		
(6) 建設費	608,500千円		
	財源内訳	起債	199,000千円
		一般財源	336,000千円
		その他	73,500千円

波方支所庁舎・公民館附属棟

(1) 敷地面積	波方支所庁舎・公民館敷地内		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造一部3階建		
(3) 建築面積	708.31 m ²		
(4) 延床面積	1,350.90 m ²		
(5) 建設年月日	昭和45年3月20日		
(6) 建設費	167,227 千円		
	財源内訳	起債	40,000 千円
		一般財源	127,227 千円
		その他	千円

大西支所庁舎

(1) 敷地面積	7,002.43 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	1,198.66 m ²		
(4) 延床面積	1,961.63 m ²		
(5) 建設年月日	昭和50年4月1日		
(6) 建設費	130,486 千円		
	財源内訳	起債	13,000 千円
		一般財源	77,486 千円
		その他	40,000 千円

菊間支所・公民館

(1) 敷地面積	2,763.35 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	1,856.91 m ²		
(4) 延床面積	3,559.09 m ²		
(5) 建設年月日	昭和57年3月 ※平成30年6月改修工事完了		
(6) 改修工事費	590,549 千円		
	財源内訳	起債	566,200 千円
		一般財源	24,349 千円
		その他	千円

菊間支所庁舎(倉庫)

(1) 敷地面積	本館敷地内		
(2) 構造	鉄骨ALC造平屋建		
(3) 建築面積	79.15 m ²		
(4) 延床面積	79.15 m ²		
(5) 建設年月日	平成13年3月23日		
(6) 建設費	18,153 千円		
	財源内訳	起債	千円
		一般財源	18,153 千円
		その他	千円

吉海支所庁舎

(1) 敷地面積	7,255.81 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造2階建 一部3階建		
(3) 建築面積	1,574.26 m ²		
(4) 延床面積	2,566.11 m ²		
(5) 建設年月日	平成5年6月30日		
(6) 建設費	889,987 千円		
	財源内訳	起債	千円
		一般財源	889,987 千円
		その他	千円

宮窪支所庁舎

(1) 敷地面積	6,977.20 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	681.34 m ²		
(4) 延床面積	1,814.16 m ²		
(5) 建設年月日	昭和44年3月30日		
(6) 建設費	58,000 千円		
	財源内訳	起債	千円
		一般財源	58,000 千円
		その他	千円

伯方支所（しまなみ総合庁舎）

(1) 敷地面積	1,975.18 m ²		
(2) 構造	鉄骨造2階建		
(3) 建築面積	581.21 m ²		
(4) 延床面積	941.70 m ²		
(5) 建設年月日	令和6年11月1日		
(6) 建設費	504,849 千円		
	財源内訳	起債	479,500 千円
		一般財源	25,349 千円
		その他	千円

上浦支所庁舎(本館)

(1) 敷地面積	6,200.30 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	269.88 m ²		
(4) 延床面積	526.25 m ²		
(5) 建設年月日	昭和35年3月31日		
(6) 建設費	10,846 千円		
	財源内訳	起債	3,000 千円
		一般財源	6,646 千円
		その他	1,200 千円

上浦支所庁舎(新館)

(1) 敷地面積	本館敷地内		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造2階建		
(3) 建築面積	296.80 m ²		
(4) 延床面積	423.35 m ²		
(5) 建設年月日	昭和42年3月20日		
(6) 建設費	15,750 千円		
	財源内訳	起債	14,000 千円
		一般財源	1,750 千円
		その他	千円

上浦支所庁舎(別館)

(1) 敷地面積	本館敷地内		
(2) 構造	木造1階建		
(3) 建築面積	141.10 m ²		
(4) 延床面積	141.10 m ²		
(5) 建設年月日	昭和41年12月20日		
(6) 建設費	31千円		
	財源内訳	起債	千円
		一般財源	31千円
		その他	千円

(県の上浦事業所、昭和56年4月1日県より購入)

大三島支所庁舎

(1) 敷地面積	12,412.32 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造2階建		
(3) 建築面積	1,567.84 m ²		
(4) 延床面積	2,359.63 m ²		
(5) 建設年月日	昭和55年3月20日		
(6) 建設費	264,000千円		
	財源内訳	起債	190,300千円
		一般財源	73,700千円
		その他	千円

関前支所庁舎

(1) 敷地面積	773.96 m ²		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積	271.97 m ²		
(4) 延床面積	732.51 m ²		
(5) 建設年月日	昭和42年7月25日		
(6) 建設費	27,858千円		
	財源内訳	起債	17,000千円
		一般財源	1,858千円
		その他	9,000千円

7. 公会堂

(1) 敷地面積	本庁舎敷地内
(2) 構造	鉄筋コンクリート造2階建
(3) 建築面積	1,616.49 m ² (延2,367.09 m ²)
(4) 建設年月日	昭和33年10月1日
(5) 建設費	75,620 千円
(6) 座席数及び収容人数	固定椅子席 918 移動椅子席 84 合計 1,002 人
(7) 利用状況 (令和6年度)	使用件数 138 件 使用料収入 10,490,690 円

公会堂使用料

(単位：円)

区 分			8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	8:30～ 17:00	12:00～ 22:00	8:30～ 22:00	超過料金 (1時間ごと)
ホ ー ル	A 入場料等を徴 収しないとき	全日	5,420	12,470	18,730	17,180	30,110	32,500	5,610
	B 入場料等を徴 収するとき	全日	10,790	34,190	36,400	42,750	67,070	73,260	10,910
	準備・撤去・ リハーサル	全日	2,710	6,230	9,360	8,590	15,050	16,250	2,800
東 側 楽 屋		全日	1,100	1,570	1,570	2,530	2,980	3,810	470
冷 暖 房 設 備	ホ ー ル	1式	17,490	24,120	24,120	39,530	45,830	59,180	7,220
	東 側 楽 屋	1式	1,100	1,570	1,570	2,530	2,980	3,810	470
音 響 設 備	基 本	1式	5,360	5,360	5,360	10,730	10,730	16,110	1,600
	2点吊りマイク装置	1式	940	940	940	1,880	1,880	2,820	280
	マイク(ワイヤレス)	1本	730	730	730	1,460	1,460	2,200	220
	マ イ ク	1本	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	移動型スピーカー	1対	730	730	730	1,460	1,460	2,200	220
	基 本	1式	9,370	9,370	9,370	18,750	18,750	28,120	2,800
準備・撤去・リハーサル	1式	8,430	8,430	8,430	16,870	16,870	25,130	2,520	
照 明 設 備	プロセニアムライト	1式	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	フロントサイドスポットライト	1式	940	940	940	1,880	1,880	2,820	280
	ボーダーライト	1列	410	410	410	830	830	1,250	—
	サスペンションライト	1列	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	アッパーホリゾンライト	1列	1,250	1,250	1,250	2,510	2,510	3,770	370
	ローホリゾンライト	1列	830	830	830	1,670	1,670	2,510	250
	サイドスポットライト	1対	520	520	520	1,040	1,040	1,570	—
	移動式スポットライト	1台	310	310	310	620	620	940	—
	フォロースポットライト	1台	730	730	730	1,460	1,460	2,200	220
	ピ ア ノ	1式	10,430	10,430	10,430	20,860	20,860	31,300	—
所 作 台	1式	6,550	6,550	6,550	13,110	13,110	19,670	—	
金 屏 風	1双	2,550	2,550	2,550	5,110	5,110	7,660	—	
平 台	1式	1,330	1,330	1,330	2,660	2,660	3,990	—	
ス ク リ ー ン	1基	1,040	1,040	1,040	2,090	2,090	3,140	—	
指 揮 者 台	1台	310	310	310	620	620	940	—	
指 揮 者 用 譜 面 台	1台	200	200	200	410	410	620	—	
持ち込み器具用コンセント	1口	200	200	200	410	410	620	—	
白 布	1枚	550	550	550	1,110	1,110	1,660	—	

- 備考 1 「使用時間」には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 超過料金は、使用時間の定めのない時間に使用する場合に適用する。
500円以上の入場料等を徴収する場合には、Bの区分の使用料の倍額とする。
- 3 ホール及び照明設備の準備・撤去・リハーサルの区分は、当日以外に使用するとき適用する。
- 4 ホール使用料(Bの区分に該当するときを除く。)は、商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用する場合には、所定料金の8割増とする。
- 5 ホワイエのみを使用するときは、ホール使用料の8割とする。ただし、商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用する場合には、ホワイエのみを使用する場合のホール使用料の8割増とする。
- 6 ホワイエのみを使用するときの冷暖房設備使用料は、ホールの区分の使用料と同額とする。
- 7 音響設備の基本の使用料には、マイク3本の使用料を含む。
- 8 照明設備の基本の使用料には、ボーダーライト1列及びサスペンションライト1列の使用料を含む。
- 9 各使用料において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

8. 市民会館

(1) 敷地面積	本庁舎敷地内		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造3階建		
(3) 建築面積及び会議室	1階	767.74 m ² 小会議室2(1室12人) 市民談話室	
	2階	616.96 m ² 中会議室2(1室21人) 大会議室(350人)舞台装置あり	
	中3階	54.57 m ²	
	3階	225.17 m ² 会議室(60人)	
	屋階	54.57 m ²	
	計	1,719.01 m ²	
(4) 建設年月日	昭和40年8月31日		
(5) 建設費	83,000千円		
	財源内訳	起債	40,000千円
		寄付金	26,000千円
		一般財源	17,000千円
(6) 利用状況 (令和7年度)	使用件数	154件	
	使用料収入	3,897,378円	

市民会館使用料

(単位:円)

区 分		8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	8:30～ 17:00	12:00～ 22:00	8:30～ 22:00	入場料等を徴するとき及び商品の 展示又は営業の宣伝その他これ に類する目的に使用するとき	
大会議室	平日	5,210	9,430	15,310	13,920	23,510	26,970	各所定料金の8割増	
	休日	6,320	11,000	18,420	16,450	27,960	32,180		
中会議室	平日	1,550	2,320	3,660	3,680	5,680	6,780		
	休日	1,880	2,880	4,440	4,520	6,950	8,280		
小会議室	平日	1,110	1,550	2,880	2,520	4,210	4,980		
	休日	1,330	1,880	3,440	3,050	5,070	5,990		
3階 会議室	平日	2,770	3,440	6,100	5,900	9,070	11,090		
	休日	2,990	4,440	7,430	7,070	11,280	13,380		
冷暖房設備		各室所定料金の6割相当額							
ピアノ		3,330	3,330	3,330	6,660	6,660	9,900		
放送設備		1,780	1,780	1,780	3,560	3,560	5,340		
白布(1枚)		550	550	550	550	550	550		

- 備考 1 休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 2 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 3 入場料等を徴するときとは、入場料、観覧料、寄附、入場券、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接、間接に金銭を徴する場合をいう。
- 4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、1時間につき申請した使用時間区分における所定の使用料を所定の時間で除した額の15割相当額を徴収する。この場合1時間に満たない時間の算定は、30分未満は切捨て、30分以上は1時間とする。
- 5 ピアノ調律料は、含まない。
- 6 各区分の使用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

公 有 財 産

1. 土地及び建物

(令和7年3月31日現在)

○一般会計

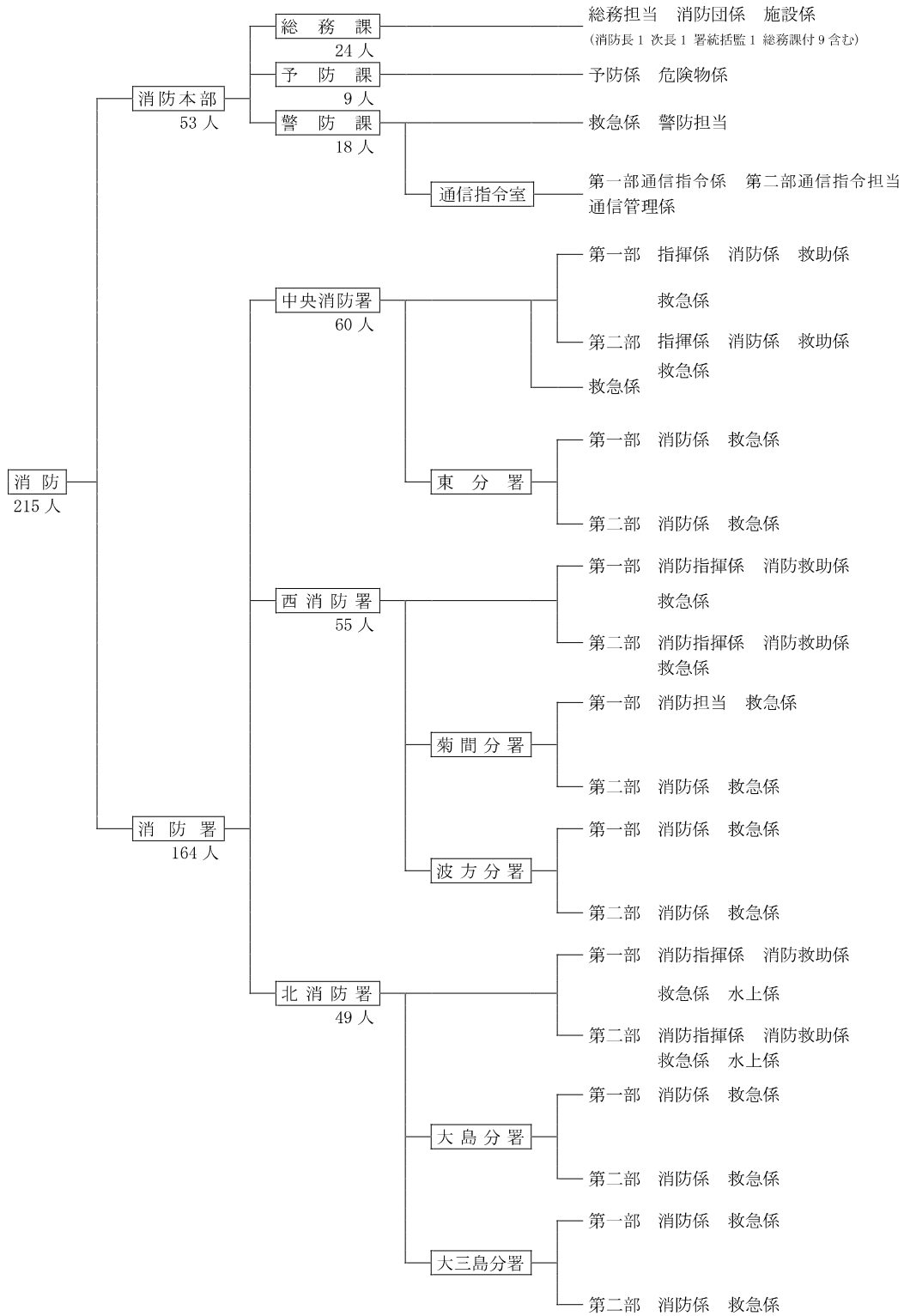
区 分		土 地(m ²)	建 物(m ²)
公用財産	庁舎	86,829.40	46,703.47
	その他の行政 機関	消防施設	17,981.39
		その他	44,283.29
公共用財産	学校	682,410.18	247,697.84
	公営住宅	313,234.68	169,597.49
	公園	2,249,961.75	29,842.09
	福祉施設	97,312.68	36,530.31
	衛生施設	193,223.05	10,330.54
	教育施設	542,787.79	120,923.72
	その他	24,388,531.69	40,439.70
小 計		28,755,116.34	764,329.84
普通財産	土地建物	995,741.27	130,650.72
	雑種地	409,392.19	—
	山林	7,827,360.24	80.47
小 計		9,232,493.70	130,731.19
合 計		37,987,610.04	895,061.03

○特別会計

区 分		土 地(m ²)	建 物(m ²)
公用財産	港湾事業	—	161.72
公共用財産	小規模下水道	—	—
	港湾事業	364,741.25	5,146.49
	駐車場	—	2,363.19
	墓園事業	183,163.98	26.66
	鉱泉供給事業	230.05	—
小 計		548,135.28	7,698.06
普通財産	用地取得	581,628.97	—
	港湾事業	25,410.68	319.53
小 計		607,039.65	319.53
合 計		1,155,174.93	8,017.59

消 防

1. 機構



2. 消防職員及び団員数

(1) 消防職員定数 222 名 現員 215 名 (再任用職員 1 名含む) (令和 8 年 4 月 1 日現在)

階 級	消 防 本 部						消 防 署								合 計
	消 防 長	次 長	署 統 括 監	総 務 課	予 防 課	警 防 課	中 央 消 防 署	東 分 署	西 消 防 署	菊 間 分 署	波 方 分 署	北 消 防 署	大 島 分 署	大 三 島 分 署	
消 防 正 監	1														1
消 防 監		1	1												2
消 防 司 令 長				1	1	1	1		1			1			6
消 防 司 令				3	2	6	4	2	4	2	2	4	2	2	33
消 防 司 令 補				4	2	6	9	4	6	5	4	8	4	4	56
消 防 士 長				1	3	4	11	4	8	4	3	8	3	3	52
消 防 副 士 長					1	1	7	1	1	3	3	1		1	19
消 防 士				9			12	5	5	2	2	3	3	2	43
そ の 他				3											3
合 計	1	1	1	21	11	18	44	16	25	16	14	25	12	12	215

※署統括監 中央消防署長兼務

(2) 消防団員

12 方面隊 定員 2,308 人 実員 1,946 人 (機能別分団 41 人)

3. 消防団員・署員の報酬手当

(1) 報酬額

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分	定 数	実 員 (機能別分団除く)	報 酬 額 (1 人年額)
団 長	1	1	260,000 円
副 団 長	27	27	157,600 円
分 団 長	51	50	114,000 円
副 分 団 長	52	51	88,600 円
部 長	148	136	71,600 円
班 長	347	313	38,600 円
団 員	1,682	1265	36,500 円
支 援 団 員	—	62	18,250 円

(2) 出動報酬

災 害 出 動	1 回	4,000 円	1 回の出動時間が 4 時間を超えるときは、2,000 円を加給し、以後 2 時間を増すごとに同様とする。
警 戒 出 動	1 回	2,800 円	
訓 練 出 動	1 回	2,800 円	
行 事 等 出 勤	1 回	2,800 円	

(3) 消防職員の手当

出勤手当	消火及び救助作業	1 件	500 円
	救急(救命士)	1 件	500 円
	救急(一般)	1 件	400 円
	操船業務	1 件	250 円
	操船業務(訓練)	1 勤務日	250 円
	乗船業務	1 件	150 円
	乗船業務(訓練)	1 勤務日	150 円
高所作業手当		1 勤務日	200 円
潜水手当	潜水業務	1 件	1,000 円
	潜水業務(訓練)	1 勤務日	500 円
死亡人取扱手当		1 件	1,000 円
深夜呼出勤務手当	(時間外勤務手当を支給される職員)	1 件	1,000 円
	(上記以外の職員)	1 件	3,000 円
災害応急作業等手当	(応急作業)	1 日	730 円
	(巡回監視、災害状況調査等)	1 日	480 円
	(緊急消防援助隊)	1 日	840 円

※災害応急作業等手当については災害の規模等に応じた加算あり。

4. 通信施設

(令和8年4月1日現在)

種別	119番受付	局線電話	市民案内	専用回線	無線基地局	無線移動局	地図検索装置	気象観測装置	庁内放送設備
個数等	50回線	4回線	2回線	6回線	4局	164局	1施設	1システム	有

5. 消防車両

(令和8年4月1日現在)

区分	水そう付ポンプ車	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	指揮車	小型動力ポンプ付積載車	広報車	大型化学高所放水車
消防署	2	8	2	1	13	3	—	16	2
消防団	1	33	—	—	—	5	110	1	—
計	3	41	2	1	13	8	110	17	2
区分	泡原液搬送車	救助工作車	水難救助車	水槽車	消防救急艇	人員搬送車	その他	計	
消防署	2	2	1	1	1	1	2	57	
消防団	—	—	—	1	—	—	—	151	
計	2	2	1	2	1	1	2	208	

6. 消防水利施設

(令和8年4月1日現在)

・消火栓	5,103
・防火水槽	577
・プール	45

7. 火災・救急件数

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
火災	件数 (件)	47	60	77	61	51	67
	損害額 (千円)	122,801	90,077	114,030	280,400	139,865	399,644
救急	件数 (件)	7,521	7,969	9,158	9,563	9,639	9,621
	搬送人員 (人)	7,057	7,557	8,688	9,036	9,019	8,944

8. 今治市消防本部庁舎

《所在地》 今治市南宝来町二丁目1番地1

《敷地》 3,405.08 m²

《建物》 庁舎：鉄骨鉄筋コンクリート造4階建 延4,121.22 m²
 訓練塔：鉄筋コンクリート造6階建 延157.68 m²

《設備》 ○電気設備 高圧受電容量1φ150KV A1台、3φ75KV A1台、
 3φ100KV A1台、自家発電容量125KV A1台、
 47KV A1台、25KV A1台

○空調設備 1階受付・2階EHP(電気)一部除く
 3階・4階GHP(都市ガス)一部除く

○昇降設備 耐震装置付交流帰還制御方式
 積載量600kg、定員9名、速度60m/min、停止個所4

○消防用設備 屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、
 垂直式救助袋、誘導灯

○通信設備 消防緊急通信指令施設(Ⅱ型)無線電話装置
 庁内放送、災害情報等案内装置

○その他 空気ボンベ充てん設備、少量危険物倉庫

《総事業費》 2,659,000 千円

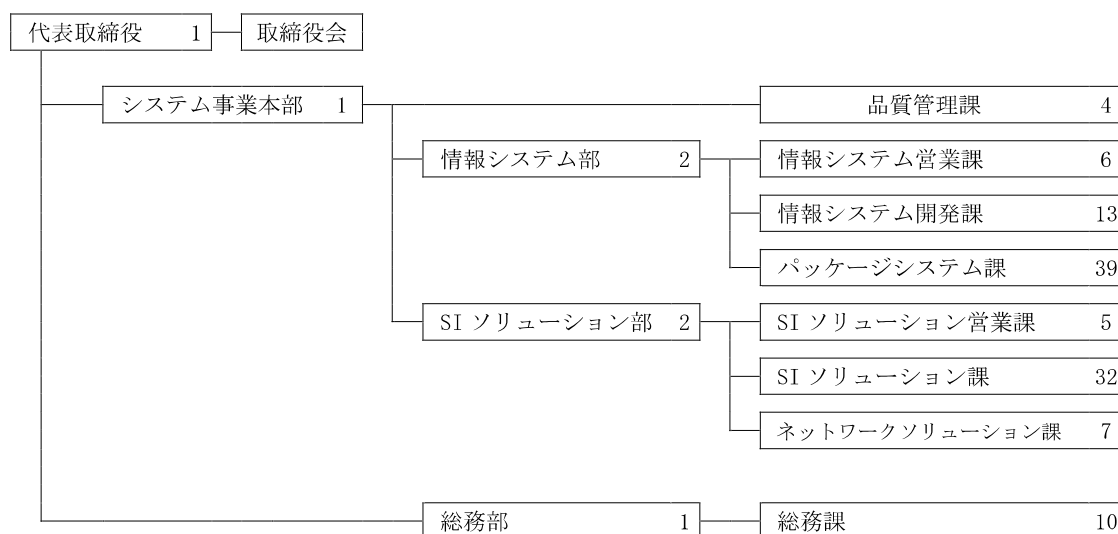
株式会社 I J C

(1) 本社 今治市天保山町二丁目 5 番地 1
 (2) 設立 昭和 4 9 年 4 月
 (3) 資本金 40,000 千円

出資比率 (持株)

今治市	56.4%
越智郡上島町	0.7%
今治商工会議所	2.0%
(株)伊予銀行	4.1%
その他	36.8%

(4) 機構



(5) 事業内容

地方公共団体及び民間企業からの電子計算組織利用等による計算処理及びソフトウェア開発
 地方公共団体業務 給与計算、各種税賦課計算及び収納消込、道路台帳管理、国民健康保険給付関係、財務会計システム、住民情報システム、土木積算システム、水道料金計算、選挙人名簿抄本作成、印鑑証明処理、住民基本台帳ネットワークシステム、介護保険システム、ネットワーク構築運用事業等
 民間企業業務 タオル業、染色業における生産・販売管理トータルシステム、LPG 総合管理システム、財務会計、給与計算等

(6) 設備

日立製作所	blade Symphony	2 セット
〃	HA8000 シリーズ等	15 セット
〃	高速漢字プリンタ	2 セット

(7) 予算額 (令和 7 年度)

収入	(売上高等)	2,717,960 千円
支出	(原価、一般管理費)	2,396,686 千円

企 画 編

日本一の海運・造船王国いまばり 海事都市 今治

日本最大の海事都市今治とは

2005年1月の市町村合併に伴い、世界でも類を見ない海事産業(海運業・造船業・船用工業)が集積する「海事都市今治」が誕生しました。「日本最大の海事都市」と呼ばれる理由は、圏域(今治市及び越智郡)に点在していた海事産業が合併によりひとつの行政区域に統合されたことで、産業集積や、生産(数・量)規模の多くが全国一となったからです。特に、外航船主の集積は、世界を見渡しても香港やピレウス(ギリシャ)に匹敵すると言われており、更に全国屈指の造船業を加えた海事産業の集積都市は、世界にも例がないと言われています。

これらの特長のうち、外航海運については、日本の外航船舶のうち約30%を市内の船主が所有しています。内航海運についても所有隻数は、国内の約5%、海運王国愛媛の中でも約半数を占めており、外航内航の所有隻数からいっても日本一を誇ります。

次に、造船業は全国一の集積を誇る14事業所を有しており、建造隻数では国内の約20%を占めています。また、今治市に本社を置いている造船会社のグループ全体では、日本全体の約60%の船舶を建造し、建造隻数・建造量ともに不動の造船王国の地位を築いています。加えて船用工業の分野では、ハイテク技術を駆使した最新鋭の機器が、今治の事業所から次々誕生し世界中の注目を集めています。造船所の周辺にはこれら船用機器メーカーも数多く集積しています。

こうした産業集積を背景に、シップファイナンスを手掛ける損保会社や銀行の支店、今治海上保安部、今治海事事務所等の国の関係機関も充実し、海事専門法律事務所、船舶保険会社、船舶管理会社等の海事関連企業、さらには海外の海事関係機関が相次いで進出するなど「世界に誇る海事産業集積地」として発展しており、10,000人を超える人々が働く世界有数の「今治海事産業群」を形成しています。

また、人材育成機関には歴史と伝統を有する「国立波方海上技術短期大学校」や「国立弓削商船高等専門学校」(越智郡上島町)が置かれ、船舶運航に必要な高度な技術と知識を持つ人材育成が行われているほか、2016年度には「県立今治工業高等学校」に「機械造船科」が新設され、専門的な知識・技能を有する造船技術者の養成が行われています。造船業界の課題であった技術者の高齢化による人材不足に対応して、2005年に設立された「今治地域造船技術センター」は、高校新卒程度を対象とした「初級研修」のほか、中堅技能者に対する「専門技能研修」、造船業・船用工業等への就職を志す者への支援等を行っています。

さらに、長年の課題であった技術系の高等教育機関がなかった点について、2025年10月に愛媛大学今治サテライトが今治地域地場産業振興センター内に設置され、2026年4月に愛媛大学工学部「海事産業特別コース」が新設されました。このコースでは3年次からは今治の地で船舶建造に必要な先端技術を幅広く学び、卒業後は高度技術者として海事産業界で活躍されることが期待されているなど、産官学連携による人材育成の新たな動きも始まっております。

この地が日本一の海運・造船王国となった背景には、海とともに拓け発展してきた中世の村上海賊の活躍や、伊予商人の椀船月賦販売といった後の流通ビジネスモデルになった歴史と、先人たちが培ってきた進取の気性ともものづくりにかける心意気を今日まで受け継いでいる誇り高い文化があるといわれています。

今治市は、この恵まれた地域資源を最大限にまちづくりに活かすため、2025年4月に「今治海事都市発展ビジョン」を策定しました。将来像に「しごと・ひと・まちが躍動する国際海事

都市「IMABARI」を掲げ、海事産業の振興をはじめ、将来の海事産業を担う人材育成、産業と生活が融合したグローバル海事都市の構築など諸施策に取り組みながら、世界に誇る海事都市として新たな発展を目指しています。

今治市民活動センター(愛称:今治市ボランティアサロン)

設置年月日	平成12年9月(条例整備は平成14年4月1日)
設置根拠	今治市民活動センター条例(平成17年条例第178号)
設置目的	今治地域における公益的な市民活動の活性化を支援し、その活動拠点を提供するため。(条例第1条) 市民活動団体が自由に使える使い勝手のいい場所の提供(ボランティアサロンコンセプト)
設置方法	公設民営方式(指定管理者方式)
設置場所	今治市別宮町八丁目1番55号
管理運営	平成15年12月改正で、指定管理者方式となった。現在は、特定非営利活動法人今治NPOサポートセンター。
委託料金	令和7年度 7,880千円
設備	
[施設概要]	鉄筋コンクリート製スレート葺 延床面積 569.77㎡ 旧ビジネスホテルを改造し、会議室や事務所の形式を整えたもの。
[会議室]	大会議室(37.35㎡/最大定員35名)、中会議室1及び2(共に18.56㎡/最大定員12名)があり、団体の規模、使用の態様にあわせ使用できるものとなっている。大会議室は、中規模の講演会、ワークショップまでであれば、対応できる。使用を希望する団体は、事前に登録をしなければならない。 原則1日1回4時間までの使用に限定(他の団体の予約がなければこの限りでない)。
[事務室]	旧シングルルーム(12.12㎡)を市民活動団体の事務所として開放。 使用料は、1室当り1月5,240円(令和元年10月1日～) 使用しようとする団体は、条例、規則の定めるところにより、審査を受けなければならない。団体助成の側面と団体育成の側面があるため、詳しい財務状況と活動記録の提出を義務付けている。 使用許可期間は1年以内。更新も可能であるが、更新のたびに使用許可申請が必要である。

今治市が所管している特定非営利活動法人総括表

(令和8年4月1日現在)

	名 称	活 動 内 容	備 考
1	特定非営利活動法人 愛媛県有機農業研究会	この法人は、地域に暮らす人々に対して、環境保全のための有機農業の啓発、生産者と消費者の提携の拡大及び日本農林規格等に関する法律に基づく有機農産物等の認証等の活動を行うことにより、地球環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。	申請 平成11年12月27日 認証 平成12年3月9日 登記 平成12年3月21日
2	特定非営利活動法人 今治NPOサポートセンター	この法人は、今治市に活動の本拠を置く民間非営利団体(NPO)の運営又は活動に関する助言及び援助の活動を行い、またこれらの団体のネットワークの拠点としての役割を果たすものとする。さらに、企業、行政等とのパートナーシップの構築を図る活動をも行うことによって、NPO活動の基盤強化を図り、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成12年3月29日 認証 平成12年7月12日 登記 平成12年7月17日
3	特定非営利活動法人 大西NPOスイセイ	この法人は、地域の人々に対し、環境美化活動をはじめ高齢者の生活支援、子どもの健全育成に関する事業を行い、もって豊かで充実した住みよい地域社会作りに寄与することを目的とする。	申請 平成13年2月9日 認証 平成13年6月4日 登記 平成13年6月15日
4	特定非営利活動法人 わをん	この法人は、高齢者・障がい者に対し、介護サービスを提供するとともに、高齢者・障がい者及びその人を支えている介護者への心の支援・相談事業を行い、地域の人々への介護教育事業を行いながら、関係機関・団体と密接な連携を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、豊かで活力のある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。	申請 平成13年4月6日 認証 平成13年7月17日 登記 平成13年7月18日
5	特定非営利活動法人 愛児園マミーランド	この法人は、保育を通じて乳幼児及びその保護者に対する育児支援を行うとともに、子どもの健全育成、男女共同参画社会形成の促進、社会福祉の充実をはかるための教育及び啓蒙活動を行い、もって社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。	申請 平成13年5月31日 認証 平成13年9月5日 登記 平成13年9月17日
6	特定非営利活動法人 NPO今治センター	この法人は、愛媛県内の住民及び、ボランティア活動・地域の活性化活動・市民活動に取り組む団体・個人及びハンディキャップを持った方々に対して、保健・福祉・介護サービス・地域の活性化・文化・芸術・スポーツ・環境の保全・防災・災害支援・交通安全・人権・国際交流・男女共同参画社会の促進・子どもの健全育成に関する事業・農林水産業に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に関する連絡、協力に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成13年11月19日 認証 平成14年2月19日 登記 平成14年2月20日
7	特定非営利活動法人 ライフサポートここはうす	この法人は、コミュニケーションなどに障がいを伴う方たち等に対して、環境構築による生涯にわたる社会的、生活的自立支援に関する事業を行うとともに、権利擁護ならびに障がいを伴う方たちに関する地域理解の促進を図り、障がいを伴う方たち等の福祉の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成14年3月15日 認証 平成14年6月14日 登記 平成14年6月27日
8	特定非営利活動法人 皐月	この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行うとともに、認知症・介護に関する情報を提供し、文化活動・介護教育活動等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かにすごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。	申請 平成14年7月16日 認証 平成14年10月11日 登記 平成14年10月18日

	名 称	活 動 内 容	備 考
9	特定非営利活動法人 エンジョイスポーツ ジーアップ	この法人は、幼児、児童から高齢者までの幅広い年齢層の人々に対して、健康づくり、体力づくりの為の具体的な運動指導（個別指導、集団指導、出張指導、企画運営）を行い、幅広い地域の住民の方々の健康維持増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 15 年 1 月 8 日 認証 平成 15 年 3 月 28 日 登記 平成 15 年 4 月 10 日
10	特定非営利活動法人 子どもの未来育成支 援会議 ハルモニア	この法人は、今治市及び越智郡地域の住民及びボランティア活動に取り組む団体に対し、ノーマライゼーションの理念とインクルージョン活動を保障することを基本として、保健・福祉・国際交流・男女共同参画・児童の健全育成に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に係る連絡、協力に係る事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 15 年 1 月 23 日 認証 平成 15 年 4 月 14 日 登記 平成 15 年 4 月 23 日
11	NPO法人 ケア・サポート	この法人は、高齢者、障害者に対して、福祉サービスに関する事業を行うとともに、認知症等介護に関する情報を提供し、介護教育活動・まちづくり事業・地球環境保全事業及び農業等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かに過ごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。	申請 平成 16 年 6 月 17 日 認証 平成 16 年 9 月 28 日 登記 平成 16 年 10 月 12 日
12	特定非営利活動法人 東洋歯学友好会	この法人は、ベトナム社会主義共和国における貧困のために歯科治療を受けられない、いわゆる清貧患者を対象とした無償歯科医療を目指すSAPP歯科計画に対する活動支援、技術援助、器材援助および経済援助をすることにより世界平和に寄与することを目的とする。	申請 平成 16 年 8 月 31 日 認証 平成 16 年 12 月 3 日 登記 平成 16 年 12 月 8 日
13	NPO法人 能島の里	この法人は、豊潤な瀬戸内海の自然の保全・活用を広め、人と自然との調和に努めながら、文化的・精神的・経済的に豊かな生活の確立を図ることを目的とする。	申請 平成 16 年 11 月 24 日 認証 平成 17 年 2 月 25 日 登記 平成 17 年 3 月 10 日
14	(認定)特定非営利活 動法人 今治しまなみスポー ツクラブ	この法人は、今治市民に対して、スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成及び今治市民の健康増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 18 年 4 月 24 日 認証 平成 18 年 7 月 26 日 登記 平成 18 年 7 月 31 日 認定 平成 29 年 10 月 25 日
15	NPO法人 ファインサポート・ パピエ	この法人は、障害者・障害児・高齢者等に対して、自立支援・生活支援活動や文字情報を中心とした情報提供事業を行うとともに、地域社会に対するノーマライゼーションの啓蒙活動等を行いながら、障害者・障害児・高齢者等の社会参加の促進と生きがいの創生及び、すべての人が地域社会で共生すること、並びにコミュニケーションの活性化による温かい社会づくりを目指すことによって、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 19 年 2 月 2 日 認証 平成 19 年 4 月 3 日 登記 平成 19 年 4 月 16 日
16	特定非営利活動法人 マインド	この法人は、主に今治市内の障害のある者に対して、働く機会の提供と自分らしく地域で生活する事を支援するために、日中活動の場や地域とのふれあいの場の提供及び社会参加の促進に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 19 年 11 月 5 日 認証 平成 20 年 1 月 8 日 登記 平成 20 年 1 月 21 日

	名 称	活 動 内 容	備 考
17	特定非営利活動法人 NPOしまなみ アイランド・スピリ ット	この法人は、しまなみ海道沿線住民に対して、快適に生活するために不可欠な環境の保全及び安全の確保・経済活動の活性化・雇用機会の拡充・まちづくりの推進・福祉の増進・人権の擁護に関する事業を行い、人々の健全な生活を守ること、及び男女共同参画社会の形成と、学術・文化・スポーツの振興を通じて子どもの健全育成を図ることを目的とする。	申請 平成20年10月1日 認証 平成20年12月5日 登記 平成20年12月24日
18	特定非営利活動法人 とんだ野遊び塾 Funny Bees	この法人は、子どもたちが地域で生き生き遊び、大人も子どもも交流できる環境づくりに関する事業を行うとともに、地域の身近な自然を守り育て、未来に残すにふさわしいまちづくりに関する事業を行い、これらをもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成21年1月27日 認証 平成21年3月30日 登記 平成21年4月13日
19	特定非営利活動法人 シクロツーリズムし まなみ	この法人は、しまなみ海道地域をメインフィールドに、従来型の観光行動とは一線を画す自転車旅行(シクロツーリズム)に着眼し、島を周遊する観光スタイルの定番化、滞在型の旅行者誘客活動を展開する。島の豊かな自然と、その自然に支えられた地域の暮らしが織り成すアーティスティックな風景を「風景アート」と捉え、自転車で「風景アート」を楽しむ中で、地域の自然・歴史・伝統を守り、伝える感性、様々な事象と人々とのつながりを熟成させる新しい価値観を生み出し、持続可能な地域の暮らしを実現することを目的とする。	申請 平成21年2月20日 認証 平成21年4月24日 登記 平成21年4月24日
20	特定非営利活動法人 しまなみコンシェル ジュ	この法人は今治市、しまなみ地域を中心とした人々に対して、地域振興に関する事業を行い、それらの情報の発信を通して、地域の活性化に寄与することを目的とする。また、学術、文化、芸術の振興を図る活動を行い、芸術文化の発展に寄与することを目的とする。	申請 平成22年5月14日 認証 平成22年7月20日 登記 平成22年8月3日
21	特定非営利活動法人 輪い和い	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした子育てに関する様々な課題の解決に向けて、地域の人々の活力や能力を生かした多様な子育て支援活動を展開するとともに、住民交流事業、高齢者福祉事業を併せて行う中で、地域のネットワーク化を図り、子どもの健全な育成、共に支え合う豊かな生活環境、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	申請 平成23年4月1日 認証 平成23年6月10日 登記 平成23年6月20日
22	特定非営利活動法人 すくらむハート	この法人は、障がい当事者や外国人など「社会で生きにくさ」を抱えている人達(以下、「障がい者等」という。)に対して、主体的に社会参加を目指し活動を展開できる環境や一般市民の障がい者等に対する理解を助け、「誰もが幸せに生活できるまちづくり」の実現に寄与することを目的とする。 2 知的・身体・精神等の障がい当事者に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく事業を実施し、社会の一員として、偏見や差別なく、「みんなが笑える社会(Society where Everyone can Smile)」をめざすことも目的とする。 3 愛媛(Ehime)で活躍するアーティストが中心となり、自分たちが大事にしてきた「日本の伝統的な文化(Culture)や伝統(Tradition)」又、「四季(Four Seasons)や日本がおりなす情景美」を作品や交流から発信し、芸術を通して、「心の豊かさ(Richness of Heart)」をはぐくむことも目的とする。	申請 平成23年5月11日 認証 平成23年7月12日 登記 平成23年7月20日

	名 称	活 動 内 容	備 考
23	特定非営利活動法人 作業所こまどり	この法人は、心身障害者に対して就労の場を提供し、生活自立支援を行うと共に、地域の人々と互いに影響し合い、生き生きとした暮らしができるよう、活動していくことを目的とする。	申請 平成 23 年 8 月 31 日 認証 平成 23 年 11 月 1 日 登記 平成 23 年 11 月 2 日
24	特定非営利活動法人 アクションアイランド	この法人は主たる活動拠点を大島に置き、しまなみ海道沿線の島々のまちづくりや環境美化に関する事業を行い、健全で安心な社会の実現を目指し、以って地域活性化に貢献することを目的とする。	申請 平成 23 年 10 月 13 日 認証 平成 23 年 12 月 19 日 登記 平成 23 年 12 月 21 日
25	特定非営利活動法人 今治福祉の森D I G の会	この法人は、各校区の地域において、D I G (災害図上訓練)の実施を通して防災と福祉のまちづくりを支援し、また、高齢者の居場所づくりを行いながら高齢者の役割を高め、高齢者が元気で主役となるまちづくりに寄与することを目的とする。	申請 平成 24 年 2 月 1 日 認証 平成 24 年 4 月 2 日 登記 平成 24 年 4 月 5 日
26	特定非営利活動法人 はびふる	この法人は、障がいを伴う方たち等に対して、環境構築による生涯にわたる社会的、生活的自立支援に関する事業を行うとともに、権利擁護並びに障がいを伴う方たち等に関する地域理解の促進を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 24 年 11 月 2 日 認証 平成 25 年 1 月 8 日 登記 平成 25 年 1 月 21 日
27	特定非営利活動法人 N P O しま・なみ	この法人は、少子高齢化が急激に進行する中で、若者と元気な高齢者が知恵を出し合いながら、健常者の中にいる弱者の生活支援と若者の就農支援を通じた定住者の促進等を図ることを目的とする。	申請 平成 24 年 11 月 5 日 認証 平成 25 年 1 月 8 日 登記 平成 25 年 1 月 16 日
28	特定非営利活動法人 ぼこあぼこ・はあと	この法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。また、障がいを伴う方たちに対しての子育てや療育を学習し、権利擁護ならびに、障がいを伴う方たちに関する地域理解の促進を図り、障がいを伴う方たちの福祉の増進に寄与することを目的とする。	申請 平成 24 年 11 月 15 日 認証 平成 25 年 1 月 18 日 登記 平成 25 年 1 月 28 日
29	特定非営利活動法人 玉川サイコー	この法人は、地域に暮らす人々に対して、まちづくりの推進と観光の振興を図るための情報の収集・発信、特産品の開発、中山間の振興と環境保全のための里山の保全、移住の促進、子どもの健全育成のための歴史の伝承事業等の活動を行うことにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	申請 平成 24 年 12 月 28 日 認証 平成 25 年 3 月 1 日 登記 平成 25 年 3 月 7 日
30	特定非営利活動法人 笑家	この法人は、今治市の障害者に対して障害者作業所に関する事業、及び今治市吉海町・宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町の高齢者又は障害者等に対して福祉有償運送に関する事業を行い、前述の障害者等の福祉に寄与することを目的とする。	申請 平成 25 年 1 月 18 日 認証 平成 25 年 3 月 19 日 登記 平成 25 年 4 月 1 日
31	特定非営利活動法人 続ける力	この法人は、知的・身体・精神等に障がいのある人達に対して、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業、就労移行支援事業、相談支援事業、共同生活援助事業、及び児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、障害児相談事業を実施し、職業能力の開発又は雇用機会の拡充又は雇用機会の拡充を促進する。また、仕事ができる喜びや生きがい、仲間づくりの場など生活支援に関する事業を通して、障がい者の社会参加や一般市民の障がいに対する理解を助け、誰もが幸せに生活できるまちの実現に寄与することを目的とする。	申請 平成 25 年 4 月 2 日 認証 平成 25 年 6 月 6 日 登記 平成 25 年 6 月 14 日

	名 称	活 動 内 容	備 考
32	特定非営利活動法人 I M A B A R I 共助 推進ネットワーク	この法人は、「多様性を許容できる今治の文化風土を次世代に継承」するため、ノーマライゼーション及びC B R (Community Based Rehabilitation:地域に根差したリハビリテーション)の概念を基礎として障害者と健常者の共助・共生にとどまらず、高齢者と若年者、島しょ部と都市部など多様性を活かした共助・共生の仕組みづくりを通じて実現することを目的とする。	申請 平成 25 年 9 月 27 日 認証 平成 25 年 11 月 29 日 登記 平成 25 年 12 月 24 日
33	特定非営利活動法人 かえで	この法人は、障がい児・者を対象に障がい福祉サービス事業等を行い、地域福祉向上に寄与し、障がい児・者の権利擁護、生活の質の向上と地域理解の促進を図ること、ならびに高齢化及び過疎化に伴う後継者不足等の問題を、障がい者の協力を得て引き継ぐことにより、雇用の拡大と地域の活性化を図ることを目的とする。	申請 平成 25 年 12 月 2 日 認証 平成 26 年 2 月 3 日 登記 平成 26 年 2 月 17 日
34	特定非営利活動法人 あしたば	この法人は、知的・身体・精神等に障がいのある人達に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき就労や地域での安心した生活を確保するため、職業能力の開発、雇用機会の推進、そのほか就労に結びつく支援、或いは利用者相互で仲間として高めあう機会をつくることにより、就労意欲の向上や将来への生活力を確保すること及び啓発活動や社会参加を行うことにより、市民の理解を拡充し、地域の一員として自立した生活が送れることを目的とする。	申請 平成 26 年 1 月 30 日 認証 平成 26 年 4 月 9 日 登記 平成 26 年 4 月 10 日
35	N P O 法人 グローバルサポート センター	この法人は、地域の活性化を図るため、技能実習生及び就労者の受け入れと送り出し、産業上の技術・技能・知識の育成事業を行うとともに、適正な人選と職場や地域での諸問題の解決及び指導を行うことにより、技能実習生及び就労者と地域住民との交流を図り、国際協力の活動に寄与することを目的とする。	申請 平成 26 年 3 月 26 日 認証 平成 26 年 5 月 28 日 登記 平成 26 年 6 月 9 日
36	特定非営利活動法人 今治シビックプライ ドセンター	この法人は、今治港を起点とし世代を超えた市民の交流の場を創造し、さまざまな集いや情報の発信等を通じて、良好な市街地の形成を図り、まちのにぎわいの再生、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。	申請 平成 27 年 2 月 10 日 認証 平成 27 年 4 月 15 日 登記 平成 27 年 4 月 23 日
37	特定非営利活動法人 みとん今治	この法人は、人と人が紡ぎ織りなす「つながり」という糸を、瀬戸内の風を受け、今治全土に張り巡らせ、地域の活性化、にぎわいを創出することを目的とする。現存する素晴らしい資源・文化を理解し、新たな文化・価値観と融合させ、街を育むことで、老若男女すべての市民が県外、さらには海外へ誇れる地域づくりを目指す。	申請 平成 28 年 1 月 4 日 認証 平成 28 年 3 月 7 日 登記 平成 28 年 3 月 22 日
38	特定非営利活動法人 ローカルイノベーション	この法人は、大三島地域において、魅力的な観光地域づくりの推進を図るための観光資源の充実と観光産業の育成、若年層の移住促進を図るための教育・文化・産業・自然などの環境整備に関する事業を行い、当該地域の希望ある未来の実現に貢献することを目的とする。	申請 平成 29 年 3 月 10 日 認証 平成 29 年 3 月 27 日 登記 平成 29 年 4 月 3 日
39	特定非営利活動法人 慈照会	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に就労支援や障がい者自立支援に関する様々な課題の解決に向けて、地域の人々の活力や能力を活かした多様な職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を展開するとともに、社会教育推進やまちづくり推進、地域振興を図る活動などを併せて行う中で、子どもの健全な育成、共に支え合う豊かな生活環境、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	申請 平成 29 年 4 月 11 日 認証 平成 29 年 4 月 26 日 登記 平成 29 年 4 月 27 日

	名 称	活 動 内 容	備 考
40	特定非営利活動法人 ピースマイルさんさん	この法人は、地域社会で暮らす高齢者・障がい者・子ども等不特定多数の者の生活の自立を支える活動の実施及び介護施設の運営に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進と、公正で平和な社会づくりに寄与することを目的とする。	申請 平成29年12月22日 認証 平成30年1月11日 登記 平成30年1月16日
41	特定非営利活動法人 きないやせきぜん	この法人は、過疎高齢化が進み地域の社会基盤が弱体化した地域に対し、まちづくりの推進と観光の振興を図るための不特定多数を対象とした情報収集・発信、移住促進、耕作放棄地や空き家の活用推進、ICTの利活用推進、子供の健全育成のための交流事業、高齢者にとって住み続けやすい地域づくりなどを通し、地域活性化に寄与することを目的とする。	申請 平成30年7月17日 認証 平成30年8月1日 登記 平成30年8月7日
42	特定非営利活動法人 菊馬会	この法人は、愛媛県今治市菊間町にて600年続いた伝統文化「お供馬行事」を永年継続して活動できるよう支援するため、馬の持つ潜在能力を十分に理解し、馬と人との共生関係による活動を医療、福祉、スポーツ、馬事、就労等に関わる幅広い分野で普及、促進することにより、国民の心身の健全な発展及び福祉の向上並びに社会の繁栄に寄与することを目的とする。	申請 令和2年8月20日 認証 令和2年9月4日 登記 令和2年9月10日
43	特定非営利活動法人 チャレンド	この法人は、児童やその家庭が抱える諸問題に関して、児童相談所及び行政機関などと連携し、子育て・虐待防止・家庭状況による教育の格差解消・社会的自立まで、一人の児童にワンストップで相談支援を行い、あらゆる社会資源を活用して、継続的な支援を多角的に行い、児童の権利保障に寄与することを目的とする。	申請 令和2年10月1日 認証 令和2年10月16日 登記 令和2年10月20日
44	NPO法人 和ぎ	この法人は、今治市およびその近隣の住民に対して、福祉サービス活動に関する事業を行い、地域社会の生活環境の発展、ならびにだれもが心豊かに健康で安心して暮らしていくことのできる社会づくりに寄与することを目的とする。	申請 令和3年1月26日 認証 令和3年2月10日 登記 令和3年2月18日
45	特定非営利活動法人 創作クラブ Grian	この法人は、伯方島をメインフィールドに、人と人が地域・世代・国籍・ジェンダー・障害等多様な個性を生かして協働する「誰もが住みやすいまちづくり」を目指した事業を行う。また、住民が主体的に生活文化の継承や地域課題解決に向けて取り組むことを支援しながら、ヒト・コト・モノの豊かさを伯方島の魅力として次世代や広域に向けて発信し、より豊かな地域づくりの実現を目的とする。	申請 令和3年5月27日 認証 令和3年6月11日 登記 令和3年6月15日
46	特定非営利活動法人 しまなみアートファーム	この法人は、地域住民と訪問者に対して、学術、文化、芸術の振興を図る活動・国際協力の活動・環境教育・国際文化交流・ワークショップ事業の企画・運営に関する事業を行い、地域社会における芸術文化の発展・持続可能社会の実現に寄与することを目的とする。	申請 令和3年7月26日 認証 令和3年8月10日 登記 令和3年8月19日
47	NPO法人 暮らしの困りごと 相談処いりり	この法人は、地域で生活される高齢者をはじめとする大小様々な生活上の諸問題を抱える住民に対して、行政や社会福祉団体、その他の賛同して下さる民間団体や個人と連携し、福祉・医療、その他暮らしの困りごとなど、多方面にわたる相談支援や情報発信および生きがい活動促進支援を行い、地域住民の一人一人が、安全で安心して暮らすことができ、人間らしく生きがいを持ち活躍できる場のある地域共生社会の実現や更なる社会参加の実現を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	申請 令和3年10月20日 認証 令和3年11月4日 登記 令和3年11月12日

	名 称	活 動 内 容	備 考
48	特定非営利活動法人 未来バリー	この法人は、未来を創り、未来に生きる子どもから青少年の、可能性と可塑性を信じ、青少年に関わる諸問題や予兆に対して、希望を生み出し、夢や目標、生き抜く力を育み、多様性を尊重して、自分らしく不可逆的に人生を表現できるよう、SDGs も視野に入れ、関係機関や地域と連携し、日常的に多様な選択肢を構築して支援を行うことを目的とする。	申請 令和4年1月7日 認証 令和4年1月24日 登記 令和4年2月16日
49	特定非営利活動法人 SHARE	この法人は、一般市民を対象として、行き場のない動物（保護犬・猫）と人の共生が可能となる環境の構築に関わる各種事業を通じて、動物管理に関する教育、人・動物両者の健康増進、および地域の公衆衛生の改善に努めることで、動物に関わる社会問題の解決に寄与することを目的とする。	申請 令和5年3月3日 認証 令和5年3月31日 登記 令和5年4月11日
50	NPO法人 ぼちまる	この法人は、愛媛県に暮らす不登校・登校しぶりのある子どもやその保護者、教育機関に対して、不登校相談や訪問相談、学校支援、学習サポートなどの不登校支援や不登校を予防する活動及び、子どもから大人までを対象とした健康保険法・介護保険法に基づく居宅サービス事業を展開していくことを目的とする。	申請 令和5年5月17日 認証 令和5年6月1日 登記 令和5年6月12日
51	特定非営利活動法人 へレン	この法人は、高齢者・障がい者・障がい児に対して、支援サービスに関する事業を行い、高齢者・障がい者・障がい児福祉の推進に寄与することを目的とする。	申請 平成27年8月28日 認証 平成27年11月26日 登記 平成27年12月1日 移管 令和5年10月25日
52	特定非営利活動法人 すくすくビーンズ	この法人は、パーキンソン病患者や難病と診断された人及びその患者に関わる人たちに対して、生きる力を高め、健やかに過ごすことができるよう精神的、経済的な自立支援に関する事業を行う。 また、あらゆる人たちが自らの健康に関心を持ち管理できるよう様々な関係機関と連携し、誰もが暮らしやすい社会実現へ寄与することを目的とする。	申請 令和6年4月11日 認証 令和6年8月27日 登記 令和6年9月2日

福 祉 編



(今治市総合福祉センター)

福祉行政

1. 養育医療制度

- (1) 実施年月日 平成 25 年 4 月 1 日(権限委譲により愛媛県から事務移管)
- (2) 対象者 出生体重が 2,000g 以下又は生活力が特に薄弱等の症状があり、医師が入院を必要と認めた乳児
- (3) 所得制限 扶養義務者自己負担金(扶養義務者の所得に応じて決定し、乳幼児医療費より充当)
- (4) 経費負担区分 国 1/2 県 1/4 市 1/4
- (5) 助成方法 保険医療機関等に支払
- (6) 対象者数 令和 7 年度 19 名
- (7) 8 年度予算額 7,800,000 円

2. 乳幼児医療無料化制度

- (1) 実施年月日 平成 7 年 4 月 1 日(ただし零歳児対象は、昭和 48 年 4 月 1 日)
- (2) 対象者 就学前の乳幼児(平成 20 年 4 月 1 日から、3 歳以上就学前の幼児の通院無料化)
- (3) 所得制限 なし
- (4) 経費負担区分 県 1/2 市 1/2
(3 歳以上就学前の幼児の通院は、同一人につき、ひと月 2,000 円超過分を県 1/2 市 1/2、2,000 円までは市単独)
- (5) 助成方法 保険医療機関等に支払(県外受診分は窓口払)
- (6) 対象者数 (令和 8 年 4 月 1 日現在) 4,357 名
- (7) 8 年度予算額 260,000,000 円

3. 子ども医療無料化制度

- (1) 実施年月日 小学生入院 平成 21 年 8 月 1 日
中学生入院 平成 26 年 4 月 1 日
小中学生歯科通院 平成 27 年 10 月 1 日
小中学生通院 令和 2 年 1 月 1 日
高校生世代医療費 令和 5 年 8 月 1 日
- (2) 対象者 小学生～高校生世代(18 歳年齢度到達年度末)
- (3) 所得制限 なし
- (4) 経費負担区分 市単独
- (5) 助成方法 保険医療機関等に支払(県外受診分窓口払、通院のみ休日夜間受診分も含む)
- (6) 対象者数 (令和 8 年 4 月 1 日現在) 小学生 5,417 名
中学生 3,186 名
高校生世代 3,346 名
(他の福祉医療受給資格者等を除く)
- (7) 8 年度予算額 460,000,000 円

4. ひとり親家庭医療無料化制度

- (1) 実施年月日 入院 昭和 49 年 10 月 1 日
通院 昭和 52 年 4 月 1 日 市単
昭和 53 年 4 月 1 日 県単
- (2) 対象者 ひとり親家庭(これに準ずる家庭を含む)の家庭主及びその者が扶養する 20

歳未満の児童(平成 27 年 7 月 1 日から父子家庭も対象)

- (3) 所得制限 所得税非課税の世帯
- (4) 経費負担区分 県 1/2 市 1/2
- (5) 助成方法 保険医療機関等に支払(県外受診分は窓口払)
- (6) 対象者数 (令和 8 年 4 月 1 日現在) 3,340 名(1,166 世帯)
- (7) 8 年度予算額 150,000,000 円

5. 重度心身障害者医療無料化制度

- (1) 実施年月日 昭和 49 年 4 月 1 日
- (2) 対象者 ア. 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の者
イ. 療育手帳に A 又は B ㊦と記載されている者
- (3) 所得制限 なし
- (4) 経費負担区分 県 1/2 市 1/2
(65 歳以上で障害認定申請による後期高齢者医療の適用を受けない者は 1 割分についてのみ県 1/2 市 1/2、超過分は市単独)
- (5) 助成方法 保険医療機関等に支払(県外受診分は窓口払)
- (6) 対象者数 ア. 65 歳未満の者及び 65 歳以上で後期高齢者医療適用でない者 1,630 名
(R8.4.1 現在) イ. 65 歳以上の者(後期高齢者医療適用者) 2,208 名
- (7) 8 年度予算額 620,000,000 円

11. 福祉電話・ファックス電話貸与事業

区分	高齢者福祉電話	身体障害者福祉電話
(1) 実施年月日	昭和 48 年 7 月 18 日 ※令和 8 年度より、新規貸与廃止	昭和 48 年 7 月 17 日
(2) 対象者	65 歳以上の独居高齢者等	重度障害者(原則として 2 級以上)
(3) 所得制限	市民税の非課税世帯	同 左
(4) 助成方法	設置費及び基本料金は公費負担	同 左
(5) 対象人員 (R8.4.1 現在)	10 人	3 人
(6) 設置状況	10 台	3 台

12. 緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるよう、緊急事態発生時に即対応できるシステムで、平成元年度事業開始。

- (対象者) 65 歳以上の身体虚弱な独居高齢者で、必要と認められる者
- (設置台数) 65 台(R8.4.1 現在)

13. 生活保護状況

	全人口 (人)	全世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	対人口比率 (%)	被保護世帯 (世帯)	対全世帯比率 (%)
R8.3	144,837	76,524	1,716	1.18	1,476	1.93

	扶 助 別 延 人 数								決算額 (単位千円)
	生活	住宅	教育	介護	医療	生業	出産	葬祭	
R8.3	17,644	16,405	553	4,874	19,599	210	3	16	2,635,432

ケースワーカー 18 名 (R8.4.1 現在)

14. 民生児童委員等

- (1) 民生児童委員 409名(男136名、女273名)(R8.4.1現在)
 (2) 見守り推進員 161名(R8.4.1現在)

15. 障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数

(令和8年4月1日現在)

区 分	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	平衡音声言語 そしやく機能障害	内 部 障 害	肢 体 不 自 由	計
18歳未満	1	11	1	13	47	73
18～65歳未満	99	100	34	415	669	1,317
65歳以上	409	470	33	2,054	2,071	5,037
計	509	581	98	2,482	2,787	6,427

療育手帳所持者数

(令和8年4月1日現在)

区 分	A(最重度・重度・中度)	B(中度・軽度)	計
18歳未満	96	295	391
18歳以上	527	688	1,215
計	623	983	1,606

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(令和8年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
18歳未満	0	30	47	77
18歳以上	72	1,493	295	1,860
計	72	1,523	342	1,937

補装具費等の支給の状況(令和7年度)

補装具費支給(購入)	119件
〃 (修理)	119件
日常生活用品購入費支給	1,733件
計	1,971件

16. 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、地域の高齢者の相談窓口として設置されている。主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等が中心となって、高齢者の支援を行う。

サブセンターは地域包括支援センターに代わって、初期相談を受ける窓口となっている。

名 称	所 在 地	事 業 開 始	運 営 主 体
今治市地域包括支援センター 美須賀・立花	今治市黄金町二丁目 2-5	平成25年4月1日	医療法人滴水会
今治市地域包括支援センター 日吉・近見	今治市北日吉町一丁目 11-17	平成25年4月1日	医療法人順天会
今治市地域包括支援センター 西・南	今治市別名 272	平成25年4月1日	医療法人隆典会
今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川	今治市玉川町大野 甲 86-1	平成25年4月1日	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間	今治市大西町宮脇 甲 501-2	平成25年4月1日	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

今治市伯方地域包括支援センター	今治市伯方町木浦 甲 3930-1	平成 29 年 4 月 1 日	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
サブセンター大島	今治市吉海町名 1466	平成 29 年 4 月 1 日	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
サブセンター大三島	今治市大三島町野々江 2435-2	平成 29 年 4 月 1 日	社会福祉法人 今治市社会福祉協議会
利 用 料	無 料		
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定における要支援 1・2 の方、また要介護状態となるおそれの高い方の介護予防ケアマネジメント業務 ・成年後見制度の利用支援、高齢者虐待の予防や発見など、高齢者の権利擁護に関する業務 ・医療や介護、福祉などに関する総合相談支援業務 ・介護支援専門員支援等、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 		

17. 公益社団法人今治市シルバー人材センター

昭和 55 年に、高齢者の健康や生きがいを高めるために「今治市高齢者生きがいの会」が任意団体として設立されたが、昭和 58 年 11 月、これを発展的に解消し、新たに「社団法人今治市サービス公社シルバー人材センター」が設立されその後、「社団法人今治市シルバー人材センター」に名称変更、平成 24 年 4 月に「公益社団法人今治市シルバー人材センター」となった。

同センターは、定年退職後等において、臨時的・短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を求め、又は社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大及び福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

事 務 局	今治市東門町五丁目 840 番 4
事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 臨時的・短期的な就業を希望する高年齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供 2. 臨時的・短期的な雇用による就業を希望する高年齢者の職業紹介事業の実施 3. 高年齢者の就業に関する調査研究並びに情報の収集及び提供 4. 高年齢者の就業に関する相談 5. 高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施 6. 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業の実施
会員 (R8. 3. 31)	754 名

事業実績(令和 7 年度)

受 注 件 数	就 労 延 人 員	就 労 実 人 員	事 業 実 績 額
7,086 件	63,903 人	586 人	386,946,056 円

福祉施設

1. 保育所

(1) 施設の現況

(令和8年4月1日現在)

施設名	定員	入所児童数			保育士数	その他職員数	乳児保育実施施設	延長保育実施施設	一時預かり実施施設
		計	3歳未満	3歳以上					
鳥生保育所	120	82	30	52	23	5	○	○	
常盤 "	150	105	46	59	31	7	○	○	
城東 "	150	97	34	63	28	5	○	○	○
乃万 "	100	43	9	34	18	5	○	○	○
日高 "	120	79	30	49	22	5	○	○	
富田 "	130	116	35	81	29	7	○	○	
桜井 "	100	41	12	29	15	3	○	○	
日の出 "	45	24	9	15	15	3	○		
九和 "	90	28	5	23	12	3	○		
樋口 "	90	31	13	18	15	3	○	○	
きくま "	60	39	12	27	15	3	○	○	○
岡村保育所(休園中)	10	0	0	0	0	0			
市立計(12)	1,165	685	235	450	223	49	11	9	3
若葉保育園	90	66	27	39	22	13	○	○	○
志々満 "	90	75	27	48	23	7	○	○	○
今治中央ぱりっこ保育園	160	139	65	74	35	8	○	○	○
白鳩保育園	90	96	44	52	24	12	○	○	○
今治虎岳 "	90	87	35	52	20	11	○	○	○
龍門 "	35	28	11	17	8	3	○	○	
朝倉 "	90	78	29	49	14	7	○	○	
大井幼児園	120	79	30	49	20	9	○	○	
小西保育園	90	73	27	46	19	5	○	○	○
法人立計(9)	855	721	295	426	185	75	9	9	6
合計(21)	2,020	1,406	530	876	408	124	20	18	9

設置状況

区分	定員 ①	入所児童数 ②	入所率 ②/①
R8.4.1 現在	2,020	1,406	70%

(2) 地域型保育事業

(令和8年4月1日現在)

施設名	定員	入所児童数			保育士数	その他職員数	乳児保育実施施設	延長保育実施施設	一時預かり実施施設
		計	3歳未満	3歳以上					
小規模保育所たんぼぼ	12	3	3	0	4	3			
あおいそら保育園	19	19	19	0	7	5	○	○	
今治市医師会保育所 エンゼル保育園	30	22	22	0	10	3	○	○	
おひさまえん	20	13	13	0	8	1	○	○	
済生会今治医療福祉センター なでしこ保育所	30	20	20	0	14	4	○	○	
今治こころ保育園	19	21	21	0	9	3	○		
にじのそら保育園	12	11	11	0	11	4	○	○	
私立計(7)	142	109	109	0	63	23	6	5	0

2. 認定こども園

施設の現況

(令和8年4月1日現在)

施設名	定員	入所児童数			保育士数	その他職員数	乳児保育実施施設	延長保育実施施設	一時預かり実施施設
		計	3歳未満	3歳以上					
おおしま認定こども園	90	39	10	29	16	4	○		○
伯方認定こども園	130	91	28	63	24	6	○		○
上浦認定こども園	60	23	7	16	12	4	○		○
大三島認定こども園	60	29	10	19	13	3	○		
市立計(4)	340	182	55	127	65	17	4	0	3
しまなみの杜認定こども園	260	226	57	169	31	10	○	○	○
空と海認定こども園	110	80	21	59	16	12	○	○	○
幼保連携型認定こども園 今治幼稚園	90	84	14	70	24	8			○
幼保連携型認定こども園 晴心幼稚園	120	102	40	62	26	12	○	○	○
はしまこがく認定こども園	170	164	35	129	31	14	○	○	○
認定こども園みどり幼稚園	320	277	64	213	46	20	○	○	
認定こども園今治めぐみ幼稚園	95	78	21	57	15	12			
認定こども園唐子幼稚園	184	139	29	110	24	16		○	○
認定こども園ひまわり幼稚園	85	65	11	54	14	7		○	○
法人立計(9)	1,434	1,215	292	923	227	111	5	7	7
合計(13)	1,774	1,397	347	1,050	292	128	9	7	10

利用者負担額

(1) 令和 8 年度 1 号認定分利用者負担基準額表(月額)

国	市階層	定 義		公立	私立	
1	G1	生活保護世帯		0	0	
2	G2	市	非課税世帯	0	0	
	G3		均等割のみ課税世帯	0	0	
3	G4	民 税	所得割額	~77,100 円以下	0	0
4	G5			77,101 円以上~211,200 円以下	副食費のみ	副食費のみ
5	G6			211,201 円以上	副食費のみ	副食費のみ

• 多子世帯の副食費負担の軽減

所得割額 77,101 円以上の世帯について、小学校 3 年生の子から数えて第 3 子以降の場合は副食費が免除されます。(主食費については、従来通り全世界帯保護者負担となります。)

(2) 令和 8 年度保育所徴収基準額表(月額)

国	市階層	定 義		3 歳未満児		3 歳児		4 歳児以上		備考	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	A	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0		
2	B	非課税世帯	一般世帯	0	0	0	0	0	0		
	B 減		要保護世帯等	0	0	0	0	0	0		
3	C1	～24,300 円未満	一般世帯	15,000	14,800	0	0	0	0		
	C1 減		要保護世帯等	7,000	6,900	0	0	0	0	2 人目以降 0 円	
	C2	24,300 円以上	一般世帯	19,000	18,800	0	0	0	0		
	C2 減	～48,600 円未満	要保護世帯等	9,000	8,900	0	0	0	0	2 人目以降 0 円	
4	D1	48,600 円以上	一般世帯	24,000	23,600	0	0	0	0		
	D1 減		～57,700 円未満	要保護世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	2 人目以降 0 円
	D2	57,700 円以上	一般世帯	24,000	23,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
	D2 減		～64,700 円未満	要保護世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	2 人目以降 0 円
	D3	64,700 円以上	一般世帯	28,000	27,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
	D3 減		～77,101 円未満	要保護世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	2 人目以降 0 円
	D4	77,101 円以上～80,800 円未満		28,000	27,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
	D5	80,800 円以上～97,000 円未満		30,000	29,600	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
	D6	97,000 円以上～121,000 円未満		38,000	37,400	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
	5	D7	121,000 円以上～145,000 円未満		41,000	40,400	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
		D8	145,000 円以上～169,000 円未満		44,500	43,800	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	
6	D9	169,000 円以上～301,000 円未満		55,000	54,100	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
7	D10	301,000 円以上～397,000 円未満		58,000	57,100	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		
8	D11	397,000 円以上～		58,000	57,100	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ	副食費のみ		

・保育料等は、4 月初日の年齢で決定します。年度途中の入所児童についても同様です。

■保育料について

・要保護世帯等の軽減

ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯は確認資料の提出で階層により保育料が軽減されます。

・多子世帯の保育料負担の軽減

①小学校就学前の範囲において、保育所や認定こども園、幼稚園等を同時に利用する最年長の児童から順に 2 人目は上記の半額、3 人目以降については 0 円です。

②ひとり親、在宅障がい児(者)世帯において、所得割額 77,101 円未満(D 3 まで)の場合は、多子(同一生計内)の年齢制限がなく、当該児童が 2 人目以降の場合は 0 円です。

③ 2 人親世帯において、所得割額 57,700 円未満(D 1 まで)の場合は、多子(同一生計内)の年齢制限がありません。

④ 3 歳未満児については、同居の有無を問わず、18 歳未満(平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれた児童)がいる世帯で、当該児童が 2 人目は半額、3 人目以降は 0 円です。

■副食費について

・多子世帯の副食費負担の軽減

小学校就学前までの子から数え、第 3 子以降の場合は副食費が免除されます。

(3) 令和 8 年度延長保育徴収金額表(月額)

階層区分	定 義	徴 収 金 額
1	生活保護世帯等	0 円
2	市民税非課税世帯	0 円
3	市民税課税世帯	3,200 円

(4) 令和 8 年度一時預かり料金徴収金額表(日額)

階層区分	定 義	徴 収 金 額
1	生活保護世帯等	0 円
2	1 階層を除く世帯	1,500 円

3. 児童館

児童館名	所 在 地	開設年月日	構 造
枝 堀	今治市枝堀町 1 丁目 4-1	昭和 45 年 5 月 25 日	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造平屋建 220.42 m ²
本 町	今治市本町 5 丁目 2-24	昭和 50 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート造 2 階建 250.20 m ²
朝 倉	今治市朝倉下甲 529	平成 13 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート造 2 階建 236.07 m ²
樋 口	今治市波方町樋口甲 1755-1	平成 16 年 10 月 1 日	鉄筋コンクリート造平屋建 446.00 m ²
菊 間	今治市菊間町長坂 2001	平成 16 年 12 月 1 日	木造平屋建 231.42 m ²
亀 岡	今治市菊間町佐方 428	平成 16 年 12 月 1 日	木造平屋建 142.37 m ²
伯 方	今治市伯方町有津甲 3-1	平成 23 年 2 月 1 日	鉄筋コンクリート造平屋建 622.25 m ²

◎業 務 児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進するとともに情操を豊かにするため、おおむね次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の個別及び集団活動の指導に関すること。
- (2) 児童の地域活動の援助に関すること。
- (3) その他、児童の健全育成指導に関すること。

◎使 用 者 (1) 18 歳未満の児童
(2) 児童館業務の援助活動を行うために必要な団体・個人

◎開 館 時 間 午前 9 時 30 分～午後 6 時
(ただし、火曜日については、午後 1 時 30 分～午後 6 時)

◎休 館 日 月曜日、祝日(こどもの日を除く)
※月曜日が祝日にあたる時は、月曜日から水曜日の午前中まで休館
年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日

◎職 員 館長、児童厚生員

◎運営委員会 児童館の円滑な運営を期すため、20 人以内の運営委員会を設置し、児童福祉関係機関、教育関係機関の代表者及び学識経験者で組織する。

4. ちびっ子広場

- (1) 実施年月日 昭和 47 年 4 月 1 日
- (2) 設置箇所 50 か所
- (3) 管理運営 自治会等
- (4) 設置条件 3 年以上 50 m²以上
- (5) 助成(市単)

区 分	補 助 金 額	備 考
整 備 費	15 万円(消費税等を含む。)を限度とし、 整備費総額の 8 割以内	遊具・フェンスその他施設の整 備、交換・修理・撤去等
管理奨励費	(固定資産税額+1 m ² あたり 70 円)の 9 割 以内	

令和 8 年度予算額 686 千円

5. 老人ホーム

名称	区分	管理運営	建設 年月日	総工費 / 千円	敷地 面積 / m ²	建物構造	建物 面積 / m ²	部屋 数 / 室	定員 / 名	現員 / 名
泉荘	養護老人 ホーム	社会福祉 法人今治 福祉施設 協会	S62. 4. 1	370, 340	9, 033	鉄筋コンク リート造 2 階建	1, 675	26	50	44
いこいの 里しみず			R5. 4. 1	873, 400	泉荘と 同一敷 地	鉄筋コンク リート造 3 階建	2, 623	50	50	44
清流園		今治市	S56. 3. 17	231, 984	5, 775	鉄筋コンク リート造平 屋建	2, 212	35	70	21
日高荘	特別養護 老人ホーム	社会福祉 法人今治 福祉施設 協会	S41. 6. 20	42, 370	1, 104	鉄筋コンク リート造 2 階建	1, 111	14	55	47
唐子荘			S49. 3. 30	176, 000	4, 733		1, 151	13	55	52
シルバー ハウス吹 揚		社会福祉 法人悠々 会	H9. 4. 1	1, 015, 580	1, 364	鉄骨造 5 階 建	1, 869	23	60	59
ケアハウ ス吹揚	H9. 4. 1		1, 449				28	30	30	
みどりの 郷	特別養護 老人ホーム	社会福祉 法人聖マ リア会	H10. 4. 28	1, 280, 116	3, 841	鉄骨造 2 階 建	1, 727	25	58	58
ケアハウ スせせら ぎ			H10. 4. 28							

名称	区分	管理運営	建設 年月日	総工費 / 千円	敷地面積 / m ²	建物構造	建物面積 / m ²	部屋数 / 室	定員 / 名	現員 / 名
今治なごみ苑	特別養護老人ホーム	社会福祉法人なごみの会	H15. 5. 15	829, 500	2, 553	鉄筋コンクリート造4階建	2, 952	20	50	50
ケアハウスなごみ	軽費老人ホームケアハウス		H15. 5. 15				1, 044	14	14	13
ケアハウス廣寿苑	軽費老人ホームケアハウス	社会福祉法人杉の子会	H15. 3. 20	326, 843	1, 525	鉄筋コンクリート造4階建	2, 214	30	30	28
すずらん	特別養護老人ホーム	社会福祉法人しまなみ福祉会	H29. 4. 1	744, 660	2, 127	鉄筋コンクリート造4階建	2, 670	50	50	50
リーフガーデンあさくら		社会福祉法人陽成会	H14. 3. 29	1, 093, 277	13, 683	鉄筋コンクリート造5階建	2, 481	18	50	49
ケアハウスリーフガーデンあさくら			H14. 3. 29				2, 440	28	30	29
瑞鶴荘	特別養護老人ホーム	社会福祉法人藤寿会	H4. 8. 14	736, 783	6, 356	鉄筋コンクリート造3階建	2, 669	21	57	54
寿山苑	軽費老人ホームケアハウス	社会福祉法人寿山会	H11. 3. 20	1, 004, 828	5, 890	鉄筋コンクリート造3階建	2, 988	28	58	57
ケアハウス寿山荘			H11. 3. 20				1, 199	18	20	19
幸風園	特別養護老人ホーム	社会福祉法人興風会	H18. 5. 16	386, 000	1, 361	鉄筋コンクリート造3階建	2, 274	43	43	41
ケアハウス幸風園	軽費老人ホームケアハウス		H16. 8. 17	1, 023, 360	2, 776	鉄骨造5階建	5, 102	48	48	45
菊仙荘	特別養護老人ホーム	社会福祉法人風早偕楽園	H8. 4. 1	971, 477	8, 747	鉄筋コンクリート造2階建	1, 716	26	53	53
ケアハウス菊仙荘	軽費老人ホームケアハウス		H8. 4. 1				1, 334	25	30	25
ケアハウスラ・ファミーユ	軽費老人ホームケアハウス	社会福祉法人日親会	H16. 10. 10	373, 446	4, 313	鉄骨瓦葺造3階建	2, 701	40	40	35

名称	区分	管理運営	建設 年月日	総工費 / 千円	敷地面積 / m ²	建物構造	建物面積 / m ²	部屋数 / 室	定員 / 名	現員 / 名
阿育苑	特別養護老人ホーム	社会福祉法人大島福祉会	H6. 3. 10	609, 845	8, 805	鉄筋コンクリート造平屋建	2, 646	27	53	48
はかた寿園		社会福祉法人伯方福祉会	H12. 3. 7	569, 285	4, 387	鉄筋コンクリート造平屋建	2, 167	29	50	50
多々羅の里		社会福祉法人鷲峰会	H15. 3. 18	790, 650	9, 389	鉄筋コンクリート造平屋建	3, 606	50	50	50
かのこ	地域密着型特別養護老人ホーム	社会福祉法人来島会	H26. 4. 1	465, 900	8, 863	鉄筋コンクリート造2階建	1, 999	29	29	29
ほのか			H29. 4. 1	382, 320	5, 573	木造平屋建	1, 434	29	29	29
廣寿苑		社会福祉法人杉の子会	H26. 6. 27	397, 500	1, 237	鉄筋コンクリート造5階建	2, 107	29	29	27

6. 今治市福祉センター

少子高齢化が急速に進むなかで、市民の福祉ニーズは、確実に複雑多様化してきた。そこで、各種の福祉情報を提供するとともに、住民自らも参加し、総合的に福祉の拡充推進を図るため、住民が気軽に利用できる地域福祉活動の拠点施設として整備された。

名称	今治市総合福祉センター	今治市玉川福祉センター
所在地	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市玉川町大野甲86番地1
管理運営	今治市社会福祉協議会(指定管理)	
開設年月	平成9年11月	平成16年5月
敷地面積	3, 186. 79 m ²	5, 782. 46 m ²
構造	鉄筋コンクリート造5階建 5, 203. 96 m ²	鉄筋コンクリート造2階建 1, 306. 82 m ²
総事業費	2, 550, 000 千円	406, 000 千円
指定管理料(R8年度)	48, 300 千円	
開館時間	午前8時30分～午後5時30分 (現に使用する者がいる場合は午後9時30分)	午前8時30分～午後5時15分
休館日	年末12月29日～年始1月3日	土曜日及び日曜日、祝日法に規定する休日 年末12月29日～年始1月3日

7. 今治市老人ふれあいの家

老人の心身の健康の増進を図るため趣味教養活動や入浴を通じて生きがいや健康づくりの増進、地域間の老人の交流を促進するための場として利用していただくために設置された。

- (1) 所在地 今治市町谷甲 465 番地 1
- (2) 設置 今治市
- (3) 管理運営 今治市
- (4) 施設の概要 敷地 1,661.29 m²
建物 鉄骨造、平家建 552.64 m²
- (5) 総事業費 243,586 千円

利用案内

- (1) 利用者の範囲 本市に住所を有する年齢 60 歳以上の者、特に使用を許可した者
- (2) 開館時間 午前 10 時から午後 5 時まで (浴場使用時間は午前 11 時から午後 5 時まで)
- (3) 休館日 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始
- (4) 使用料 入浴料 1 人 320 円
- (5) 利用者数 (令和 7 年度) 4,181 人 (うち入浴者数 1,864 人)

8. グループリビング

高齢者の心身機能の低下を補うため、共同生活をするにより生活の質を高め、保健・福祉の向上を図るため設置された。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 名称 | 今治市菊間グループリビング |
| 位置 | 今治市菊間町池原 21 番地 |
| 敷地面積 | 606 m ² |
| 建物延面積 | 387.18 m ² |
| 開設年月日 | 平成 15 年 8 月 1 日 |

9. シルバー生きがい農園

高齢者が健康を保持し、生きがいを高めるため、自らが野菜や花づくりを行う農園で、用地は市が休耕田等を準備。

- (1) 開始年度 昭和 52 年度
- (2) 設置箇所 6 箇所 (合計 6,183 m²) (R8.4.1 現在)

名称	所在地	地積
日吉 シルバー生きがい農園	中日吉町三丁目甲 496-1	716 m ²
城東第二 //	枝堀町三丁目 1026-4 外	1,289 m ²
鳥生 //	北鳥生町四丁目 399-1	950 m ²
大新田 //	大新田町四丁目 465-17	808 m ²
北日吉 //	北日吉町三丁目甲 1118-1	1,037 m ²
新馬越 //	馬越町一丁目甲 83-1 外	1,383 m ²

10. 児童養護施設(あすなろ学園)

所在地	今治市中堀四丁目2番26号	
開設年月日	昭和34年4月11日	
入所児童定員	50人	令和8年4月1日現在 36人
職員	40人	
設置・経営	社会福祉法人コイノニア協会	

11. 児童発達支援センター ひよこ園事業

発達の不安や生活のしにくさのある児童が独立自活に必要な知識及び技能を身につけるため、基本的な生活習慣、運動能力、感覚機能訓練、集団生活への適応訓練の実施及び療育支援を行う。

所在地	今治市石井町四丁目3番53号	
施設概要	敷地	2,415.00 m ²
	建物	鉄筋コンクリート造平家建 466.00 m ²
	事業費	102,839千円
管理運営	社会福祉法人今治福祉施設協会 (職員25名)	
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の基本的な生活習慣及び言葉の学習 2. 児童の運動能力及び感覚機能訓練 3. 児童の集団生活への適応訓練 4. 児童の療育相談 5. その他児童の健全な成長の増進を図るための必要な業務 	
園児数	定員30人	令和8年4月1日現在 契約者数33人(3クラス)

(通園児はマイクロバスで送迎)

12. 児童発達支援事業 ひよこ学級

障がい児の福祉の充実を図り、児童の独立自活に必要な知識及び技能を与えるため、機能回復訓練、生活指導、集団生活への適応訓練などを実施し、児童の健全な成長の増進を図る。

所在地	今治市石井町四丁目3番53号	
施設概要	建物	鉄筋コンクリート造平家建 79.90 m ²
	事業費	27,527千円
管理運営	社会福祉法人今治福祉施設協会 (職員5人)	
園児数	利用定員 1日当り10人	令和8年4月1日現在 契約者数32人

13. 児童発達支援事業 ほのぼの学級

在宅の重症心身障がい児に対し、通園の方法により、日常生活動作、運動、機能等の訓練、指導等必要な療育を行うことにより、機能低下の防止や、その発達を促し、又、家族における療育技術の向上を目指すことを目的に、平成8年10月開設された。

所在地	今治市石井町四丁目3番53号
施設概要	ひよこ園の一部を使用
管理運営	社会福祉法人今治福祉施設協会（職員5人）
園児数	定員5人 令和8年4月1日現在 契約者数8人

14. 今治市障害者福祉センター(のぞみ苑)

在宅の心身障がい者の福祉を増進し、生きがいを高め自立を図るため、日常生活及び社会適応訓練の実施、創作活動及び作業訓練の実施、教養講座の開設、更生相談などを実施する。

所在地	今治市石井町四丁目3番53号
施設概要	敷地 1,184.13 m ² 建物 鉄筋コンクリート造平家建 534.50 m ² 事業費 220,416 千円
管理運営	社会福祉法人今治福祉施設協会（職員5人）
利用者	・心身に障がいがあり日常生活又は社会生活に相当な制約を受ける者 ・障がい者の福祉の増進に協力するボランティア ・その他市長が適当と認めた者
利用料	無料
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
利用時間	午前8時30分から午後5時15分まで

※趣味教養講座を利用するには受講料が必要。
ただし、障がい者の方は無料、65歳以上の方は半額。

15. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っている。

地域子育て支援拠点	開設場所・連絡先電話番号	開設時間・開設日
ぱりっこ広場	南宝来町 1-9-8(総合福祉センター2階) TEL 22-6026	9:00~12:00 日~土曜日 13:00~16:00
ハルモニア広場	立花町 2-6-11 TEL 24-2370	9:30~12:00 月~土曜日 13:00~15:30
山路白鳩つどいの広場	阿方甲 1296-1 TEL 52-8335	10:00~16:00 月~土曜日
にこにこ広場 おおきくなあれ	喜田村 8-4-48 TEL 47-4022	10:00~16:00 月~土曜日
輪い和い親子広場	大西町新町甲 734-10 TEL 53-5731	10:00~12:00 月・土曜日 13:00~16:00
		10:00~16:00 火~金曜日
志々満おひさまセンター	桜井 6-2-1(志々満保育園内) TEL 48-1110	9:00~14:00 月~金曜日
今治虎岳保育園 地域子育て支援センター とらっこくらぶ	鐘場町 1-3-8 TEL 24-2500	9:30~15:00 月~金曜日 9:30~14:30 土曜日
今治市社協子育て支援センター たまがわ たまっこらんど	玉川町大野甲 86-1 (玉川福祉センター内) TEL 36-8140	10:00~12:00 月~金曜日 13:00~16:00
子育て広場 あそぼーの	波方町波方甲 2029 (なみっこ交流館 1階) TEL 41-9770	9:30~12:00 火~土曜日 13:00~17:30
子育てひろば しましま	伯方町北浦甲 2255 番地 鎮守の杜 TEL 070-1920-4662	10:00~15:00 月・金・土曜日
子育てひろば ハピ	にぎわい広場 1-1 イオンモール今治新都市 1階 TEL 24-2951	10:00~15:00 月~土曜日 土曜日 1回休み 日曜日 1回開所

※ぱりっこ広場について、毎日開いていますが年末年始はお休みです。

※子育てひろばハピは、月に1回日曜日開所します。土曜日は月1回お休みです。

※ぱりっこ広場、子育てひろばハピ以外の拠点事業所について、開設日以外と祝日・年末年始はお休みです。

16. 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等も実施します。

実施事業所	実施場所	実施日時
-------	------	------

ぱりっこ広場	南宝来町 1-9-8(総合福祉センター2階) TEL 22-6026	9:30~12:00 13:00~16:00	月~金曜日
ハルモニアのおへや	立花町 2-6-11 2階 TEL 23-7003	9:30~12:00 13:00~15:30	月~金曜日

17. いまぱりファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方からなる会員組織で、仕事と育児の両立及び地域における子育ての支援を行っています。アドバイザーが会員による相互援助活動の調整等を行っています。

問合せ先 大正町 1 丁目 2 番 2 号 ホワイトビル大和 1 階 TEL 33-2000

18. 児童クラブ

児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対し、授業日の放課後及び学校休業日において遊びを主とする育成・指導活動を通じ児童の健全育成を図る目的で開設されている。

児童クラブ名	開設年月日	開設場所の状況	
		設置場所	施設概要
吹揚第1児童クラブ	平成27年4月1日	今治市黄金町三丁目3番地 吹揚小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 98.11 m ²
吹揚第2児童クラブ	平成27年4月1日	今治市黄金町三丁目3番地 吹揚小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 117.90 m ²
仲よし児童クラブ	平成9年4月1日	今治市別宮町五丁目1番地7 別宮小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 122.52 m ²
常盤児童クラブ	平成3年4月1日	今治市中日吉町二丁目6番55号 常盤小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 141.83 m ²
近見児童クラブ第1	平成12年4月1日	今治市近見町一丁目5番1号 近見小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 63.00 m ²
近見児童クラブ第2	平成30年4月1日	今治市近見町一丁目5番1号 近見小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 63.00 m ²
立花児童クラブ	平成15年4月1日	今治市立花町四丁目3番45号 立花小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 129.6 m ²
第二立花児童クラブ	平成22年4月1日	今治市立花町四丁目3番45号 立花小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 86.4 m ²
かなん学童クラブ	令和5年4月1日	今治市河南町二丁目2番18号	専用室 (鉄筋コンクリート造) 96.0 m ²
青空(1組)児童クラブ	平成8年4月1日	今治市南高下町三丁目3番71号 鳥生小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 123.39 m ²
青空(2組)児童クラブ	平成22年4月1日	今治市南高下町三丁目3番71号 鳥生小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 94.14 m ²
桜井児童クラブ	平成15年4月1日	今治市郷桜井一丁目8番26号 桜井小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 108.67 m ²
国分児童クラブ	平成11年4月1日	今治市古国分二丁目7番1号 国分小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 63.00 m ²
富田児童クラブ	平成10年4月1日	今治市上徳甲 396 番地 20	専用室 (軽量鉄骨造) 122.21 m ²
第二富田児童クラブ	平成29年10月1日	今治市上徳甲 396 番地 20	専用室 (軽量鉄骨造) 118.74 m ²
しみず児童クラブ	平成16年4月1日	今治市五十嵐甲 13 番地 3 清水小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 106.26 m ²

児童クラブ名	開設年月日	開設場所の状況	
		設置場所	施設概要
日高児童クラブ	平成15年4月1日	今治市別名557番地3	専用室 (軽量鉄骨造) 120.75㎡
日高第二児童クラブ	平成22年8月1日	今治市別名557番地3	専用室 (軽量鉄骨造) 109.01㎡
乃万児童クラブ	平成13年4月1日	今治市延喜甲349番地 乃万小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 129.60㎡
児童クラブ 未来	平成28年4月1日	今治市阿方甲1296番1	専用室 (木造) 130.58㎡
しまなみ 学童クラブ	平成28年5月1日	今治市しまなみの杜2番地1 しまなみの杜認定こども園敷地内	専用室 (木造) 147.25㎡
うずしお 児童クラブ	平成15年4月1日	今治市地堀一丁目3番40号 波止浜小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 63.00㎡
上朝 児童クラブ	平成14年4月1日	今治市朝倉上甲806番地1 旧上朝児童育成施設	専用室 (木造) 86.64㎡
朝倉 児童クラブ	平成9年4月1日	今治市朝倉下甲529番地 旧朝倉老人憩の家	専用室 (鉄筋コンクリート造) 92.12㎡
鴨部はあと 児童クラブ	平成18年4月1日	今治市玉川町中村甲574番地1 鴨部小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 72.00㎡
九和 児童クラブ	平成18年4月1日	今治市玉川町摺木甲71番地1 九和小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 114.96㎡
波方 児童クラブ	平成17年4月1日	今治市波方町樋口甲1755番地1 樋口児童館内	専用室 (鉄筋コンクリート造) 70.94㎡
大西 児童クラブ	平成19年4月1日	今治市大西町大井浜103番地 大西小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 64.80㎡
菊間 児童クラブ	平成31年1月1日	今治市菊間町長坂2001番地 旧菊間陶芸館	専用室 (木造) 115.71㎡
吉海 児童クラブ	平成23年4月1日	今治市吉海町八幡157番地 吉海小学校内	学校余裕教室 (鉄筋コンクリート造) 64.80㎡
伯方 児童クラブ	平成16年7月1日	今治市伯方町木浦甲3598番地1 伯方小学校内	専用室 (軽量鉄骨造) 80.86㎡
上浦 児童クラブ	平成22年4月1日	今治市上浦町井口5931番地1 上浦開発総合センター内	専用室 (鉄筋コンクリート造) 96.39㎡
大三島 児童クラブ	平成20年4月1日	今治市大三島町宮浦5145番地 大三島小学校内	学校余裕教室 (コンクリートブロック造) 55.35㎡

19. 児童育成支援拠点事業

家庭や学校以外に安心して過ごすことができる地域の居場所を提供し、利用者の状況や希望に応じた支援を行っている。

実施事業所	実施場所	実施日時
鳥生地域食堂れんこん	北鳥生町1丁目4-32 鳥生地域食堂れんこん「みんなの食堂」	9:00~19:00 月~土曜日 (変更あり) (変更あり)
創作クラブ Grian	伯方町北浦甲2255番地 鎮守の杜	10:00~19:30 月・金曜日 10:00~18:00 土曜日 ※盆・年末年始 除く

チャレンド	蒼社町1丁目5番50号 いまりば	10:00~18:00 月~金曜日 (変更あり) (変更あり)
-------	---------------------	------------------------------------

20. こども家庭センター

○相談受付

日 時 ・ 場 所	問 合 せ 先
・ネウボラ推進課 平日 午前8時30分 ～ 午後5時15分	今治市役所4階 ネウボラ推進課 TEL 0898-36-1553

【妊娠・出産・子育てに関する相談】

利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたる母子保健及び育児に関する切れ目ない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等も実施する。

【家庭児童相談】

家庭児童相談員が、来所・電話相談により、子育て、発達、学校生活、家庭生活、ヤングケアラー、家族関係などに関する相談を受け、必要に応じて適切な関係機関に繋げる。

○子ども家庭相談専用ダイヤル TEL 0898-33-2525

【女性相談】

女性相談支援員が、夫や恋人からの暴言・暴力(DV)、離婚、家族間の問題などの相談を受け、必要に応じて適切な関係機関に繋げる。

【母子・父子相談】

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などに当たり、ひとり親家庭の経済的な安定に努める。

【要保護児童対策地域協議会】

要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待通報の受付・相談のほか、実務者会や個別ケース会などを開催している。また、児童相談所をはじめ地域の専門機関と連携し、各ケースへの支援を継続し問題解決に努めている。

(令和7年度)

事業の種別	事業内容	人員
プレママひろば	妊婦同士や関係機関との交流の場	妊婦 32 人 子ども 2 人
産後ケア事業	産後ケアを必要とする産婦に対して、心身のケアや育児のサポート等の支援	93 人 (188 回)
産後ママと赤ちゃんのつどい	産婦同士や関係機関との交流の場	産婦 61 人 乳児 61 人 その他 1 人
産前・産後サポート事業	訪問や来所、電話によるハイリスク妊産婦・準ハイリスク妊産婦への相談支援	妊婦 153 件 産婦 150 件

21. 今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）

障がい者福祉の増進を図るため、教養、文化及び体育の向上、機能回復及び健康の増進、職業、福祉等の情報収集や提供、交流及びコミュニティづくりに関することなどを実施する。

所在地	今治市喜田村二丁目1番10号		
施設概要	敷地	6,620.54 m ²	
	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート・一部鉄骨造平屋建 1,658.58 m² ・331,834千円 雇用促進事業団 278,494千円 <li style="text-align: center;">今治市 53,340千円 	
施設概要	各施設	・体育室	1,008.00 m ²
		・会議研修室	124.15 m ²
		・教養文化室（和室）	47.88 m ²
		・多目的室（職業相談）	43.50 m ²
		・アーチェリー施設（屋外）	
利用	開館時間	午前9時～午後9時30分	
	休館	火曜日、祝日、年末年始	
	利用料金	障がい者及び介護者は無料 それ以外は有料	
管理運営	社会福祉法人来島会		

(使用料金) (令和8年4月1日現在)

使用区分		使用時間	使用料
体育室 (アリーナ)	4面使用	1時間までごとに	560円
	2面使用	1時間までごとに	280円
	1面使用	1時間までごとに	140円
会議室・研修室	全面使用	1時間までごとに	540円
		冷暖房施設	1時間までごとに 320円
	半面使用	1時間までごとに	270円
		冷暖房施設	1時間までごとに 160円
教養文化室 (和室)		1時間までごとに	230円
		冷暖房施設	1時間までごとに 140円
多目的室		1時間までごとに	200円
		冷暖房施設	1時間までごとに 120円
アーチェリー施設	団体貸切 (大会、記録会等)	1時間までごとに	260円
	個人使用	1人1回	120円
電源コンセント	1口	1日	200円

- 備考
- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
 - 2 障がい者の使用は、無料とする。ただし、アーチェリー施設の個人使用については、障がい者1人につき介護者1人を無料とする。
 - 3 65歳以上の者又は中学生以下の者は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設及び電源コンセントを除く。
 - 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、冷暖房施設及び電源コンセントを除く。
 - 5 大会規定を定める競技会等に使用する場合は、当該使用料の5割増とする。ただし、冷暖房施設及び電源コンセントを除く。
 - 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

- (1) 所在地 今治市南宝来町一丁目9番地8
- (2) 沿革 H17.1.16 今治市社協、朝倉村社協、玉川町社協、波方町社協、大西町社協、菊間町社協、吉海町社協、宮窪町社協、伯方町社協、上浦町社協、大三島町社協、関前村社協の合併により新設

(3) 資本金 3,450万円

(4) 職員 394名

(5) 主な事業

地域福祉活動推進事業	生活支援体制整備事業
ボランティア活動の振興	共同募金事業への協力
居宅介護支援事業	福祉相談事業
老人居宅介護等事業	要介護認定訪問調査
訪問入浴介護事業	老人デイサービス事業
小規模多機能型居宅介護事業（休止）	認知症対応型老人共同生活援助事業
今治市関前高齢者生活福祉センターの経営	今治市老人福祉センター事業
地域包括支援センター事業	福祉サービス利用援助事業
地域子育て支援拠点事業	障害福祉サービス事業
障害者生活支援事業	基幹相談支援センター事業
特定相談支援事業	障害児相談支援事業
手話奉仕員派遣事業	資金貸付事業
生活困窮者自立相談支援事業	法人後見事業
重層的支援体制整備事業	

(6) 予算額(令和8年度)

【総額】	1,988,300千円
【内訳】 会費収入	11,800千円
寄付金収入	3,500千円
受託金収入	391,800千円
経常経費補助金収入	147,800千円
事業・利用料収入	20,500千円
負担金収入	39,800千円
介護保険事業収入	1,216,000千円
障害福祉サービス等事業収入	50,200千円
繰入金・積立資産取崩収入	101,900千円
その他の収入	5,000千円

社会福祉法人 今治福祉施設協会

- (1) 所在地 今治市南宝来町一丁目9番地8
- (2) 沿革 S44.8.8 設立認可
S44.11.1 事業認可 事業開始
- (3) 基本金 100万円(全額寄附金)
- (4) 職員 271名
- (5) 事業

① 第1種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホーム「泉荘」の設置経営〔定員50名〕
- (ロ) 養護老人ホーム「いこいの里しみず」の設置経営〔定員50名〕
- (ハ) 特別養護老人ホーム「日高荘」の設置経営(介護老人福祉施設)〔定員55名〕
- (ニ) 特別養護老人ホーム「唐子荘」の設置経営(介護老人福祉施設)〔定員55名〕
- (ホ) 障害者支援施設「今治育成園」の受託運営〔定員50名〕
- (ヘ) 障害者支援施設「今治療護園」の設置経営〔定員50名〕

② 第2種社会福祉事業

- (イ) 障害児通所支援事業「ひよこ園」の受託経営〔定員45名〕
- (ロ) 今治中央ぱりっこ保育園の設置経営〔定員160名〕
- (ハ) 老人デイサービス事業の設置経営「デイサービスセンター唐子荘」〔定員35名〕
- (ニ) 老人短期入所事業「日高荘」、「唐子荘」の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業「短期入所今治育成園」、「短期入所今治療護園」、「グループホームさぎそう」の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業(今治福祉施設協会指定相談支援事業所今ねっと、ときめき)の経営
- (ト) 一般相談支援事業(今治福祉施設協会指定相談支援事業所今ねっと、ときめき)の経営
- (チ) 障害児相談支援事業(今治福祉施設協会指定相談支援事業所今ねっと)の経営
- (リ) 地域活動支援センター(ときめき)の受託運営
- (ヌ) 身体障害者福祉センター「今治市障害者福祉センターのぞみ苑」の受託運営
- (ル) 一時預かり事業(今治中央ぱりっこ保育園)の経営

(6) 予算額(令和8年度)

合計 1,761,689千円

○社会福祉事業12拠点区分

【総額】		1,761,689千円
【内訳】	介護保険事業収入	464,540千円
	障害福祉サービス事業収入	795,056千円
	老人福祉事業収入	272,956千円
	保育事業収入	210,240千円
	市補助金収入	0千円
	その他	18,897千円

保 健 衛 生

1. 医療機関

(令和8年3月31日現在)

- (1) 病 院 26 総ベッド数 1,945
一般診療所 87 " 198
歯科診療所 84
- (2) 感染症指定医療機関
ア 管理運営 (一社)今治市医師会
イ 指定年月日 平成11年4月1日
ウ 病床数 4床
エ 収容人員 4人
- (3) 在宅当番医制救急医療施設運営事業
目的 地域医師会が実施する在宅当番医制の定着化を図ることにより、休日及び夜間における地域住民の救急医療を確保する。
事業の内容
ア 休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施事業
イ 地域住民に対する救急医療知識普及及び啓蒙事業
令和8年度委託料
(一社)今治市医師会 18,575千円
- (4) 救急医療体制
ア 第一次救急医療体制
一 般 二次救急医療機関に併設し、休日・夜間の診療を行う在宅当番医制
小児科 市内の開業医が交代で休祝日の診療を行う在宅当番医制
島嶼部 7箇所の医療機関が交代で休祝日の診療を行う在宅当番医制
イ 第二次救急医療体制→7病院による24時間輪番制
8年度補助金 各医療機関(県立今治病院除く) 83,033千円
8年度交付金 (大)愛媛大学 100,000千円
ウ 歯科救急医療体制→毎日曜日(受付時間9:00~14:00 昼休みも診療。また、12/29~1/3及び8/13~8/16の間の日曜日は休診。)
(一社)今治市歯科医師会の会員が交代で診療を行う輪番制
8年度補助金 (一社)今治市歯科医師会 1,740千円
- (5) 休日夜間急患センター
ア 開設年月日 昭和55年11月1日
イ 実 施 (一社)今治市医師会
ウ 診療科目 内科、小児科
エ 診療時間
平日 20時~23時(12月29日~1月3日、祝日を除く)
休日 9時~17時30分
オ 8年度補助金 25,032千円
- (6) 脳梗塞患者輪番制(t-PAホットラインシステム)
市内の脳外科を有する3医療機関が一週間交代で脳梗塞患者を受け入れる。
8年度補助金 3医療機関 1,800千円(1医療機関 上限600千円)

2. 島しょ診療所

島しょにおける医療の確保を図ることを目的とし、日常医療をはじめ、住民の健康管理と医療水準の向上を目指す。

(1) 令和8年度総予算額 30,632千円

(2) 今治市岡村診療所

所在地	今治市関前岡村甲 18 番地 2
開設年月日	昭和 39 年 5 月 10 日
構造・面積	鉄筋コンクリート 2 階建 270.00 m ²
標榜科目	内科
病床数	一般 2 床
職員	医師 1 名 看護師 2 名
診療日	週 2 日程度 午前 9 時～午後 5 時
診療圏内人口	232 人(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(3) 今治市大下出張診療所

所在地	今治市関前大下甲 65 番地 3
開設年月日	昭和 39 年 5 月 10 日
構造・面積	鉄筋コンクリート 1 階建 125.00 m ²
標榜科目	内科
病床数	無
職員	岡村診療所と兼務
診療日	月 2 日程度 午前 10 時～12 時
診療圏内人口	43 人(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(4) 今治市小大下出張診療所

所在地	今治市関前小大下甲 2115 番地 1
開設年月日	昭和 59 年 3 月 26 日
構造・面積	鉄筋コンクリート 1 階建 100.18 m ²
標榜科目	内科
病床数	無
職員	岡村診療所と兼務
診療日	月 2 日程度 午後 2 時 30 分～3 時 30 分
診療圏内人口	18 人(令和 8 年 3 月 31 日現在)

3. 保健センター

市民の日常生活に密着した保健サービスを、積極的かつ総合的に行い、保健衛生思想の高揚と健康増進を図る拠点として設置された。

施設の名称と概要

(1) 今治市中央保健センター

所在地	今治市南宝来町1丁目6番地1	開設年月日	昭和57年7月25日
占有床面積	954.57 m ²		
設備	1階 保健センター事務所、健康相談指導室、検診室、検査消毒室、運動指導室 2階 栄養指導室		
建設費	195,040 千円		

4. 健康推進事業

(1) 健康増進事業

(令和7年度)

事業の種別	事業内容	人員
健康教育	公民館、集会所での健康に関する講話。	3,306人
健康相談	保健センター、公民館、集会所での健康相談。病態別栄養相談。歯科相談。	2,317人
各種健康診査	がん検診 肺がん 4,801人 胃がん 2,468人 大腸がん 5,175人 前立腺がん 1,786人 子宮頸がん 3,235人 乳がん 2,297人 歯科歯周病検診、636人 肝炎ウイルス検査 459人 腹部超音波検査 4,184人 骨粗しょう症検診 881人 健康増進法に基づく健診 8人 30歳代健診 164人	26,094人
生活習慣改善事業	各種健康づくり教室。クアハウス今治に委託。	18,150人
生活習慣病予防栄養教室	生活習慣病予防の為の栄養講話と調理実習。	37人
健康づくりボランティア等養成事業	食生活改善推進委員の育成。地域での活動推進。	536人

(2) 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健診

(令和6年度確定値)

事業の種別	事業内容	人員
特定健康診査	国民健康保険被保険者のうち40歳から74歳を対象に健康診査。	6,376人
特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき対象者へ保健指導。	335人
後期高齢者健診	後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査	2,951人

(3) 母子保健事業

(令和7年度)

事業の種別	事業内容	人員
母子健康手帳の交付	保健師、看護師の面談による交付	621人
妊婦・乳児一般健康診査 産婦健康診査 新生児聴覚検査	妊娠期間中に14回、産後に2回、乳児期に2回の健康診査と新生児聴覚検査を医療機関に委託。	10,915人
妊婦歯科健康診査	妊娠期間中に1回の健診を歯科医に委託。	290人
家庭訪問	乳児全戸訪問事業による訪問及び、育児不安のある保護者や健診の経過観察児(者)等。	1,786人
パパママ学級	妊婦、夫を対象に、出産、育児、妊婦体験など講義及び実技体験。	251人
健康相談	身体計測、乳幼児・妊産婦の健康相談及び歯科相談。	7,137人
離乳食講習	乳児の月齢に応じた離乳食の講義と試食。	195人
1歳6か月児・ 3歳児健康診査	身体計測、内科・歯科健診、栄養、歯科、発達相談など総合的な健診を実施し発育、育児について支援。	1,411人
子育て個別相談	子どもの発育や育児に不安のある保護者に、心療内科医による相談。(4回)	12人
療育相談	子どもの発育や育児に不安のある保護者に、子ども療育センターの医師やリハビリに関する専門家による相談。(2回)	16人

(4) 精神保健事業

(令和7年度)

事業の種別	事業内容	人員
デイケア	行事や学習を通しての精神障がい者の社会参加の促進。	26人
家族教室	家族が病気の学習、家族同士の交流や情報交換を通し、精神障がいに対する見解を深め、不安を解消するための教室。	家族15人 当事者8人
自殺対策普及啓発事業 ※	・自殺予防週間(9月)・自殺対策強化月間(3月)に合わせて、パネル展等を実施し、心の健康についての正しい知識や相談窓口の周知を図る ・わたしのまちの相談先・こころの健康等相談機関一覧表を作成し、市内小中学校や関係機関への配布	—
ゲートキーパー養成 講座※	ゲートキーパー(身近な人の変調に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人)の役割を果たす人材を養成する講座	131人
こころの健康づくり 講座※	心の健康や自殺予防について正しい知識の普及啓発を図る講演会	52人
こころの健康相談※	心の健康に不安や問題を抱える人に対し、心療内科医師による個別相談	27人
精神障がい者巡回相 談指導事業	受診が困難な人に対し、精神科((財)正光会今治病院)の医師協力による訪問指導事業	187人
健康相談	保健師等によるこころの健康相談(面接・電話等)	2,353人
家庭訪問	保健師等による訪問	764人

※地域自殺対策強化事業

(5) 予防事業

(令和7年度)

事業の種別	事業内容	人員
乳幼児及び児童・生徒の予防接種	定期予防接種(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ、麻疹・風しん、日本脳炎、BCG、Hib、ロタ、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス、水痘、B型肝炎)	16,975人
高齢者インフルエンザ予防接種	65歳以上高齢者等のインフルエンザ予防接種	28,458人
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種	65歳以上高齢者等の新型コロナウイルス感染症予防接種	4,215人
高齢者肺炎球菌感染症予防接種	65歳の高齢者等の肺炎球菌感染症予防接種	403人
高齢者帯状疱疹予防接種	年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上となる高齢者等の帯状疱疹予防接種	3,067人
結核検診	65歳以上の高齢者の結核予防のための胸部X線検診	3,305人

5. 今治市さざなみ園

回復途上にある在宅の障がい者の集団訓練による生活指導、作業指導、保健指導などの生活適応訓練等を実施し、社会復帰を図る。

所在地	今治市大三島町宮浦 336 番地
開設年月日	平成元年 7 月 20 日
建物の構造・床面積	木造一部鉄骨造平屋建 275.4 m ²
管理運営	社会福祉法人で・ふ・か(職員 4 人)
開所日	週 5 日(土・日曜日、祝日、年末年始 休所)
開所時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (ただし、通所時間は午前 9 時 30 分～午後 3 時)
業務内容	生活指導、作業指導、創作的活動及び生産活動の支援・指導、相談活動
定員	19 人

6. 今治市障害者地域活動支援センター(ときめき)

障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会の提供、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発活動等を実施する。

所在地	今治市天保山町二丁目2番地1
開設年月日	平成13年4月1日
建物の構造・床面積	鉄骨造平屋建 516.00㎡ 相談室、静養室、談話室、食堂、調理場、地域交流活動訓練室、事務室、交流室
管理運営	社会福祉法人今治福祉施設協会
開館時間	午前9時～午後6時
休館日	火曜日、祝日、年末年始
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援活動 ・相談活動 ・地域交流の場の提供 ・情報提供 ・ボランティアの育成
職員	施設長1人、相談支援専門員3人、指導員1人、事務員兼指導員1人
利用対象	地域で生活している障がい者本人及び家族、地域住民等

国民健康保険事業

1. 事業の経過

昭和 35 年 6 月 1 日	事業開始
昭和 36 年 10 月 1 日	世帯主の結核、精神病の 7 割給付の実施
昭和 38 年 10 月 1 日	世帯主の全疾病について 7 割給付の実施
昭和 40 年 1 月 1 日	世帯員の 7 割給付の実施
昭和 43 年 1 月 1 日	全国一斉全被保険者に 7 割給付の実施
昭和 49 年 1 月 1 日	高額療養費支給制度実施
昭和 53 年 1 月 1 日	高額療養費貸付制度実施
昭和 58 年 2 月 1 日	被保険者にはり、きゅう施術実施
昭和 59 年 10 月 1 日	退職者医療制度実施
平成 6 年 10 月 1 日	入院時食事療養に係る標準負担額減額制度実施
平成 9 年 9 月 1 日	外来時の薬剤にかかる一部負担金の別途負担実施
平成 12 年 4 月 1 日	介護保険制度実施
平成 14 年 10 月 1 日	一部負担金の見直し(3 歳未満の乳幼児及び 70 歳以上の前期高齢者)
平成 18 年 10 月 1 日	〃 (70 歳以上の一定以上所得者)
平成 20 年 4 月 1 日	〃 (3 歳から就学前(6 歳)の幼児)
〃	〃 (70 歳以上の一般)
〃	後期高齢者医療制度実施
平成 30 年 4 月 1 日	国民健康保険の都道府県単位化実施

2. 加入者数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

全人口	加入人口	加入率	全世帯	加入世帯数	加入率
144,837	27,692	19.12%	76,524	19,251	25.16%

3. 保険税

(令和 7 年度)

区分		所得割	資産割	均等割	平等割
医療	賦課割合	40	10	35	15
	税率	$\frac{8.2}{100}$	$\frac{17.5}{100}$	19,800 円	25,500 円
後期高齢者 支援金	賦課割合	40	10	35	15
	税率	$\frac{3.2}{100}$	$\frac{5.2}{100}$	7,100 円	7,400 円
介護	賦課割合	40	10	35	15
	税率	$\frac{3.0}{100}$	$\frac{4.8}{100}$	7,600 円	6,500 円

4. 令和7年度保険税調定額等

(令和8年4月30日現在)

調定額(円)	収納額(円)	徴収率(%)
2,800,163,500	2,624,952,083	93.74

注：滞納繰越分を除く

5. 給付内容・給付状況

- (1) 就学前の乳幼児は、80%給付、就学時から70歳未満の人は、70%給付、70歳以上(後期高齢者医療対象者を除く)の人は、所得により、70%給付または80%給付。

出産育児一時金 488,000円(産科医療保償制度対象の場合は500,000円)

葬祭費 10,000円

- (2) 高額療養費支給制度 医療機関の窓口で高額な一部負担金を支払ったときに、限度を超えた分について払い戻しをうけることができる。

6. 国保会計

(1) 歳入

(単位:千円)

科 目		8年度当初予算	7年度当初予算
保 險 税	一 般 被 保 険 者 分	2,447,509	2,197,199
	退 職 被 保 険 者 等 分	9	9
	計	2,447,518	2,197,208
国 庫 支 出 金		3,542	0
県 支 出 金		11,868,697	13,040,951
繰 入 金		1,699,427	1,776,007
繰 越 金		1	1
そ の 他		44,815	44,833
合 計		16,064,000	17,059,000

(2) 歳出

科 目		8年度当初予算	7年度当初予算	
総 務 費		265,623	264,024	
保 險 給 付 費	被 一 保 般 險 者 分	療 養 諸 費	9,983,200	11,133,200
		高 額 療 養 費	1,702,400	1,732,400
		計	11,685,600	12,865,600
	險 退 者 職 等 被 分 保	療 養 諸 費	-	1,100
		高 額 療 養 費	-	500
		計	-	1,600
	出 産 育 児 一 時 金		37,520	40,020
	葬 祭 費		3,000	3,000
	審 査 支 払 手 数 料		35,390	38,400
	傷 病 手 当 給 付 金		-	100
	計		11,761,510	12,948,720
	国民健康保険事業費納付金		3,880,449	3,676,930
	共 同 事 業 拠 出 金		0	0
保 健 事 業 費		140,864	141,648	
基 金 積 立 金		1	1	
公 債 費		63	454	
諸 支 出 金		14,490	26,223	
予 備 費		1,000	1,000	
合 計		16,064,000	17,059,000	

後期高齢者医療事業

- (1) 沿革 ○昭 58. 2. 1 老人保健法実施
 ○平 20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律施行により老人保健法は廃止され、後期高齢者医療実施都道府県単位の広域連合が運営し、市は窓口事務と保険料徴収事務を行う
- (2) 対象者 75 歳以上 32, 240 人
 (R8. 4. 1 現在) 65 歳以上 75 歳未満の障害認定者 461 人

(3) 経費負担区分

公 費 (5 割)	後期高齢者医療支援金	保険料
国: 県: 市=4 : 1 : 1	(4 割)	(1 割)

(4) 一部負担金

○入院・通院(1 か月)かかった医療費

- 一般及び低所得者 1 割
 一定以上の所得のある方 2 割
 現役並み所得者 3 割

○入院時の食事代(1 食につき)

- 一般・現役並み所得者 550 円
 一般・現役並み所得者の方で指定難病患者 300 円
 一般・現役並み所得者の方で平成 28 年 3 月 31 日において、
 1 年以上継続して精神病床に入院していた方であって、平成
 28 年 4 月 1 日以後も引き続き医療機関に入院する方
 市民税非課税世帯(区分Ⅱ) 270 円
 市民税非課税世帯(区分Ⅱ)で長期入院該当の方 220 円
 市民税非課税世帯(区分Ⅰ) 130 円

(5) 高額医療費(1か月の医療費の自己負担限度額を超えた分があとから払い戻されます。)

所得区分		外 来 (個人ごとの負担限度額)	外来+入院 (世帯ごとの負担限度額)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%(注1) 〔140,100円〕(注2)	
	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%(注1) 〔93,000円〕(注2)	
	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(注1) 〔44,400円〕(注2)	
	一 般 II	18,000円 または {6,000円+(医療費-30,000円)× 10%}の低い方を適用(注3) (令和4年10月診療分から) (年間上限144,000円) (注4)	57,600円 〔44,400円〕(注2)
	一 般 I	18,000円 (年間上限144,000円)(注4)	
	低所得者 II		24,600円
	低所得者 I	8,000円	15,000円

※75歳到達月(月の初日が誕生日の場合を除きます)については、個人単位の負担限度額が2分の1になります。

(注1) 「(医療費-〇〇円)×1%」は医療費が〇〇円を超えた場合、超過額の1%を加算。

(注2) 〔 〕内は後期高齢者医療制度において、過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。

(注3) 一般IIに該当する方の外来受診について、1か月にかかる自己負担増を最大3,000円におさえるための措置。(令和7年9月までの配慮措置)

(注4) 年間とは毎年8月1日から翌年7月31日が対象となります。

(6) 保 険 料 ○均等割額 56,950円
○所得割率 10.04%

(7) 8年度予算額

後期高齢者医療特別会計 3,818,000,000円

一般会計(療養給付費) 2,502,589,000円

年金手当

1. 拠出年金 (令和8年3月末日現在)

(1) 種別被保険者数

第1号被保険者	14,740人	(内任意加入者 211人)
第3号被保険者	6,620人	
計 21,360人		

(2) 保険料免除状況

法定免除者	2,138人
申請免除者	2,745人
多段階免除者	477人
納付猶予者	519人
学生納付特例	1,788人
免除率 52.8%	

(3) 受給状況

(令和8年4月～)

区 分		年 金 額 (円)
老 齢 年 金	老 齢 年 金	—
	5 年 年 金	436,900
	通 算	—
障 害 年 金	1 級	(S31. 4. 2～) 1,059,125
		(～S31. 4. 1) 1,056,125
	2 級	(S31. 4. 2～) 847,300
		(～S31. 4. 1) 844,900
寡 婦 年 金		夫が受けるはずの額の3/4
老 齢 基 礎 年 金		(S31. 4. 2～) 847,300
		(～S31. 4. 1) 844,900
障 害 基 礎 年 金	1 級	(S31. 4. 2～) 1,059,125
		(～S31. 4. 1) 1,056,125
	2 級	(S31. 4. 2～) 847,300
		(～S31. 4. 1) 844,900
遺 族 基 礎 年 金 (子 1 人)		(S31. 4. 2～) 1,091,100
		(～S31. 4. 1) 1,088,700

2. 福祉年金

(令和8年4月～)

区 分	受給者数(全額支給停止)	年 金 額
老 齢 年 金	0人	0円

3. 家族介護慰労金

- (1) 開始年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- (2) 受給対象者 1 年間介護給付を受けず、在宅において、65 歳以上で要介護 3、4、5 の高齢者を常時介護している者
- (3) 支給額 高齢者 1 人につき
- | | | |
|---------|-------------|------------|
| 要介護 3 | 月額 2,500 円 | (市民税課税世帯) |
| | 月額 5,000 円 | (市民税非課税世帯) |
| 要介護 4、5 | 月額 5,000 円 | (市民税課税世帯) |
| | 月額 10,000 円 | (市民税非課税世帯) |

4. 児童手当

- (1) 実施年月 昭和 47 年 1 月
- (2) 受給対象者 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童(高校生年代まで)を養育している方に支給されます。
- (3) 支給額
- | | | | |
|------------|-------------|----------|------|
| 0 歳～3 歳未満 | 第 1 子、第 2 子 | 15,000 円 | (一律) |
| 3 歳～高校生年代 | 第 1 子、第 2 子 | 10,000 円 | |
| 第 3 子以降の児童 | | 30,000 円 | |
- ※所得制限なし
年 6 回偶数月支給
- (4) 受給者数 9,879 人(R8.3 月末)

5. 児童扶養手当

- (1) 実施年月 昭和 37 年 1 月
- (2) 受給対象者 父又は母がいない 18 歳の年度末までの間にある児童を監護している母又は監護かつ生計を同じくしている父・養育者
- (3) 支給額
- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 第 1 子 | 48,050 円 | (月額：全部支給の場合) |
| 第 2 子以降 | 11,350 円 | (月額：全部支給の場合) |
- 年 6 回偶数月支給 (月額：全部支給の場合)
- (4) 受給者数 1,174 人(R8.3 月末)

6. 特別児童扶養手当

- (1) 実施年月 昭和 39 年 9 月
- (2) 受給対象者 20 歳未満の障害を有する児童を養育しているもの
- (3) 支給額 児童 1 人につき月額 1 級 58,450 円 2 級 38,930 円
- (4) 受給者数 457 人(R8.3 月末)

7. 交通災害遺児福祉手当

- (1) 開始年月日 昭和 47 年 4 月 1 日
- (2) 受給対象者 交通災害遺児で義務教育修了前の児童の保護者
- (3) 支給額 年額 12,000 円
- (4) 支給状況 令和 7 年度 該当なし

8. 特別障害者手当等

区 分	障害児福祉手当	特別障害者手当	福祉手当(経過措置)
開始年月日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和50年4月1日
受給対象者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者	従来福祉手当の支給資格者のうち、特別障害者手当の支給に該当せず、障害基礎年金も支給されない20歳以上の者
支給額	月額 16,100円	月額 29,590円	月額 16,100円
対象者数 (R7.4.1)	84人	147人	5人

9. 重度障害者(児)タクシー利用助成事業

- (1) 開始年月日 平成17年4月1日
- (2) 助成対象者 身体障害者手帳 1・2級
精神障害者保健福祉手帳 1・2級
療育手帳 A
ただし、施設入所者等は対象外
- (3) 助成額 乗車1回につき基本料金
1人年間24回
- (4) 対象者数(令和7年4月1日現在) 5,701人

多目的温泉保養館(クアハウス今治)

1. クアハウス今治の施設設置目的

本施設は、市の健康づくりの中核施設として、市民の健康管理と福祉の向上、また湯ノ浦温泉地区の活性化に資することを目的とする。

2. 建設事業の概要

1. 建設場所 今治市湯ノ浦 36 番地
2. クアハウス今治の概要
 - (1)構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建
 - 1 階 事務室、フロント、玄関ホール、売店、機械室等
 - 2 階 機械室等
 - 3 階 温水運動浴泉、トレーニングルーム等
 - 4 階 更衣室、浴槽(全身、部分浴)、露天風呂、サウナ、水風呂等
 - 5 階 展望ホール、休憩室
 - PH階 EV機械室
 - その他 展望エレベータ、アクアスライダー、歩行浴、駐車場(200 台収容)
 - (2)敷地面積 23,441.79 m²
 - (3)建築延面積 3,403.35 m²
3. 工期 昭和 62 年度～平成元年度
4. 事業費 約 18 億円
5. オープン 平成元年 7 月 8 日

3. 入場者数

平成 27 年度	143,403 人
28 年度	134,056 人
29 年度	132,447 人
30 年度	128,989 人
令和元年度	125,661 人
2 年度	92,126 人
3 年度	86,762 人
4 年度	98,446 人
5 年度	99,976 人
6 年度	101,753 人
7 年度	90,929 人

市民環境編



(今治市クリーンセンター)

環 境

1. 公害の状況

タオル、染色、鉄工所、製材工場等の工場騒音、工場振動、染色工場廃液等の水質汚濁及び、ボイラー設置事業所等の大気汚染などがある。近年では、工場等の事業所を発生源とする苦情よりも、各地での工事現場騒音、家庭生活を発生源とする野外焼却行為による悪臭、空き地、空き家の樹木や雑草の不適切管理等による苦情の割合が多い傾向にある。

2. 公害施策

- (1) 公害防止の指導、啓蒙
- (2) 公害の把握、監視、測定
- (3) 公害の苦情処理
- (4) 環境審議会
- (5) 法・条例による公害発生施設の届出受理と規制
- (6) 環境保全資金利子補給制度

3. 公害苦情処理状況

(件)

区 分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
水 質 汚 濁	3	1	0	1	5
大 気 汚 染	0	0	0	0	1
騒 音 ・ 振 動	7	9	6	10	40
悪 臭	19	19	11	7	34
そ の 他	2	3	1	1	14
合 計	26	31	32	18	94

4. 今治市環境保全資金利子補給制度

- (1) 発 足 昭和 47 年度
- (2) 対象となる金額 5,000 万円を限度
- (3) 補 給 額 利子額の 30%以内(元本が 2,000 万円を超える場合は超える額に係る利子額の 15%以内)
- (4) 補 給 期 間 5 年間
- (5) 補 給 状 況 (令和 7 年度分) 補給件数 0 件 補給金額 0 円

5. 今治市住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金

(1) 補助金交付対象

- ・自ら居住する市内の住宅に燃料電池・蓄電池・HEMSを設置した方、または、自ら居住するために市内に設備付きの住宅を購入した方
- ・自ら居住するため、市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH、県内に本店を置く中小業者等により施工されたもの)を建築・購入した方
- ・世帯全員が市税を滞納していない方

(2) 補助金交付額

- ・燃料電池・蓄電池の場合 設備費用の10分の1(上限9万円)
- ・ZEHの場合 1件につき30万円(定額)
- ・HEMSの場合 設備費用の10分の1(上限1.5万円)

(3) 補助金交付状況 (令和7年度分)	交付件数	160件
	補助金交付額	20,670千円

6. 今治市家庭向けEV購入費補助金

(1) 補助金交付対象

- ・新たにEV(電気自動車)を購入し、初年度登録をされた方
- ・使用の本拠の位置が市内の方
- ・世帯全員が市税を滞納していない方

(2) 補助金交付額

- ・購入費用の10分の1(上限20万円)

(3) 補助金交付状況 (令和6年度分)	交付件数	23件
	補助金交付額	4,306千円

7. 環境審議会

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 設置年月日 | 平成17年1月16日 |
| (2) 委員 | 17名(行政関係1名、公共的団体関係者14名、学職経験者2名) |
| (3) 委員の任期 | 2年 |

8. 環境パートナーシップ会議

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 設置年月日 | 平成22年4月1日 |
| (2) 委員 | 14名(行政関係者2名、環境保全関連団体関係者9名、学職経験者3名) |
| (3) 委員の任期 | 2年 |

汚泥再生処理センター

今治衛生センター

- (1) 工期 着工 平成23年9月27日
竣工 平成27年3月25日

(2) 事業内容

- ・処理方式 水処理方式 浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理
汚泥資源化方式 汚泥等の助燃剤化
- ・処理能力 80 kℓ／日
- ・放流水質 BOD 10 mg／ℓ 以下
COD 10 mg／ℓ 以下
SS 10 mg／ℓ 以下
T-N 10 mg／ℓ 以下
T-P 1 mg／ℓ 以下

(3) 処理実績 (令和7年度)

区分	搬入・処理量
し尿	2,483t
浄化槽汚泥	18,449t
有機性廃棄物	1,758t
計	22,690t

※端数処理のため合計が一致しない場合がある。

火葬場・墓地

1. 今治市火葬場

(1) 施設の概要

【燧風苑】

- | | |
|---------|---|
| ① 建設年月日 | 平成 16 年 2 月 |
| ② 敷地 | 16,933 m ² |
| ③ 建物 | 3,027.66 m ²
鉄筋コンクリート(一部鉄骨造) 2階建 |
| ④ 設備 | 火葬炉 6 基、胞衣炉 1 基(使用燃料:都市ガス(天然ガス))
エントランスホール・告別室・炉前ホール・収骨室・炉室・待合ロビー・待合室(和洋各 3 室)・管理事務室 |
| ⑤ 建設費 | 2,530,000 千円 |

【ふじさき苑】

- | | |
|---------|---|
| ① 建設年月日 | 平成 6 年 3 月 |
| ② 敷地 | 6,782.17 m ² |
| ③ 建物 | 392.76 m ²
鉄筋コンクリート造 地上 1 階建 一部 2 階 |
| ④ 設備 | 火葬炉 2 基(使用燃料:灯油)
エントランスホール・告別ホール・待合ロビー・待合室(和室) |
| ⑤ 建設費 | 379,109 千円 |

【伯方斎場】

- | | |
|---------|---|
| ① 建設年月日 | 平成 7 年 10 月 |
| ② 敷地 | 5,693.30 m ² |
| ③ 建物 | 404.83 m ²
鉄筋コンクリート造 地上 1 階建 一部 2 階 |
| ④ 設備 | 火葬炉 2 基(使用燃料:灯油)
告別ホール・待合ロビー・待合室(和室) |
| ⑤ 建設費 | 582,050 千円 |

【大翔苑】

- | | |
|---------|---|
| ① 建設年月日 | 平成 14 年 3 月 |
| ② 敷地 | 8,665 m ² |
| ③ 建物 | 790.52 m ²
鉄筋コンクリート造 地上 1 階建 一部 2 階 |
| ④ 設備 | 火葬炉 2 基(使用燃料:灯油)
告別式場・告別ホール・待合ロビー・待合室(和室) |
| ⑤ 建設費 | 538,674 千円 |

【岡村火葬場】

- | | |
|---------|--|
| ① 建設年月日 | 昭和 35 年 3 月(昭和 52 年改修) |
| ② 敷地 | 305.14 m ² |
| ③ 建物 | 39.16 m ²
鉄筋コンクリート造 1 階建 |
| ④ 設備 | 火葬炉 1 基(使用燃料:灯油) |

【小大下火葬場】

- ① 建設年月日 昭和 35 年 3 月(平成 2 年改修)
- ② 敷 地 87 m²
- ③ 建 物 45 m²
コンクリートブロック造 1 階建
- ④ 設 備 火葬炉 1 基(使用燃料:灯油)

【大下火葬場】

- ① 建設年月日 昭和 45 年 3 月
- ② 敷 地 58.5 m²
- ③ 建 物 32.66 m²
コンクリートブロック造 1 階建
- ④ 設 備 火葬炉 1 基(使用燃料:灯油)

(2)使用状況(令和 7 年度)

燧風苑

(件)

区 分	市 内	市 外	計
1 2 歳 以 上	1,962	52	2,014
1 2 歳 未 満	1	0	1
死 産 児	17	0	17
計	1,980	52	2,032

ふじさき苑

(件)

区 分	市 内	市 外	計
1 2 歳 以 上	94	0	94
1 2 歳 未 満	0	0	0
死 産 児	0	0	0
計	94	0	94

伯方斎場

(件)

区 分	市 内	市 外	計
1 2 歳 以 上	96	2	98
1 2 歳 未 満	0	0	0
死 産 児	0	0	0
計	96	2	98

大翔苑

(件)

区 分	市 内	市 外	計
1 2 歳 以 上	88	1	89
1 2 歳 未 満	0	0	0
死 産 児	0	0	0
計	88	1	89

関前火葬場

(件)

区 分	市 内	市 外	計
1 2 歳 以 上	0	0	0
1 2 歳 未 満	0	0	0
死 産 児	0	0	0
計	0	0	0

(3)使用料

(平成 21 年 4 月 1 日より施行)

種 別	区 分	単 位	市 内	市 外	
死 体	1 2 歳 以 上 の 死 体	1 体	10,000 円	40,000 円	
	1 2 歳 未 満 の 死 体	1 体	7,000 円	28,000 円	
	死 産 児	1 胎	4,000 円	16,000 円	
	改 葬 遺 体	1 件	7,000 円	28,000 円	
物 件	産 汚 物	1 包 又 は 1 箱	1,000 円	4,000 円	
	手 術 肢 体 等	1 包 又 は 1 箱	2,000 円	8,000 円	
待 合 個 室	通 夜	1 回	10,000 円	20,000 円	
	通 夜 以 外	火葬の待合のみ で使用する場合	1 室	無 料	10,000 円
		追加 1 室	10,000 円	20,000 円	
	火葬の待合以外の使用 がある場合	1 回	10,000 円	30,000 円	
告 別 式 場 (大翔苑に限る。)		1 回	20,000 円	30,000 円	
	通 夜 1 回		10,000 円	20,000 円	
霊 安 室 (唼風苑に限る。)	1 体 24 時間まで		10,000 円	40,000 円	
	24 時間を超える場合、12 時間 までごとに		8,000 円	32,000 円	

備考

- 「市内」とは、死体(改葬遺体を除く。)については、死亡者本人(死産児の場合は、その分べん者)が死亡時(死産児の場合は、分べん時)に、本市の住民である場合(本市において処理する行旅死亡人等を含む。)をいい、改葬遺体又は物件については、許可申請時に使用者本人が本市の住民である場合(物件について病院等が使用する場合は、病院等が本市に設置されている場合を含む。)をいう。
- 「市外」とは、前項以外の場合をいう。
- 物件については、1 包又は 1 箱は 10 キログラムまでとする。
- 大翔苑の告別式場使用料については、僧侶等控室の使用も含むものとする。



2. 今治市墓地

(1) 現況

(令和8年4月1日現在)

墓地名	総面積 (㎡)	使用者件数 (件)	使用面積 (㎡)
大谷墓地	53,207.51	一般 4,259 軍人 387	15,141.51
新堂地墓地	3,159.04	423	2,156.62
大谷墓園墓地	128,089.00	5,624	26,944.00
岡墓地	5,563.00	303	1,856.01
朝日ヶ丘墓地	872.00	27	94.80
新別所墓地	2,362.00	173	861.00
樋口墓地	4,436.13	175	1,052.20
紺原墓地	2,683.00	304	1,568.21
あばらこ墓地	5,324.00	268	1,608.00
天王墓地	2,801.00	153	740.40
薬師墓地	279.00	21	130.00
計	208,775.68	12,117	52,152.75

(2) 使用料

1 大谷墓園墓地

墓 地 名	許 可 面 積	使 用 料	備 考
大谷墓園墓地	4 m ²	800,000 円	この表に定める許可面積以外の墓所使用料は、市長が別に定める額とする。
	6 m ²	1,300,000 円	

※大谷墓園墓地にあつては、市内に住所を有しない者の使用料は、当該許可面積に係る使用料の5割以内の範囲において、市長が定める額を加算した額とする。

2 岡墓地(甲種)、朝日ヶ丘墓地(甲種)

墓 地 名	区 分	許 可 面 積	番 号	使 用 料	備 考
岡墓地(甲種)	A 区	6.8 m ²	1~7	170,000 円	この表に定める許可面積以外の墓所使用料は、市長が別に定める額とする。
		6 m ²	8~78	150,000 円	
		5.4 m ²	79	135,000 円	
		5 m ²	80~82	125,000 円	
		4 m ²	83~93	100,000 円	
	B 区	5.8 m ² ~ 10.9 m ²	1~104	1 m ² 当たり 33,334 円	
		6 m ²	105~183	300,000 円	
C 区	6 m ²	184~214	400,000 円		
朝日ヶ丘墓地(甲種)	—	3.6 m ²	—	200,000 円	

3 新別所墓地

墓 地 名	区 分	許 可 面 積	使 用 料	備 考
新 別 所 墓 地	A 区	5 m ²	220,000 円	この表に定める許可面積以外の墓所使用料は、市長が別に定める額とする。
	B 区	5 m ²	220,000 円	
	C 区	5 m ²	210,000 円	
	D 区	4 m ²	220,000 円	
		3 m ²	165,000 円	

4 樋口墓地

墓地名	区分	使用料	備考
樋口墓地	1区	400,000円	
	2区	420,000円	ただし、31号は430,000円、32号及び34号は470,000円、33号は460,000円、35号は480,000円、36号は490,000円、37号は500,000円、38号は510,000円、39号は600,000円とする。
	3区	410,000円	
	4区	400,000円	ただし、20号は450,000円、21号は420,000円とする。
	5区	380,000円	ただし、19号は410,000円、20号は400,000円とする。
	6区	330,000円	ただし、18号は360,000円、19号は350,000円とする。
	7区	280,000円	ただし、19号は310,000円、20号は300,000円とする。

5 紺原墓地

墓地名	許可面積	使用料	備考
紺原墓地	5㎡	160,000円	この表に定める許可面積以外の墓所使用料は、市長が別に定める額とする。

6 あばらこ墓地

墓地名	許可面積	使用料	備考
あばらこ墓地	6㎡	200,000円	この表に定める許可面積以外の墓所使用料は、市長が別に定める額とする。

7 天王墓地、薬師墓地

墓地名	単位	使用料
天王墓地	1㎡当たり	51,000円
薬師墓地	1㎡当たり	67,000円

(3) 管理料

墓地名	単位	管理料
大谷墓園墓地	1㎡当たり	38,000円
岡墓地(甲種)	1区画当たり	30,000円
朝日ヶ丘墓地(甲種)	1区画当たり	20,000円
天王墓地	1㎡当たり	3,000円
薬師墓地	1㎡当たり	3,000円

ご み

1. ごみ

(1) 収集地域

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分	人 口	世 帯 数	面 積
全 市	144,837 人	76,524 世帯	419.21 k m ²
計画処置区域	144,837 人	76,524 世帯	419.21 k m ²
割 合	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 収集量(令和 7 年度・年間量) (関前地区含む)

可 燃 物	42,749t (年間量)
不 燃 物	2,120t (")
プラスチック製容器包装	426t (")
粗 大 ご み	1,137t (")
白色トレイ	7t (")
空 き 缶	169t (")
空 き び ん	535t (")
ペットボトル	271t (")
古紙・古布類	2,082t (")
有害・危険ごみ	86t (")
小 型 家 電	4t (")

} 資源

(3) 収集回数

可 燃 物	週 2 回
不 燃 物	月 2 回
プラスチック製容器包装	週 1 回
粗 大 ご み	年 6 回
資 源	月 2 回
有害・危険ごみ	月 2 回

(4) 収集の状況

可燃物(委託収集)	所定の場所への持出
不燃物(")	所定の場所への持出
粗大ごみ(")	各家庭への戸別収集(関前地区は、所定の場所への持出。)
資源(直営、委託)	所定の場所(資源集積所)への持出。
有害・危険ごみ(直営、委託)	所定の場所(資源集積所)への持出。

(5) 収集委託状況

(令和 7 年度)

区 分	業 者 数	地 区 数	年間総委託料
一 般 ご み	17	42	375,524 千円
資 源	20	26	246,923 千円

(6) 収集車両

(令和7年度)

区 分	軽四トラック・ダンプ	普通トラック・ダンプ	有蓋専用収集車
直 営	1	9	3
業 者	16	31	45
合 計	17	40	48

(7) ごみ処理状況 (関前地区含む)

(単位:t) (令和7年度)

ごみ処理量	焼 却 量	焼却以外の 中間処理量	直接資源化量	直接埋立量
50,130	43,267	2,484	2,352	124

2. ごみ中間処理施設

(1) ごみ処理施設(今治市クリーンセンター)

1) 可燃ごみ処理施設

- ①稼動開始日 平成30年4月1日
- ②炉型式 全連続燃焼式焼却炉(ストーカー炉)
- ③処理能力 87t/日×2炉(174t/日)
- ④処理対象
 - ・可燃ごみ
 - ・リサイクルセンターからの可燃残渣
 - ・助燃剤(脱水汚泥)
- ⑤余熱利用 発電設備等
- ⑥総事業費 9,477,908千円
 - 財源内訳
 - ・国庫補助金 2,955,206千円
 - ・起 債 6,196,500千円
 - ・一般財源 326,202千円

2) リサイクルセンター

- ①稼動開始日 平成30年4月1日
- ②処理能力 41t/日(5H)
- ③処理方式 破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管
- ④処理対象
 - ・不燃ごみ
 - ・粗大ごみ
 - ・プラスチック製容器包装
 - ・資源、有害ごみ、危険ごみ
- ⑤総事業費 3,320,092千円
 - 財源内訳
 - ・国庫補助金 854,668千円
 - ・起 債 2,342,100千円
 - ・一般財源 123,324千円

3) 3) ごみ受入中継施設

- ① 大島中継センター
- ② 伯方中継センター
- ③ 大三島中継センター

(2) 受入貯留施設

1) 資源ステーション(今治エコステーション)

- ① 稼動開始日 平成 30 年 4 月 1 日
- ② 受入対象 びん、缶、ペットボトル、古紙、古布、プラスチック製容器包装、白色トレイ、有害ごみ、危険ごみ、小型家電、使用済み天ぷら油

2) ストックヤード施設(伯方中継センター)

- ① 稼動開始日 平成 17 年 10 月 3 日
- ② 処理能力 ダンボール圧縮機(0.75 t/日)
ペットボトル圧縮機(0.75 t/日)
- ③ 処理方式 圧縮方式
- ④ 総事業費 164,325 千円
- ⑤ 敷地面積 605.40 m²

(3) 動物死体中間処理施設(今治市クリーンセンター朝倉事業所)

- ① 稼動開始日 平成 16 年 7 月 1 日
- ② 敷地面積 391.87 m²
- ③ 焼却炉 a 炉型式 ロストル式
b 処理能力 60kg/h
c 公害防止設備
・集じん器(サイクロン方式)
- ④ 総事業費 43,502 千円
財源内訳 ・一般財源 43,502 千円

3. ごみ最終処分施設

○今治一般廃棄物最終処分場

- (1) 供用開始年月日 昭和 57 年 4 月 1 日
 - (2) 埋立面積 72,827 m²
 - (3) 埋立容量 395,170 m³
 - (4) 埋立工法 サンドイッチ方式
 - (5) 総事業費 386,314 千円
- 財源内訳
- ・国庫補助金 87,260 千円
 - ・起債 196,300 千円
 - ・一般財源 102,754 千円

○波方一般廃棄物最終処分場

- (1) 供用開始年月日 平成 10 年 4 月 1 日
 - (2) 埋立面積 10,118 m²
 - (3) 埋立容量 54,000 m³
 - (4) 埋立工法 セルアンドサンドイッチ方式
 - (5) 処理方法 接触曝気方式＋高度処理
 - (6) 処理能力 35 m³/日
 - (7) 総事業費 975,789 千円
- 財源内訳
- ・国庫補助金 196,700 千円
 - ・起債 735,600 千円
 - ・一般財源 43,489 千円

○大島一般廃棄物最終処分場(泊)

- (1) 供用開始年月日 平成 13 年 4 月 1 日
 - (2) 埋立面積 6,800 m²
 - (3) 埋立容量 50,300 m³
 - (4) 埋立工法 セルアンドサンドイッチ方式
 - (5) 処理方法 接触曝気方式＋高度処理＋微量有害物除去
 - (6) 処理能力 30 m³/日
 - (7) 総事業費 731,216 千円(用地費除く)
- 財源内訳
- ・国庫補助金 194,981 千円
 - ・起債 501,200 千円
 - ・一般財源 35,035 千円

産業経済編



(来島海峡展望館)

商 工

今治市は、タオル(国内生産高の約5割を占める全国一の産地)、縫製品などの繊維産業と造船産業、石油精製業を三大基幹産業として発展してきた。また、平成17年の市町村合併を機に、造船・海運産業が集積する日本最大の海事都市として注目されている。

商業は、周辺の越智郡や西条市の一部を含む広域商業圏を持ち、県東予地区の商業中心地として、又、しまなみ海道や海路を利用した阪神、中国、九州方面との経済交流も盛んで瀬戸内における流通拠点都市として発展している。

1. 産業別就業者数

(令和2年国勢調査)

区 分		男	女	計	割合(%)
第一次産業	A 農業、林業	2,016	1,185	3,201	4.57
	(うち農業)	(1,986)	(1,182)	(3,168)	(4.52)
	B 漁業	370	60	430	0.61
	小 計	2,386	1,245	3,631	5.19
第二次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	73	18	91	0.13
	D 建設業	4,238	885	5,123	7.32
	E 製造業	11,670	4,961	16,631	23.75
	小 計	15,981	5,864	21,845	31.20
第三次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	230	34	264	0.38
	G 情報通信業	266	140	406	0.58
	H 運輸業、郵便業	3,021	710	3,731	5.33
	I 卸売業、小売業	4,613	5,929	10,542	15.06
	J 金融業、保険業	486	839	1,325	1.89
	K 不動産業、物品賃貸業	410	365	775	1.11
	L 学術研究、専門・技術サービス業	1,006	688	1,694	2.42
	M 宿泊業、飲食サービス業	1,096	2,177	3,273	4.67
	N 生活関連サービス業、娯楽業	810	1,143	1,953	2.79
	O 教育、学習支援業	1,192	1,841	3,033	4.33
	P 医療、福祉	2,343	7,814	10,157	14.51
	Q 複合サービス事業	526	346	872	1.25
	R サービス業(他に分類されないもの)	1,905	1,190	3,095	4.42
	S 公務(他に分類されるものを除く)	1,406	644	2,050	2.93
小 計	19,310	23,860	43,170	61.65	
T 分類不能の産業	776	600	1,376	1.97	
合 計	(A)	38,453	31,569	70,022	100.00
15歳以上人口	(B)	62,609	71,023	133,632	—
労働力人口	(C)	40,255	32,631	72,886	—
労働力率	(C/B)	64.3	45.9	54.5	—
就業比率	(A/C)	95.5	96.7	96.1	—

2. 主要産業の状況

(1) 主要産業

業 種	事業所数	従業者数	出荷額(万円)
織 維 工 業	164	3,018	5,181,302
輸送用機械器具製造業	126	4,494	33,424,572
そ の 他	188	4,703	83,214,821
合 計	478	12,215	121,820,695

資料 令和6年6月1日現在 経済構造実態調査

(2) 商業

業 種	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (百万円)
卸 売 業	403	2,771	353,479
小 売 業	1,258	7,942	160,440

資料 令和3年6月1日現在 経済センサスー活動調査

(3) 大規模小売店舗における小売業(店舗面積が1,000㎡を超えるもの)

(単位:㎡)

名 称	店舗面積	開店年月	名 称	店舗面積	開店年月
ダイキ今治店	1,240	S59.6	(直売所)さいさいきて屋	2,062	H19.4
伯方ショッピングセンター	1,003	H4.7	ヒマラヤ今治店	2,674	H20.9
バルティ・フジ今治店	4,561	H5.2	マルナカ今治松本店	2,433	H21.4
コープ今治	1,657	H5.10	今治市馬越町複合商業施設	1,431	H22.12
ダイキ近見店	2,852	H6.5	ニトリ今治店	3,449	H23.11
コープ喜田村	1,460	H7.2	コスモス喜田村店	2,644	H24.3
フレッシュバリュー高市店	1,483	H7.9	ハローズ今治店	2,137	H24.11
今治国際ホテル	1,325	H8.11	カタヤマ今治店	8,456	H25.10
ダイキ喜田村店	3,520	H9.2	ドラッグコスモス日高店	1,499	H26.4
今治 S M A	1,339	H9.3	ドラッグストアモリ今治店	1,419	H26.11
フジグラン今治	17,140	H9.6	ドラッグコスモス今治中央店	1,369	H27.7
エディオン今治本店	3,000	H12.11	ハローズ中寺店	3,313	H27.10
ワールドプラザ	18,238	H10.10	イオンモール今治新都市	39,700	H28.4
イオン今治店	13,619	H11.4	ドラッグコスモス今治阿方店	1,547	H28.5
Aコープいまばり愛彩	1,751	H14.8	ケーズデンキ今治店	2,428	H28.9
マルナカ今治駅前店	1,702	H15.7	ドラッグコスモス今治石井店	1,533	H28.10
フレッシュバリュー今治本町店	1,351	H15.8	ドラッグコスモス桜井店	1,520	H29.2
今治くすのきガーデン	1,460	H16.5	ダイレックス今治店	1,544	H29.4
ブックオフ・ハードオフ・オフハウス 今治片山店	1,610	H16.10	フジ波止浜店	2,018	H30.11
ヤマダ電機テックランド今治店	3,184	H17.3	ザグザク伯方店	1,035	R元.12
ゲオ今治鳥生店	1,465	H18.5	ダイレックス今治石井店	1,598	R5.6
コメリH&G波止浜店 デパート今治北店	2,485	H18.7	ドラッグストアモリ 今治別宮町店	1,466	R6.5
マルナカ今治桜井店	2,161	H18.8	ドラッグコスモス北高下店	1,384	R7.2
マックスバリュ今治阿方店	4,821	H18.11	コメリハード&グリーン今治店	4,942	R8.3
フレスポ今治店	3,518	H18.12			

(令和8年4月1日現在)

3. 今治地域地場産業振興センター

当地域には、タオルを中心とした繊維産業、造船業、大島石材業、菊間瓦など、複合的な地場産業が立地し、その歴史も古く、地域経済に果たす役割は大きい。しかし、一方では大部分が零細企業であることから近年の技術革新、高度情報化社会への対応や企画販売、PR等において多くの困難を抱えている。こうした状況下、これらの問題点を解決し、地場産業の自立的発展と地域経済基盤の強化を図るための機能に加え、観光的な要素をも兼ね備えた施設として建設された。

令和6年度には「X-tech Lab Imabari (クロステックラボいまばり)」が開設され、新たな地場産業のイノベーションハブとしての機能を拡充した。当センターは催物に利用できる展示ホール、会議室、研修センター、創業を支援するビジネスインキュベーション施設等を備えている。

《施設の概要》

- ・所在地 今治市旭町二丁目3-5
- ・竣工年月日 昭和60年1月10日
- ・敷地 2,600 m²
- ・建物 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階、地上5階
- ・延床面積 5,336 m²

地下1階	1,872.8 m ²	駐車場
1階	1,213.7 m ²	展示ホール、管理事務室、X-tech Lab Imabari
2階	764.5 m ²	大・中・小会議室
3階	487.7 m ²	技術センター、情報交換室
4階	487.7 m ²	第1・第2研修センター
5階	487.7 m ²	I B I C ビジネスインキュベーションセンター

- ・工事費 9億6,000万円
 - 財源内訳
 - ・国・県補助金 400,000千円
 - ・中小企業高度化資金借入金 367,896千円
 - ・今治市 96,053千円
 - ・業界・商工会議所 96,051千円
- ・管理運営 一般財団法人今治地域地場産業振興センター(基本財産 1億1,500万円)
- ・事業内容
 - (1)企業の経営支援に関する事業
 - (2)人材育成に関する事業
 - (3)産業情報等の収集、提供、研究及び分析に関する事業
 - (4)交流及び連携の促進に関する事業
 - (5)創業及び新たな事業活動の支援に関する事業
 - (6)需要開拓等の支援に関する事業
 - (7)センターが所有する施設の賃貸及び管理運営に関する事業
 - (8)その他センターの目的を達成するために必要な事業

4. テクスポート今治

今治を代表するタオル産業をはじめとした繊維産業の活性化を目指し、ファッション文化の情報発信基地として新商品の開発やタオル繊維産業振興の各種イベントなどを行っている。

また、「今治タオル」を公式に取り扱う「今治タオル本店」や、今治タオルの本質的価値である「安心・安全・高品質」を楽しみながら体験できる体感施設「今治タオルLAB」が併設されている。

テクスポート(TEXTPORT)は、繊維を意味するテキスタイル(TEXTILE)と今治市の象徴である港(PORT)からつくった合成語です。また「テク」にはテクノロジー、「ポート」には発信などの意味があります。

《施設の概要》

- ・所在地 今治市東門町五丁目 14-3
- ・竣工年月日 平成3年3月21日
- ・敷地 8,807 m²
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造、地上2階
- ・延床面積 延4,637.06 m²

1階	2,956.12 m ²	大ホール、今治タオル本店
2階	1,511.58 m ²	中ホール、会議室、イベントホール
別館	169.36 m ²	体感施設「今治タオルLAB」

- ・工事費 15億9,700万円
- ・管理運営 (株)今治繊維リソースセンター(資本金1億円)
- ・事業内容 (1)繊維工業に関する情報の収集、整理、分析及び管理並びに提供サービス業務
(2)繊維工業に関する調査研究業務
(3)繊維工業に関する研修会、講習会の開催
(4)繊維工業に係る新商品、新技術等に関する展示会、見本市等の企画、設計、施行及び管理
(5)タオル及びその他の織物並びに衣料品の企画、展示、製造、販売及び仲介

5. 融資制度

(令和8年4月1日現在)

制度名		今治市中小企業経営安定化資金融資制度	今治市中小企業緊急経営資金融資制度	今治市中小企業設備近代化資金融資制度	今治市中小企業振興資金融資制度	今治市勤労者住宅建設資金融資制度	今治市勤労者生活資金融資制度
融資条件	貸付限度額	1,000万円	1,000万円(振興資金融資との併用不可)	1,000万円(他の融資の旧債決裁は不可)	500万円	2,000万円	100万円教育資金500万円
	貸付期間	84月以内	72月以内	84月以内	60月以内	480月以内	60月以内教育資金240月以内
	償還方法	84月元金均等償還(12月据置可)	72月元金均等償還(12月据置可)	84月元金均等償還(6月据置可)	60月元金均等償還(3月据置可)	元利均等月賦償還又は、半年賦併用償還	同左注2
	貸付利率	(株)日本政策金融公庫の基準利率から-0.55%	(株)日本政策金融公庫の基準利率から-0.5%	(株)日本政策金融公庫の基準利率から-0.5%	(株)日本政策金融公庫の基準利率から-0.5%	四国労働金庫の定める利率	年3.50%教育資金1.33%
	保証料	特定中小企業者1~4、6号(0.8%)5、7、8号(0.7%)注1	年0.45%~1.66%注1	年0.45%~1.66%注1	年0.45%~1.66%注1	年0.08%~0.22%	年0.7%~1.2%
	保証人	個人原則不要法人原則代表者のみ	個人原則不要法人原則代表者のみ	個人原則不要法人原則代表者のみ	個人原則不要法人原則代表者のみ	徴収しない	徴収しない
	担保	原則として不要	原則として不要	原則として不要	原則として不要	要する	不要
取扱金融機関		伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・広島銀行・四国銀行・百十四銀行・香川銀行・高知銀行・徳島大正銀行・JA越智今治・JA今治立花・山口銀行の市内各支店	伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・広島銀行・四国銀行・百十四銀行・香川銀行・高知銀行・徳島大正銀行・JA越智今治・JA今治立花・山口銀行の市内各支店	伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・広島銀行・四国銀行・百十四銀行・香川銀行・高知銀行・徳島大正銀行・JA越智今治・JA今治立花・山口銀行の市内各支店	伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・広島銀行・四国銀行・百十四銀行・香川銀行・高知銀行・徳島大正銀行・JA越智今治・JA今治立花・山口銀行の市内各支店	四国労働金庫今治支店	四国労働金庫今治支店
申込期間		常時	常時	常時	常時	常時	常時
預託金		振興資金の預託金内	振興資金の預託金内	振興資金の預託金内	振興資金の預託金内	12,300万円	7,400万円
貸付枠		振興資金の預託金内	振興資金の預託金内	振興資金の預託金内	振興資金の預託金内	4倍 49,200万円	2倍 14,800万円
R7年度貸付	件数	17件	7件	25件	200件	0件	0件
	金額	12,400万円	700万円	12,719万円	69,160万円	0万円	0万円

④① 愛媛県信用保証協会に納付する保証料については、期限内返済者(市税滞納者を除く)に市が全額補給。(ただし、融資額500万円を上限とする。)また、令和5年12月1日以降における融資申込者は、保証料を全額負担せず、愛媛県信用保証協会に市が補給。

④② 教育資金は、最長4年間の据置期間があり、この間は利息のみ返済、その後は元利均等払いとする。

6. 雇用対策

(1) 職業紹介状況(今治公共職業安定所管内)

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新規求職者数	5,834	6,214	5,928	5,732	5,563	5,746
月間有効求職者数	26,385	27,707	27,218	27,589	27,759	27,289
新規求人数	11,511	12,802	13,486	14,063	14,092	13,760
月間有効求人数	32,004	35,179	38,255	39,778	40,475	38,999
紹介件数	5,993	6,102	5,508	5,244	5,033	4,683
就職件数	2,151	2,314	2,259	2,164	2,022	1,950
充足数	1,952	2,094	2,069	2,029	1,885	1,802
有効求人倍率	1.21 倍	1.27 倍	1.41 倍	1.44 倍	1.46 倍	1.43 倍
就職率	8.2%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	7.1%
充足率	17.0%	16.4%	15.3%	14.4%	13.4%	13.1%

資料:今治公共職業安定所

(2) 愛媛県立愛媛中央産業技術専門校(令和8年度実施計画)

訓練科目	課程	募集定員	入校月	訓練期間
今治タオルものづくり科	普通課程	10名	4月	2年
服飾モード科	普通課程	10名	4月	2年
ビジネスデザイン科	普通課程	15名	4月	1年
設備エンジニア科	普通課程	10名	4月	2年

7. 旧今治コンピュータカレッジ

今治コンピュータカレッジは、職業訓練法人東予情報処理技術振興財団が平成23年3月末に解散し閉校となる。

平成23年4月1日から、今治市が国から施設を譲り受け、産業に関する人材育成や産業の振興などに関する訓練や研修のほか、会議や説明会などに利用可能。

所在地 今治市東門町五丁目840番4

敷地面積 9,874 m²

建築物

校舎 鉄筋コンクリート造、2階建 2,241.12 m² 建築年次 平成元年7月

学生会館 重量鉄骨造2階建 505.70 m² 建築年次 平成5年5月

利用時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休館)

貸室 会議室、ビジネスルーム1、システムルーム1、マルチメディアルーム1、講師室、研修室1、研修室2、教室1、教室2・3、教室4・5、教室6、視聴覚室、多目的ホール、事務室1、事務室2

利用料金 利用時間及び利用部屋により徴収

観 光

1. 主な観光地

(1) 自然・景観

- ・瀬戸内しまなみ海道 かつて瀬戸内海最強の「村上海賊」が勇壮な海のドラマを繰り広げた芸予海域の島々を縫う、全長 59.4km の自動車専用道路である。本州四国連絡橋のなかで新尾道大橋以外の橋には、歩行者道・自転車道・原動機付自転車(125cc 以下)の専用道路が併設されている。島々の多島美と橋の人工美の織りなす景色は古き日本の箱庭を感じさせる絶景である。
- ・亀老山展望公園 標高 301.1m の亀老山展望公園は、大島の南端に位置し、瀬戸内海国立公園に指定されている。世界的に著名な建築家隈研吾氏によって設計されたパノラマ展望台ブリッジからは、世界初の三連吊橋「来島海峡大橋」と日本三大急潮のひとつ「来島海峡」の潮流、晴れた日には四国山地の中に連なる西日本最高峰「石鎚山」を眺めることができる。また、来島海峡大橋のライトアップや今治市街地の夜景もきれいで、様々な顔を持つ景色を楽しむことができる。
 - (1) 所在地 今治市吉海町南浦 487 番地 4
 - (2) 設置年度 昭和 62 年度
 - (3) 規 模 7,500 m²(展望台及び駐車場)
- ・来島海峡展望館 来島海峡大橋の架橋地点、糸山公園内に設置され館内には来島海峡大橋の工事パネル、模型を展示してあり、橋の構造等を分かりやすく紹介しているほか、今治タオルなど地元の特産品に加え、フレッシュジュースや、アイスクリームなどのテイクアウト商品を購入できる店舗「Shimanami Picnic」がある。また、日本遺産に認定された「村上海賊」のビジターセンターにもなっている。展望館内には展望広場からは瀬戸内でも屈指の多島海景や日本三大急潮の一つである来島海峡の自然美と世界初の三連吊橋、来島海峡大橋の人工美が織り成す空間を堪能することができる。
 - (1) 開設年月 平成 8 年 4 月
 - (2) 名 称 今治市来島海峡展望館
 - (3) 所在地 今治市小浦町 2 丁目 5 番 2 号
 - (4) 建築面積 282.82 m²
- ・海山城展望公園 その昔、来島村上海賊の砦があったとされ、それをイメージした城型の展望台がある。隣接する花木園には桜、菜の花、ツツジなどが植えられ、四季を通じて様々な花が楽しめる。
 - (1) 設置年度 平成 4 年度(展望台及び展望広場)
 - (2) 所在地 今治市波方町樋口乙 747 番地 2
- ・ナガタニ展望台 関前岡村島にある白亜の展望台。眼下には観音崎の美しい岬と関前灘の海が広がる。春は桜、初夏は柑橘の花のかほり、初冬は色づいた柑橘を楽しむことができる。

- ・桜井海岸(名勝 志島ヶ原、唐子浜、湯ノ浦温泉)
静かなエメラルドの海と白砂青松の海岸が8kmも続き、「桜井総合公園」や四国初の国民保養温泉地「湯ノ浦温泉」があり、海と緑と温泉に囲まれた休養地である。
- ・大角海浜公園
キャンプ場や海水浴場、船のマストをイメージした展望台から美しい景色を見ることができる。
(1) 所在地 今治市波方町波方乙 893 番地 1
(2) 施設概要 あずま屋 36.00 m²、展望台 19.30 m²、休憩所 1,800 m²、遊歩道、プロペラ展示等、駐車場、公衆トイレ
- ・歌仙公園
歌仙の滝、霧合の滝の2つの滝があり、春は桜、秋は紅葉の行楽地として親しまれている。
(1) 所在地 今治市菊間町松尾
(2) 施設概要 休憩所 9.0 m² 2棟、公衆トイレ
- ・鴨池海岸公園
瀬戸内海国立公園にも指定されている当地域は、夕陽が美しい風光明媚な場所であり、約800mの白砂海岸では、夏に海水浴やデイキャンプ等でにぎわう。また、海岸を見下ろせる高台の展望台からは、遠くしまなみ海道を見ることができる。
(1) 所在地 今治市大西町九王甲 1168 番地
(2) 設置年度 平成 18・19 年度
(3) 規模 トイレ棟 31.17 m²、シャワー棟 36.76 m²、多目的広場、遊歩道、展望台、駐車場

(2)しまなみ海道レンタサイクル

瀬戸内しまなみ海道は自転車でも渡ることができるという特徴から、「サイクリストの聖地」として認知され、加えて、国のナショナルサイクルルートにも指定（令和元年11月）されるなど、国内外から多くの自転車愛好家が訪れている。

サイクリングでの観光を手軽に楽しんでもらうため、一般社団法人しまなみジャパンがしまなみ海道沿線10か所のターミナルでレンタサイクルを運用しており、レンタサイクルを借りたターミナル以外で返却できる「乗捨て」サービスも行っている。（一部市内の旅館・ホテルでも乗捨て可能）

■貸出料金

大人1日につき3,000円 小学生以下1日1,000円

電動アシスト自転車 大人 1日4,000円

タンデム自転車 大人 1日4,000円

E-bike 大人1日8,000円

タンデム自転車は乗捨て不可

・ レンタサイクルターミナル (今治市分)

令和8年4月1日現在

レンタサイクル施設名称
今治糸山レンタサイクル
今治駅前レンタサイクル (i. i. imabari! Cycle Station)
大島レンタサイクル (重点「道の駅」よしうみいきいき館)
伯方島レンタサイクル (重点「道の駅」伯方S・Cパーク)
大三島レンタサイクル (重点「道の駅」多々羅しまなみ公園)



・今治駅前サイクリングターミナル (i. i. imabari! Cycle Station)

サイクリングを通じてレクリエーションの振興及び国内外からの誘客の促進による賑わいの創出と交流人口の拡大を目的に建設した施設であり、「しまなみ海道サイクリングロード」のゲートウェイとして、サイクリング及び観光に関する情報を提供する本市観光の拠点施設である。

- | | |
|----------|---|
| (1) 所在地 | 今治市北宝来町二丁目甲 773 番地 8 |
| (2) 設置年度 | 令和 2 年度 |
| (3) 施設概要 | 鉄骨造平屋建
敷地面積 1,132.35 m ²
延床面積 591.03 m ²
自転車保管庫 (100 台保管)、サイクリスト等交流スペース、自転車組立てスペース、自転車洗車スペース、更衣・シャワー室、ウッドデッキ広場、公衆トイレ |
| (4) 管理運営 | 今治駅前観光インフォメーションセンター：直営
レンタサイクル施設：一般社団法人しまなみジャパン |
| (5) 事業費 | 約 1 億 9,100 万円 |
| (6) オープン | 令和 2 年 7 月 20 日 |
| (7) サービス | 手荷物一時預かり、レンタサイクル及び観光情報提供 |



(3)道の駅

・重点「道の駅」今治湯ノ浦温泉

- | | |
|----------|--|
| (1) 所在地 | 今治市長沢甲 252 番地 2 |
| (2) 設置年度 | 平成 10 年度 |
| (3) 施設概要 | 駅舎：鉄骨造平屋建 323.50 m ²
観光情報、休憩コーナー、レストラン、
特産品コーナー |
| (4) 管理運営 | 直営 |

・重点「道の駅」よしうみいきいき館

- | | |
|----------|--|
| (1) 所在地 | 今治市吉海町名 4520 番地 2 |
| (2) 設置年度 | 平成 10 年度 |
| (3) 施設概要 | 駅舎：鉄骨造平屋建 691.18 m ²
物産販売所、食材供給室、農水産物加工販売所 |
| (4) 管理運営 | 株式会社しまなみ |

- ・重点「道の駅」 伯方S・Cパーク
 - (1) 所在地 今治市伯方町叶浦 1668 番地 1
 - (2) 設置年度 平成 11 年度
 - (3) 施設概要 駅舎:鉄筋コンクリート造 1,056.86 m²
農水産物等処理加工施設、農水産物等直販施設、地域食材供給施設
 - (4) 管理運営 株式会社しまなみ

- ・重点「道の駅」 今治市多々羅しまなみ公園
 - (1) 所在地 今治市上浦町井口 9180 番地 2
 - (2) 設置年度 平成 11 年度
 - (3) 施設概要 駅舎:鉄筋コンクリート造 2,062.73 m²
インフォメーションセンター(RC造平屋建 281.00 m²)
農水産物等特産品販売施設、地域食材供給施設、ふれあい屋台市、
研修室、食材研究室、会議室
 - (4) 管理運営 株式会社しまなみ

- ・重点「道の駅」 しまなみの駅御島
 - (1) 所在地 今治市大三島町宮浦 3260 番地
 - (2) 設置年度 平成 11 年度
 - (3) 施設概要 駅舎:鉄骨造平屋建 476.98 m² 木造平屋建 143.42 m²
地域特産品展示室、実習室、観光情報提供コーナー、休憩室、シャ
ワー室
 - (4) 管理運営 (指定管理)株式会社大三島ものづくり

(4)野間馬ハイランド

野間馬は、乃万地区が発祥の地とされ、江戸時代から野間郷を中心に飼われていたが、時代の変遷とともに衰滅の一途をたどり、昭和 53 年には県下でわずか 6 頭しかおらず、近い将来滅びて幻の動物になるだろうといわれていた。

この希少価値のある野間馬 4 頭が、昭和 53 年松山市在住の長岡悟氏から今治市に寄贈され、野間馬の故郷である今治市野間で飼育されて以来、令和 8 年 4 月 1 日現在で 57 頭飼育されている。

日本在来馬である野間馬の保存育成は歴史的・学術的にも意義があり、後世に継承すべき生きた文化遺産である。“人と動物のふれあい”をテーマとして「野間馬ハイランド」が平成元年 4 月に第 1 期開園し、多くの来園客でにぎわってきたが、飼育環境の改善と架橋時代に向けた観光拠点づくりとして平成 6 年から第 2 期整備を進め、平成 9 年 4 月に完成した。主な施設としては、野間馬グッズを販売する売店と野間馬のことを楽しみながら学習できる野間馬ものしり教室がある「まきば館」、大型コンビネーション遊具を備えた「わんぱく広場」などがある。

平成 13 年度に、休憩・学習機能を持った「にこにこ広場」を追加整備した。

- (1) 所在地 今治市野間甲 8 番地
- (2) 面積 56,315.97 m²(放牧場、厩舎、まきば館、乗馬広場、小動物ふれあい広場、わんぱく広場、にこにこ広場他)
- (3) 管理運営 (指定管理)野間馬保存会
- (4) 頭数 牡 31 頭 牝 26 頭(令和 8 年 4 月 1 日)

(5)温泉等

・湯ノ浦温泉

眼下に桜井海岸の広がる丘陵地に、民間のホテル、多目的温泉保養館「クアハウス今治」、
「桜井総合公園」など、国民保養地として整備されている。温泉はフッ素・ラドンが豊富に
含まれており、機能回復に効能の強い療養温泉である。

・鈍川温泉

深い渓谷と清流蒼社川のせせらぎに包まれた「出湯のふるさと」で、その昔、今治藩の湯
治場として栄えたともいわれ、山紫水明の温泉郷である。

○鈍川せせらぎ交流館

- (1) 所在地 今治市玉川町鈍川甲 218 番地 1
- (2) 開設年度 平成 7 年度
- (3) 施設概要 鉄筋コンクリート造 1,713.71 m²
浴場、貸部屋、軽食コーナー
- (4) 施設管理 (指定管理)株式会社ありがとうサービス

・大三島海洋温浴館及び農村交流館(マーレ・グlassianア大三島)

タラソテラピー(海洋療法)の考えを取り入れた、美しい海の恵みを十分に満喫できる複合
型リラクゼーション施設である。海水はもとより海の気候などを組み合わせて、心と身体を
癒し、自然治癒力を高めることなどを目的とする。

- (1) 所在地 今治市大三島町宮浦 5902 番地
- (2) 開設年度 平成 13 年度
- (3) 施設概要 鉄筋造(一部鉄筋コンクリート造)平屋建(一部地下) 1,787.61 m²
- (4) 施設管理 (指定管理)株式会社マーレ

(6)市営キャンプ場

・宮窪カレイ山展望公園内キャンプ場

- (1) 所在地 今治市宮窪町宮窪 6355 番地 2
- (2) 開設年度 昭和 62 年度
- (3) 施設概要 キャンプサイト：13 区画 炊事棟：1 棟 トイレ棟：1 棟
- (4) 施設管理 (指定管理) N P O 法人能島の里

・上浦多々羅キャンプ場

- (1) 所在地 今治市上浦町井口 7523 番地
- (2) 開設年度 昭和 58 年度
- (3) 施設概要 コテージ：10 棟 炊事棟：3 棟 トイレ棟：3 棟
- (4) 施設管理 直営

・大三島台キャンプ場

- (1) 所在地 今治市大三島町台 5089 番地
- (2) 開設年度 昭和 55 年度
- (3) 施設概要 キャンプサイト：8 区画 納涼台：2 棟 管理棟：1 棟
- (4) 施設管理 直営

2. 主な年中行事

2月	遍照院節分会厄除大祭(菊間) 姫子島神社弓祈祷(関前)	7月	水軍レース大会(宮窪) サマーフェスタ in かみうら(上浦)
4月	開山の花見(伯方) 半島四国八十八ヶ所めぐり(波方) 島四国へんろ市(大島) 伯方の春市(伯方)	8月	今治市民のまつり「おんまく」 ザ・BON・フェスタ(玉川) 大西いこい夏祭り(大西)
5月	今治地方春祭り 笠鉦まつり(朝倉) バラ祭りよしみ(吉海)	10月	菊間祭り(お供馬の走り込み)(菊間) 瀬戸内しまなみ海道今治伯方島トライアスロン ちびっ子のまうま祭 大山祇神社産須奈大祭(大三島) 大山祇神社抜穂祭(大三島)
6月	大山祇神社例大祭・後宮祭(大三島) 大山祇神社御田植祭(大三島)		瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ

3. 観光宣伝事業

(1) 広域観光連携による観光宣伝

しまなみ広域連携については、一般社団法人しまなみジャパン、公益社団法人今治地方観光協会及び一般社団法人広島県観光連盟を中心に活動している。愛媛県等とも連携し、「瀬戸内しまなみ海道」を世界へ情報発信する。

(2) 国内外の旅行会社との各種商談会へ参加

大都市圏(東京、大阪、名古屋)の旅行会社及び国外の旅行会社(主にアジア圏域)に本市の紹介、宣伝を行うことにより認知度の向上を図る。

(3) 観光パンフレット等の作成

パンフレット等を作成し、旅行関係団体及び観光客に配布する。また、観光宣伝用名刺台紙を配布し、今治市の観光PRを行う。

(4) 広告媒体等を利用した観光宣伝

広告を掲載することにより本市の観光スポットを宣伝する。また、SNSを活用した観光宣伝を行う。

(5) 首都圏等での観光宣伝イベント事業

銀座駅や赤レンガ倉庫等で観光PRイベントを実施し、首都圏等に今治市をPRする。

農 林 水 産

1. 農業

当市の場合、主業・準主業農家は全農家戸数の約14%で、大半が副業的農家で占められており、農産物は、水稻を中心に、柑橘、野菜、花木、畜産等である。

現在、地域性を生かした農業の確立を目指し、農地の有効利用、新規就農者や生産組織の育成強化、新たな柑橘品種のブランド化等、地域に即した総合的な農業振興対策が図られている。

(1) 農家戸数

年 次	主 副 業 別 農 家 戸 数			
	主 業	準 主 業	副 業 的	計
平成 22 年	554	698	2,179	5,612
平成 27 年	388	409	1,866	4,841
令和 2 年	324	267	1,714	4,117

(農林業センサス)

※販売農家のみの各戸数数字になっているが、自給的農家H22年2,379戸、H27年2,178戸、R2年1,812戸は計のみに含める。

(2) 農家人口および農業従事者数

年 次	農 家 人 口			農 業 従 事 者 数		
	男	女	計	男	女	計
平成 22 年	5,251	5,608	10,859	4,346	3,990	8,336
平成 27 年	3,858	4,027	7,885	3,218	2,834	6,052
令和 2 年	3,095	3,127	6,222	2,655	2,196	4,851

(農林業センサス)

(3) 経営耕地面積

(単位 ha)

年 次	田	畑	樹 園 地	計
平成 22 年	1,471	276	1,349	3,097
平成 27 年	1,096	186	931	2,213
令和 2 年	1,114	185	784	2,084

(農林業センサス)

(4) 令和 6 年度作付面積

作物名	作付面積(ha)	作物名	作付面積(ha)	作物名	作付面積(ha)	作物名	作付面積(ha)
米	1400.0	ピーマン	3.0	さといも	40.0	愛媛果試 第 28 号	59.4
麦	183.0	いちご	3.5	れんこん	12.5	ぶどう	5.0
きゅうり	35.5	キャベツ	14.6	かんしょ	27.6	な し	23.9
かぼちゃ	8.6	ね ぎ	9.6	ばれいしょ	38.6	も も	2.8
すいか	17.4	たまねぎ	8.4	レタス	12.7	か き	20.7
な す	6.8	だいこん	53.8	温州みかん	497.8	く り	7.7
トマト (ミニトマト)	23.4	にんじん	3.5	伊 予 柑	308.8	キウイ フルーツ	28.7

(5) 土地改良事業補助率

区 分		補 助 率	左 の 内 訳			
			国	県	市	
農 業 農 村 整 備	公共性が低い事業	95	※55以内	※15以内	※40以内	
	上記以外	98	※55以内	※15以内	※43以内	
災 害 復 旧	国 費	農 地	補助率増高申請により決定された補助率			
	単 費		農 地	0	—	—
県 単	農 道	2m 以上 4m 未満	90	—	50	40
		4 m 以上	95	—	50	45
	かんがい排水	95	—	40	55	
市 単	農 道	90	—	—	90	
	かんがい排水	90	—	—	90	
	農業用施設補修	90	—	—	90	

※国、県及び市補助率については、事業内容により異なる。

(6) 農業振興地域整備計画

区 分	農業振興地域(A)	農用地区域(B)	農用地区域 設定率 B/A
耕 地 面 積	4,866 ha	2,973 ha	61.1%
田	2,120 ha	1,437 ha	67.8%
畑	984 ha	350 ha	35.6%
樹 園 地	1,762 ha	1,186 ha	67.7%
上記以外の山林原野	14,363 ha	797 ha	5.5%
そ の 他	7,928 ha	47 ha	0.6%
計	27,157 ha	3,817 ha	14.1%

(7) 農地の流動化の状況

(R7年度分)

区 分	所有権 の移転	小作地の移転		農 地 中 間 管 理 事 業				
		設定移転	解 約	5 年	6～10 年	11～20 年	21～50 年	計
件 数	105	0	41	217	178	17	2	414
面 積	1,184a	0a	422a	4,543a	4,582a	224a	119a	9,467a

(8) 米の生産状況

年 度	生産の目安		作付実績	
	生産数量	作付面積	生産数量	作付面積
7 年度	6,943t	1,398ha	7,110t	1,385ha

(9) 農地転用状況

ア 農地転用の推移

(単位：a)

R 5 年度			R 6 年度			R 7 年度		
田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
647	283	930	925	361	1,286	908	258	1,166

イ 転用用途別面積調

(R7年度分)(単位：a)

自己住宅	貸家・分譲住宅	公共用地	農業用施設	その他	計
215	261	0	25	665	1,166

(10) 農業者年金調

(R7 年度末現在)

加 入 者			受 給 者		
政策支援	通常加入	計	経営移譲年金	老齢年金	計
2	24	26	101	216	317

2. 林業

当市は市域面積の約5割が森林であり、さらにそのうち約9割が民有林で、うち4割が人工林で、そのほとんどがスギ、ヒノキで占められている。

全国的に、個人等が所有する森林の約7割が適正に管理されていないとされ、当市においても管理が不十分な森林が約4,600ha程度存在すると推定されている。

このような状況の下、地球温暖化防止のみならず、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備をより一層促進するため、森林経営管理法が令和元年度に施行され、新たな森林経営管理制度が導入された。

この制度は、市が仲介役となり森林所有者と林業事業者（担い手）を繋ぎ、森林所有者の合意の下、市が森林の状況に応じて適切な経営や管理を引き受けるもので、所有者が自ら管理できない森林への公的関与に踏み込んだ点で革新的な制度である。

当市は、この制度を活用し、林業を持続的に発展させるとともに、森林の持つ多面的公益的機能を高度に発揮させるため、森林所有者の意向確認から、経営管理を委託された森林の管理運営に至るまでの一連の業務を効率的に実施していく。

(1) 山林の状況

(令和7年度末現在) (単位: ha)

区 分	面 積	人 工 林		天 然 林		竹 林	そ の 他
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		
私 有 林	17,684	5,610	65	2,008	8,519	387	1,096
公 有 林	3,464	2,255	40	255	862	13	40
国 有 林	965	490	86	50	199	0	138
計	22,114	8,355	190	2,312	9,580	401	1,274

資料「今治松山地域森林計画書」及び「今治松山国有林の地域別の森林計画書」より
注) 原数を四捨五入したものを計上しているため、集計値が一致しないものがある。

海岸林は、海からの風や潮、津波や高波、飛んでくる砂などから海沿いの暮らしを守るためにつくられた森林である。

この公益的機能の高い保全すべき松林を対象として、被害状況に応じた様々な対策を行う。

(2) 松くい虫対策の実施状況

(令和7年度実績)

事 業 区 分		事 業 量	事業費(委託料)	左の内市負担額
予 防 事 業	地 上 散 布	5.22ha	1,262,000 円	1,262,000 円
	樹 幹 注 入	薬剤 1,967 本	7,700,000 円	1,925,000 円
被害立木駆除	伐倒駆除等	69 m ³	4,440,000 円	2,348,000 円



3. 漁業

本市の水産業は、燧灘西部来島海峡を中心とした好漁場を有し、第1種漁港24港、第2種漁港3港の漁業根拠港と愛媛県漁業協同組合の支所が11か所、内水面の蒼社川漁業協同組合がある。その漁業形態は、小型底びき網漁業、一本釣漁業を主体に、はえ縄、小型定置網、採貝藻等種々の漁法によって多種類の水産動植物が漁獲されている。また一方ではマダイ等の海面養殖業も営まれている。

(1) 令和7年度水産資源保護事業(漁協支所別稚魚放流実績)

漁協名	魚種	放流尾数
愛媛県漁業協同組合 桜井支所	キジハタ	1,429尾
	ヒラメ	6,521尾
	クルマエビ	193,000尾
	ガザミ	20,000尾
愛媛県漁業協同組合 今治支所	キジハタ	1,429尾
	ヒラメ	6,521尾
	マダイ	3,388尾
	クルマエビ	9,000尾
愛媛県漁業協同組合 大浜支所	キジハタ	1,429尾
	ヒラメ	6,521尾
	マダイ	6,776尾
愛媛県漁業協同組合 小部支所	キジハタ	4,428尾
	ヒラメ	6,520尾
	マダイ	6,777尾
	アワビ	4,500個
愛媛県漁業協同組合 菊間支所	キジハタ	1,428尾
	ヒラメ	16,520尾
愛媛県漁業協同組合 渦浦支所	キジハタ	1,429尾
	ヒラメ	6,521尾
	マダイ	3,388尾
愛媛県漁業協同組合 志津見支所	キジハタ	1,429尾
	ヒラメ	6,521尾
	マダイ	3,388尾
愛媛県漁業協同組合 宮窪支所	キジハタ	2,429尾
	サザエ	1,025個
	ヒラメ	6,521尾
	マダイ	3,388尾
愛媛県漁業協同組合 伯方支所	キジハタ	1,429尾
	ヒラメ	6,521尾
	マダイ	3,388尾
	メバル	10,000尾
愛媛県漁業協同組合 大三島支所	キジハタ	1,428尾
	ヒラメ	6,520尾
	マダイ	12,776尾
愛媛県漁業協同組合 関前支所	キジハタ	1,428尾
	ヒラメ	6,520尾
	マダイ	3,388尾
今治地区漁業協同組合協議会	メバル	31,500尾
	キジハタ	400尾
	クルマエビ	48,000尾
蒼社川漁業協同組合	アユ	470kg
	アマゴ	20,000尾

港 湾

I. 港勢

1. 市管理港湾

港 格	港 湾 名
重 要 港 湾	今治港
地 方 港 湾 (14 港)	森上港、田ノ浦港、早川港、四坂港、有津港、枝越港、熊口港、前浜港、北浦港、古江港、大見港、上浦港、岡村港、大下港

2. 今治港

(1) 入港船舶

年 次	内 航 船 舶		外 航 船 舶	
	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
令和3年	15,647	1,657,523	255	1,417,344
令和4年	15,790	1,628,106	234	1,309,198
令和5年	16,543	1,678,461	234	1,369,902
令和6年	15,331	1,682,306	241	1,478,754
令和7年	14,215	1,640,106	205	1,446,734

(2) 船舶乗降人員

年 次	乗 込	上 陸	計
令和3年	37,536	41,090	78,626
令和4年	42,138	45,601	87,739
令和5年	51,206	52,034	103,240
令和6年	45,953	46,140	92,093
令和7年	39,230	41,346	80,576

(3) 海上出入貨物トン数(フェリー含む)

年 次	輸 移 出	輸 移 入	計
令和3年	314,396	696,706	1,011,102
令和4年	302,317	694,214	996,531
令和5年	351,598	684,865	1,036,463
令和6年	384,724	715,468	1,100,192
令和7年	377,127	736,453	1,113,580

3. 今治港以外(14港)

(1) 入港船舶

年次	内航船舶		外航船舶	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数
令和3年	17,602	2,177,405	0	0
令和4年	17,245	2,136,726	0	0
令和5年	18,347	2,787,501	0	0
令和6年	17,752	2,191,013	0	0
令和7年	18,243	2,255,482	0	0

(2) 船舶乗降人員

年次	乗込	上陸	計
令和3年	35,007	34,978	69,985
令和4年	37,070	36,846	73,916
令和5年	43,394	41,725	85,119
令和6年	39,817	39,684	79,501
令和7年	39,468	39,160	78,628

(3) 海上出入貨物トン数(フェリー含む)

年次	移出	移入	計
令和3年	127,126	511,347	638,473
令和4年	135,909	581,352	717,261
令和5年	176,215	601,371	777,586
令和6年	173,862	602,540	776,402
令和7年	178,775	580,382	759,157

注: 港湾統計の換算率による数値

II. 主な施設

1. 今治港[蔵敷・鳥生地区](貨物専用港)

(1) 供用開始 昭和 51 年 5 月

(2) 概 要

ア 蔵敷地区

・泊 地

水深 9.0m 面積 4 ha

7.5m 面積 2 ha

5.5m 面積 1 ha

4.0m 面積 1 ha

・ふ 頭

岸壁 10,000D/W 級 水深 9.0m 1 バース 延長 165m (S53. 4. 1 供用開始)

5,000D/W 級 水深 7.5m 1 バース 延長 130m (")

2,000D/W 級 水深 5.5m 5 バース 延長 450m (S54. 4. 1 供用開始)

物揚場 500G/T 級 水深 4.0m 延長 300m (S51. 5. 1 供用開始)

・ふ頭用地 66,295 m²

荷さばき地 27,859 m² 野 積 場 敷 33,486 m²

緑 地 4,000 m² そ の 他 9,500 m²

・蔵敷上屋

	1 号	2 号	3 号
建設年月日	S 55. 3. 30	S 55. 3. 30	S 55. 3. 30
構 造	鉄骨造・平屋建	鉄骨造・平屋建	鉄骨造・平屋建
延べ面積	990 m ²	660 m ²	990 m ²

・蔵敷ふ頭総合事務所

建設年月日 昭和 55 年 10 月 31 日 (平成 3 年 3 月 11 日一部移転)

延べ面積 474 m²

建物概要 軽量鉄骨造 2 階建

事業費 54,160 千円

イ 鳥生地区

・泊 地

水深 5.5m 面積 6 ha

・ふ 頭

岸壁 2,000D/W 級 水深 5.5m 4 バース 延長 360m

・ふ頭用地 12,166 m²

荷さばき地 8,166 m² 緑 地 4,000 m²

2. 今治港[富田地区]

(1) 供用開始 平成7年7月

(2) 概要

・泊地

水深 12.0m 面積 12ha
10.0m 面積 6ha
4.0m 面積 2ha

・ふ頭

岸壁 30,000D/W級 水深 12.0m 1バース 延長 240m
15,000D/W級 水深 10.0m 1バース 延長 185m
物揚場 200G/T級 水深 4.0m 延長 100m
護岸 延長 812m

・ふ頭用地 74,656 m²

荷さばき地 46,656 m² 緑地 28,000 m²

・富田ふ頭管理棟

建設年月日 平成17年2月21日
延べ面積 161.72 m²
建物概要 鉄骨造(軽量鉄骨プレハブ) 2階建
事業費 36,666 千円

3. 今治港港湾計画

(1) 計画の方針

- 1) 背後地域の流通拠点として、船舶の大型化、フェリー輸送によるユニット化等の進展に対応するため大型フェリー施設の強化を図る。
- 2) 地域住民の生活環境を改善するため、物流と人流の分離を図りつつ、アメニティ豊かな多様な機能が集積した賑わいのある空間を形成するため、過密化する港湾施設の再開発を進める。
- 3) 今治港及び今治港を取り巻く地域の環境の保全のため、廃棄物受入空間を確保すると共に、海面埋立の用材として活用を図る。
- 4) 企業の用地需要に対応するため、工業用地の確保を図る。
- 5) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
平成11年3月、以上の方針のもとに、今治港港湾計画が改訂された。
平成24年3月、今治地区の再開発計画への対応と大規模地震災害時の対策を進めるため今治港港湾計画の軽易な変更がなされた。
平成27年3月、今治地区小型船だまりにおける静穏度を確保するため今治港港湾計画の軽易な変更がなされた。
令和8年3月、今治地区において、水辺の特性を活かした港湾空間を形成し、賑わいの創出を図るため、今治港港湾計画の軽易な変更がなされた。

(2) 計画の概要

① 今治(内港)地区

・ふ頭

岸壁	水深 5.5m	1 バース	延長 100m
物揚場	水深 4.0m		延長 137m

・用地

ふ頭用地	面積 2.5ha
交流厚生用地	面積 2.7ha

・臨港交通施設

交通機能用地	面積 2.3ha
--------	----------

・環境整備施設

緑地	面積 2.6ha
----	----------

② 今治(外港)地区

・フェリーふ頭

岸壁(大規模地震対策施設)	水深 7.5m	1 バース	延長 200m
---------------	---------	-------	---------

・用地

ふ頭用地	面積 3.5ha
港湾関連用地	面積 3.5ha
都市再開発用地	面積 3.0ha
危険物取扱施設用地	面積 1.4ha
都市機能用地	面積 1.1ha

・泊地

水深 7.5m	面積 1.2ha
---------	----------

・外郭施設

防波堤	延長 100m
-----	---------

・臨港交通施設

交通機能用地	面積 1.4ha
--------	----------

・環境整備施設

緑地	面積 1.2ha
----	----------

③ 蔵敷地区

・大規模地震対策施設

岸壁	水深 9.0m	1 バース	延長 165m
----	---------	-------	---------

Ⅲ. 重要港湾今治港年表

大正 9 年	2 月 1 1 日	市制施行。港湾修築第 1 期工事(東防波堤築造)に着手
大正 1 1 年	2 月 1 0 日	開港場に指定される
大正 1 3 年	8 月	今治港務所開設
昭和 2 年	1 1 月 4 日	第 2 種重要港湾に指定される
昭和 9 年	8 月 3 0 日	第 2 期修築工事完了(東防波堤 100m 延長, 荷揚場浮さん橋, 貯木場, 内港船溜完成)
昭和 2 6 年	1 月	港湾法に基づく重要港湾に指定される
昭和 2 7 年	1 1 月 1 日	運輸大臣より今治市管理を認可される
昭和 3 7 年	4 月	波止浜港を港則法による今治港域に編入
昭和 4 2 年	3 月	一文字防波堤 700m 完成
昭和 4 2 年	3 月 3 1 日	今治港湾ビル竣工
昭和 4 3 年	1 0 月	農林省植物防疫所今治出張所開設
昭和 4 4 年	5 月	喜田村水上貯木場(33, 655 m ²)開設
昭和 4 4 年	7 月	沖洲上屋倉庫鉄筋コンクリート造 2 階建竣工
昭和 4 5 年	2 月	第 3 棧橋をフェリー専用棧橋に改良
昭和 4 5 年	7 月	港湾法に基づく港湾区域拡張を認可される
昭和 4 5 年	8 月	台風 10 号により東防波堤、第 1・第 2 棧橋、片原町フェリー棧橋が流失し、6 トン巻、2 トン巻クレーンが全壊した
昭和 4 5 年	1 0 月	片原町フェリー棧橋復旧
昭和 4 6 年	3 月	第 1・第 2 棧橋新造復旧
昭和 4 6 年	9 月	東防波堤(幅員 9.8m)復旧
昭和 4 7 年	8 月	今治・神戸間に大型フェリー就航
昭和 4 8 年	3 月	蔵敷地区臨海土地造成工事完成
昭和 4 9 年	7 月	中型フェリー可動橋新設
昭和 4 9 年	9 月	台風 16 号により旧中型フェリー可動橋大破廃棄処分、第 1 棧橋ふ函沈没
昭和 5 0 年	5 月	今治・竹原間に高速艇就航
昭和 5 1 年	5 月 1 日	蔵敷地区一部供用開始(物揚場—4m・延長 300m)
昭和 5 1 年	6 月 3 0 日	第 3 棧橋船客待合所(131.76 m ²)竣工
昭和 5 1 年	7 月	今治・井口間に高速艇就航
昭和 5 2 年	4 月	今治・仁方間に高速艇就航
昭和 5 2 年	9 月	鳥生地区臨海土地造成事業着工
昭和 5 3 年	4 月	蔵敷岸壁(—9.0m・延長 165m、—7.5 m・延長 140m)供用開始
昭和 5 4 年	2 月 1 日	港則法に基づく今治港の港域拡張
昭和 5 4 年	4 月	蔵敷岸壁(—5.5m・延長 450m)、鳥生岸壁(—5.5m・延長 180m)供用開始
昭和 5 5 年	3 月	蔵敷上屋 3 棟(2, 640 m ²)竣工
昭和 5 5 年	1 0 月	蔵敷ふ頭総合事務所(473 m ²)竣工
昭和 5 7 年	3 月	東防波堤(延長 100m)竣工
昭和 6 1 年	3 月	荷役機械(ジブクレーン)設置
昭和 6 1 年	8 月	港湾法に基づく港湾区域変更の許可を受ける
昭和 6 2 年	3 月	富田地区港湾整備に着手
昭和 6 2 年	7 月 1 0 日	港則法に基づく今治港の港域拡張
昭和 6 3 年	1 月	大島・伯方大橋完成に伴い航路が再編される
昭和 6 3 年	6 月	小型フェリー施設改良工事完成(物揚場 60m)
平成 2 年	3 月	中型フェリー施設改良工事完成(物揚場 149m)、美保町物揚場完成(延長 530m)
平成 4 年	6 月 3 日	韓国・東南アジア定期コンテナ航路開設
平成 4 年	1 0 月 1 0 日	片原町緑地(ふれあいマリン広場)完成
平成 6 年	8 月 1 8 日	韓国定期コンテナ航路 1 便増便
平成 6 年	8 月 1 8 日	内航コンテナフィーダー航路開設(神戸)
平成 7 年	2 月 2 0 日	内航コンテナ航路開設(東京)
平成 7 年	3 月 3 1 日	荷役機械(コンテナ用リフト)購入
平成 7 年	3 月	浅川物揚場改良工事完成(—1.5m・延長 169m)

平成	7年	4月15日	富田臨海造成地の公募開始
平成	7年	6月6日	富田地区埋立竣功認可
平成	7年	7月3日	富田ふ頭供用開始(−12.0m岸壁・延長240m、−10.0m岸壁・延長185m、−4.0m物揚揚・延長100m)
平成	7年	7月	韓国定期コンテナ航路週3便体制へ
平成	8年	7月	韓国定期コンテナ航路週4便体制へ
平成	8年	10月	富田ふ頭ガントリークレーン1基設置
平成	8年	11月1日	検疫法に基づく「無線検疫対象港」に指定される
平成	10年	3月	港湾ビル緑地完成
平成	10年	4月	富田緑地(多目的広場・ゲートボール場)供用開始
平成	11年	3月	内港物揚場改良(−4.0m・延長130m)
平成	12年	3月	富田緑地(親水護岸, 魚釣護岸)完成
平成	12年	12月	家畜伝染病予防法に基づく「稻わら等輸入指定港」に指定される
平成	13年	1月	富田臨港線供用開始
平成	13年	3月	芸予地震により天保山岸壁, 片原地先護岸等被災
平成	14年	11月20日	台湾・香港定期コンテナ航路開設
平成	15年	10月29日	荷役機械(コンテナ用リフト)購入
平成	16年	5月	台湾・香港定期コンテナ航路休止
平成	16年	8月	台風10号により第1棧橋ふ函沈没
平成	17年	2月21日	富田ふ頭管理棟(161.72 m ²)竣工
平成	17年	2月25日	沖洲上屋倉庫鉄筋コンクリート造2階建解体
平成	19年	6月	韓国定期コンテナ航路週5便体制へ
平成	20年	1月	韓国定期コンテナ航路週6便体制へ
平成	20年	6月	韓国定期コンテナ航路週5便体制へ
平成	22年	7月22日	今治地区第2棧橋(2函目・3函目)に「いまばり海の駅」を開設
平成	23年	3月11日	富田地区防波堤完成(延長496m)
平成	23年	8月3日	荷役機械(ジブクレーン)設置
平成	24年	2月29日	荷役機械(リーチスタッカー)購入
平成	27年	12月15日	みなと交流センター竣工
平成	30年	6月28日	荷役機械(コンテナ用リフト)更新
平成	31年	1月	韓国定期コンテナ航路週4便体制へ
令和	2年	6月	海のコンコース完成
令和	3年	1月	韓国定期コンテナ航路週5便体制へ
令和	3年	11月	片原町緑地(KATAHARA WOOD BASE)完成
令和	4年	2月	今治港開港100周年
令和	5年	5月	富田ふ頭ガントリークレーン更新
令和	7年	4月	韓国定期コンテナ航路週4便体制へ
令和	7年	6月	荷役機械(リーチスタッカー)更新



建設編



(今治西部丘陵公園)

道 路

1. 市道の状況

(令和8年3月31日現在)

区 分	1 級 市 道	2 級 市 道	そ の 他	合 計
総 延 長	274,648m	201,453m	1,163,011m	1,639,112m
実 延 長	263,535m	193,794m	1,134,162m	159,1491m
改 良 済	227,811m	149,374m	645,940m	1,023,125m
未 改 良	35,723m	44,421m	488,222m	468,366m
(改 良 率)	(86%)	(77%)	(57%)	(64%)
砂 利 道	3,182m	3,051m	85,166m	91,399m
舗 装 道	258,013m	189,226m	1,042,783m	10,490,022m
(舗 装 率)	(99%)	(98%)	(92%)	(94%)
道路部面積	2,106,521 m ²	1,094,506 m ²	4,910,749 m ²	8,111,776 m ²
路 線 数	169	220	3,689	4,078

2. 市道認定基準

1. この基準は、今治市が道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道として路線認定する道路に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 市道認定対象道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市の道路事業で施行する道路
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)その他の法令により築造された道路で、認定に関し道路管理者と協議済みの道路
 - (3) 国道又は県道の路線変更に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、一般交通の用に供されている道路
3. 市道に認定する道路は、道路交通の流れに適合しその機能を十分果たしうるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 路線が系統的で、起終点がそれぞれ国道、県道又は市道のいずれかに接続している道路
 - (2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路
 - (3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し他方が公共施設等に接続している道路
 - (4) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し他方に自動車の回転可能な場所が設けられている袋路状道路
4. 市道に認定する道路の規格、構造の要件及び敷地については、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 道路幅員(法敷等を除く。)が4メートル以上あるもの

- (2) 道路の交差箇所の両側に、道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの
 - (3) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないもの
 - (4) 側溝等の排水設備が完備されているもの
 - (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡(敷地については、所有者において分筆する。)できるもの
 - (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないもの
5. 前3項の規定にかかわらず、地域特性、交通事情及び公益的見地から特に市長が必要があると認める道路については、認定することができる。
6. この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3. 生活道路整備事業

1. 目的

道路法の適用を受けない道路で生活道路として整備することが、公共の利益に寄与すると認められる道路の整備について、予算の範囲内で補助を行う。

2. 根拠法令

今治市生活道路整備事業補助金交付要綱

3. 制度

- (事業の要件)
- ・道路幅員 整備後において1.0メートル以上
 - ・沿道の住宅等が5戸以上、宅地の所有者が2人以上
 - ・1件当たりの事業費が20万円以上
 - ・関係者全員の承諾が必要(道路の底地は民地でも可)
 - ・1年以内に水道管理設工事等の計画又は他の公共事業に併せて整備を行う予定がないこと
 - ・側溝の整備を行う場合、流水排水の処理に支障がないこと
 - ・都市計画法の規定による開発行為により特定業者の築造に係らないもの(舗装整備後10年以上経過しているものを除く)
 - ・道路位置指定後10年以上経過していること
- (整備の種類)
- ・舗装工事・側溝工事・道路擁壁工事・附帯工事(集水枡・管きよ等)
- (補助金の額)
- ・補助率 工事費の5割以内
 - ・限度額 補助金上限100万円
- ※用地費は補助対象外
- (維持管理)
- ・地元(補助事業参加者)

建 築

1. 建築確認状況

(令和7年度)

区 分		一般建築物	公共団体 建築物	建築設備	工作物	計
受付件数	今治市	155(14)	2	8	4(1)	169(15)
確認件数	今治市	151(13)	2	8	4(1)	165(14)
	指定確認 検査機関	335(23)	0	7	13(1)	355(24)
	計	486(36)	2	15	17(2)	520(38)

()内 計画変更確認申請件数

2. 木造住宅耐震診断・耐震改修等事業

1. 目的

木造住宅の耐震性を高めることにより、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、予算の範囲内で補助及び派遣を行う。

2. 耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅に対する耐震診断費補助又は耐震診断技術者派遣

- ・耐震診断費補助:補助対象経費の3分の2以内で、限度額5万円(千円未満切捨て)
- ・耐震診断技術者派遣:対象建物の耐震診断を希望する住宅の所有者に、耐震診断技術者を派遣するもの

3. 耐震改修等

上記の耐震診断の結果、上部評点が1.0未満であるものに対する耐震改修設計費補助及び耐震改修工事費補助又は耐震シェルター設置工事費補助

(1) 耐震改修設計費補助

- ・補助対象経費の3分の2以内で、限度額20万円(千円未満切捨て)

(2) 耐震改修工事費補助

- ・補助対象経費の5分の4以内で、限度額115万円(千円未満切捨て)
- ・耐震改修と一体で瓦屋根の耐風改修工事を行う場合、補助対象経費の100分の23以内で、限度額55万2千円(千円未満切捨て)を加算
- ・地震発生時に道路に倒壊するおそれのある住宅に、限度額35万円(千円未満切捨て)を加算

(3) 耐震シェルター設置工事費補助

- ・補助対象経費以内で、限度額40万円(千円未満切捨て)

3. 老朽危険空家除却事業

1. 目的

安全・安心で快適に暮らせるまちづくりのため、老朽化等により倒壊等のおそれのある危険な空き家を除却する者に対し、予算の範囲内で除却費用の一部の補助を行う。

2. 対象となる老朽危険空家

- ・構造の腐朽または破損が著しく危険である住宅
- ・複数の建物が建っている道路に面しているもの
- ・倒壊した場合に道路に影響を及ぼすおそれがあるもの

3. 補助金額

- ・補助対象経費の5分の4以内で、限度額80万円（千円未満切捨て）

4. 建築協定

この協定は、快適で高度な住環境を維持するため、一定地域の住民が全員の合意によって、定められた期間、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等に関し、建築基準法の一般的な基準より高い制限を加えるもので、役所に届け出をし、認可を受けることによって、合意した当事者はもとより、土地や家屋の売買などで後からその地区に入ってきた人も協定を守らなければならないという制度である。

昭和59年10月9日、今治市は、四国の都市では初めての市建築協定条例を施行。同年10月10日、第1号として「コモンシティー吹揚住宅地区建築協定」が認可された。同第2号平成2年8月29日認可。

《名称》 第1号 コモンシティー吹揚住宅地区建築協定

第2号 コモンシティー吹揚第2住宅地区建築協定

《適用地》 東門町5丁目 第1号 25,500㎡(98区画)

第2号 7,150㎡(31区画)

《建築物の制限》

- ・1区画に1戸建て、地階を除き、2階建以下とする。
- ・用途は専用住宅とし、区画に限り、店舗併用住宅を認める。
- ・ $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}}$ は10分の10を、 $\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}}$ は10分の6を、それぞれ超えないものとする。
- ・建築物のかさあげを目的とする盛土工事等を行わない。
- ・軒高は7m、最高の高さは10mをそれぞれ超えない。
- ・広告板等を敷地内に設けてはならない。
- ・外壁の後退距離は、道路に接する場合1.5m、その他の場合は1.0m以上とする。
- ・汚水等は宅地内の汚水枡に、雨水は雨水枡に放流する。
- ・塀等の高さは、地盤面より1.2mを超えない。
- ・宅地には、極力植樹し、特に道路側の緑化に努める。
- ・建築物の色彩、形態は健全な住宅にふさわしいものにする。

5. 都市景観形成誘導要領

今治市都市景観形成誘導要領とは、下記のとおり、地区を指定しその地区内で一定の建物や工作物を新築・増改築する際に、あらかじめ計画の段階から街の景観について誘導・助言を行い、「美しく住みよい町づくり」を進めて行こうとするものです。

この要領は、平成2年1月1日から実施しています。

- 《対象地区》
1. JR今治駅から今治港までの通称広小路に接する敷地で奥行20mまでの区域
 2. 吹揚公園を周回する街路に接する奥行20mまでの区域
- 《対象建物》
1. 敷地面積が300㎡以上、又は建物の延床面積が500㎡以上の建物
 2. 広告塔、高架水槽、冷却塔などの工作物
 3. 1に該当するもののうち大規模の修繕や模様替え又は外観について過半の色彩変更を伴うもの
- 《実施方法》
1. 対象となる建物を建築しようとする者はあらかじめその内容を届け出る。
 2. 計画立案又は建築確認申請書提出の際に協議を行う。
 3. 市長が必要と認める時は誘導・助言を行う。
- 《基準内容》
- ※協議は次の1～8の内容について行う。
1. 建築物の壁面後退
 2. 建築物の意匠
 3. アーケード
 4. 建築設備の位置形態
 5. 屋外広告物類
 6. 日よけテントなど
 7. 塀類
 8. 植栽植樹等

公 園

1. 公園の状況

(令和8年4月1日現在)

種 別	公 園 数	面 積 (ha)	左の内借地 (ha)
街 区 公 園	56	12.64	1.73
近 隣 公 園	6	7.36	2.83
地 区 公 園	7	32.08	4.91
総 合 公 園	4	74.87	2.00
運 動 公 園	1	7.64	0
特 殊 公 園	5	23.05	3.21
都 市 緑 地	9	8.14	3.11
墓 園	1	12.77	0
広 場	1	0.05	0
小 計	90	178.60	17.78
そ の 他 の 公 園	91	28.37	7.41
合 計	181	206.97	25.19

(市民一人当公園面積 14.290 m²)

2. 主な公園

(1) 今治西部丘陵公園(しまなみアースランド)

本州と四国を結ぶしまなみ海道(西瀬戸自動車道)の四国側の玄関口にある今治市の今治ICから北へ約2 kmに位置しており、全体計画面積は34.9haである。現在、33.9ha開園している。この公園には、「緑の教室」「裸足の道」「石の地球」「地球の道」などの施設で、五感を使って地球環境を考えるきっかけづくりができる環境教育プログラム(今治自然塾)が体験できる。(平成23年4月17日開塾)

- (1) 所在 今治市高地町2丁目乙429-1
- (2) 開設年月 平成23年3月
- (3) 面積(現在開設面積)、種別 349,000 m²(339,000 m²) 総合公園
- (4) 施設
 - ・学習棟
 - ・イベント広場
 - ・集いの広場
 - ・便所
 - ・駐車場170台
 - ・展望の丘
 - ・桜の丘
- (5) 今治自然塾(体験料金等)
 - ・一般(高校生以上)2,100円 学生(小学生~中学生)1,050円
 - ※今治市在住の方は、上記金額の半額
 - ・所要時間 約2時間
 - ・基本設定時間 午前9時~11時・午後1時~3時
 - ・休塾日 年末年始

(2) 市制 50 年記念公園

市制 50 年を記念して建設された公園で、園内には約 3 万本のツツジや約 500 本のボタンをはじめ、桜や藤などが植えられており、年間を通して季節の花を楽しむことができる。また、家族連れで楽しめるローラースライダーや、コンサートやいろいろな発表の場として活用されている野外ステージも整備されている。

- (1) 所在 今治市山路 662 番地 1
- (2) 開設年月 昭和 46 年 10 月(第 1 期)
昭和 60 年 11 月(第 2 期)
平成 13 年 4 月(第 3 期)
- (3) 面積、種別 86,445 m² 特殊公園(植物公園)
- (4) 施設
 - ・親水池
 - ・芝生広場
 - ・便所
 - ・遊具
 - ・駐車場 129 台
 - ・橋梁
 - ・野外ステージ

(3) 鹿ノ子池公園

鹿ノ子池に隣接した公園で、園内には、緑の相談所や歴史民俗資料館、テニスコートなどが整備されている。ソメイヨシノやしだれ桜など各種の桜があり、花期の長い桜の名所として親しまれている。また、緑の相談所の園内にはミズバショウが栽培されており、4 月初旬には訪れる人々を楽しませている。

- (1) 所在 今治市町谷乙 13 番地 1
- (2) 開設年月 昭和 56 年 3 月
- (3) 面積、種別 48,232 m² 特殊公園(風致公園)
- (4) 施設
 - ・自由広場
 - ・駐車場 15 台
 - ・テニスコート 2 面
 - ・水飲場
 - ・休憩所
 - ・ベンチ
 - ・池
 - ・便所
 - ・プール
 - ・緑の相談所
 - ・歴史民俗資料館

(4) 桜井総合公園

桜井地方から西条市にかける白砂青松の海岸線一帯の丘陵地は歴史も古く、瀬戸内海国立公園に隣接する景勝地である。昭和 50 年同地域に良質の温泉が湧出したことから、海浜保養型のレクリエーションゾーンとして整備計画され、本レクリエーションゾーンの中核施設である桜井総合公園の整備を進め、昭和 53 年第 1 期工事により日本庭園、球技場、テニスコート等が完成、昭和 63 年には第 2 期工事により遊歩道、休憩所等を整備供用開始された。昭和 62 年本地区が四国で唯一コースタルコミュニティゾーンとして指定されたことに伴い、第 3 期整備を計画し、自然と人との交流を基本に、ボブスレーや芝生すべり、展望塔、芝生広場、親水広場等レクリエーションニーズに対応した各種施設が完成し、平成 5 年 11 月オープンした。

また、本公園に隣接して「クアハウス今治」や民間によりリゾートホテルや保養施設等が着々と整備され、本市を代表する保養滞在型のレクリエーションゾーンが形成されている。

- (1) 所在 今治市湯ノ浦乙 58 番地 1
- (2) 開設年月 昭和 53 年 3 月
- (3) 面積、種別 157,759 m² 総合公園
- (4) 施設
 - ・日本庭園
 - ・球技場 1 面
 - ・テニスコート 4 面
 - ・ボブスレー
 - ・芝生すべり
 - ・駐車場 150 台
 - ・芝生広場
 - ・親水広場
 - ・管理棟
 - ・展望塔
 - ・便所 4 棟
- (5) 休日 毎月曜日(当日が国民の祝祭日に当たる場合は、その翌日)
(ボブスレー) 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

(5) 今治交通公園

楽しく遊びながら、交通知識や交通道徳を体得させる実地訓練の場として昭和 63 年に開園し、年間を通じて交通安全教室を開催するなど、大人から子供まで幅広く市民に利用されている。

- (1) 所在 今治市古国分二丁目甲 70 番地
- (2) 開設年月 昭和 62 年 3 月
- (3) 面積、種別 15,747 m² 特殊公園(交通公園)
- (4) 施設
 - 管理施設 ・管理棟
 - 交通施設 ・横断歩道 ・信号機 ・踏切警報機
 - ・各種交通標識
 - 遊戯施設 ・スカイネットジャングル ・砂場
 - ・コンビネーション遊具 ・四阿
 - ・ゴーカート ・パーゴラ
- (5) 休日 毎月曜日(当日が国民の祝祭日に当たる場合は、その翌日)
(ゴーカート) 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

(6) 富田新港公園

東村海岸地域は以前から散策や憩いのスペースとして利用されており、園内の富田海浜プールは、住民の多様なレクリエーションニーズに対応した本格的なレジャープールとして設置された。平成 10 年 4 月にはテニスコートもオープンし、多くの市民に利用されている。

- (1) 所在 今治市喜田村五丁目 107 番地 4 地先
- (2) 開設年月 平成 20 年 4 月
- (3) 面積、種別 17,524 m² 近隣公園
- (4) 施設
 - 管理棟
 - プール本体
 - ・流水プール
 - ・ウォータースライド(2 基)
 - ・25m プール ほか
 - テニスコート 2 面

(7) 今治市湯ノ浦パークゴルフ広場

本格的なゴルフを易しくアレンジしたニュースポーツ「パークゴルフ」専用の芝生広場。広場がある桜井湯ノ浦地区は、各種スポーツ施設や遊戯施設を備えた総合公園やクアハウスのほか、宿泊施設も完備されており、観光客や家族連れでにぎわっている。

- (1) 所在 今治市孫兵衛作甲 478 番地
- (2) 開設年月 平成 10 年 10 月
- (3) 面積 10,584 m²
- (4) 施設
 - ・パークゴルフ専用芝生コース
 - 全長 715m 18 ホール パー66
- (5) 休日 毎火曜日(当日が国民の祝祭日に当たる場合は、その翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)

(8) 吹揚公園

- (1) 所在 今治市通町 3 丁目 1 番地 1
- (2) 開設年月 昭和 31 年 10 月
- (3) 面積、種別 73,721 m² 特殊公園(歴史公園)
- (4) 施設
 - ・天守閣
 - ・武具櫓
 - ・御金櫓
 - ・山里櫓
 - ・多聞櫓
 - ・鉄御門

(9) 大新田公園

- (1) 所在 今治市大新田町 5 丁目 69 番地 2
- (2) 開設年月 昭和 31 年 10 月
- (3) 面積、種別 76,396 m² 運動公園
- (4) 施設
 - ・球 場
 - ・補助グラウンド
 - ・芝生広場

(10) 朝倉緑のふるさと公園

昭和 59 年 5 月、自治省の「まちづくり特別対策事業」が新設されたのを機に、昭和 60 年度から昭和 63 年度にかけて広さ 3.3ha の自然型公園を建設し、昭和 63 年 10 月 15 日に第一期工事(緑のふるさと公園整備事業)を終えて開園する。更に、平成元年・2 年には第二期工事(緑のふるさと公園ふれあいの里整備事業)を行う。その間 1.3ha の追加用地買収を行い全面積 44,899 m²となり散策路を設け、緑の展望台、遊具の設置、テニスコート、ふるさと美術・古墳館新設など、住民がスポーツ・レクリエーションを通じてコミュニティの高揚とふれあいにより活力のある地域づくりの根拠として、平成 3 年 4 月 29 日(みどりの日)に合わせて開園を行った。その後、平成 4 年 12 月 19 日都市公園として設置する。

また、緑の少年団発祥の地として記念碑を建設し、全国都道府県の木を日本列島に形どって植栽(全国県木の森)、研修用の緑の学習棟も建設されている。

- (1) 所在 今治市朝倉下乙 258 番地 1
- (2) 開設年月 平成 4 年 12 月
- (3) 面積、種別 51,800 m² 地区公園
- (4) 施設
 - ・多目的広場(ソフトボール 2 面)
 - ・テニスコート(砂入り人工芝)2 面
 - ・ふるさと美術・古墳館
 - ・芝生すべり
 - ・コンビネーション遊具
 - ・全国県木の森
 - ・トリムトレーナー
 - ・親水池
 - ・展望台
 - ・ロープウェイ
 - ・ロープクライマー

(11) 玉川総合公園

国道 317 号から北へ約 400m に位置し、スポーツ、レクリエーション、文化活動の拠点として整備された。自然を最大限に活かした総合公園であり、地域住民の心のオアシスとなっている。

- (1) 所在 今治市玉川町摺木甲 108 番地
- (2) 開設年月 平成元年 4 月
- (3) 面積、種別 116,521 m² 総合公園
- (4) 施設
 - ・多目的体育館
 - ・多目的広場(ソフトボール 3 面)
 - ・放送室棟
 - ・すべり台
 - ・健康遊具
 - ・便所
 - ・駐車場
 - ・テニスコート(砂入り人工芝)3 面
 - ・ゲートボール場 2 面
 - ・玉川万葉の森

(12) 波方公園

スポーツ施設が充実しており、周囲の自然を活かした総合型公園となっている。一年を通じ様々なスポーツイベントが開催されており、住民の健康づくりや交流の場として親しまれている。園内には大型遊具のあるちびっこランドや四季折々の花が楽しめる花木園などがある。

- (1) 所在 今治市波方町樋口乙 730 番地
- (2) 開設年月 昭和 50 年 4 月
- (3) 面積、種別 95,070 m² 地区公園
- (4) 施設
 - ・野球場(野球・ソフトボール)
 - ・多目的広場(ソフトボール 2 面、サッカー 1 面、300mトラック)
 - ・武道館(柔道場 1 面、武道場 2 面)
 - ・水泳プール(50m プール 8 コース・子供プール・幼児プール・スライダープール)
 - ・体育館(バレーコート 2 面、バスケットコート 2 面、卓球 3 面、バドミントンコート 6 面)
 - ・テニスコート(砂入り人工芝コート 3 面・ハードコート 2 面)
 - ・ちびっこランド(水軍城コンビネーション遊戯施設)
 - ・コンビネーション遊具
 - ・日本庭園
 - ・花木園

(13) 藤山健康文化公園

近年の自由時間の増大に伴いスポーツ・レクリエーション・文化活動に応える総合施設と、既存の農業用ため池や古墳などの文化施設を活かした、自然環境に恵まれている公園である。レンガ造りの水道橋やガス灯など、レトロな雰囲気が印象的なメインアプローチをぬけると、広大な敷地の中に多目的芝生広場や、標高 80m の頂にある国指定史跡妙見山古墳が広がる。

旧家を再現した外観が印象的な歴史資料館、心やすらぐため池や親水広場と休憩ベンチ、四季の彩りが美しい日本庭園などさまざまな憩いの施設をはじめ、園内には桜、藤、しょうぶの花など多種多様な花木の見所があり、遊歩道をゆったりと散策しながら豊かな自然との対話が楽しめる。また、自由な時間の遊び空間として、お年寄りから子どもにいたるまで幅広い層に、多目的に利用されている。

- (1) 所在 今治市大西町宮脇乙 579 番地 1 国道 196 号沿い
- (2) 開設年月 平成 10 年 4 月
- (3) 面積、種別 135,451 m² 総合公園
- (4) 施設
 - ・芝生広場
 - ・歴史資料館 ・古墳石槨見学施設
 - ・コンビネーション遊具 ・藤棚
 - ・日本庭園 ・流れを取り入れたしょうぶ園
 - ・野外ステージ(親水広場)
 - ・船を連想する錨のオブジェと継ぎ獅子のモニュメント
 - ・便所 ・駐車場 188 台(身障者 3 台、大型 2 台)

(14) 星の浦海浜公園

松林や白砂の自然環境に恵まれた本公園は、春から夏にかけて潮干狩り、海水浴、マリンスポーツなどを楽しめる。秋から冬は潮風に吹かれながら自然とふれあえる散策が味わえる。また、海の家や多目的芝生広場があり、多様なイベント、レクリエーションの場で活用されている。

自然を気軽に満喫できる集客可能な公園として、四季を通じて幅広い年齢層でにぎわっている。

- (1) 所在 今治市大西町星浦甲 23 番地 1 国道 196 号沿い
- (2) 開設年月 平成 7 年 7 月
- (3) 面積、種別 12,722 m² 近隣公園
- (4) 施設
 - ・海の家(シャワー室、更衣室、コインロッカー、トイレ)
 - ・多目的芝生広場 ・星をイメージした石のモニュメント
 - ・海水の入る潮だまり ・遊歩道
 - ・木製施設(ボードデッキ、シェルター、パーゴラ)
 - ・駐車場 41 台、バス 1 台

(15) 瓦のふるさと公園

伝統産業である瓦を生かした町づくりをテーマに、様々な人々の出会いの場、憩いの場の提供を目的として平成9年に開園した。瀬戸内海を一望できる町のほぼ中央の丘陵地に位置し、園内には、菊間瓦の歴史と伝統を紹介する「かわら館」、粘土細工が体験できる「実習館」、100種類900株の四季咲きのバラが美しく咲く「バラ園」、全長120mのローラーすべり台などがあり、訪れる多くの人達を楽しませている。

- (1) 所在 今治市菊間町浜 3067 番地外
- (2) 開設年月 平成9年7月
- (3) 面積、種別 54,087 m² 地区公園
- (4) 施設
- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| ・かわら館 | ・実習館 | ・展望時計台 |
| ・達磨窯上屋 | ・休憩所 | ・管理棟 |
| ・物見やぐら | ・和風東屋 | ・公衆便所 |
| ・ローラー滑り台 | ・コンビネーション遊具 | |
| ・ベンチ | ・日本庭園 | ・広場(ふれあい広場他) |
| ・バラ公園 | ・駐車場 | ・水飲場 |
| ・干支瓦置物 | | |
- (5) かわら館及び実習館の休館日
- 毎月曜日(当日が国民の祝祭日に当たる場合は、その翌日)
- 年末年始(12月29日～1月3日)

(16) 緑の広場 (運動公園)

菊間地区市街地から約2.0km南東の池原地区の丘陵地に位置し、周辺の大半が果樹園と山林で構成されており、菊間特有の景観と地形が特徴となっている。

総合体育館の外観意匠においては、日本古来の建築様式を基本としたなじみやすい建物に10万枚を超える菊間瓦を利用しており、「いぶし瓦」の大屋根の重なりが周囲の山々と連なって心安らぐ風景を作り出している。

また、省エネルギーの観点から、アリーナは日本では珍しい自然換気システムを導入し空気の流れを効果的に起こし、四季を通して快適な大空間の中でスポーツなどを楽しめる建築構造となっている。

- (1) 所在 今治市菊間町池原 1463 番地 2
- (2) 開設年月 ①平成元年4月1日(多目的広場)
②平成16年11月18日(総合体育館)
- (3) 面積、種別 50,453 m² 地区公園

- (4) 施設
- 修景施設
 - ・日本庭園
 - ・ボタン園
 - ・池
 - ・鬼面瓦
 - ・石碑
 - 休養施設
 - ・東屋
 - ・シェルター
 - ・パーゴラ
 - ・移動ベンチ
 - ・ベンチ
 - ・サークルベンチ
 - 遊戯施設
 - ・コンビネーション遊具
 - ・すべり台
 - ・アニマル遊具
 - 運動施設
 - ・多目的広場(ソフトボール2面)
 - ・テニスコート(砂入り人工芝3面、クレール2面)
 - 総合体育館
 - ・アリーナ
 - ・多目的ホール
 - ・武道場
 - ・トレーニングルーム
 - 便益施設
 - ・屋外便所
 - ・固定式簡易便所
 - ・体育館屋外便所
 - ・水飲場
 - ・駐車場127台
 - ・自転車置場3棟

(17) 亀岡地区公園 (防災緑地)

J R伊予亀岡駅裏に位置するこの公園は、市民が身近で接し手軽に利用できるものであり、背後は緑豊かな山に囲まれ静かな自然景観が保たれている。

また、主要施設である多目的広場や休憩所からは、瀬戸内海斎灘(いつきなだ)が眺望できる。

- (1) 所在 今治市菊間町佐方 2138 番地 1
- (2) 開設年月 昭和 61 年 4 月
- (3) 面積、種別 20,979 m² 地区公園(防災緑地)
- (4) 施設
 - ・多目的広場(ソフトボール2面)
 - ・屋外便所
 - ・コンビネーション遊具
 - ・休養施設

(18) よしうみバラ公園

県内初のバラ公園として、平成5年6月に開園した。平成16年4月には、緑に包まれた「たまご広場」や、ふわふわドーム等の遊具で子供が楽しく遊べる「わんぱく広場」が整備され、リニューアルオープンした。

現在園内花壇には、世界各地のバラ400種3,500株が植栽されている。バラの開花時期は5月上旬から12月末までで、最盛期は5月中旬から6月上旬と10月中旬から11月上旬である。

その他施設には、バラ苗を販売している「バラ苗販売所」がある。

- (1) 所在 今治市吉海町福田 1292 番地
- (2) 開設年月 平成 5 年 6 月
- (3) 面積 30,418 m²
- (4) 施設
 - ・噴水
 - ・遊具
 - ・東屋
 - ・便所
 - ・駐車場

(5) 珍しいバラの種類

宇宙バラ 2004年7月、埼玉県川口市より宇宙バラ「オーバーナイトセンセーション」2鉢を譲り受けた。これは宇宙飛行士「向井千秋」さんが、スペースシャトル「ディスカバリー号」において無重力状態での香りを宇宙実験したバラが、株分けされたものである。

ジョセフィーヌ・コレクション

1999年5月しまなみ海道開通記念に、フランス「ライ・レ・ローズ」バラ園より、ナポレオン皇妃ジョセフィーヌが愛したバラのコレクション「ジョセフィーヌ・コレクション」約100種が移植された。

(19) 上浦多々羅スポーツ公園

しまなみ海道の開通に伴い、上浦地区内の施設(国際交流村等)との連携による施設利用、瀬戸内の風光明媚な景観を活かした上浦のシンボル空間としての機能を持つ公園として、しまなみ海道沿線住民等がイベント・スポーツ・レクリエーション・健康増進等の場として、高齢者から子供まで幅広く利用されている。

(1) 所在 今治市上浦町井口 7074 番地 20

(2) 開設年月 平成 15 年 4 月

(3) 面積 27,865 m²

(4) 主な公園施設

○しまなみドーム

1 階 ・温水プール 25m×5 コース

内訳 4 コース 遊泳用 深さ 100cm~120cm

1 コース 歩行浴用 深さ 90cm スロープ設置

水温 30℃ 室温 35℃ 採暖室有り

・三島の湯(展望浴室)

浴槽内にジェット(水流)を設置

全身シャワーや水風呂を併設したサウナ(定員約 10 名)

カラン 7 箇所

露天風呂(屋外リラックスマバス)浴室は、周囲からのプライバシーを確保した上で、多々羅大橋や瀬戸内海が一望できる

・トレーニングルーム

トレーニングマシーン、ランニングマシーン、身体測定・体力測定用器具、血圧計等を設置

・管理事務所

・その他

会議室、エントランスホール、男女トイレ、多目的トイレ、機械室等

2階 ・競技場

バスケットコート2面、バレーボールコート2面、バドミントン6面、卓球台8台

電光掲示板2か所、放送室、来賓室、器具庫、更衣室

- ・男女トイレ、多目的トイレ
- ・会議室(2室)
- ・シャワー室

3階 ・観覧席

304席 ドーム内外周ジョギングコース(145m)、 野外展望デッキ、トイレ2か所男女

○テニスコート

砂入り人工芝(オムニコート)3面、夜間照明施設

○多目的グラウンド

サッカーコート(全面天然芝)、夜間照明施設
野球、ソフトボール、サッカー等

○その他屋外施設

散策公園、屋外トイレ、器具庫、芝生広場、イベントステージ

○駐車場(106台)

第1駐車場(正面入口) 77台
第2駐車場(テニスコート) 14台
北側駐車場 9台
玄関前駐車場 6台(うち身障者用2台)

(20)大三島藤公園

大三島美術館を中核とし、東西に伸びる公園で、四季折々の花が咲き、所々に東屋もあり、訪れる人々の憩いの場となっている。

東側は300mの藤棚を中心にバラ、桜などの花木を植栽し、芝を張りめぐらせた洋風の公園となっている。

藤の見頃は、4月下旬から5月初旬で、園内は薄紫色と花の香りですばいになり訪れる人々を楽しませてくれる。

藤が咲きはじめる、4月下旬から5月初旬頃には、毎年、藤まつりが催され、藤棚の下での茶会や屋台なども並び、賑わっている。

美術館の裏側となる西側は枯山水を中心にボタン、アジサイ等が植えられ、白壁に囲まれた公園となっている。

- (1) 所在 今治市大三島町宮浦 9100 番地 1
- (2) 設置年月日 昭和 62 年 4 月 1 日
- (3) 面積 19,429 m²
- (4) 施設
 - ・橋梁
 - ・池(鈴鳴の池)
 - ・鶴姫のやぐら
 - ・休憩所(東屋)
 - ・ベンチ
 - ・便所
 - ・水飲場(石造り)
 - ・モニュメント(ブロンズ像)
 - ・石碑・メイ碑(自然石)

3. その他

(1) 今治こども公園おひさまパーク

子どもたちがふれあい、交流しながら楽しめるよう、今治版ネウボラの遊び場サテライトとして開園した。遊具を配置しているエリアを概ね6歳から12歳までを対象とした「児童エリア」、3歳から6歳までの「幼児エリア」、1歳から3歳までの「乳幼児エリア」にゾーニングし、それぞれの年代が安心して遊ぶことができるようバランスよく整備している。

- | | |
|----------|---|
| (1) 所在 | 今治市町谷甲 382 番地 1 |
| (2) 開設年月 | 令和 6 年 12 月 |
| (3) 面積 | 9,795 m ² |
| (4) 施設 | 休養施設 ・ 東屋 ・ ベンチ
遊戯施設 ・ 児童用遊具 ・ 幼児用遊具 ・ 乳幼児用遊具
便益施設 ・ 駐車場 ・ 便所 ・ 水飲場 |

都 市 計 画

1. 都市計画区域

今治広域都市計画区域 (11,873.1ha) 決 定 昭和4年2月9日
 最終変更 昭和48年12月28日
 菊間都市計画区域 (2,789ha) 決 定 昭和25年3月14日
 最終変更 昭和56年8月14日

(1) 区域区分

今治広域都市計画区域 決 定 昭和48年12月28日
 最終変更 平成16年5月14日
 菊間都市計画区域 非線引き

	今治広域都市計画区域	菊間都市計画区域
市街化区域	2,291.4ha	—
市街化調整区域	9,581.7ha	—
都市計画区域	11,873.1ha	2,789.0ha

(2) 用途地域

今治広域都市計画区域 決 定 昭和18年4月13日
 最終変更 平成28年3月14日
 菊間都市計画区域 決 定 昭和51年8月20日
 最終変更 平成20年8月7日

用途地域種別	今治広域都市計画区域	菊間都市計画区域
第一種低層住居専用地域	97.4ha	18.7ha
第一種中高層住居専用地域	337.9ha	19.3ha
第一種住居地域	862.1ha	42.6ha
第二種住居地域	104.0ha	0.2ha
近隣商業地域	115.2ha	4.2ha
商業地域	116.4ha	2.3ha
準工業地域	448.0ha	27.0ha
工業地域	113.2ha	10.2ha
工業専用地域	97.2ha	61.8ha
未指定	—	—
特別工業地区(第一種住居地域内の一部)	(77.0ha)	—
合 計	2,291.4ha	186.3ha

2. 都市計画街路

名 称	位 置		幅 員 (m)	延 長 (m)	改良済 (m)	舗装済 (m)	備 考
	起 点	終 点					
1.3.1 今治小松線	小泉	孫兵衛作	22	約 11,550	約 10,073	約 1,600	
3.2.1 広小路線	北宝来町 一丁目	片原町 一丁目	(53) 36	(140) 1,140	1,140	1,140	駅東口駅前 広場を含む
3.2.2 宅間長沢線	宅間 字高津和	長沢 字式反地	(26~60) (25~32) 30	(600) (530) 13,400	13,400	13,400	
3.3.3 駅西大通り線	常盤町 五丁目	北日吉町 一丁目	25	600	600	600	
3.3.4 宮脇片山線	別宮町 三丁目	片山 字山王上	(18) 25	(420) 2,330	2,330	2,330	
3.3.5 今治本町 波止浜高部線	本町二丁目	波止浜 高部下	(15) 25	(1,800) 4,900	3,130	3,130	
3.3.6 鳥生大浜八町線	東鳥生町 二丁目	八町東 三丁目	25	2,960	2,960	2,960	
3.3.7 大坪通土橋線	蔵敷町 二丁目	北高下町 四丁目	25	1,350	1,350	1,350	
3.5.8 今治近見線	別宮町 二丁目	大新田町 五丁目	(25) 15	(820) 1,930	1,890	1,890	
3.4.9 内港大通線	中浜町 一丁目	天保山町 一丁目	(16) (12) 18	(230) (90) 900	900	900	
3.4.10 内港浜ノ窪線	恵美須町 三丁目	喜田村字榎 ヶ本767番1	18	2,980	2,980	2,980	
3.4.11 今治喜田村線	別宮町 一丁目	喜田村 六丁目	(25) 18	(1,220) 3,500	1,270	1,270	
3.4.12 今治駅天保山線	北宝来町 一丁目	天保山町 三丁目	20	2,100	2,100	2,100	
3.4.13 別宮本町線	別宮町 四丁目	本町五丁目	18	490	490	490	
3.5.14 今治駅別宮橋線	北宝来町 一丁目	別宮町 五丁目	(18) 15	(90) 1,010	460	460	
3.5.15 第5前線	泉川町 二丁目	北日吉町 二丁目	15	930	—	—	
3.4.17 中堀樋口前線	内堀二丁目	中堀四丁目	16	1,070	1,070	1,070	
3.4.18 波止浜中道線	地堀五丁目	波方町郷	16	940	—	—	
3.5.19 臨港線	蔵敷町 二丁目	東門町 二丁目	15	1,550	1,250	1,250	
3.5.20 広小路竹屋町線	共栄町 二丁目	大正町 五丁目	12	700	545	545	
3.5.21 一番町線	共栄町 一丁目	黄金町 一丁目	12	360	360	360	
3.5.22 広小路新町線	本町一丁目	常盤町 二丁目	12	90	90	90	
3.5.23 常盤町線	常盤町 三丁目	常盤町 一丁目	12	560	560	560	
3.5.24 弥生通線	旭町一丁目	恵美須町 一丁目	12	570	570	570	
3.5.25 泉川通線	通町三丁目	泉川町 二丁目	12	1,550	1,100	1,100	
3.5.26 黄金通線	黄金町 二丁目	黄金町 五丁目	(8) 12	(210) 860	860	860	
3.4.27 今治日高線	常盤町 四丁目	片山三丁目	(25) (12) 17	(680) (450) 2,330	2,144	2,144	
3.5.28 今治駅西高橋線	中日吉町 一丁目	高橋	(25) 15	(190) 3,870	1,260	690	駅西口駅前 広場を含む
3.5.29 竹屋町線	南大門町 四丁目	本町六丁目	12	880	300	300	

名 称	位 置		幅 員 (m)	延 長 (m)	改良済 (m)	舗装済 (m)	備 考
	起 点	終 点					
3.5.30 高 地 線	別宮町 八丁目	高地町 一丁目	12	約 410	約 —	約 —	
3.5.31 内港天保山線	天保山町 二丁目	天保山町 五丁目	12	1,010	875	875	
3.5.33 大坪通土居宮線	南宝来町 三丁目	旭町五丁目	12	290	290	290	
3.5.34 常盤町榎町線	常盤町 五丁目	南日吉町 一丁目	12	360	—	—	
3.5.35 丸田辻堂線	常盤町 八丁目	辻堂字角淵	12	2,520	1,997	1,880	
3.5.36 丸田馬越線	常盤町 八丁目	山路町 一丁目	12	850	656	656	
3.5.37 波止浜停車場 蛭子町線	高部 字家の下	波止浜 蛭子町	(8~25) 12	(一部分) 1,340	250	250	波止浜駅前波止 浜港広場を含む
3.5.38 大坪通榎橋線	南宝来町 三丁目	蒼社町 一丁目	12	580	580	580	
3.5.39 東村鳥越線	東村南 一丁目	国分五丁目	12	1,740	1,740	1,740	
3.5.40 波止浜五番浜線	内堀二丁目	中堀四丁目	12	1,530	790	790	
3.5.41 政 所 本 線	大西町九王	大西町九王	12	790	790	790	
3.6.42 学 校 線	南鳥生町 三丁目	八町西 五丁目	(12) 9	(540) 2,080	2,080	2,080	
3.6.43 桜井漁港線	古国分 字丸山	古国分 字天神原裾	9	690	690	690	
3.5.44 北宝来近見線	北宝来町 四丁目	近見町 三丁目	(18) 15.5	(80) 2,660	2,660	2,660	
3.5.45 鷺之町線	常盤町 五丁目	北日吉町 一丁目	12	600	600	600	
3.3.46 喜田村新谷線	喜田村 六丁目	新谷	(16) 25	(1,680) 4,070	1,680	1,680	
3.4.47 別名矢田線	高橋	矢田	(8.5×2) 16	(1,100) 2,310	2,007	830	
3.3.48 山 路 線	山路	山路	25	290	290	290	
3.3.49 山路矢田線	山路	矢田	22	570	570	570	
3.3.50 矢田高橋線	矢田	高橋	29	2,760	1,960	1,960	
3.5.51 神宮高橋線	神宮	高橋	14	3,220	3,220	3,220	
3.4.52 高地延喜線	高地町 一丁目	延喜	20	2,590	2,499	1,830	
3.4.53 高地矢田線	高地町 一丁目	矢田 字胡麻出	16	1,680	1,680	1,680	
7.6.1 広小路美保町線	中浜町 二丁目	本町六丁目	8	1,020	920	920	
7.6.3 榎橋日高線	蒼社町 一丁目	高橋	(12) 8	(920) 3,260	2,340	2,340	
7.7.4 高架側道1号線	蒼社町 一丁目	蒼社町 一丁目	4	50	50	50	
7.7.5 高架側道2号線	蒼社町 一丁目	泉川町 一丁目	6	310	310	310	
7.6.6 高架側道3号線	蔵敷町 一丁目	蔵敷町 一丁目	9	190	190	190	
7.7.7 高架側道4号線	常盤町 五丁目	常盤町 五丁目	6	100	100	100	
7.7.8 高架側道5号線	常盤町 五丁目	北宝来町 一丁目	6	250	250	250	

名 称	位 置		幅 員 (m)	延 長 (m)	改良済 (m)	舗装済 (m)	備 考
	起 点	終 点					
7.7.9 高架側道 6 号線	常盤町 四丁目	常盤町 四丁目	6	約 80	約 80	約 80	
7.7.10 高架側道 7 号線	北日吉町 一丁目	北日吉町 一丁目	6	220	220	220	
7.7.11 高架側道 8 号線	北宝来町 二丁目	北宝来町 三丁目	6	230	230	230	
7.7.12 高架側道 9 号線	北宝来町 四丁目	北宝来町 四丁目	6	80	80	80	
7.7.13 高架側道 10 号線	宮下町 一丁目	宮下町 一丁目	6	60	60	60	
7.7.14 高架側道 11 号線	高地町 一丁目	高地町 一丁目	6	170	170	170	
7.7.15 高架側道 12 号線	高地町 二丁目	石井町 五丁目	4	150	150	150	
7.5.16 常盤町大坪通線	常盤町 四丁目	蔵敷町 一丁目	(15) 12	(280) 650	650	650	
7.6.17 吉 本 通 線	北宝来町 三丁目	北日吉町 一丁目	9	230	230	230	
8.7.1 蔵 敷 榎 橋 線	蔵敷町 二丁目	蒼社町 一丁目	3	360	—	—	
8.6.3 新 都 市 3 号 線	阿方字頭王	阿方 字牛ノ江	8	720	720	720	
小 計				110,470	89,836	78,830	
(菊間都市計画区域)							
7.7.1 下 本 町 通 線	菊間町浜	菊間町浜	6	300	300	300	
合 計				110,770	90,136	79,130	

改良済延長には、未完成部分も金額換算により含めている。

(令和8年3月31日現在)

延長は10m単位として約で表示した。

()は部分的に変更しているものを表示した。

3. 都市計画公園

(1) 都市計画公園等の状況

(令和8年3月31日現在)

区 分	都 市 計 画 公 園				左記以外の都市公園	
	計 画 決 定		供 用 開 始		供 用 開 始	
	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)
街 区	39	約 12.09	38	約 8.76	18	約 3.89
近 隣	5	6.9	4	4.84	2	2.56
地 区	3	21.0	3	17.9	4	14.17
総 合	4	75.4	4	70.5	—	4.45
運 動	1	7.6	1	7.6	—	—
特 殊	5	68.2	4	22.3	1	0.74
墓 園	1	26.3	1	12.8	—	—
緑 地	4	130.13	3	2.63	6	5.57
広 場	1	0.05	1	0.05	—	—
合 計	63	347.67	59	147.38	31	31.38

(2) 都市計画公園一覧表

(単位：ha)

種 類	種 別	番 号	公 園 名	計 画 面 積 (ha)	計 画 決 定 最 終 変 更 年 月 日	区 域	開 設 面 積 (ha)	備 考	
基 幹 公 園	住 基 幹 公 園	2.2.1	御 厩 公 園	約 0.65	S51. 9.13	街(1住)D	約 0.65	(地堀)	
		"	2.2.2	蔵 敷 公 園	0.13	S51. 9.13	街(1住)D		0.13
		"	2.2.3	日 吉 公 園	0.29	H16.11.25	街(商業)D		0.29
		"	2.2.4	弥 生 公 園	0.32	S51. 9.13	街(商業)D		0.32
		"	2.3.5	浅 川 緑 道 公 園	3.24	S51. 9. 3	街(工業)D		—
		"	2.2.6	波 止 浜 公 園	0.48	S56. 8・5	街(1住)		0.48
		"	2.2.7	蓮 池 公 園	0.16	S51. 9.13	街(準工)D		0.16
		"	2.2.8	別 宮 公 園	0.23	S51. 9.13	街(1住)D		0.23
		"	2.2.9	大 山 祇 公 園	0.15	S51. 9.13	街(1中)D		0.15
		"	2.2.10	慶 応 公 園	0.35	S51. 9.13	街(近商)D		0.32
		"	2.2.11	城 南 公 園	0.12	S51. 9.13	街(1住)D		0.12
		"	2.2.12	有 津 屋 公 園	0.70	S51. 9.13	街(工業)D		0.70
		"	2.2.13	喜 田 村 公 園	0.14	S51. 9.13	街(1住)D	0.08	(美保町)
		"	2.2.14	美 保 公 園	0.08	S51. 9.13	街(近商)D	0.08	
		"	2.2.15	八 町 川 原 公 園	0.18	S51. 9.13	街(1住)D	0.18	
		"	2.2.16	片 原 海 岸 公 園	0.33	S51. 8.12	街(商業)D	0.33	
		"	2.2.17	唐 子 台 北 公 園	0.15	S51. 8.12	街(1低)D	0.15	
		"	2.2.18	唐 子 台 南 公 園	0.09	S51. 8.12	街(1中)D	0.09	
		"	2.2.19	唐 子 台 西 公 園	0.14	S51. 8.12	街(1低)D	0.14	
		"	2.2.20	鳥 生 公 園	0.17	S51. 8.12	街(1中)D	0.17	
		"	2.2.21	石 井 公 園	0.13	S51. 8.12	街(1住)D	0.13	
		"	2.2.22	浅 川 西 公 園	0.25	S58. 9.24	街(1中)D	0.25	
		"	2.2.23	常 盤 公 園	0.21	S51. 8.12	街(1中)D	0.21	
		"	2.2.24	八 軒 屋 公 園	0.12	S52.10.22	街(準工)D	0.12	
		"	2.2.25	浜 手 公 園	0.20	S52.10.22	街(準工)D	0.20	
		"	2.2.26	馬 越 公 園	0.26	S54. 3. 2	街(1中)D	0.26	
		"	2.2.27	波 止 浜 中 堀 公 園	0.20	S55. 2.12	街(1中)	0.20	
		"	2.2.28	乃 万 公 園	0.27	S55. 9.12	街(準工)	0.27	
		"	2.2.29	郷 本 町 公 園	0.26	S56. 8. 5	街(1中)D	0.26	
		"	2.2.30	高 部 公 園	0.10	S56. 8. 5	街(1住)	0.10	
		"	2.2.31	宮 下 公 園	0.21	S56. 8. 5	街(1住)D	0.21	
		"	2.2.32	長 丁 公 園	0.25	S56.11.26	調	0.25	(寺ヶ内)
		"	2.2.33	河 南 公 園	0.10	S57. 9. 3	街(1住)D	0.10	
		"	2.2.34	浜 桜 井 公 園	0.25	S59.12.19	調	0.25	
		"	2.2.35	駅 西 公 園	0.21	H 7.11.10	街(近商)D	0.21	
		"	2.2.36	駅 南 公 園	0.19	H 7.11.10	街(近商)D	0.19	
		"	2.2.37	新 都 市 2 号 公 園	0.28	H16.11.25	街(工業)	0.28	
		"	2.2.38	新 都 市 3 号 公 園	0.25	H16.11.25	街(1住)	0.25	
		"	2.2.39	新 都 市 4 号 公 園	0.25	H16.11.25	街(1低)	0.25	
		小 計	39ヶ所	12.09		38ヶ所	8.76		

種類	種別	番号	公園名	計画面積 (ha)	計画決定 最終変更 年月日	区域	開設 面積 (ha)	備考	
基幹公園	住区基幹公園	近隣	3.2. 1	森見公園	約0.7	S 51. 9. 13	街(商業)D	約0.72	
		〃	3.2. 2	辰の口公園	0.5	S 51. 9. 13	街(商業)D	0.47	
		〃	3.3. 3	鳥越池公園	1.9	S 51. 9. 3	街(1低)D	1.85	
		〃	3.3. 4	新都市1号公園	2.0	H 16. 11. 25	街(1低)	—	
		〃	3.3. 5	富田新港公園	1.8	H 16. 11. 25	街(工専)	1.80	
		小計		5ヶ所	6.9		4ヶ所	4.84	
	〃	地区	4.4. 1	東村海岸公園	4.5	H 16. 11. 25	調	3.0	(菊間都市 計画区域)
		〃	(4.4. 1)	瓦のふるさと公園	5.4	H 8. 6. 14	白地	5.4	
		〃	4.5. 1	波方公園	11.1	S 61. 5. 13	調	9.5	
	小計		3ヶ所	21.0		3ヶ所	17.9		
	都市基幹公園	総合	5.5. 2	桜井総合公園	16.0	H 17. 2. 18	調	12.3	
		〃	5.5. 3	玉川総合公園	10.9	S 59. 9. 14	調	10.7	
		〃	5.5. 4	藤山健康文化公園	13.6	S 63. 4. 22	調	13.6	
		〃	5.5. 5	今治西部丘陵公園	34.9	H 12. 4. 28	調	33.9	
		小計		4ヶ所	75.4		4ヶ所	70.5	
運動		6.4. 1	大新田公園	7.6	S 51. 9. 3	街(1住・2住)D	7.6		
小計		1ヶ所	7.6		1ヶ所	7.6			
特殊公園	風致	7.6. 1	浦手山公園	30.9	S 51. 9. 3	調	—		
	〃	7.5. 2	鹿ノ子池公園	18.2	H 6. 11. 25	調	4.8		
	歴史	8.4. 1	吹揚公園	7.3	S 54. 11. 13	街(1住)D	7.3		
	植物	8.5. 2	市制50年記念公園	10.2	H 9. 2. 4	調	8.6		
	交通	8.3. 3	今治交通公園	1.6	S 56. 12. 11	街(1住)D	1.6		
	小計		5ヶ所	68.2		4ヶ所	22.3		
墓園	墓園	1	大谷墓園	26.3	H 12. 12. 12	調	12.8		
	小計		1ヶ所	26.3		1ヶ所	12.8		
都市緑地	都市緑地	1	蒼社川緑地	88.60	H 18. 3. 10	調一部D	1.7		
	〃	2	鳥生海岸緑地	0.90	S 54. 8. 8	街(1住)D	0.9		
	〃	3	泉川緑地	0.03	S 59. 12. 19	街(商業)D	0.03		
	〃	4	頓田川緑地	40.60	H 18. 3. 10	調一部D	—		
	小計		4ヶ所	130.13		3ヶ所	2.63		
広場	広場	1	中央広場	0.05	S 57. 2. 22	街(近商)D	0.05	(鷺ノ町)	
	小計		1ヶ所	0.05		1ヶ所	0.05		
合計			63ヶ所	347.67		59ヶ所	147.38		

資料：都市政策課

注) 1. 令和8年3月31日現在

2. 区域欄の「街」は市街化、「調」は市街化調整、「D」はD I Dを表す。

4. 立地適正化計画

今治市立地適正化計画 策定 令和7年12月26日

(1) 居住誘導区域 面積 1,639.2ha

(2) 都市機能誘導区域 面積 535.9ha

鉄道高架事業

1. 関連調査等の経過

区分	愛媛県	今治市
前 提 調 査	51 年度 街路高能率化調査(6,000千円) 交通量等の現況と予測 採択基準適合の検討等	同左関連調査(3,500千円) 周辺土地利用現況及び基本構想 高架化基本構想等 鉄道高架化促進特別委員会設置 今治鉄道高架促進期成同盟会結成
	52 年度 街路高能率化調査(9,000千円) 環境調査 広場街路等交通施設検討、調査	同左関連調査(4,500千円) 駅周辺市街地整備構想(162ha) 整備手法の検討
事業 調 査	53 年度 鉄道高架事業調査(18,000千円) 地質調査、航空測量、縦横断測量等概略 設計(駅構内3線案) 環境アセスメント総合評価	鉄道高架関連街路踏切付近設計業務委託 (845千円)
事 業 採 択	54 年度 鉄道高架事業新規採択 事業費 内示額 45,000千円(不執行) 貨物施設移転計画の検討、調整	高架関連道路計画調査 1,700千円
	55 年度 事業費 内示額 55,000千円(不執行) 貨物施設移転計画の検討、調整	貨物施設移転計画の検討、調整
	56 年度 53年度概略設計見直し(駅構内4線案) 事業費 内示額 54,000千円(不執行)	高架関連都市施設概略設計 3,000千円 貨物専用線・委託方式の検討、調整
	57 年度 事業費 内示額 63,000千円(不執行) 都市計画決定事務の推進 国鉄への23条6項協議書提出	都市計画決定事務の推進 都市計画決定市議案県へ提出
	58 年度 事業費 72,000千円(執行) 23条6項協議書回答(昭58.5.12) 都市計画決定(昭58.9.24) 事業認可(昭59.2.23) 国鉄との工事協定締結(昭59.3.6) 中心線測量、地質調査、用地測量 物件(家屋)調査、一部用地買収	都市計画決定事務及び用地買収、測量等の 事務の推進 (市負担金12,000千円)
	59 年度 事業費 156,900千円 用地買収 関連道路の測量及び物件(家屋)調査 仮線工事着工	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金26,150千円) 高架側道(市単)用地買収 一部占用物件の移転
	60 年度 事業費 605,320千円 用地買収 仮線工事、本体工事着工 一部詳細設計	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金100,887千円) 高架側道10号線(市単)用地買収 一部占用物件の移設

区分	愛媛県	今治市
事業採択	61年度 事業費 1,000,000千円 本体工事、詳細設計用地買収、仮線一部切替 仮線工事(仮駅舎設置、仮駅広整備)	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 166,667千円) 高架側道11号線整備
	62年度 事業費 1,424,550千円 本体工事、駅部詳細設計、仮線、側道用地買収 仮線全線切替	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 237,425千円) 高架下利用計画案作成 高架側道10号線整備
	63年度 事業費 1,520,000千円 本体工事、駅部詳細設計、側道及び交差道路の用地買収、高架側道1号、7号、12号整備	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 253,334千円) 高架下利用計画案作成
	元年度 事業費 1,156,000千円 本体及び地下道工事、駅舎の設計、軌道工事、電気工事、側道整備	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 192,667千円) 高架下利用計画の作成ほか
	2年度 事業費 670,000千円 仮駅舎撤去、駅舎建設、軌道工事、電気工事、在来線撤去工事、交差道路及び側道整備、連続立体交差開通	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 111,667千円) 高架下利用計画の作成ほか
	3年度 事業費 637,000千円 駅舎の残工事、駅舎附属建物工事、在来線撤去工事、フェンス工事、関連側道及び交差道路整備、完成式	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 109,500千円) 高架下利用計画の調整ほか
	4年度 事業費 119,000千円 側道の用地費	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 29,750千円) 高架下利用計画の調整ほか
	5年度 事業費 274,000千円 側道の用地費	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 68,500千円) 高架下利用計画の調整ほか
	6年度 事業費 237,600千円 側道の用地費 事業完了	市関連事業及び左記事務の推進 (市負担金 59,400千円) 高架下利用計画の調整ほか

2. 事業計画

- (1) 事業費 8,770百万円(当初工事協定 11,000百万円)
- (2) 事業主体 愛媛県
- (3) 事業の内容

名称	位置		区間延長	構造	摘要
	起点	終点			
四国旅客鉄道 予讃線	今治市蔵敷町 2丁目	今治市石井町 1丁目	2,611m	嵩上式	連続立体交差化

今治駅西地区土地区画整理事業

1. 事業の概要

- (1) 目的
 - ・ J R 四国今治駅付近鉄道高架事業との関連において、その投資効果を相乗的に高めること
 - ・ 今治市の玄関口にふさわしい街づくり
 - ・ 従来課題となってきた公共施設の整備
 - ・ 地区の土地利用の増進
- (2) 事業主体 今治市
- (3) 施行期間 昭和 62 年 7 月 23 日～平成 17 年 9 月 30 日(清算期間を含む)
- (4) 施行区域面積 14.9ha
- (5) 権利者数 282 名
- (6) 地区内居住者 1,089 名
- (7) 建築物の数 401 戸
- (8) 総事業費 約 189 億円
- (9) 平均減歩率 29.91%(減価補償金による先買後 12.98%)
- (10) 公共施設整備等
 - ・ ふるさとの顔づくりモデル事業
 - ・ 電線類地中化
 - ・ 地区計画
 - ・ 街路整備事業
 - ・ 公園整備事業
 - ・ 再開発住宅建設事業(2 棟 120 戸)
 - ・ 密集住宅市街地整備促進事業(集会所、ポケットパーク)
 - ・ 街並み・まちづくり総合支援事業(景観形成)
- (11) その他 減価補償金により、約 25,000 m²の公共用地先行買収

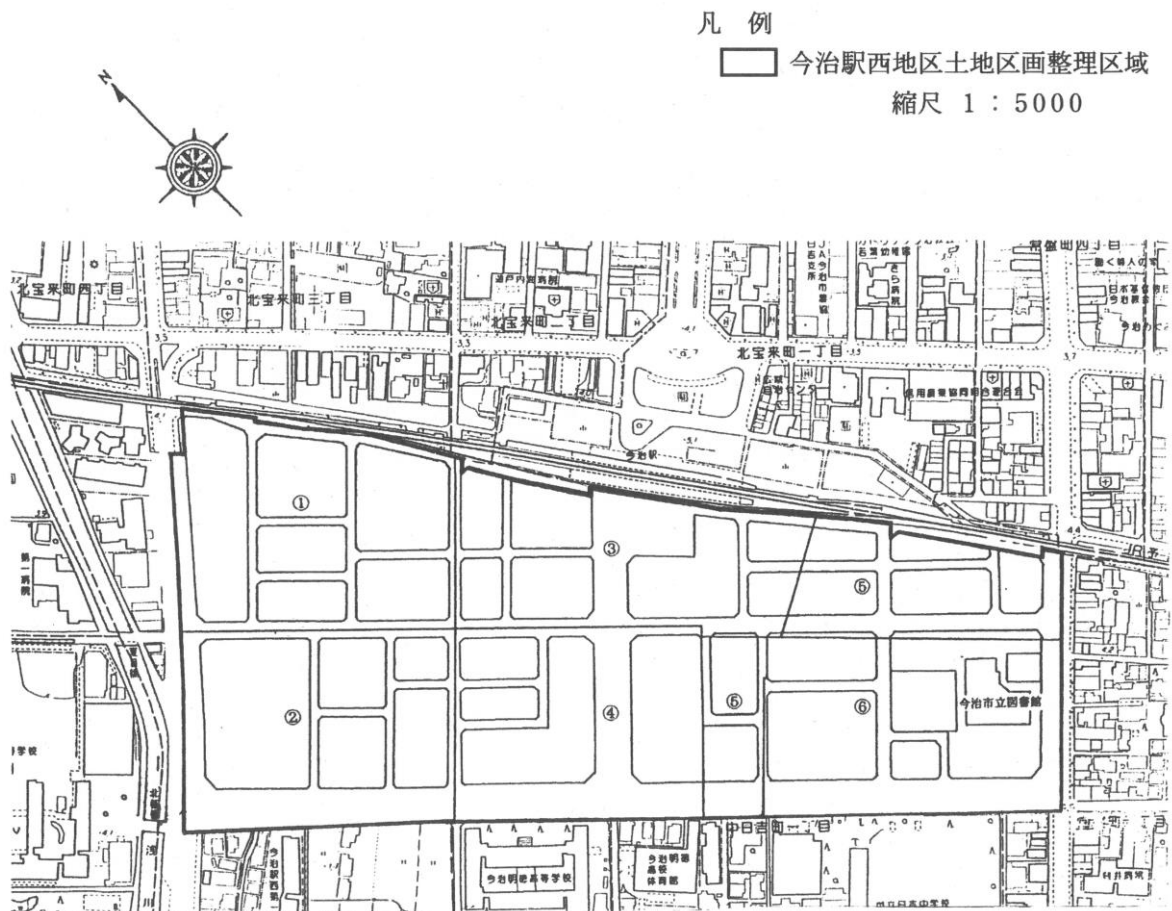
2. 事業の経過

- (1) 基本計画の策定・整備 昭和 58 年度
- (2) 地元の合意形成 昭和 59 年 12 月～昭和 62 年 8 月
 - ・ 懇談会(46 回) ・ 個別訪問説明(延べ 454 回)
 - ・ 現地相談所開設 ・ 地権者による先進地視察(106 名、広島市)
 - ・ 最終アンケート(86%同意)
- (3) 関係機関との調整 昭和 59 年 12 月～昭和 61 年 8 月
- (4) 基本計画の了承 昭和 61 年 4 月 17 日
- (5) 都市計画決定 昭和 61 年 10 月 17 日
- (6) 設計の概要の知事認可 昭和 62 年 7 月 20 日

- (7) 事業計画の決定(当初) 昭和 62 年 7 月 23 日
(変更) 平成 12 年 8 月 10 日
- (8) 実施計画の承認(当初) 昭和 62 年 8 月 19 日
(変更) 平成 9 年 8 月 28 日
- (9) ふるさとの顔づくりモデル事業
(地区の指定日) 昭和 63 年 5 月 12 日
(計画の承認日) 平成 4 年 12 月 16 日
- (10) 換地処分公告日 平成 12 年 3 月 10 日

3. 事業の実施状況

- (1) 昭和 62 年度～平成 2 年度 用地先行買収
- (2) 平成 3 年度～平成 10 年度 仮換地指定、建物移転、地区内工事
・地区を 6 ブロックに分割し順次整備
- (3) 平成 12 年度～平成 17 年度 清算
- (4) 平成 17 年度 完了



一般国道 196 号（今治バイパス）

一般国道 196 号は松山市を起点とし、今治市を経て、西条市小松町に至る全長 69.7km の幹線道路であり、今治市及びその周辺地域の経済活動を支える道路であるとともに、通勤等日常生活に欠かせない生活道路としての役割を持つ重要な路線であるが、慢性的な交通渋滞により、一般国道としての機能を発揮しえない状態となっていた。

こうした状況を解消すべく、昭和 48 年度に今治バイパス（今治市宅間から今治市長沢間：延長 13.4km）が事業化され、昭和 51 年 2 月 13 日の都市計画決定に引き続き、同年 5 月には用地買収に着手、昭和 53 年度から工事が着工された。

用地買収は平成 8 年度に完了し、工事についても順調に進捗し、昭和 60 年 11 月に暫定 2 車線での一部供用開始、平成 11 年 3 月 28 日には暫定 2 車線での全線の通行が可能となった。その後、交通量の増加に対応するため、順次 4 車線化が行われ、現在は宅間～旦及び長沢の一部が供用開始されている。

また、今治バイパスは今治小松自動車道の今治湯ノ浦 I C と瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）の今治 I C との連結道路としての重要な役割も担っており、全線の 4 車線化についての事業が推進されることにより、一層の効果が期待される。

【事業概要】

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 路線名 | 一般国道 196 号（今治バイパス） |
| (2) 事業主体 | 国土交通省 |
| (3) 区間 | 宅間～長沢 |
| (4) 道路構造規格 | 第 4 種第 1 級（宅間～頓田川） 第 3 種第 2 級（頓田川～長沢） |
| (5) 総延長 | 13.4km [供用区間 宅間～長沢 4 車線供用（一部暫定 2 車線）] |
| (6) 標準幅員 | 30.0m～25.0m 4 車線 |
| (7) 設計速度 | 60km/h |

一般国道 196 号 今治小松自動車道

一般国道 196 号今治小松自動車道は、今治市矢田において瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)と接続し、西条市小松町妙口において、四国縦貫自動車道と接続する延長約 23.3km の自動車専用道路であり、産業・文化などの分野における地域間の交流を促し、地域の活性化を図る重要な路線である。また、近い将来発生すると危惧されている東南海・南海地震等大規模災害に対する緊急避難路や救援物資輸送路としての役割をも担う路線である。

平成元年 7 月 3 日の路線発表に引き続き、平成 3 年 12 月 17 日には都市計画決定され、第 I 期施行区間(いよ小松 I C～今治湯ノ浦 I C)約 13.0km については、平成元年度に事業化、平成 11 年 7 月 31 日には、いよ小松 I C～東予丹原 I C 間の約 4km が開通、残りの今治湯ノ浦 I C 間までの約 9km についても平成 13 年 7 月 9 日に供用開始となった。

また、第 II 期施行区間(今治 I C～今治湯ノ浦 I C)約 10.3km については、「国道 196 号今治道路」として平成 12 年度に着工準備費が計上された後、平成 13 年度より新規事業着手となり、長沢地区より今治 I C に向け、平成 15 年度には長沢地区、朝倉南乙地区、朝倉北地区、平成 16 年度には朝倉下地区、山口地区、平成 17 年度には町谷地区、古谷地区、平成 18 年度には土居地区においてそれぞれ用地買収が開始した。また、当路線の早期開通に向けた要望がより一層高まる中、平成 25 年度には新田地区、平成 27 年度には五十嵐地区、高橋地区、平成 28 年度には別名地区、平成 29 年度には小泉地区においてそれぞれ用地買収が開始した。平成 24 年度からは用地買収が完了した地区より順次工事に着手している。

なお、第 II 期施行区間については、令和 6 年度末現在で用地進捗率が約 99%、事業進捗率は約 77%となっている。

周辺の高規格道路については、瀬戸内しまなみ海道が平成 11 年 5 月に供用開始となり、平成 12 年には四国の 4 県庁所在地が高速道路で直結する X ハイウェイが完成、その後、平成 15 年 3 月には高松自動車道が全線開通し、瀬戸内海東側の循環型高速交通ネットワークが構築された。また、平成 24 年 3 月には四国横断自動車道の西予宇和 I C～宇和島北 I C が、平成 27 年 3 月には宇和島道路の津島高田 I C～津島岩松 I C が供用開始され、宇和島道路までが全線開通となり、さらに津島道路以南の供用開始に向けて、順次南予延伸が進んでいる状況である。

このように、周辺の高規格幹線道路の整備が進んでいる現在、高速道路ネットワークの相乗効果の面からも今治小松自動車道の果たすべき役割は重要かつ緊急なものとなってきたこと、この整備の推進により西瀬戸地域をつなぐ新たな交流圏の形成、産業・経済の振興や生活の向上など、さらなる活性化が図られるものとして期待されている。

【事業概要】

- | | |
|------------|---|
| (1) 路線名 | 一般国道 196 号 今治小松自動車道 |
| (2) 事業主体 | 国土交通省 |
| (3) 区間 | 今治市矢田～西条市小松町妙口 |
| (4) 道路構造規格 | 第 1 種第 3 級 |
| (5) 総延長 | 23.3km (I 期施行区間 西条市小松町妙口～今治市長沢 13.0km)
(II 期施行区間 今治市長沢～今治市矢田 10.3km) |
| (6) 幅員 | 22.0m 4 車線 |
| (7) 設計速度 | 80km/h |

今治新都市開発整備事業

1. 概要

今治新都市開発整備事業は、西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)の開通に伴う広域交流・地域連携の拠点として、また、中心市街地を補完する副次核として、今治インターチェンジ周辺の二つの地区において、独立行政法人都市再生機構が施行する土地地区画整理事業と、今治市施行の今治西部丘陵公園事業で整備されるものである。

昭和 58 年の計画構想段階から長期間が経過していたため、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応すべく、平成 17・18 年度の約 2 年間に亘り、委員会への市民委員の参画やアンケートの実施等広く市民の意見を募りながら、土地利用の見直しを実施した。

本格的な造成工事に着手していない第 1 地区の南側は、当初計画では主として県中核施設と計画住宅地を予定していたが、この土地利用の見直しにより、平成 18 年に進出要望のあった大型商業施設(イオン)や市民要望の大きい県中核施設を含めた運動施設(スポーツパーク)を中心とした商業・流通業と広域交流のエリアとする今治市の土地利用計画を取りまとめ、市議会での承認を受けるとともに、広報・ホームページ等により市民への周知を行った。

見直し後の土地利用計画に基づき、残る未造成区域(第 1 地区第 2 工区)の事業実施方針が、平成 20 年 5 月に都市再生機構・愛媛県・今治市の間で確認されたことに伴い、その前提となる都市計画や事業計画の変更作業に着手した。これらの法令手続きが完了後、平成 22 年度に造成工事着手、平成 24 年度末に造成工事が完了、平成 25 年 11 月 15 日に愛媛県による換地処分公告がなされ、平成 25 年度をもって事業が終了した。なお、換地処分公告の翌日 11 月 16 日から三つの新町名(高橋ふれあいの丘・にぎわい広場・クリエイティブヒルズ)が発効となっている。

第 2 地区は、平成 21 年度に造成工事が完了、平成 23 年 2 月 10 日に愛媛県による換地処分公告がなされ、平成 22 年度をもって事業が終了した。なお、換地処分公告の翌日 2 月 11 日から三つの新町名(いこいの丘・しまなみの杜・しまなみヒルズ)が発効となっている。

造成工事の進捗に応じて、土地の有効利用や将来の財政負担の軽減を図るべく、平成 18 年度より分譲を開始している。

令和 4 年度末現在で、産業・商業系等の用地については、第 1 地区、第 2 地区を合わせて約 70ha が企業への分譲等により土地利用されている。

一方、第 2 地区住宅用地(しまなみヒルズ)は、平成 25 年度末までに機構により 260 全区画契約済みとなっている。

2. 経過

共同予備調査	昭和 58 年度～60 年度 (地域公団・愛媛県・今治市)
事業・基本計画調査	昭和 61 年度～63 年度 (地域公団)
同 補完調査	平成 2 年度 (地域公団)
新規採択	平成 4 年度
用地測量・物件調査	平成 4 年度
用地譲渡同意書取得	平成 8 年度
事業要請	平成 11 年 3 月 29 日
用地買収	平成 11 年 11 月～
都市計画決定(第 1 地区施行区域等)	平成 12 年 4 月 28 日
事業実施基本計画認可	平成 12 年 6 月 20 日
都市計画決定(第 2 地区施行区域等)	平成 2 年 11 月 1 日
埋蔵文化財発掘調査	平成 13 年 12 月～
今治新都市第 2 地区土地地区画整理事業認可	平成 14 年 10 月 11 日
今治新都市開発整備事業起工式	平成 14 年 11 月 1 日
今治新都市第 1 地区土地地区画整理事業認可	平成 15 年 4 月 23 日

今治新都市第1地区・第2地区土地区画整理事業計画の変更認可(第1回)
 一部分譲開始(住宅用地・産業用地等)
 都市計画変更の決定告示(第1地区用途地域等)
 今治新都市第1地区・第2地区土地区画整理事業計画の変更認可(第2回)
 今治新都市第1地区未造成区域の造成工事着手
 今治新都市第2地区第3回土地区画整理事業計画の変更
 今治新都市第2地区の換地処分公告
 今治新都市第1地区第3回土地区画整理事業計画の変更認可
 今治新都市第1地区の換地処分公告

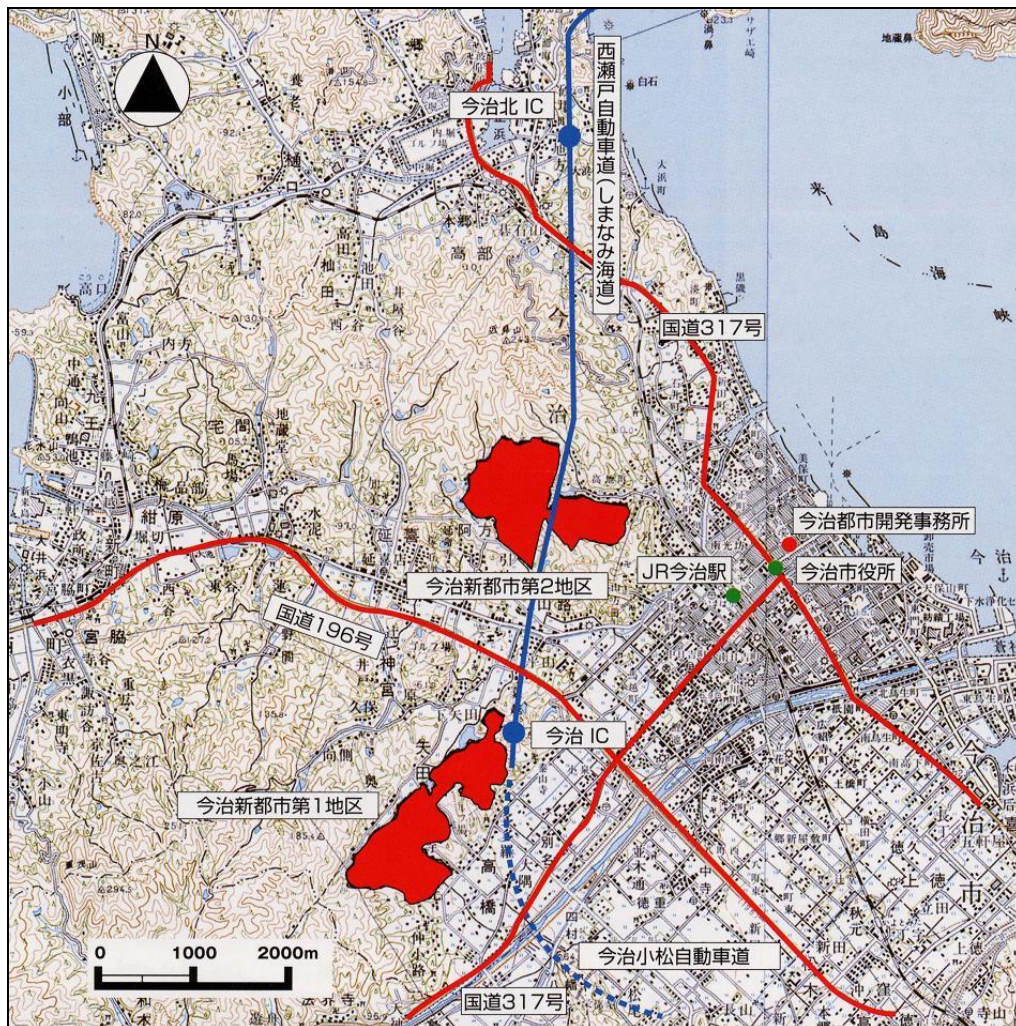
平成18年10月26日
 平成18年度～
 平成21年4月27日
 平成21年9月7日
 平成22年9月
 平成22年10月6日
 平成23年2月10日
 平成23年9月2日
 平成25年11月15日

3. 開発計画概要

◆開発面積

第1地区 約88.0ha
 第2地区 約82.0ha
 計 約170.0ha
 (うち、今治西部丘陵公園 約34.9ha)

◆今治新都市開発整備事業位置図



瀬戸内しまなみ海道

瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)は、平成11年5月1日に待望久しかった開通の運びとなった。尾道市で一般国道2号バイパスから分岐し、広島県側の向島、因島、生口島を経て、愛媛県側の大三島、伯方島、大島の島々を10橋で結び、今治市で一般国道196号バイパスに連絡する道路(国道317号、4車線)で、総延長は、約59.4km(陸上部約49.8km、海峡部約9.6km)である。

本架橋は、他ルートにはない自転車歩行者道を併設しており本州と四国間の交通輸送を効率化、円滑化して、関連地域における生活利便の増大と経済水準の向上に大きく寄与するのはもちろん、瀬戸内海国立公園を背景に数多くの名所、古跡を結ぶスケールの大きい観光周遊ルートとしても期待が寄せられている。

ルートの方の一方の起点である今治市は、本架橋の完成による産業発展、観光開発を始め多くの利点を期待する一方、来たるべき架橋時代に備え交通ネットワーク等の整備を中心とした流通拠点都市づくり、更に観光レクリエーション都市づくりを推進している。なお、自動車道は平成18年4月に全線が開通した。

瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)建設への歩み

昭和30年8月	広島・愛媛両県の架橋地域市町村で、連絡道路建設の議起る
昭和43年2月	建設省、運輸省、各ルートの工費、工期を発表
昭和44年3月	愛媛県、架橋用地の先行取得を実施(昭和47年度末で約200,000㎡の用地を先行)
昭和44年12月	今治～尾道間国道指定(317号)
昭和45年4月	瀬戸内海大橋架橋協会設立(愛媛県)
昭和47年6月	本州四国連絡橋公団今治支所を開設
昭和48年4月	広島・愛媛両県、現地に「瀬戸内海大橋(架橋)用地事務所」を開設、本格的な用地取得並びに漁業補償の解決に着手
	昭和48年度国庫予算に初めて200億円の建設費が認められる
昭和48年7月	今治工事事務所を開設
昭和48年11月	建設省・本州四国連絡橋公団は、尾道～今治ルートの起工式を同月25日に挙行すると発表
	同月20日、大三島橋下部工工事入札執行、契約締結
	同月20日、政府は総需要抑制策の一環として当分の間本州四国連絡橋の着工を延期することを決定
昭和50年8月	本四連絡橋の当面の架橋方針として1ルート3橋(大三島橋、大鳴門橋、因島大橋)を決定
昭和50年12月	大三島橋起工式挙行(21日)
昭和52年1月	因島大橋起工式挙行(8日)
昭和54年5月	大三島橋及び関連道路完成(大三島IC～伯方IC間)供用開始(13日)
昭和56年3月	伯方・大島大橋起工式挙行(21日)
昭和58年12月	因島大橋(向島向東～因島IC間)供用開始(4日)
昭和61年5月	生口橋起工式挙行(18日)
昭和62年5月	来島大橋に調査費10億円が認められる
昭和63年1月	伯方・大島大橋(伯方島IC～宮窪出入口間)供用開始(17日)
昭和63年5月	来島大橋起工式挙行(15日)
平成元年12月	多々羅大橋に建設費13億円が認められる。
平成2年8月	多々羅大橋起工式挙行(25日)
平成3年12月	生口橋(田熊出入口～洲江出入口)供用開始(8日)
平成5年7月	新尾道大橋起工式挙行(31日)
平成10年4月	因島北IC～因島南IC間供用開始(1日)
平成11年5月	瀬戸内しまなみ海道供用開始(1日)
平成18年4月	大島南IC～大島北IC間供用開始(24日)
平成18年4月	生口島南IC～生口島北IC間供用開始(29日)

大三島橋(伯方島 ⇄ 大三島、昭和 54 年 5 月完成)



大三島橋 大三島橋は、鼻栗瀬戸によって隔てられていた大三島と伯方島とを結ぶ橋長 328m、支間 297m のアーチ橋である。アーチ部分の最も高い所で、海面上 65m、道路面で約 41m ある。本橋の構造上の特徴は、側タイを利用した非常に合理的な構造系としていることで、アーチ部分全体の鋼重は固定アーチ橋に比べ約 20%減少している。

また、海上に架橋され、腐食環境が厳しいため、十分に防錆と防蝕を考慮した壁装仕様となっており、色については国立公園であることから、又、自然との調和が種々検討された結果、明るいグレーになっている。

着 工 昭和 50 年 12 月
完 成 昭和 54 年 5 月
工事費 約 190 億円

因島大橋(向島 ⇄ 因島、昭和 58 年 12 月完成)



因島大橋 因島大橋は、布刈瀬戸によって隔てられていた向島と因島を結ぶ橋梁延長 1,270m、中央支間 770m の吊橋で、完成時点においては、東洋第一を誇る長大橋である。桁下は海面上 50m、塔の高さは海面上 145m あり、床板には鋼製床版を採用し、舗装はグーアスファルトと改質アスファルトの二層構造として、橋体重量の軽減を図るとともに、良好な走行性の確保に配慮されている。

また、船用レーダーに対する影響を軽減するため、補剛桁の側面に電波吸収材を貼り付け、航行の安全を図るとともに、海上は腐食環境が厳しいため、十分に防錆と防蝕を考慮した壁装仕様とし、色については大三島大橋と同様明るいグレーになっている。

着 工 昭和 52 年 1 月
完 成 昭和 58 年 12 月
工事費 約 675 億円

伯方・大島大橋(伯方島 ⇄ 大島、昭和 63 年 1 月完成)



伯方・大島大橋 伯方・大島大橋は、伯方島と大島との宮ノ窪瀬戸に架けられている。伯方島寄りには無人の見近島があり、伯方島と見近島の間を伯方橋、見近島と大島の間を大島大橋で渡っている。

伯方橋は橋長 325m、中央径間長 145m の 3 径間連続鋼箱桁橋で航路高は海面上 26m を確保している。大島大橋は橋長 840m、中央径間長 560m の単径間補剛箱桁吊橋であり、航路高は海面上 26m を確保し、塔の高さは海面上 97m である。

大島大橋の構造上の特徴は補剛桁に我が国の吊橋としては初めて箱桁を採用したことであり、これは経済性、美観、維持管理のし易さ等を考慮して決められたものである。

着 工 昭和 56 年 3 月

完 成 昭和 63 年 1 月

工事費 約 400 億円

生口橋(因島 ⇄ 生口島、平成3年12月完成)



生口橋 生口橋は、因島と生口島の上に架けられた橋長 790m、中央支間 490m の世界最大級の斜張橋で、桁下は海面上 26m、塔の高さは海面上 122m である。

この橋の特徴は、中央支間の桁を鋼製、側支間の桁をコンクリート製とした三桁間連続複合箱桁構造としていることである。これは、両支間の力の釣り合いを図るための構造であり、このような構造の斜張橋は、世界的に例が少なく、日本では最初のものである。

着 工 昭和 61 年 5 月

完 成 平成 3 年 12 月

工事費 約 350 億円

新尾道大橋(尾道 ⇄ 向島、平成 11 年 5 月完成)



新尾道大橋 新尾道大橋は、本州と向島の間、尾道水道に架けられた橋長 546m、中央支間長 215m の斜張橋で、桁下は海面上 36m、塔の高さは海面上 77m である。

本格的な斜張橋の先駆けである尾道大橋の西側 55m に隣接して架けられたため、並列橋として尾道大橋との景観の調和が重視され、橋梁形式は景観上、尾道大橋と最もよく調和する一本塔柱斜張橋が選定された。また、色彩も尾道大橋との調和を図るために、桁は青色、塔は白色と同じ色を使用している。

着 工 平成 5 年 7 月

完 成 平成 11 年 5 月

工事費 約 300 億円

多々羅大橋(生口島 ⇄ 大三島、平成 11 年 5 月完成)



多々羅大橋 多々羅大橋は、生口島と大三島の間に架けられた橋長 1,480m、中央支間長 890m の完成当時世界最長の斜張橋で、桁下は海面上 40m、塔の高さは海面上 226m である。

多々羅大橋のケーブルは、降雨時の風による振動(レインバイブレーション)の制振対策として、ケーブル表面に離散的な凹加工を施したディンプルタイプケーブルを採用している。スリット付きの逆Y型主塔と整然と並ぶファン型のケーブルが、美しく壮大な橋のフォルムを作り、多島美の景観に調和している。また、同じ斜張橋で当時世界第2位のフランス・ノルマンディー橋と姉妹橋縁組を結んでいる。

着 工 平成 2 年 8 月
完 成 平成 11 年 5 月
工事費 約 1,300 億円

来島海峡大橋(大島 ⇄ 今治、平成 11 年 5 月完成)



来島海峡大橋 来島海峡大橋は、大島と今治の間、幅約 4km の来島海峡の 3 つの水道を吊橋で渡る、世界初の三連吊橋である。架橋地点の来島海峡は、中渡島、武志島、馬島等が点在し、多島美の広がる景勝地となっており、急潮流のため海の難所としても有名である。また、多くの船舶が航行する海上交通の要衝でもある。この三連吊橋は、空にそびえる 6 基の主塔、美しい弧を描くケーブルが優美な姿を見せている。

大島と武志島の上に架かる来島海峡第 1 大橋は、橋長 960m、中央支間長 600m、桁下は海面上 46m であり、武志島と馬島の上に架かる第 2 大橋は、橋長 1,515m、中央支間長 1,020m、桁下は海面上 65m である。また、今治側に架かる第 3 大橋は、橋長 1,570m、中央支間長 1,030m、桁下は海面上 65m である。

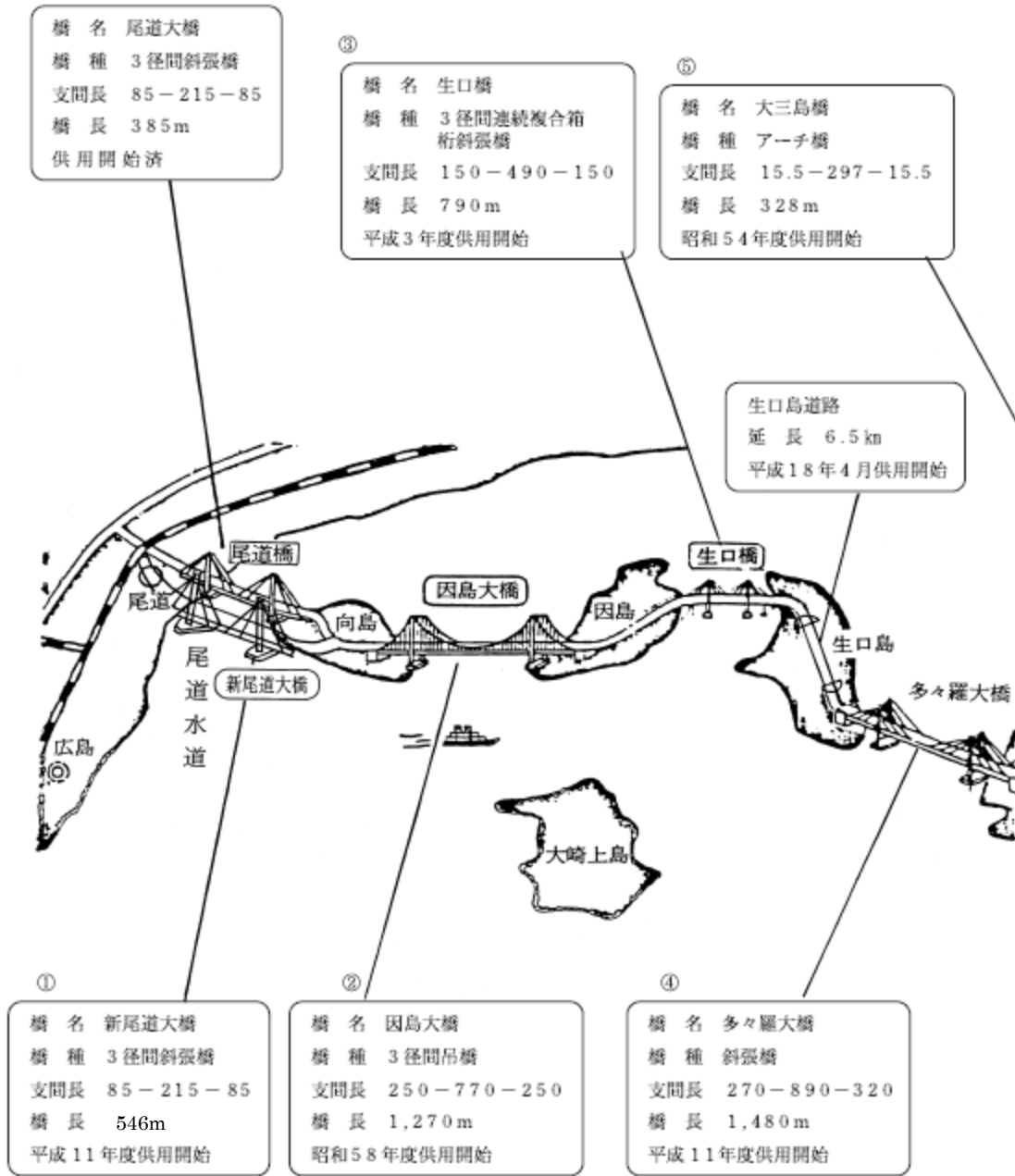
この橋の建設にあたっては、景観上の配慮から、地山の改変を少なくするため、直掘山留工法とトンネルアンカレイジが採用されている。また、補剛桁は景観性や経済性から箱桁を採用しており、桁の架設については、強潮流下で短時間で架設作業を行うため、自航台船による直下吊り工法で行われた。

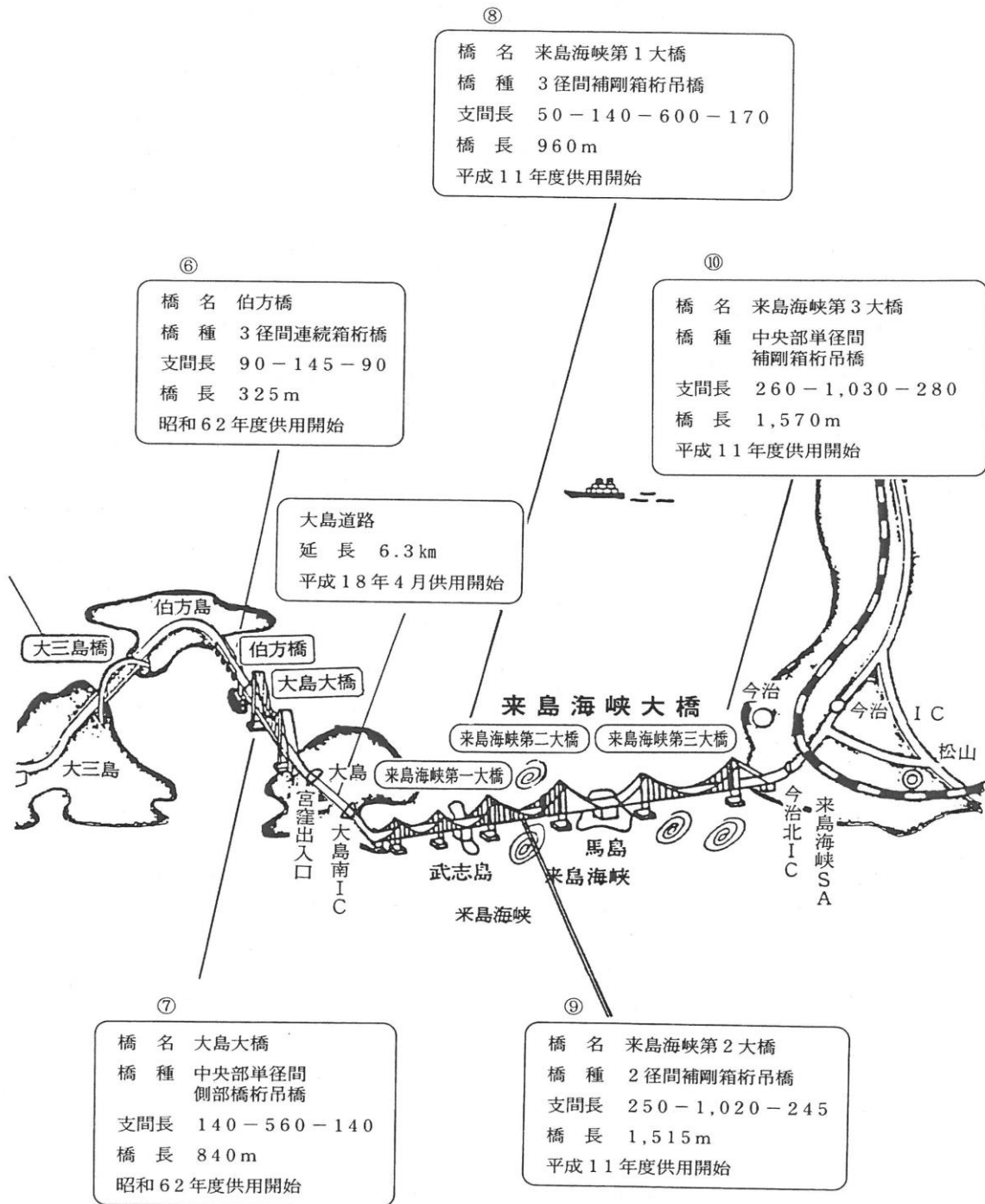
着 工 昭和 63 年 5 月

完 成 平成 11 年 5 月

工事費 約 3,300 億円

瀬戸内しまなみ海道





住 宅

1. 公営住宅一覧表

(令和8年4月1日現在)

団地名	構造別				計	団地名	構造別				計
	木造	簡平	簡二	耐火			木造	簡平	簡二	耐火	
桜井浜第1	15				15	朝倉北			5		5
桜井浜第2				60	60	朝倉南	2				2
桜井団地第1		60			60	朝倉下	2				2
桜井団地第2		10			10	朝倉上	10				10
唐子台				24	24	朝倉南第2	6				6
松木	20	56			76	朝倉下第2	4			6	10
町谷				72	72	朝倉上第2	4				4
四村				183	183	朝倉上第3	10			8	18
東鳥生				72	72	玉川三反地			10		10
南鳥生				114	114	玉川川原			5		5
北鳥生				30	30	玉川日之浦			3		3
郷本町		20	8		28	玉川大野	2				2
八町				20	20	玉川摺木				6	6
美須賀コーポ				15	15	玉川法界寺			6		6
本町				85	85	玉川山崎	5				5
東門				40	40	玉川竹ノハナ	4				4
黄金				20	20	玉川ウワナル				12	12
泉川				40	40	玉川ウワナル第2				12	12
南日吉				50	50	玉川竹ノハナ第2	2				2
鯉池東				110	110	玉川三反地ハサマ				6	6
鯉池西				70	70	玉川中村				21	21
石井				66	66	波方平松	6				6
近見				34	34	波方郷	1				1
大新田				20	20	波方郷1				12	12
小泉	37	18			55	波方郷2				12	12
阿方第1	8	14			22	波方西浦	1				1
阿方第2				82	82	波方宮脇				18	18
地堀				54	54	波方岡北				18	18
高部				36	36	波方海山				12	12
						波方平石				14	14
						波方小部				8	8
計	80	178	8	1,297	1,563	計	59		29	165	253

団地名	構造別				計	団地名	構造別				計
	木造	簡平	簡二	耐火			木造	簡平	簡二	耐火	
大西金光				24	24	伯方湊	9				9
大西鳥越				60	60	伯方伊方	2				2
菊間近代1		10			10	伯方吉田	4				4
菊間近代2		10			10	伯方瀬戸浜	6				6
菊間霜ノ下		12			12	伯方古江				18	18
菊間西町			10		10	伯方峠ノ越	13				13
菊間太宮				20	20	伯方薬師	18				18
菊間恵比須				4	4	伯方三坂山	4				4
菊間葉山				10	10	伯方梅				50	50
菊間城ノ上	8				8	伯方小田	12				12
菊間日之出	10				10	伯方尾浦				18	18
吉海福田仲				10	10	上浦井口			12		12
吉海瀬賀居	2				2	上浦瀬戸				12	12
吉海八幡岡				4	4	上浦盛				8	8
吉海泊				4	4	上浦大新田	8				8
吉海椋名中	4				4	上浦古戸				16	16
吉海下田水	2				2	上浦寿合南				14	14
吉海八幡中	2				2	大三島肥海		2			2
吉海志津見	2				2	大三島会所下	6				6
吉海本庄中浜				6	6	大三島宮浦	12	4	6		22
吉海八幡南				4	4	大三島上条			4	4	8
宮窪余所国				7	7	大三島野々江		4			4
宮窪余所国第2				4	4	大三島砂塚	6				6
宮窪仲側				10	10	大三島浦戸		4			4
宮窪				18	18	大三島宗方		2			2
						関前大下				4	4
						関前城ノ谷				14	14
						計	100	16	22	158	296
計	30	32	10	185	257	総計	269	226	69	1,805	2,369

2. 公営住宅およびその他住宅

(1) 入居状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	管理戸数	入居戸数 (A)	空家戸数	Aの内収入 基準超過戸 数(B)	$\frac{B}{A}$	家 賃
公 営 住 宅	戸 2,369	戸 1,682	戸 687	戸 86	% 5.1	円 393,925,300
*その他住宅	306	183	123	0	0.0	49,573,200
計	2,675	1,865	810	86	4.6	443,498,500

*その他住宅…特定住宅、再開発住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅、定住促進住宅を含む。

(2) 家賃状況調(一般階層の家賃)

(単位:円)

区 分	公 営 住 宅		そ の 他 住 宅	
	最 低	最 高	最 低	最 高
木 造	伯方吉田 800	菊間日之出 31,900	伯方湊 1,000	吉海定住促進 38,000
簡 平	郷本町2種 1,500	大三島宮浦 16,400	—	—
簡 二	郷本町1種 6,700	玉川法界寺 25,000	上浦古池 2,500	菊間北浜他 3,000
耐 火	町谷 8,900	四村6号棟他 38,400	関前白瀉 22,000	上浦ハイツ 45,000

3. 県営住宅(一般階層の家賃)

(令和8年4月1日現在)

団 地 名	戸 数	家 賃	
		最 低	最 高
唐 子	260	9,500	18,900
今 治 西	30	16,500	24,600
近 見 西	60	15,800	24,200
今 治 東	36	20,700	30,800
松 木	36	17,200	33,100
桜 井	54	18,000	34,600
計	476		

駐 車 場

1. 市営駐車場

(1) 施設概要

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区 分		駅 前 広 場	風 早		
1.	敷 地 面 積	410.00 m ²	694.94 m ²		
2.	建 築 面 積	—	554.10 m ²		
3.	駐 車 面 積	410.00 m ²	2,359.66 m ²		
4.	構 造	ロック式	鉄骨 5 階 6 層		
5.	工 事 費	13,172 千円	572,000 千円		
6.	収 容 台 数	15 台	100 台		
7.	供 用 開 始 年 月 日	S50.11.15	H 5. 4. 15		
8. 料 金	定 期 (1 ヶ月)		—	全日 10,000 円 昼間 7,000 円 夜間 5,000 円	
	定 期 以 外	昼 間	普 通 小 型 軽 自	1 台につき 30 分までごとに 100 円	
			バ ス マイクロバス	—	
	定 期 以 外	夜 間	普 通 小 型 軽 自	30 分までごとに 100 円 (20 分まで無料)	1 台につき 60 分までごとに 100 円
			バ ス マイクロバス		—
	回 数 券		—	回数券使用可	
供 用 時 間		0 時～24 時	0 時～24 時		
開 門 時 間		—	6 時		
閉 門 時 間		—	23 時		

(注) 昼間 7 時 30 分～20 時 夜間 20 時～7 時 30 分

(2) 利用状況(令和7年度)

(7) 定期駐車

風 早 全日 (10,000 円)	延	102 台	1,018,920 円
〃 昼間 (7,000 円)	延	185 台	1,283,600 円
〃 夜間 (5,000 円)	延	0 台	0 円
〃 計	延	287 台	2,302,520 円

(4) 普通駐車

区 分	風 早
駐 車 料 金 (円)	1,197,920
延 利 用 台 数 (台)	3,814
1 日 平 均 駐 車 料 金 (円)	3,281
1 日 平 均 延 利 用 台 数 (台)	10
回 転 率	0.1

(参考) 回転率 = 1 日平均延利用台数 ÷ 収用能力台数

(ウ) パーキングメーター駐車(駅前広場) 4,802,600 円

(エ) 総収入額 8,303,040 円

1 日平均収入額 22,748 円

2. 公営駐車場

(1) 今治市庁舎構内駐車場

- (7) 場 所 ・ 構 造 庁舎構内・平面
- (4) 収 用 台 数 普通車 113 台 軽自動車 12 台
身障者用 5 台 合計 130 台
- (ウ) 利用時間・料金

(令和5年1月1日改正)

供 用 時 間	開 門 時 間
午前 0 時から午後 12 時まで	午前 8 時から午後 10 時まで

駐 車 料 金
午後 10 時から午前 8 時までの駐車 1 回 1 台につき 1,000 円

(2) 南宝来駐車場

- (7) 敷 地 面 積 812.00 m²
- (4) 収 用 台 数 35 台 (うち軽自動車 1 台)
- (ウ) 工 事 費 19,817 千円
- (エ) 利用時間・料金 0 時~24 時・24 時間までごとに 330 円

教 育 編



(今治市立中央図書館)

教 育 行 政

1. 教育大綱

(1) 対象期間 令和8年度まで

(2) 基本理念

子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”
～豊かな心と生きる心を育む～

(3) 重点方針

SDGs への対応が求められる中、少子高齢化の進行、Society5.0時代の到来、コロナ禍による社会の変容等、時代の大きな転換点にあたって、ふるさと今治に愛着と誇りを持ち、地域や我が国の未来を切り拓く若い力の育成に地域ぐるみで取り組むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、多様な個性や能力を發揮できる活力ある地域づくり、ふるさとづくりを基本とした今治型教育モデルを実現するために5つの重点方針を掲げ、本市教育行政の推進に取り組んでいきます。

重点方針01 新たな時代 (Society5.0) を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進

新学習指導要領に基づき、ICTを最大限に活用するなど、「特色ある教育」を展開する中で、「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい心と体」を育成し、子どもたちの「生きる力」を育みます。

重点方針02 誰一人取り残すことのない学びの実現

経済的理由等により就学困難な子どもや、障がいのある子ども、不登校の子ども、多様な性自認に悩む子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもが増加する中で、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会の担い手となれるよう、学校・家庭・地域・関係団体が連携を密にし、心と体の居場所の提供や学習支援を図ります。

重点方針03 安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保に努めるとともに、新時代の学びを支える教育環境の充実を図ります。社会教育施設等についても、安全で快適な教育環境を整えていきます。

重点方針 04 「i . i . imabari !」教育 version (郷育) の推進

みんなで今治を盛り上げ、つい夢中になってしまうような今治の魅力を、広く世界に発信する「i . i . imabari !」キャンペーン。教育分野においても、今治の溢れる魅力を身近に感じてもらえる施策を展開し、ふるさと今治を愛し、今治に夢と誇りを持ち、今治に夢中になる人の輪を広げていきます。

重点方針 05 人生 100 年時代を見据えた、生涯学び活躍できる環境の整備

人生 100 年時代を迎え、老若男女だれもが文化芸術、スポーツ活動などに親しむことで、自分の可能性を開花させることができるとともに、大きな社会変革を乗り越え、豊かさを次世代に引き継ぐために、みんなが考え、行動することに喜びを感じられるまちづくりを展開していきます。

学 校 教 育

1. 小学校

(令和8年5月1日現在)

学校名	学級数	児童数 (人)	教職員数 (人)	校舎面積 (㎡)	体育館 面 積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	夜間 照明
吹 揚	15 (3)	324 (15)	43	7,576	1,400	16,102	—
別 宮	12 (3)	207 (22)	26	5,271	1,061	17,282	—
常 盤	18 (3)	425 (21)	36	6,007	1,061	18,024	—
近 見	12 (2)	243 (13)	28	4,965	1,138	20,162	—
立 花	17 (5)	387 (26)	41	5,965	1,224	15,426	—
鳥 生	21 (5)	445 (30)	43	4,711	822	20,367	有
桜 井	16 (5)	280 (26)	29	5,064	1,060	17,542	—
国 分	9 (3)	173 (17)	25	4,409	997	23,245	—
富 田	22 (6)	488 (30)	37	6,042	1,061	15,723	—
清 水	15 (4)	309 (16)	23	5,061	820	15,044	有
日 高	24 (7)	501 (30)	38	4,718	820	15,056	—
乃 万	25 (4)	618 (26)	40	5,439	872	12,618	—
波 止 浜	12 (3)	226 (21)	27	4,445	1,061	14,809	—
朝 倉	8 (2)	126 (9)	18	2,449	648	8,970	—
鴨 部	7 (2)	68 (6)	14	1,925	759	11,792	—
九 和	9 (3)	68 (15)	19	2,393	884	11,244	有
波 方	11 (4)	181 (21)	27	5,310	1,401	17,761	—
大 西	17 (5)	344 (31)	30	5,155	870	15,568	—
亀 岡	5 (1)	41 (3)	10	3,354	762	9,734	—
菊 間	8 (2)	72 (7)	17	4,405	1,189	16,178	—
吉 海	7 (2)	57 (5)	15	3,312	1,206	14,464	有
宮 窪	8 (2)	48 (4)	15	3,797	1,039	17,096	—
伯 方	10 (4)	171 (16)	21	3,897	1,165	14,150	—

学校名	学級数	児童数 (人)	教職員数 (人)	校舎面積 (㎡)	体育館 面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	夜間 照明
上 浦	5 (1)	44 (1)	11	2,636	814	12,242	—
大 三 島	7 (2)	55 (2)	13	2,193	911	12,291	—
岡 村	1 (0)	4 (0)	6	1,228	758	7,267	—
合 計 (26)	321 (83)	5,905 (413)	652	111,727	25,803	390,157	有 (4)

注：学級数及び児童数の()は特別支援学級数及び特別支援学級在籍児童数の再掲である。

2. 中学校

(令和8年5月1日現在)

学校名	学級数	生徒数 (人)	教職員数 (人)	校舎面積 (㎡)	体育館 面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	夜間 照明
日 吉	17 (5)	445 (23)	39	7,539	1,205	21,334	—
近 見	8 (2)	167 (5)	24	5,202	1,428	21,350	有
立 花	17 (5)	396 (29)	39	6,776	1,400	20,804	有
桜 井	11 (4)	217 (15)	26	6,026	1,417	19,678	有
南	14 (2)	425 (10)	35	6,450	1,400	22,130	有
西	20 (3)	598 (13)	48	6,615	1,400	22,407	有
北 郷	12 (3)	276 (22)	30	6,476	1,232	23,553	—
朝 倉	5 (2)	63 (9)	17	4,532	1,419	25,945	—
玉 川	6 (3)	72 (10)	19	4,303	1,316	14,374	—
大 西	8 (2)	150 (9)	23	4,910	1,535	21,690	有
菊 間	4 (1)	60 (2)	14	4,292	1,330	22,246	—
大 島	5 (2)	62 (4)	15	3,103	1,466	21,157	—
伯 方	5 (2)	78 (4)	14	4,669	1,541	27,888	有
大 三 島	3 (0)	63 (0)	13	4,260	1,602	27,532	有
関 前	3 (0)	4 (0)	7	1,729	—	—	—
合 計 (15)	138 (36)	3,076 (155)	363	76,882	19,691	312,088	有 (7)

注：学級数及び生徒数の()は特別支援学級数及び特別支援学級在籍生徒数の再掲である。

3. 児童生徒数の推移

(各年度5月1日現在)(人)

年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
小 学 校	6,893	6,709	6,417	6,165	5,905
中 学 校	3,409	3,339	3,293	3,188	3,076

4. 奨学金制度

(令和8年4月1日現在)

名称	区分	1名当り 月額貸与額	償還方法
今治市奨学金	大 学 生(短大含む) 専修学校(専門課程)	30,000 円	1年据置 大学10年、短大・専修学 校8年以内 全額返還 無利子
	高 校 生(高専含む)	12,000 円	1年据置 8年以内 全額返還 無利子
公益財団法人 河野育英会	大 学 生(短大含む) 専修学校(専門課程)	30,000 円	1年据置 大学10年、短大・専修学 校8年以内 全額返還 無利子
公益財団法人 檜垣育英会	大 学 生(短大含む) 専修学校(専門課程)	50,000 円	1年据置 大学8年、専修学校・短 大6年以内 7割返還 無利子
	高 校 生(高専含む)	12,000 円	1年据置 6年以内 7割返還 無利子
公益財団法人 加根又育英会	大 学 生(短大含む) 専修学校(専門課程)	50,000 円	6か月据置 10年以内 全額返還 無利子

5. 語学指導外国青年招致費

(令和8年度)

- ・ 目 的 瀬戸内の世界都市を目指し、グローバル化に適応できる英語等の語学力
やコミュニケーション能力を育成する。
児童生徒に生きた英語を提供し、外国語科や外国語活動の学習を支援す
るための体制の充実を図る。
- ・ ALT(※)数 40人 (令和8年4月1日時点)
- ・ ALTコーディネーター 1人 ALTの生活サポート、職員の事業事務の支援
- ・ ALTアドバイザー 1人 学校との連携強化支援

※ATL (Assistant Language Teacher) : 外国語指導助手

社 会 教 育

1. 公民館・公民館類似施設

今治市内には22の公民館と6の公民館類似施設があります。

(1) 中央公民館

今治市の文化、コミュニティ、又健康づくりの核として建設された複合施設の2、3、4、5階が中央公民館として利用されています。

所 在	今治市南宝来町一丁目6番地1		電話番号	0898-36-1607	
建設年月日	昭和57年6月30日				
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造6階建、延4,094.91㎡				
事業費	917,845千円				
設 備	1階 事務室				
	2階 展示室、会議室、学習室(2)、視聴覚室				
	3階 集会室(140帖)、講習室(40帖)、会議室(2)				
	4、5階 大ホール(客席582)				
利用状況 (令和7年度)	区分	教育関係	社会教育団体	その他団体	合計
	件数	363	2,698	1,229	4,290
	人数	3,559	15,626	27,703	46,888
休 館 日	日曜、祝日、及び年末年始				

(使用料)

(円)

区 分	8:30 ～ 12:30	12:30 ～ 17:30	17:30 ～ 21:30	8:30 ～ 17:30	12:30 ～ 21:30	8:30 ～ 21:30	超過料金 (1時間 につき)	割増料金
大ホール	6,200	13,000	15,500	18,200	27,100	31,300	5,800	1 人場料等を徴するときは、各室所定料金の8割相当額。 2 冷暖房設備を使用するときは、各室所定料金の6割相当額。
第1集会室	2,600	4,000	4,700	6,200	8,200	10,100	1,800	
第2集会室	1,300	2,000	2,300	3,200	4,100	5,100	900	
第1会議室	2,100	3,200	4,000	5,100	6,900	8,400	1,400	
第2会議室	1,300	2,000	2,300	3,200	4,100	5,100	900	
第3会議室	900	1,300	1,600	2,100	2,700	3,400	700	
第1学習室	1,300	2,000	2,300	3,200	4,100	5,100	900	
第2学習室	1,800	2,600	3,100	4,100	5,400	6,700	1,100	
視聴覚室	2,100	3,200	4,000	5,100	6,900	8,400	1,400	
講習室	1,800	2,600	3,100	4,100	5,400	6,700	1,100	
展示室	2,100	3,200	4,000	5,100	6,900	8,400	1,400	

※ピアノ・マイクなどの設備を利用する場合は、別途に徴収します。

(2) その他公民館・公民館類似施設

施設名	所在地	電話番号
今治公民館	今治市北宝来町三丁目2番地9	0898-24-2576
美須賀コミュニティプラザ	今治市室屋町一丁目2番地5	0898-32-3123
日吉公民館	今治市末広町四丁目6番地2	0898-33-0534
別宮公民館	今治市大正町四丁目2番地7	0898-23-6762
常盤公民館	今治市南日吉町二丁目2番9号	0898-31-8943
近見公民館	今治市湊町一丁目1番39号	0898-32-3258
立花カルチャーセンター	今治市郷六ヶ内町二丁目2番7号	0898-22-8041
鳥生公民館	今治市土橋町一丁目8番42号	0898-32-3256
城東公民館	今治市東門町四丁目1番6号	0898-32-3049
桜井公民館	今治市桜井三丁目6番8号	0898-48-0001
国分公民館	今治市唐子台東三丁目23番地6	0898-47-3663
富田公民館	今治市上徳甲393番地3	0898-48-5175
清水公民館	今治市四村93番地2	0898-32-0073
日高公民館	今治市小泉四丁目11番28号	0898-32-0074
乃万公民館	今治市延喜甲237番地5	0898-32-0001
波止浜公民館	今治市地堀一丁目3番47号	0898-41-9012
朝倉公民館	今治市朝倉北甲393番地	0898-56-2024
玉川公民館	今治市玉川町三反地甲10番地1	0898-55-2701
波方公民館	今治市波方町樋口甲253番地	0898-41-7111(代)
大西公民館	今治市大西町宮脇甲506番地の1	0898-53-3500(代)
菊間公民館	今治市菊間町浜840番地	0898-54-5310
宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地	0897-86-3238
上浦開発総合センター	今治市上浦町井口5931番地1	0897-87-3300
大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地	0897-82-0500(代)
関前開発総合センター	今治市関前岡村甲2番地第5	0897-88-2211
吉海学習交流館	今治市吉海町八幡137番地	0897-84-4700
伯方開発総合センター	今治市伯方町叶浦甲1668番地30	0897-72-2725
伯方公民館	今治市伯方町木浦甲1235番地1	0897-74-9520

2. 宿泊施設

今治市内には社会教育を目的とした2つの宿泊施設があります。

(1) 今治市朝倉ふれあい交流センター

太陽の光が心地よく感じられる室内でゆっくりとリラックス。研修、合宿にとっても便利。家族で泊まって自然と遊ぼう。

住 所	今治市朝倉下乙 104 番地 2
T E L	0898-36-7021
休 館 日	毎週月曜日(祝・祭日を除く。) 国民の祝日の翌日(土・日を除く。) 12月29日から翌年1月3日までの日
設 備 等	和室(大・中・小)、和室研修室、調理室、芝生、ホール
交 通 案 内	J R 今治駅、今治港から共に車で約 20 分 東予丹原インターチェンジから車で約 20 分 湯ノ浦インターチェンジから車で約 15 分 松山方面より国道 317 号線で松山市から車で約 60 分
予 約 先	今治市朝倉ふれあい交流センター
予約先 T E L	0898-36-7021
予約先 F A X	0898-36-7026

宿泊使用料 (4月1日現在)

区 分		個 人	団 体(10人以上)
大 人(高校生以上)	1人1泊につき	3,350円	2,620円
小 人(小学生以上)	1人1泊につき	1,680円	1,260円

備考

小学校入学前の乳幼児が寝具を利用するときは、1人につき1,050円の使用料を徴収する。

一時使用料 (4月1日現在)

区 分		基 本 料 金 (3時間まで)	加 算 料 金 (3時間を超えて1時間までごとに)
和 室 (大)	1室につき	1,680円	310円
和 室 (中)			
和 室 (小)	1室につき	1,150円	310円
和室研修室	1室につき	2,200円	410円
調 理 室	1団体につき	1,150円	310円
芝生、ホール	1団体につき	1,680円	310円

備考

(1) 冷暖房を使用した場合は、1時間までごとに100円の使用料を徴収する。

(2) 半数以上が宿泊期間中の者である場合は、一時使用料を徴収しない。

(2) 今治市大三島少年自然の家

ロッジ風の宿泊棟9棟、屋内食堂棟、多目的研修室、管理棟をそれぞれウッドデッキでつないだ一体型の海辺の簡易宿泊施設です。

野外炊事棟、野外食堂棟(座席：128名)を完備しているので、小中学校の児童生徒の野外体験施設として、また、一般の方も低料金(素泊まり)で利用できます。完全予約制。

住 所	今治市大三島町肥海 4762 番地 1
T E L	0897-82-0311
休 所 日	・ 11 月から翌年 3 月までの水曜日 ・ 11 月から翌年 3 月までの土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日の内、施設使用の予約が入っていない日
設 備 等	宿泊棟、研修棟、食堂棟、ミーティングルーム、野外食堂棟、野外炊事棟、 宿泊棟全室冷暖房完備 ※使用料・食事等料金は別途
宿 泊 定 員	272 名
交 通 案 内	尾道・今治から しまなみ海道 車で約 40 分 大三島 I C から車で約 30 分
予 約 先	今治市大三島少年自然の家
予約先 T E L	0897-82-0311
予約先 F A X	0897-82-0443
e - m a i l	sizennoie@imabari-city.jp

食事料金

利用者	食 別	朝 食	昼 食		夕 食	飯ごう炊さん
			食堂棟内	食堂棟外		
学 校 関 係 (1 人につき)	小 学 生 及 び 引 率 教 職 員	260 円	370 円	360 円	520 円	520 円
	中 学 生 及 び 引 率 教 職 員	280 円	390 円	380 円	530 円	530 円
青少年団体及び その 他 一 般 (1 人につき)	小 学 生	280 円	390 円	380 円	530 円	530 円
	中 学 生	310 円	450 円	440 円	650 円	650 円
	高・大・教・一般	350 円	470 円	460 円	700 円	700 円

その他の料金

名 称	金 額
飯ごう炊さん用 薪	1 人につき 100 円
キャンプファイヤー用 組木	キャンプファイヤー 1 回につき 5,100 円

使用料金

使用期間区分		1 日	1 泊 2 日	延 泊 (1 泊 1 日増すごとに)
学 校 関 係 (1 人につき)	小 ・ 中 学 生	650 円	1,300 円	650 円
	引 率 教 職 員			
青 少 年 団 体 (1 人につき)	小 ・ 中 学 生	650 円	1,300 円	650 円
	高 校 生	700 円	1,400 円	700 円
	一 般	850 円	1,700 円	850 円
そ の 他 一 般 (1 人につき)	中 学 生 以 下	—	2,100 円	1,050 円
	高 校 生 以 上	—	3,600 円	1,800 円

備考

- (1) 1 日の使用は、午前 9 時から午後 4 時までの使用とする。
- (2) 泊付きの使用は、使用開始の日の午後 3 時から使用終了の日の午前 10 時までの使用とする。
- (3) 泊付きの使用の場合は、シーツ使用料として 1 人当たり 100 円を徴収する。

3. 今治市立図書館

(1) 今治市立中央図書館

- ① 建 物 鉄筋コンクリート造(一部コンクリート造、鉄骨造)、地下 2 階、地上 3 階建
- ② 延床面積 7,041.7 m²
- ③ 開 館 平成 8 年 3 月 2 日
- ④ 開館時間 9 時 30 分～19 時
- ⑤ 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
(ただし、第 4 月曜日は開館)
毎月第 3 金曜日(書架整理日・祝日の場合は開館し、前日休館)
年末および年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)
その他(特別整理期間等)

(2) 今治市立波方図書館

- ① 建 物 鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 2 階建
- ② 延床面積 1,681.5 m²
- ③ 開 館 平成 9 年 11 月 8 日
- ④ 開館時間 10 時～18 時
- ⑤ 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
(ただし、第 4 月曜日は開館)
毎月第 3 金曜日(書架整理日・祝日の場合は開館し、前日休館)
年末および年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)
その他(特別整理期間等)

(3) 今治市立大西図書館

- ① 建 物 鉄筋コンクリート造、3階建(付設)
- ② 延床面積 456.31 m²
- ③ 開 館 昭和51年1月31日
- ④ 開館時間 10時～18時
- ⑤ 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
(ただし、第4月曜日は開館)
毎月第3金曜日(書架整理日・祝日の場合は開館し、前日休館)
年末および年始(12月29日から1月3日)
その他(特別整理期間等)

(4) 今治市立大三島図書館

- ① 建 物 鉄筋コンクリート造、3階建
- ② 延床面積 932.67 m²
- ③ 開 館 平成14年4月1日
- ④ 開館時間 10時～18時
- ⑤ 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は開館し、翌日休館)
(ただし、第4月曜日は開館)
毎月第3金曜日(書架整理日・祝日の場合は開館し、前日休館)
年末および年始(12月29日から1月3日)
その他(特別整理期間等)

(5) 図書分類別蔵書数及び利用状況

①分類別蔵書数

(令和8年3月31日現在)

	今治市立 中央図書館	今治市立 波方図書館	今治市立 大西図書館	今治市立 大三島図書館	計
総記	16,249	2,649	1,587	2,455	22,940
哲学	15,299	3,760	1,876	2,537	23,472
歴史	40,440	8,558	7,292	7,353	63,643
社会科学	57,790	14,191	7,282	9,425	88,688
自然科学	28,404	8,215	5,706	7,463	49,788
技術	25,349	9,452	5,811	7,155	47,767
産業	11,561	4,278	2,355	3,347	21,541
芸術	33,612	11,328	6,895	7,871	59,706
言語	5,898	1,846	1,098	1,821	10,663
文学	158,711	41,701	23,473	30,556	254,441
絵本及び紙芝居	32,991	10,539	9,042	10,267	62,839
総数	426,304	116,517	72,417	90,250	705,488

②利用状況

(令和7年度)

	今治市立 中央図書館		今治市立 波方図書館		今治市立 大西図書館		今治市立 大三島図書館		計	
	人数	点数	人数	点数	人数	点数	人数	点数	人数	点数
一般	91,395	356,874	14,840	64,631	16,393	74,660	6,147	24,360	128,775	520,525
少年	14,546	81,884	2,594	17,498	4,093	27,065	954	5,214	22,187	131,661
個人 計	105,941	438,758	17,434	82,129	20,486	101,725	7,101	29,574	150,962	652,186
団体 貸出	2,225	19,161	545	4,635	1,014	10,420	298	3,637	4,082	37,853
合計	108,166	457,919	17,979	86,764	21,500	112,145	7,399	33,211	155,044	690,039

【備考】 移動図書館分の利用数は中央館分を含む
島しょ部公民館等貸出窓口分の利用数は中央館分を含む

・Web 貸出延長 (外数)
(人数) 9,347 人
(点数) 25,030 点
・電子図書館貸出点数(外数)
(点数) 12,045 点

(6) 貸出冊数及び返却期限

今治市立図書館全館

- ・ 図 書 10 冊 2 週間
- ・ 雑 誌 4 冊 1 週間
- ・ A V 資料 2 点 1 週間

今治市電子図書館

- ・ 電子書籍 3 点 2 週間

(7) 利用者の範囲

今治市立図書館各館共通

- ・ 今治市内に居住、通勤、在学している者。(越智郡は今治市内に準じる)
- ・ 他の地域については、教育委員会が必要と認めた者。

4. 視聴覚ライブラリー

視聴覚機材及び教材を整備し、学校及び社会教育機関または団体に対し貸出を行っている。

(1) 所在地 今治市南大門町二丁目 5 番地 1(市役所第 3 別館 4 階：令和 7 年 4 月現在)

(2) 教材所蔵及び貸出状況

教 材	所 蔵 数 (令和 8 年 3 月 31 日現在)	貸 出 件 数 (令和 7 年度)
16 ミリ映画フィルム	462	0
V H S ビデオテープ	842	5
D V D	50	5
計	1, 354	10

(3) 教材設置及び貸出状況

教 材	設 置 数 (令和 8 年 3 月 31 日現在)	貸 出 件 数 (令和 7 年度)
ビ デ オ デ ッ キ	2	1
D V D プレイヤー	4	17
プロジェクター	17	98
スクリーン	9	35
ワイヤレスアンプ	5	65
スピーカー	9	21
そ の 他	50	340
計	96	577

5. 青少年センター

- (1) 設置主体 教育委員会
- (2) 諮問機関 青少年センター運営協議会
- (3) 補導委員 263 名(令和 8 年 4 月 1 日現在)
- (4) 業務
 - ア 街頭補導 エ 関係機関との連絡協調
 - イ 継続補導 オ 調査研究
 - ウ 青少年悩み相談 カ 健全育成活動

6. 今治市河野美術館：〒794-0042 今治市旭町1丁目4番地8

- (1) 建築物の概要 本館 鉄筋コンクリート4階建(塔屋2階)
 延面積 2,743.63㎡
 展示室・会議室・事務室・講演室
 茶室 79.79㎡

(2) 観覧料及び使用料(令和8年4月1日現在)

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20人以上)
常 設 展 示	一 般	310円	250円
	学 生	160円	130円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 2 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 3 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1点又は1冊につき	310円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 有料施設使用料

使用時間等 区分	9:00~12:00	12:00~17:00	9:00~17:00	超 過 時 間 (1時間までごとに)
講 演 室	2,670円	4,660円	6,960円	1,740円
会 議 室	1,610円	2,890円	4,280円	1,070円
第1展示室	1,050円	1,780円	2,690円	670円
第2展示室	1,240円	2,000円	3,080円	770円
第3展示室	1,800円	3,330円	4,870円	1,220円
茶 室	1,570円	2,520円	3,890円	970円
放 送 機 器	470円	560円	980円	250円

備考

- 1 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 3 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の6割増とする。
- 4 茶室の使用において、調理室を使用するときは、1,140円を加算する。
- 5 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の8割増とする。
- 6 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 7 各区分の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

- (3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
 陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29~1/3)

7. 今治市朝倉ふるさと美術古墳館：〒799-1603 今治市朝倉下甲 898 番地

- (1) 建築物の概要 木造 2 階建 566.33 m² 木造 1 階建 189.52 m²
 考古室・展示室・学習室・ホール・事務室

(2) 観覧料及び使用料（令和 8 年 4 月 1 日現在）

- ア 観覧料 無料
 イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
観 覧	1 点又は 1 冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 有料施設使用料

施設名	使用時間等			超 過 時 間 (1 時間までごとに)
	9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	
企画展示室(新 館)	320 円	540 円	820 円	210 円
企画展示室(旧館 2 階大)	230 円	380 円	580 円	150 円
企画展示室(旧館 2 階小)	170 円	270 円	420 円	110 円

備考

- 1 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 3 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の 6 割増とする。
- 4 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の 8 割増とする。
- 5 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかんを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 6 各区分の使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

- (3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
 陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29～1/3)

8. 今治市玉川近代美術館(徳生記念館)：〒794-0102 今治市玉川町大野甲 86 番地 4

(1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート 2 階建 642.62 m²、企画展示室(旧玉川文化交流館) 353.52 m²

展示室 5・特別展示室・収蔵庫・事務室・ロビー

(2) 観覧料及び使用料(令和 8 年 4 月 1 日現在)

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20 人以上)
常 設 展 示	一 般	520 円	420 円
	学 生	260 円	210 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 常設展示については、高校生以下又は 18 歳未満は無料とする。
- 65 歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1 点又は 1 冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 企画展示室使用料

使用時間等 施設名	9:00~12:00	12:00~17:00	9:00~17:00	超 過 時 間 (1 時間までごとに)
文 化 交 流 館	2,670 円	4,450 円	6,760 円	1,690 円

備考

- 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の 6 割増とする。
- 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の 8 割増とする。
- 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 各区分の使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

(3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29~1/3)

9. 今治市大西藤山歴史資料館：〒799-2205 今治市大西町宮脇乙 579 番地 1

- (1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート 1 階建 延面積 622.72 m²
事務室・ホール・収蔵庫・常設展示室・企画展示室・会議室

- (2) 観覧料及び使用料（令和 8 年 4 月 1 日現在）

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20 人以上)
常 設 展 示	一 般	310 円	250 円
	学 生	160 円	130 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 常設展示については、高校生以下又は 18 歳未満は無料とする。
- 65 歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1 点又は 1 冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 有料施設使用料

施設名	使用時間等			超 過 時 間 (1 時間までごとに)
	9:00~12:00	12:00~17:00	9:00~17:00	
会 議 室	740 円	1,060 円	1,710 円	430 円

備考

- 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の 6 割増とする。
- 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の 8 割増とする。
- 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 各区分の使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

- (3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29~1/3)

10. 今治市吉海郷土文化センター（野間仁根バラのミュージアム）

〒794-2103 今治市吉海町福田 1290 番地

(1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート 2 階建 延面積 1,035.90 ㎡

展示室 5・ロビー・ホール・事務室・収蔵庫

(2) 観覧料及び使用料（令和 8 年 4 月 1 日現在）

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20 人以上)
常 設 展 示	一 般	310 円	250 円
	学 生	160 円	130 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 常設展示については、高校生以下又は 18 歳未満は無料とする。
- 65 歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1 点又は 1 冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 有料施設使用料

使用時間等 施設名	9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	超 過 時 間 (1 時間までごとに)
展 示 室	430 円	710 円	1,080 円	270 円

備考

- 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の 6 割増とする。
- 入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の 8 割増とする。
- 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 各区分の使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

(3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29～1/3)

11. 今治市村上海賊ミュージアム：〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 1285 番地

- (1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート 3 階建 延床面積 2,831.06 m²
 常設展示室・企画展示室・わくわく体験ルーム・事務室・講座室・控室・
 図書室・ボランティア室・学芸員室・整理作業室・特別収蔵庫・普通収
 蔵庫・作業スペース・ガイダンスホール・ピロティエー・ミュージアムシ
 ョップ・カフェテリア・展望室

(2) 観覧料及び使用料 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20 人以上)
常 設 展 示	一 般	310 円	250 円
	学 生	160 円	130 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 常設展示については、高校生以下又は 18 歳未満は無料とする。
- 65 歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1 点又は 1 冊につき	310 円
写真撮影・原版使用(電子複写)		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 有料施設使用料

使用時間等 施設名	9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	超 過 時 間 (1 時間までごとに)
講 座 室	1,570 円	2,620 円	3,980 円	1,000 円
物産・喫茶コーナー	月額 2 万円以上で市長が別に定める額			

備考

- 使用時間は、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 「超過時間」とは、上表に定めのない時間帯において使用する場合の時間をいう。
- 冷暖房機器を使用するときは、所定金額の 6 割増とする。
- 講座室の使用において、入場料を徴するとき又は物品の販売若しくは役務の提供等についての勧誘を目的とするときは、所定金額の 8 割増とする。
- 「入場料を徴するとき」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭を徴する場合をいう。
- 各区分の使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、それぞれの端数を切り捨てる。

- (3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
 陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29～1/3)

12. 今治市上浦歴史民俗資料館(村上三島記念館)：〒794-1402 今治市上浦町井口 7505 番地

- (1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート5階建 延面積 5,141.22㎡
 展示室・収蔵庫・多目的ホール・研修室・研修ホール・ロビー

(2) 観覧料及び使用料(令和8年4月1日現在)

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20人以上)
常 設 展 示	一 般	520 円	420 円
	学 生	260 円	210 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1点又は1冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

ウ 有料施設使用料

使用区分	使用時間	9:00～18:00 1時間当り	18:00～22:00 1時間当り	備 考
	多目的 ホール	入場料無料	2,740 円	
	入場料有料	5,500 円	6,600 円	
ホワイエ(ロビー)		820 円	980 円	
会 議 室		820 円	980 円	
第 1 研 修 室		820 円	980 円	
第 2 研 修 室		820 円	980 円	
研 修 ホ ー ル		1,030 円	1,640 円	

備考

- 冷暖房施設を使用する場合は、各室使用料の2割増とする。ただし、多目的ホールは、3割増とする。
- 準備、リハーサル及び整理等の使用時間は、使用時間を含むものとする。
- 第1及び第2研修室を1室として使用する場合は、1室料金として5割増とする。
- 会議室、第1及び第2研修室を多目的ホールの控え室として使用する場合は、各室使用料金の2分の1の額とする。
- 営利目的の場合は、多目的ホールは入場料有料の料金区分とし、その他の部屋は10割増とする。なお、この場合においては、第3項及び第4項の規定は適用しない。
- 「入場料有料」とは、入場料、観覧料、寄附金、優待券、資金募集その他名目のいかなを問わず入場について、直接又は間接に金銭を徴収する場合をいう。
- 超過時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

- (3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
 陳列替等運営上必要な期間 年末年始(12/29～1/2)

13. 今治市大三島美術館本館：〒794-1304 今治市大三島町宮浦 9099 番地 1

- (1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート1階建 延面積 1,109.61㎡
 展示室・応接室・事務室・収蔵庫・機械室・休憩室
 交流館(エントランス、売店)

- (2) 観覧料及び使用料 (令和8年4月1日現在)

ア 観覧料

区 分		観 覧 料 (1人1回につき)	
		個 人	団体(20人以上)
常 設 展 示	一 般	520 円	420 円
	学 生	260 円	210 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1点又は1冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

- (3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
 陳列替等運営上必要な期間 年末(12/27～12/31)

◎今治市大三島美術館別館(ところミュージアム大三島)

〒794-1308 今治市大三島町浦戸 2362 番地 3

(1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート1階建 延面積 356.84 m²

展示室・トイレ・倉庫棟・テラス

(2) 観覧料及び使用料(令和8年4月1日現在)

ア 観覧料

区 分		観 覧 料 (1人1回につき)	
		個 人	団体(20人以上)
常 設 展 示	一 般	310 円	250 円
	学 生	160 円	130 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 2 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 3 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1点又は1冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

(3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)

陳列替等運営上必要な期間 年末(12/27~12/31)

◎今治市大三島美術館別館(岩田健母と子のミュージアム)

〒794-1309 今治市大三島町宗方 5208 番地 2

(1) 建築物の概要 鉄筋コンクリート造 1階建 延面積 197.29 m²

展示室・トイレ・倉庫

(2) 観覧料及び使用料(令和8年4月1日現在)

ア 観覧料

区 分		観 覧 料 (1人1回につき)	
		個 人	団体(20人以上)
常 設 展 示	一 般	310 円	250 円
	学 生	160 円	130 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 2 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 3 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1点又は1冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

(3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)

陳列替等運営上必要な期間 年末(12/27~12/31)

14. 今治市伊東豊雄建築ミュージアム：〒794-1308 今治市大三島町浦戸 2418 番地

(1) 建築物の概要 スティールハット(展示棟)

鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 168.99 m²

シルバーハット(アーカイブ・ワークショップ棟)

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 延面積 188.32 m²

(2) 観覧料及び使用料(令和 8 年 4 月 1 日現在)

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20 人以上)
常 設 展 示	一 般	840 円	670 円
	学 生	420 円	340 円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 2 常設展示については、高校生以下又は 18 歳未満は無料とする。
- 3 65 歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
閱 覧	1 点又は 1 冊につき	310 円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240 円
貸 出 し ・ そ の 他	市長が定める額	

(3) 休館日 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日以降に振替える)
陳列替等運営上必要な期間 年末(12/27~12/31)

15. 今治城：〒794-0036 今治市通町3丁目1番地3

(1) 建築物の概要	天 守	鉄筋コンクリート瓦葺	6階建	1,131.59㎡
	櫓 門	木造瓦葺	2階建	121.75㎡
	多聞櫓	鉄骨・木造瓦葺	1階建	279.11㎡
	武具櫓	木造瓦葺	2階建	111.67㎡
	御金櫓	木造一部鉄骨造瓦葺	2階建	261.72㎡
	山里櫓	木造瓦葺	2階建	289.81㎡
	鉄御門	木造瓦葺	2階建	625.73㎡

(2) 観覧料及び使用料(天守、御金櫓、山里櫓、鉄御門、武具櫓) (令和8年4月1日現在)

ア 観覧料

区 分		個 人	団体(20人以上)
常 設 展 示	一 般	520円	420円
	学 生	260円	210円
特 別 展 示		市長が定める額	

備考

- 1 「常設展示」とは平常時に展示する美術品等の展示をいい、「特別展示」とは常設展示以外の特別の企画による展示をいう。
- 2 常設展示については、高校生以下又は18歳未満は無料とする。
- 3 65歳以上の者については、一般の団体料金を適用する。

イ 特別使用料

区 分	単 位	金 額
観 覧	1点又は1冊につき	310円
写 真 撮 影 ・ 原 版 使 用		5,240円
貸 出 し ・ そ の 他		市長が定める額

ウ 使用料

区 分	金 額 (1台当り)
第1駐車場 軽自動車 小型自動車 普通自動車	1回1時間までごとに 100円
第2駐車場 バ ス マイクロバス	1回2時間まで 520円
	1回2時間を超える1時間までごとに 260円

(3) 休館日 年末(12/29~12/31)

16. 指定文化財

(1) 国指定文化財

(令和8年4月1日現在)

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日
国 宝	9	① 伊予国奈良原山経塚出土品	一括 玉川町 玉川近代美術館	昭 31. 6. 28
		② 紺絲威鎧 兜、大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 27. 3. 29
		③ 赤絲威鎧 大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 27. 3. 29
		④ 紫綾威鎧 大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 28. 3. 31
		⑤ 禽獸葡萄鏡	1 面 大三島町 大山祇神社	昭 28. 3. 31
		⑥ 大太刀 銘 貞治五年丙午千手院長吉	1 口 大三島町 大山祇神社	昭 28. 3. 31
		⑦ 沢瀉威鎧 兜、大袖付(金具廻革所欠失)	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 29. 3. 20
		⑧ 牡丹唐草文兵庫鎖太刀拵	1 口 大三島町 大山祇神社	昭 30. 6. 22
		⑨ 大太刀 無銘 伝豊後友行 附 野太刀拵	1 口 大三島町 大山祇神社	昭 33. 2. 8
重要文化財	86	① 宝篋印塔	1 基 野間坪之内(長円寺跡)	昭 29. 3. 20
		② 野間神社宝篋印塔	1 基 神宮 野間神社境内	昭 29. 3. 20
		③ 五輪塔	1 基 野間坪之内(馬場)	昭 29. 3. 20
		④ 五輪塔	2 基 野間覚庵	昭 29. 3. 20
		⑤ 乗禅寺石塔	11 基 延喜 乗禅寺境内	昭 36. 3. 23
		宝篋印塔	5 基	
		五輪塔	4 基	
		宝塔	2 基	
		⑥ 仏鑑禅師墨蹟	1 幅 郷桜井	昭 30. 2. 2
		⑦ 木造釈迦如来立像	1 軀 玉川町 宝蔵寺	昭 11. 9. 18
		⑧ 宝篋印塔	1 基 宮窪町 善福寺	昭 29. 3. 20
		⑨ 大山祇神社本殿(宝殿)	1 棟 大三島町 大山祇神社	明 37. 8. 29
		⑩ 大山祇神社拝殿	1 棟 大三島町 大山祇神社	昭 28. 3. 31
		⑪ 大山祇神社宝篋印塔	3 基 大三島町 大山祇神社	昭 27. 11. 22
		⑫ 木造御神像	17 軀 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑬ 木造女神坐像	4 軀 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑭ 木造守門神像	4 軀 大三島町 大山祇神社	平 7. 6. 15
		⑮ 銅製水瓶	2 箇 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑯ 鍍金大前立	3 種 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑰ 螺鈿飾太刀 伝小松重盛奉納	1 口 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑱ 革包太刀 銘 国吉作 大内義隆奉納	1 口 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑲ 赤銅造太刀 銘 宗延作	1 口 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		⑳ 太刀 銘 恒真革包太刀拵	1 口 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		㉑ 黒漆太刀 無銘	1 口 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		㉒ 革包太刀 無銘	1 口 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		㉓ 紺絲威膝鎧	1 双 大三島町 大山祇神社	明 34. 3. 27
		㉔ 浅葱糸威褌取鎧 大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
		㉕ 萌黄綾威腰取鎧 大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
		㉖ 紫韋威鎧 大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
㉗ 紫韋威鎧 大袖付	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20		
㉘ 紅糸威鎧	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20		
㉙ 白糸威褌取鎧	1 領 大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20		

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日	
重要文化財	③0	藍韋威鎧	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③1	色々威胴丸 兜、頬当、大袖、籠手付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③2	色々威胴丸 兜、大袖 1 隻付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③3	熏韋威胴丸 しころ(革へんに毎)、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③4	紫糸威腰赤胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③5	茶糸威肩赤白胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③6	藍韋威胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③7	藍韋威胴丸 兜、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③8	藍韋威胴丸 兜、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	③9	紫韋威胴丸 兜、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④0	藍韋威肩腰白胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④1	熏韋威胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④2	熏紫韋威胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④3	紫韋威胴丸 兜、壺袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④4	紫韋威胴丸 大袖 1 隻付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④5	藍韋威裾紫胴丸 兜付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④6	熏韋威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④7	熏韋威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④8	熏韋威胴丸 兜、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	④9	熏韋威胴丸 大袖、袖印付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤0	紅綾威肩腰萌黄綾胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤1	熏韋包胴丸 壺袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤2	藍韋威肩腰白胴丸 大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤3	紫韋威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤4	紫韋威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤5	熏韋威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤6	黒韋威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤7	色々威腹巻 兜、喉輪、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤8	藍韋威胸白紅白腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑤9	色々威腹巻 喉輪、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥0	藍韋威胸白紅白腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥1	藍韋威腹巻 兜、大袖付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥2	色々威鉄腹巻 籠手付	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥3	藍韋威胸紅白紅腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥4	色々威裾萌黄素懸腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥5	藍韋威胸紅白紅腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥6	熏韋威胸紅浅葱糸腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥7	藍韋威胸紅白腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥8	熏韋威腹巻	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
	⑥9	熏韋威腹巻	2 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
⑦0	茶糸素懸威鉄腹巻など	6 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20	
	茶糸素懸威鉄腹巻 兜、頬当、袖、籠手付	1 領			
	萌黄素懸威鉄腹巻	1 領			

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日	
重要文化財		紫糸素懸威鉄腹巻 壺袖付	1 領		
		紫糸素懸威鉄腹巻	1 領		
		紫糸素懸威鉄腹巻	1 領		
		紫糸素懸威鉄腹巻	1 領		
		⑦① 白綾威二十四間四方白星兜	1 頭	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
		⑦② 黒韋威二十間筋兜など	6 頭	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
		黒韋威二十間筋兜	1 頭		
		藍韋威二十八間筋兜	1 頭		
		白綾威裾藍韋十四間筋兜	1 頭		
		藍韋威肩白十二間筋兜	1 頭		
		紫韋威三十二間筋兜	1 頭		
		鳶兜	1 双		
		⑦③ 色々威大袖など	7 双	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
		色々威大袖	1 双		
		熏韋威肩白大袖	1 双		
		藍韋威腰萌黄大袖	1 双		
		白綾威大袖	1 双		
		紫韋威大袖	1 双		
		洗韋威大袖(四段以下欠)	1 双		
		金小札紅糸威腰浅葱大袖	1 双		
		⑦④ 紺糸裾素懸威胴丸	1 領	大三島町 大山祇神社	昭 44. 6. 20
		⑦⑤ 太 刀 銘 行真 拵 山金造螺鈿鞘野太刀	1 口	大三島町 大山祇神社	昭 2. 4. 25
		⑦⑥ 刀 銘 慶長九年二月吉日 信濃守国広作 依賀茂県主保経所望打之	1 口	大三島町 大山祇神社	昭 3. 4. 4
		⑦⑦ 太刀 銘 有綱 拵 山金造革包太刀	1 口	大三島町 大山祇神社	昭 4. 4. 6
		⑦⑧ 木造扁額 額文「日本総鎮守大山積大明神」	1 面	大三島町 大山祇神社	昭 12. 8. 25
		⑦⑨ 亀甲繫散蒔絵手巾掛	1 基	大三島町 大山祇神社	昭 34. 6. 27
		⑧⑩ 革箆	1 腰	大三島町 大山祇神社	昭 34. 6. 27
		⑧⑪ 金象箆両添刃鉄鉾	1 口	大三島町 大山祇神社	昭 41. 6. 11
		⑧⑫ 三島明神奉納武器類	1式(74)	大三島町 大山祇神社	昭 41. 6. 11
		三島神紋流旗	1 旒		
		薙刀 銘 備前国岩戸庄地頭左兵衛尉源吉家	1 口		
		薙刀 無銘	5 口		
		長巻 銘 宗吉	1 口		
		黒漆塗二引重籐弓	1 張		
		吹寄籐弓	1 張		
		赤漆塗重籐弓	1 張		
		塗籠所糸巻弓	1 張		
		塗籠重糸巻弓	1 張		
		塗籠勾糸巻弓	2 張		
		黒漆塗二引重糸巻弓	1 張		
		塗籠二引樺巻弓	1 張		
	征箭	45 隻			

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日	
重要文化財		中差箭	4 隻		
		雁股箭	6 隻		
		黒漆塗革張頭冑鉢	1 頭		
		鯨髭張半弓 1 張・附木篋箭	5 隻		
		㊸ 大山祇神社法楽連歌 附安永六年八月十三日整理目録 1 卷	274 帖	大三島町 大山祇神社	昭 47. 5. 30
		㊹ 金銅密教法具	5 点	東村 真光寺	平 23. 6. 27
		㊺ 大山祇神社三島家文書	210 通	大三島町 大山祇神社	平 24. 9. 6
史 跡	4	㊻ 伊予国分寺塔跡	1 件	国分	大 10. 3. 3
		㊼ 能島城跡	1 件	宮窪町宮窪	昭 28. 3. 31
		㊽ 永納山城跡	1 件	孫兵衛作・西条市	平 17. 7. 14
		㊾ 妙見山古墳	1 件	大西町宮脇	平 22. 8. 5
名 勝	5	㊿ 波止浜	1 件	波止浜	昭 13. 5. 30
		㊽ 志島ヶ原	1 件	桜井	昭 16. 2. 21
		㊾ 千疋のサクラ	1 件	玉川町鈍川	昭 16. 12. 13
		㊿ 八幡山	1 件	吉海町	昭 19. 11. 7
		㊽ 大三島	1 件	大三島町	昭 17. 9. 19
天然記念物	1	㊿ 大山祇神社のクスノキ群	1 件	大三島町 大山祇神社	昭 26. 6. 9

(2) 県指定文化財

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日	
有形文化財	26	㊿ 別宮大山祇神社拝殿	1 棟	別宮町 別宮大山祇神社	昭 40. 3. 29
		㊽ 紙本金地著色柳橋図	1 双	国分 国分寺	昭 40. 3. 29
		㊾ 太刀 銘 嘉元二年三月	1 口	黄金町	昭 34. 3. 31
		㊿ 短刀 銘 備中国住次吉作 附短刀拵	1 口	黄金町	昭 34. 5. 4
		㊽ 和鏡	11 面	神宮 野間神社	昭 54. 3. 20
		㊾ 国分寺文書 将軍家御教書 河野家代々判物 伊予国神社仏閣等免田註記	3 卷	国分 国分寺	昭 32. 12. 14
		㊿ 能寂寺文書	1 卷	河野美術館	昭 39. 3. 26
		㊽ 満願寺石塔	3 基	朝倉 満願寺	昭 55. 3. 21
		㊾ 絹本著色稚児大師像	1 幅	玉川町 光林寺	昭 40. 4. 2
		㊿ 木造貼付彩色前机	1 基	玉川町 宝蔵寺	昭 40. 4. 2
		㊽ 石造宝篋印塔	1 基	玉川町 宝蔵寺	昭 32. 12. 14
		㊾ 石造宝篋印塔	1 基	玉川町 光林寺	昭 32. 12. 14
		㊿ 木造御神像	3 軀	玉川町 石清水八幡神社	昭 45. 3. 27
		㊽ 大山祇神社十七社社殿	1 棟	大三島町 大山祇神社	昭 29. 11. 24
		㊾ 大山祇神社上津社社殿	1 棟	大三島町 大山祇神社	昭 29. 11. 24
		㊿ 大山祇神社神輿	3 座	大三島町 大山祇神社	昭 29. 11. 24
		㊽ 長柄鉾子	1 個	大三島町 大山祇神社	昭 34. 12. 15

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日
		⑱ 太刀 無銘	1 口 大三島町 大山祇神社	平 31. 2. 15
		⑲ 太刀 銘 和泉大掾藤原國輝 享保二十乙卯年二月吉日 黒漆葵五星文蒔絵飾太刀拵 附 金装刀國輝作長三尺五寸拵目録 1 卷、同控 1 通、猷金装刀辞 1 通	2 口 大三島町 大山祇神社	平 31. 2. 15
		⑳ 銅柄香炉	1 柄 真光寺	令 3. 2. 24
		㉑ 金銅金鉢	1 口 真光寺	令 3. 2. 24
		㉒ 木造大通智勝如来坐像	1 軀 東円坊	令 5. 2. 17
		㉓ 木造如来形坐像 (伝弥勒菩薩)	1 軀 東円坊	令 5. 2. 17
		㉔ 大太刀 銘 石州和貞作	1 口 大三島町 大山祇神社	令 6. 2. 16
		㉕ 大太刀 無銘	1 口 大三島町 大山祇神社	令 6. 2. 16
		㉖ 紺紙金字法華経等	14 卷 大三島町 大山祇神社	令 7. 2. 18
民俗文化財 (無形民俗文化財)	6	① 今治及び越智地方の獅子舞 高部獅子舞保存会 阿方獅子舞保存会 野間獅子連中 延喜獅子舞保存会 矢田獅子舞保存会 神宮獅子舞保存会 宅間獅子連中 鳥生獅子連中 杣田獅子舞保存会 波止浜獅子連中 桜井浜獅子保存会 古谷多伎獅子保存会 波方青年獅子連中 樋口獅子舞保存会 小部獅子保存会 養老獅子保存会 森上獅子連中 脇獅子連 別府獅子連 九王獅子連 宮脇獅子保存会 池原獅子舞保存会 光安獅子若青年団	23 団体 今治市 1 件 高部 1 件 阿方 1 件 野間 1 件 延喜 1 件 矢田 1 件 神宮 1 件 宅間 1 件 祇園町 1 件 杣田 1 件 波止浜 1 件 桜井 1 件 朝倉古谷 1 件 波方町波方 1 件 波方町樋口 1 件 波方町小部 1 件 波方町養老 1 件 波方町森上 1 件 大西町脇 1 件 大西町別府 1 件 大西町九王 1 件 大西町宮脇 1 件 菊間町浜 1 件 菊間町種	平 12. 4. 18 (※波止 浜・桜井・森 上・宮脇・池 原・光安は平 31. 2. 15 追 加指定)
		② 朝倉矢矧神社の獅子舞とにわか	1 件 朝倉北	平 12. 4. 18
		③ お供馬の行事	1 件 菊間町 加茂神社	昭 52. 1. 11
		④ 岡村島の弓祈禱	1 件 関前 姫子島神社	平 12. 4. 18
		⑤ 一人角力	1 件 大三島町 大山祇神社	昭 52. 1. 11
		⑥ 大三島の神楽	1 件 朝日神社・大見神社	昭 52. 1. 11

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日
史 跡	9	① 阿方貝塚	1件 阿方	昭 23. 10. 28
		② 日高鯨山の古墳	1件 馬越町	昭 25. 10. 10
		③ 今治城跡	1件 通町	昭 28. 10. 9
		④ 今治藩主の墓	1件 古国分	昭 34. 3. 31
		⑤ 伊予国分尼寺塔跡	1件 郷桜井	昭 31. 11. 3
		⑥ 多伎神社古墳群	1件 朝倉古谷	昭 34. 12. 25
		⑦ 野々瀬の古墳(七間塚古墳)	1件 朝倉南	昭 25. 10. 10
		⑧ 甘崎城跡	1件 上浦町 荒神社	昭 51. 4. 16
		⑨ 甘藷地蔵	1件 上浦町 向雲寺	昭 23. 10. 28
名 勝	1	① 御串山	1件 大三島町宮浦	昭 43. 3. 8
天然記念物	9	① 湿地植物	1件 孫兵衛作(蛇越池)	昭 25. 10. 10
		② 大クスノキ	1件 別名	昭 34. 3. 31
		③ トウツバキ	1件 新谷	昭 52. 4. 15
		④ 子持ちスギ	1本 玉川町 奈良原神社	昭 32. 12. 4
		⑤ 客神社の社叢	1件 菊間町 西山部落	昭 45. 3. 27
		⑥ 名駒のコミカン	1件 吉海町名駒	昭 23. 10. 28
		⑦ 盛口のコミカン	1件 上浦町井口	昭 28. 12. 25
		⑧ 生樹の門(クスノキ)	1件 大三島町 小見山部落	昭 26. 11. 27
		⑨ 野間馬	1件 乃万(野間馬ハイランド)	令 8. 2. 17

(3) 市指定文化財

区 分	市指定件数	計	
有 形 文 化 財	建 造 物	6	229
	石 造 美 術	30	
	絵 画	42	
	彫 刻	28	
	工 芸 品	26	
	書跡・典籍・古文書等	79	
	考 古 資 料	4	
	歴 史 資 料	14	
無 形 文 化 財	0	0	
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	1	12
	無 形 民 俗 文 化 財	11	
記 念 物	史 跡	44	83
	名 勝	5	
	天 然 記 念 物	34	
計		324	

(4) 国登録文化財

種 別	件数	物 件 名	所 在 地	指定年月日
登録有形 文化財	13	① 旧鈍川小学校二宮金次郎像台座	1 件 玉川町鈍川	平 15. 1. 31
		② 井口四番浜南丸樋	1 基 上浦町井口	平 15. 2. 26
		③ 井口四番浜北丸樋	1 基 上浦町井口	平 15. 2. 26
		④ 旧井口三番浜丸樋	1 基 上浦町井口	平 15. 2. 26
		⑤ 今治ラヂウム温泉本館	1 棟 共栄町	平 28. 11. 29
		⑥ 旧八木商店本店店舗	1 棟 波止浜	令 3. 10. 14
		⑦ 旧八木商店本店座敷	1 棟 波止浜	令 3. 10. 14
		⑧ 旧八木商店本店住居棟	1 棟 波止浜	令 3. 10. 14
		⑨ 旧八木商店本店内蔵	1 棟 波止浜	令 3. 10. 14
		⑩ 旧八木商店本店離れ	1 棟 波止浜	令 3. 10. 14
		⑪ 旧八木商店本店表塀	1 棟 波止浜	令 3. 10. 14
		⑫ 明専寺鐘楼門	1 棟 大西町脇	令 7. 8. 6
		⑬ 明専寺石垣	1 基 大西町脇	令 7. 8. 6
登録記念物	2	① 瓢箪島	1 件 上浦町井口、広島県尾道市	平 25. 3. 27
		② 旧八木商店本店庭園	1 件 波止浜	令 7. 9. 18

スポーツ振興

1. 大新田公園

今治市大新田町五丁目旧倉紡跡の約 76,200 m²の敷地へ昭和 27 年 5 月に球場を開設し、その後、昭和 34 年に補助球場、昭和 38 年にプール、昭和 46 年にテニスコート及びレクリエーション広場が整備され、市民のスポーツ活動やレクリエーションに広く活用されてきました。平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、施設の老朽化、競技規格の変更、バリアフリー未対応、駐車場の不足などを解消するため、大規模改修工事を行いました。本市における野球の拠点施設、住区基幹公園として重要な役割を担っております。

(1) 球場

- (ア) 開設年月日 昭和 27 年 5 月(球場グラウンドのみ整備)
昭和 55 年 6 月(球場メインスタンドなどの整備)大規模改修完成
平成 27 年 4 月(球場メインスタンド、夜間照明など)大規模改修完成
- (イ) 面積 19,080 m²
- (ウ) 収容人員 約 7,593 人(うち身障者席 32 席)
- (エ) 利用状況(令和 7 年度) 利用人数 15,413 人

(2) 補助グラウンド

- (ア) 建設年月日 昭和 46 年
平成 27 年 8 月大規模改修完成
- (イ) 面積 19,048 m²
- (ウ) 利用状況(令和 7 年度) 利用人数 30,306 人
使用料(4 月 1 日現在)

区 分		使用時間	アマチュアスポーツ	その他	
球 場		1 時間までごとに	1,020 円	5,090 円	
	夜間照明 施 設	全 点 灯	1 時間までごとに	152,780 円	152,780 円
		2 分の 1 点灯	1 時間までごとに	6,420 円	19,250 円
		3 分の 1 点灯	1 時間までごとに	4,280 円	12,840 円
	諸 室		1 時間までごとに	510 円	2,550 円
冷 暖 房 施 設		1 時間までごとに	510 円	510 円	
補助グラウンド	1 面	1 時間までごとに	200 円	1,020 円	
	夜間照明施設	1 面	1 時間までごとに	810 円	810 円
器 具	放 送 施 設	1 日	2,240 円	2,240 円	
	ス コ ア ボ ー ド	1 試合	2,040 円	2,040 円	
	電 源 コ ン セ ント	1 日	200 円	200 円	

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 大学生(専門学校生を含む。)、高校生以下又は65歳以上の者が使用する場合の使用料は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、諸室及び器具を除く。
- 3 補助グラウンドの1面とは、ソフトボール場1面をいうものとする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- ※ 平成25年からの改修で解体撤去となった施設
補助球場、レクリエーション広場、庭球場、プール
- ※ 平成25年からの改修で新しく整備された施設
補助グラウンド、芝生広場、子供の遊び場

【大規模大会開催実績】

- 昭和28年10月 第8回国民体育大会(軟式野球会場)
昭和55年11月 第15回高校総体(女子ソフトボール会場)
平成29年10月 第72回国民体育大会(成年男子軟式野球競技会場)
令和元年7月 第43回日米大学野球選手権大会
令和5年10月 第35回全国健康福祉祭(ソフトボール交流大会会場)
令和6年11月 第11回BFA U12アジア野球選手権



2. 中央体育館

本施設は、スポーツの普及、競技力向上、健康づくり、世代間の交流を目的に昭和53年に開設されました。平成25年度から平成26年度にかけて、各施設の老朽化、施設の耐震診断により判明した耐力不足を解消するため、大規模な耐震補強及び改修工事を行いました。幼児から高齢者まで多くの方に利用されており、市域の拠点施設として重要な役割を担っております。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 開設年月日 | 昭和53年11月30日(完成) 平成27年2月(大規模改修完成)
令和6年1月(格技室・トレーニングルーム・弓道場)空調設備設置完成 |
| (2) 敷地 | 12,435.45 m ² (うち3,880.97 m ² は県より購入) |
| (3) 延床面積 | 7,252.93 m ² |

- (4) 事業費 1,014,610千円(うち102,829千円は用地購入費)
1,241,959千円
(耐震補強、アリーナ床張替え、空調設備、エレベータ設置など大規模改修)完成
- (5) 観客席数 853席(うち身障者席7席)
- (6) 利用状況(令和7年度) 利用人数 118,615人
- (7) 使用料(4月1日現在)

[中央体育館使用料]

使用区分		使用時間	使用料
主 競 技 場		1時間までごとに	710円
	照明施設	1時間までごとに	1,220円
	冷暖房施設	1時間までごとに	4,580円
	主競技場の3分の1以下の部分を使用する場合	全面使用の使用料の3分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。	
主競技場の2分の1以下の部分を使用する場合	全面使用の使用料の2分の1に相当する額。ただし、冷暖房施設の使用料は全面使用と同額とする。		
卓 球 室 (1台)		1時間までごとに	200円
格 技 室 (1室)		1時間までごとに	610円
	冷暖房施設	1時間までごとに	1,000円
弓道場	個人利用	1人1回	150円
		回数券11枚つづり	1,500円
	団体利用	20人以上1回	3,000円
ト レ ー ニ ン グ 室		1人1回	220円
		回数券11枚つづり	2,200円
会 議 室	大	1時間までごとに	680円
		冷暖房施設	1時間までごとに
	中	1時間までごとに	240円
		冷暖房施設	1時間までごとに
控 室 (1室)		1時間までごとに	140円
	冷暖房施設	1時間までごとに	80円
選 手 控 室 (1室)		1時間までごとに	210円
	冷暖房施設	1時間までごとに	120円
多 目 的 室		1時間までごとに	340円
	冷暖房施設	1時間までごとに	190円

[器具使用料]

器具の名称	数量	区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送施設	1式	1日	2,550円	5,100円
球面式得点表示板 (電源コンセント 使用料を含む)	1台	1日	1,170円	2,340円
ステージ	1式	1日	4,580円	9,160円
電源コンセント	1口	1日	200円	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 入場料を徴収する場合とは、営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合をいう。
- 3 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 4 主競技場、卓球室、格技室、弓道場及びトレーニング室を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

【大規模大会開催実績】

平成29年10月 第72回国民体育大会(成年女子・少年女子バスケットボール競技会場)

平成29年10月 第17回全国障害者スポーツ大会(車椅子バスケットボール競技会場)



3. 桜井スポーツランド

(1) テニスコート

- (ア) 開設年月日 昭和59年4月14日
- (イ) 面積 17,229㎡(内コート面積7,000㎡)
- (ウ) 施設の概要 コート(オムニ)10面、練習コート(1カ所)、管理棟、クラブハウス、便所(1カ所)、ストックハウス(5基)、散水栓(5栓)、水飲栓(1基)
- (エ) 建設費 470,565千円(うち、用地購入費121,015千円)

(オ) 使用料 (4月1日現在)

施設区分	使用区分	使用時間	使用料
テニスコート	1面	1時間までごとに	250円
器具	電源コンセント(1口)	1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、器具を除く。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(カ) 利用状況(令和7年度) 利用人数 19,510人

(2) 多目的広場

(ア) 開設年月日 昭和61年4月1日

(イ) 面積 23,800㎡

(ウ) 施設の概要 陸上競技300mトラック、セパレート6コース
直線140m 8コース(日本陸連4種L公認)、管理棟、倉庫、
ストックハウス(4基)、散水栓(3栓)、水飲、足洗場(2)

(エ) 建設費 271,560千円(うち、用地購入費167,163千円)

(オ) 使用料 (4月1日現在)

施設区分	使用区分	使用時間	使用料
多目的広場		1時間までごとに	490円
	個人使用	1時間までごとに	50円
器具	電源コンセント(1口)	1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、器具を除く。
- 3 中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、器具を除く。
- 4 多目的広場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(カ) 利用状況(令和7年度) 利用人数 5,117人

4. 桜井海浜ふれあい広場サッカー場

- (1) 開設年月日 平成 13 年 4 月
令和 7 年 10 月 ロングパイル人工芝張替
- (2) 面積 8,800 m²
- (3) 施設の概要 ロングパイル人工芝サッカーコート 一般用 1 面(ジュニア用の場合 2 面)
- (4) 使用料 (4 月 1 日現在)

区 分	使用時間	使用料
サッカー場	全日(9:00~17:00)	12,220 円
	午前(9:00~12:00)	6,110 円
	午後(12:00~17:00)	7,130 円
	1 時間までごとに	2,550 円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
 - 2 高校生以下又は 65 歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。
 - 3 半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。
 - 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、全面使用のみとし、所定の使用料の 3 倍とする。
 - 5 アマチュアスポーツ以外で使用する場合は、所定の使用料の 2 倍とする。
 - 6 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (5) 利用状況(令和 7 年度) 利用人数 20,138 人



桜井海浜ふれあい広場サッカー場



クラブハウス

5. スポーツパーク

今治新都市開発整備事業の一つとして、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて整備を行い、平成 27 年 10 月に中四国では数少ないガーネット微粒子を使用した人工クレイコート 16 面(うち上屋付 4 面)を備えたテニスコートを開設し、平成 29 年 4 月にはロングパイル人工芝サッカー場 1 面を供用開始しました。本市におけるスポーツを通じた広域交流施設として重要な役割を担っております。

- (1) テニスコート
- (ア) 開設年月日 平成 27 年 10 月 31 日
- (イ) 面積 75,136.72 m² コート総面積 : 12,595.68 m²

器具	電源コンセント	1口	1日	200円
----	---------	----	----	------

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、冷暖房施設、放送設備、照明施設、夜間照明施設及び器具を除く。
- 3 中学生以下の者のテニスコートの使用料については、一般の使用料の半額とする。ただし、照明施設及び夜間照明施設を除く。
- 4 65歳以上の者のテニスコートの使用料については、学生(高校・大学生)の使用料を適用する。
- 5 サッカー場を営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用区分は、全面のみとする。
- 6 高校生以下又は65歳以上の者がサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設を除く。
- 7 サッカー場を半面使用する場合は、全面使用する場合の使用料の半額とする。
- 8 アマチュアスポーツ以外でサッカー場を使用する場合は、所定の使用料の2倍とする。
- 9 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

【大規模大会開催実績】

平成29年10月 第72回国民体育大会(少年男子・少年女子ソフトテニス競技会場)

平成30年7月 第35回全日本小学生ソフトテニス選手権大会

令和4年7月 令和4年度全国高等学校総合体育大会(男子・女子ソフトテニス競技会場)

令和6年6月 第2回モルックジャパンオープン(今治市合併20周年記念大会)



6. 玉川艇庫

本施設は、玉川湖ボートコースでの大会運営や練習環境の改善、向上を目的に整備し、本県

東予地域の大会をはじめとする県大会や四国ブロック大会時に利用されるなど、本県のボー

- (1) 開設年月日 平成 28 年 4 月
 (2) 敷 地 1,815.66 m²
 (3) 延床面積 832 m²
 (4) 事業費 217,337 千円(うち艇庫建設費：184,726 千円)
 (5) 収 納 容 量 シングルスカル(9m 以下)、ダブルスカル(11m 以下)
 フォア(15m 以下) 各 26 艇収納の場合、合計 78 艇を収納可能
 (6) 使 用 料 (4 月 1 日現在)

施設区分	使用区分	使用時間	使用料	
艇 保 管 室	全長 9m 以下 1 艇	1 箇月につき	610 円	
		1 年につき	5,100 円	
	全長 11m 以下 1 艇	1 箇月につき	1,220 円	
		1 年につき	10,200 円	
	全長 15m 以下 1 艇	1 箇月につき	1,830 円	
		1 年につき	15,300 円	
選 手 控 室	1 室	1 時間までごとに	200 円	
冷 暖 房 施 設	1 室	1 時間までごとに	120 円	
会 議 室	1 室	1 時間までごとに	710 円	
冷 暖 房 施 設	1 室	1 時間までごとに	430 円	
器 具	電源コンセント	1 口	1 日	200 円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 使用の開始又は中止が月の中途になるときは、使用を開始した月の初日から使用し、使用を中止した月の末日に使用を終了したものとみなす。
- 3 使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

ト

競技の拠点である玉川湖ボートコースを補完する役割を担っております。

【大規模大会開催実績】

平成 29 年 10 月 第 72 回国民体育大会(ボート競技会場 全種別)

令和 4 年 8 月 令和 4 年度全国高等学校総合体育大会 (ボート競技会場 全種別)



体育施設一覧表（1）

地区	体育館	野球場	多目的広場
旧今治	中央体育館 (バレーボールコート 3 面、トレーニング室、格技室 2、弓道場他)	市営球場【大新田公園】 (照明あり)	補助グラウンド【大新田公園】 (ソフトボール場 4 面) 桜井スポーツランド (第 4 種 L 公認陸上競技場 300m トラック 6 コース他) 鹿ノ子池公園自由広場 (ソフトボール場 1 面) 延喜公園自由広場 (ソフトボール場 1 面)
朝倉	朝倉 B & G 海洋センター体育館 (第 1 体育館:バレーボールコート 2 面、第 2 体育館:柔・剣道・卓球場他)		朝倉緑のふるさと公園多目的広場 (ソフトボール場 2 面)
玉川	玉川総合公園多目的体育館 (バレーボールコート 2 面、柔・剣道場他)		玉川総合公園多目的広場 (ソフトボール場 3 面)
波方	波方公園運動場体育館 (バレーボールコート 2 面) 波方公園運動場武道館 (柔・剣道場)	波方公園運動場野球場 (照明あり)	波方公園運動場多目的広場 (ソフトボール場 2 面)
大西	大西体育館 (バレーボールコート 3 面、武道場他)		大西別府運動場 (ソフトボール場 1 面) 大西衣黒運動場 (ソフトボール場 1 面)
菊間	菊間コミュニティホール 緑の広場公園運動場総合体育館 (バレーボールコート 3 面)		緑の広場公園運動場多目的広場 (ソフトボール場 2 面) 亀岡地区公園運動場 (ソフトボール場 2 面)
吉海	吉海 B & G 海洋センター体育館 (バレーボールコート 2 面)		
宮窪	宮窪石文化運動公園石文化伝承館 (バレーボールコート 2 面)	宮窪石文化運動公園野球場	宮窪石文化運動公園多目的グラウンド (400m トラック 6 コース)
伯方	伯方木浦体育館 (バレーボールコート 1 面) 伯方体育センター		伯方北浦グラウンド 伯方伊方グラウンド
上浦	上浦多々羅スポーツ公園しまなみドームアリーナ (バレーボールコート 2 面、トレーニングルーム他)		上浦多々羅スポーツ公園運動場多目的グラウンド (ソフトボール場 1 面他)
大三島			大三島緑の村運動広場 (ソフトボール場 2 面)
関前			

体育施設一覧表（２）

地区	テニスコート (夜間照明あり)	テニスコート (夜間照明なし)	プール	その他施設
旧今治	スポーツパークテニスコート (人工クレイコート16面 うち上屋付4面) 鹿ノ子池公園庭球場 (ハードコート2面)	桜井スポーツランドテニスコート (人工芝10面) 富田海浜庭球場 (人工芝2面)	御厩プール (25m×6コース) 鹿ノ子プール (25m×5コース) 富田海浜プール (25m×6コース、流水プール)	ゲートボール場 (2面) スポーツパークサッカー場 (大人用1面) 桜井海浜ふれあい広場 サッカー場 (大人用1面)
朝倉	朝倉緑のふるさと公園 テニスコート (人工芝2面)		朝倉B&G海洋センター プール (温水:25m×6コース)	
玉川	玉川総合公園テニスコート (人工芝3面)			玉川艇庫
波方	波方公園運動場庭球場 (人工芝3面・ハードコート2面)		波方公園運動場プール (50m×8コース)	
大西	大西衣黒運動場テニスコート (ハードコート3面)			
菊間	緑の広場公園運動場庭球場 (人工芝3面)	緑の広場公園運動場庭球場 (クレイコート2面)		
吉海	吉海テニスコート (ハードコート4面)		吉海B&G海洋センター プール (25m×6コース)	吉海B&G海洋センター 艇庫
宮窪				宮窪石文化運動公園 ゲートボール場 (2面)
伯方	伯方S・Cパークテニスコート (クレイコート1面・ハードコート2面)	伯方S・Cパークテニスコート (クレイコート1面・ハードコート2面)		
上浦	上浦多々羅スポーツ公園 運動場テニスコート (人工芝3面)		上浦多々羅スポーツ公園 運動場しまなみドーム プール (温水:25m×5コース)	
大三島	大三島緑の村運動広場 テニスコート (ハードコート4面)			大三島緑の村運動広場 ゴルフ練習場
関前				

体育施設数

地区	体育館	野球場	多目的広場	テニスコート	プール	その他施設	合計
旧今治	1	1	4	4	3	3	16
朝倉	1		1	1	1		4
玉川	1		1	1		1	4
波方	2	1	1	1	1		6
大西	1		2	1			4
菊間	2		2	1			5
吉海	1			1	1	1	4
宮窪	1	1	1			1	4
伯方	2		2	1			5
上浦	1		1	1	1		4
大三島			1	1		1	3
関前							
合計	13	3	16	13	7	7	59

学 校 給 食

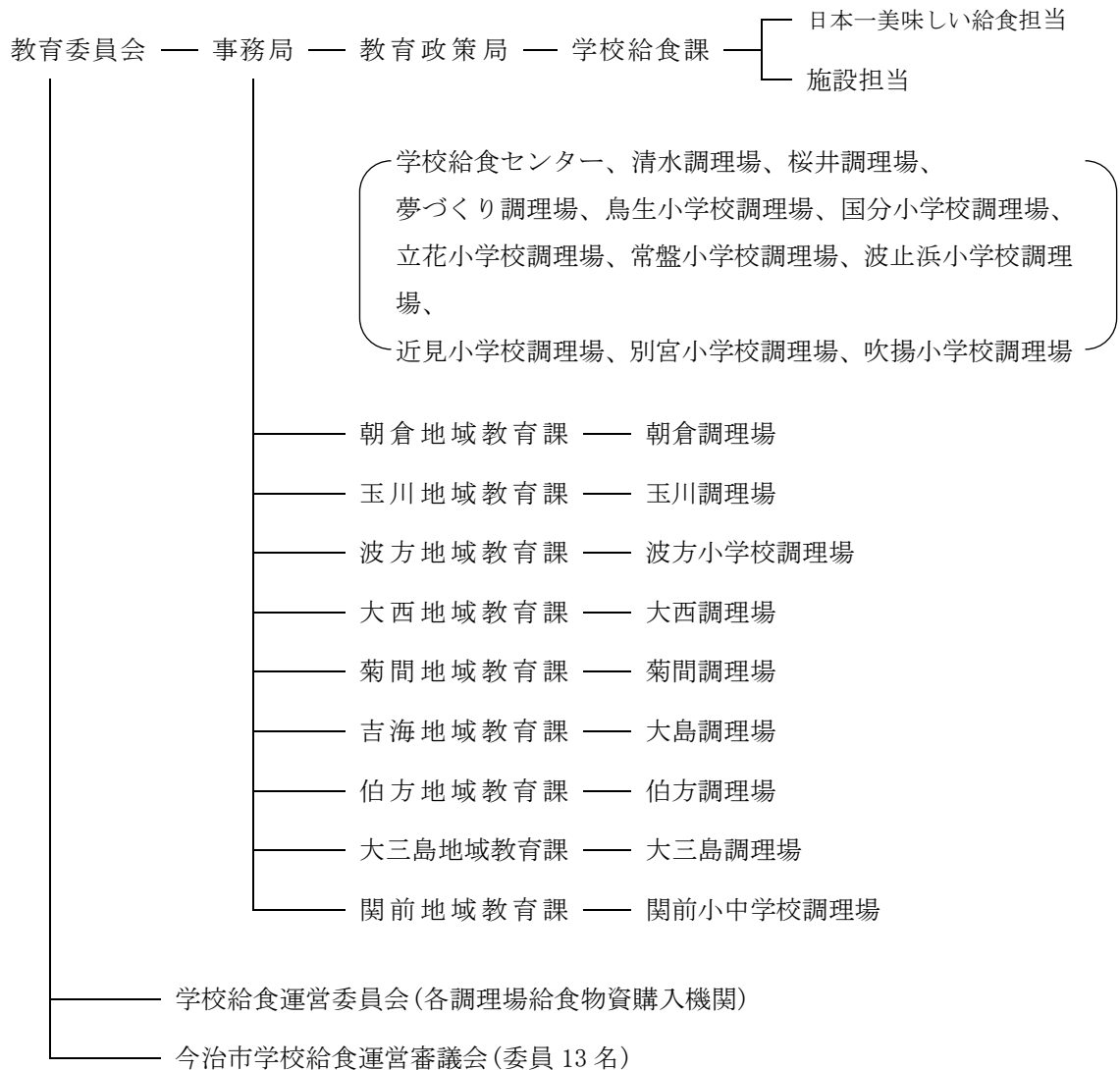
(1) 給食する学校の状況

(令和8年5月1日現在)

	区 分	対象 学校数 (校)		対象校	児童・ 生徒数 (人)	教職員数 (人)	1日当り 実施数 (食)	1食当り 給食費 (円)※
		中学校	小学校					
共 同 調 理 場	学校給食センター	中学校	4	日吉中、近見中、立花中、北郷中	1,263	132	1,418	357
	清 水 調 理 場	小学校	2	富田小、清水小	792	64	871	309
	桜 井 調 理 場	小学校	1	桜井小	280	29	939	309
		中学校	2	桜井中、今治東中等教育学校	551	61		357
	夢づくり調理場	小学校	2	日高小、乃万小	1,199	71	2,304	309
		中学校	2	南中、西中	1,002	82		357
	朝 倉 調 理 場	小学校	1	朝倉小	126	16	233	309
		中学校	1	朝倉中	62	22		357
	玉 川 調 理 場	小学校	2	鴨部小、九和小	136	38	273	309
		中学校	1	玉川中	69	22		357
	大 西 調 理 場	小学校	1	大西小	342	29	550	309
		中学校	1	大西中	146	23		357
	菊 間 調 理 場	小学校	2	亀岡小、菊間小	113	32	225	309
		中学校	1	菊間中	59	14		357
	大 島 調 理 場	小学校	2	吉海小、宮窪小	104	30	218	309
		中学校	1	大島中	60	16		357
	伯 方 調 理 場	小学校	1	伯方小	171	20	379	309
		中学校	1	伯方中	77	18		357
		高等学校	1	今治西高伯方分校	73	13		367
	大 三 島 調 理 場	小学校	2	上浦小、大三島小	97	28	303	309
中学校		1	大三島中	63	15	357		
高等学校		1	今治北高大三島分校	73	18	367		
単 独 調 理 場	鳥生小学校調理場	小学校	1	鳥生小	443	39	490	309
	国分小学校調理場	小学校	1	国分小	173	23	203	309
	立花小学校調理場	小学校	1	立花小	384	33	427	309
	常盤小学校調理場	小学校	1	常盤小	420	33	463	309
	波止浜小学校調理場	小学校	1	波止浜小	226	23	257	309
	近見小学校調理場	小学校	1	近見小	242	24	274	309
	別宮小学校調理場	小学校	1	別宮小	206	26	238	309
	吹揚小学校調理場	小学校	1	吹揚小	324	35	369	309
	波方小学校調理場	小学校	1	波方小	181	21	208	309
	関前小中学校調理場	小学校	1	岡村小	4	3	18	309
中学校		1	関前中	4	4	357		
	21 調理場	小学校 26、中学校(中等教育学校)16、高校 2			9,385	1,057	10,660	

※ 1食当り給食費については、1食当りにかかる単価を表しています

(2) 運営機構図



(3) 日本一おいしい給食

「子供が真ん中で輝くやさしいまち今治」の実現のため、「日本一おいしい給食事業」をはじめ、「i. i. imabari! ブランド給食」や「FC今治とのコラボ給食」など、地元食材での地産地消、手作り料理を基本とした独自の取り組みを実施し、変化のある給食を行っている。

上下水道編



高橋浄水場（バリウォーター）

上 水 道 等

1. 給配水状況

(令和6年度)

	今治事業所	玉川事業所	菊間事業所	越智諸島事業所	吉海・飲水
給水人口(人)	120,168	4,225	4,329	13,829	10
給水戸数(人)	56,995	2,037	2,237	8,433	14
年間配水量(m ³)	14,365,401	513,273	582,269	1,656,876	738
1日平均配水量 (m ³ /日)	39,357	1,406	1,595	4,539	2
年間給水量 (有収水量)(m ³)	13,898,279	412,495	492,828	1,498,970	354
1日平均給水量 (有収水量)(m ³ /日)	38,077	1,130	1,350	4,107	1
有収率(%)	96.7	80.4	84.6	90.5	48.0
普及率(%)	98.6	96.3	90.5	90.3	100.0
	関前・簡水				
給水人口(人)	291				
給水戸数(人)	293				
年間配水量(m ³)	35,899				
1日平均配水量 (m ³ /日)	98				
年間給水量 (有収水量)(m ³)	28,847				
1日平均給水量 (有収水量)(m ³ /日)	79				
有収率(%)	80.4				
普及率(%)	97.3				

2. 料金（令和8年4月1日現在）

●水道料金(家庭用：1月につき) (円)

基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
5 m ³	1,224	5 m ³ 超～10 m ³	41
		10 m ³ 超～40 m ³	203
		40 m ³ 超	253

●加入金(抜粋)

口 径	金 額
13 ミリメートル	33,000 円
20 ミリメートル	88,000 円
25 ミリメートル	154,000 円

3. 事業計画

今治事業所(第6次上水道拡張事業)

- (1) 工 期 令和5年度～令和18年度
- (2) 拡張計画

種 別	拡張計画後	拡張計画前
給 水 人 口	144,800 人	113,900 人
1 日 最 大 給 水 量	61,000 m ³	67,400 m ³
1 人 1 日 平 均 給 水 量	0.326 m ³	0.400 m ³
1 人 1 日 最 大 給 水 量	0.421 m ³	0.503 m ³

(3) 事業費

①今治事業所 192億7,322万円

ア 事業内容

管 路	167億 2,836万円
構 造 物	1億 7,821万円
設 備	23億 6,665万円

イ 財源内訳

国庫補助金	1億 4,603万円
起 債	40億 7,627万円
他会計負担金	38億 3,865万円
一 般 財 源	112億 1,227万円

②玉川事業所 24億4,714万円

管 路	15億 5,698万円
構 造 物	5億 1,823万円
設 備	3億 7,193万円

イ 財源内訳

国庫補助金	1,862万円
起 債	5億 1,080万円
他会計負担金	4億 5,674万円
一 般 財 源	14億 6,098万円

③菊間事業所 7億2,220万円

ア 事業内容

管 路	3億 8,208万円
構 造 物	2億 5,500万円
設 備	8,512万円

イ 財源内訳

国庫補助金	579万円
起 債	1億 4,244万円
他会計負担金	1億 1,761万円
一 般 財 源	4億 5,636万円

④越智諸島事業所 18億5,092万円

ア 事業内容

管 路	6億 7,890万円
構 造 物	6億 7,490万円
設 備	4億 9,712万円

イ 財源内訳

国庫補助金	1,260万円
起 債	4億 1,740万円
他会計負担金	3億 9,428万円
一 般 財 源	10億 2,664万円

関前簡易水道事業(変更計画)

今治市岡村、小大下、大下地区

(1) 工 期 令和4年度～令和5年度

(2) 変更計画

種 別	変更計画後	変更計画前
給 水 人 口	294 人	451 人
1 日 最 大 給 水 量	239 m ³	300 m ³
1 人 1 日 平 均 給 水 量	0.296 m ³	0.253 m ³
1 人 1 日 最 大 給 水 量	0.813 m ³	0.665 m ³

(3) 事業費 2億7,795万円

ア 事業内容

・本工事費

浄水施設 2億 5,521万円

送水施設 0円

配水施設 312万円

・用地及び補償費 0円

・調査費 1,962万円

イ 財源内訳

国庫補助金 1億 3,897万円

起 債 1億 3,880万円

そ の 他 18万円

4. 今治市工業用水道事業

(1) 今治工業用水道事業

- ① 工 期 昭和 42 年度着工
昭和 46 年度竣工
- ② 通 水 昭和 46 年度
- ③ 水 利 権 60,000 m³/日

令和 8 年度給配水状況等

- ① 給 水 戸 数 14 戸[今治工業用水組合ほか]
- ② 契 約 水 量 55,800 m³/日
- ③ 料 金 第 1 種 基本料金 1 m³当り 11.935 円
超過料金 1 m³当り 23.87 円
第 2 種 基本料金 1 m³当り 13.09 円
超過料金 1 m³当り 26.18 円

(2) 菊間工業用水道事業

- ① 工 期 昭和 40 年度着工
昭和 41 年度竣工
- ② 通 水 昭和 41 年度
- ③ 施 設 能 力 2,200 m³/日 (水利権 2,420)
- ④ 水 利 権 平成 16 年度 10 月 1 日変更
菊間川水系 1,540 m³/日
歌仙ダム水系 880 m³/日

令和 8 年度給配水状況等

- ① 給 水 戸 数 1 戸[太陽石油㈱]
- ② 契 約 水 量 2,000 m³/日
- ③ 料 金 菊間川水系 基本料金 1 m³当り 12.11 円
超過料金 1 m³当り 24.22 円
歌仙ダム水系 基本料金 1 m³当り 55.00 円
超過料金 1 m³当り 66.00 円

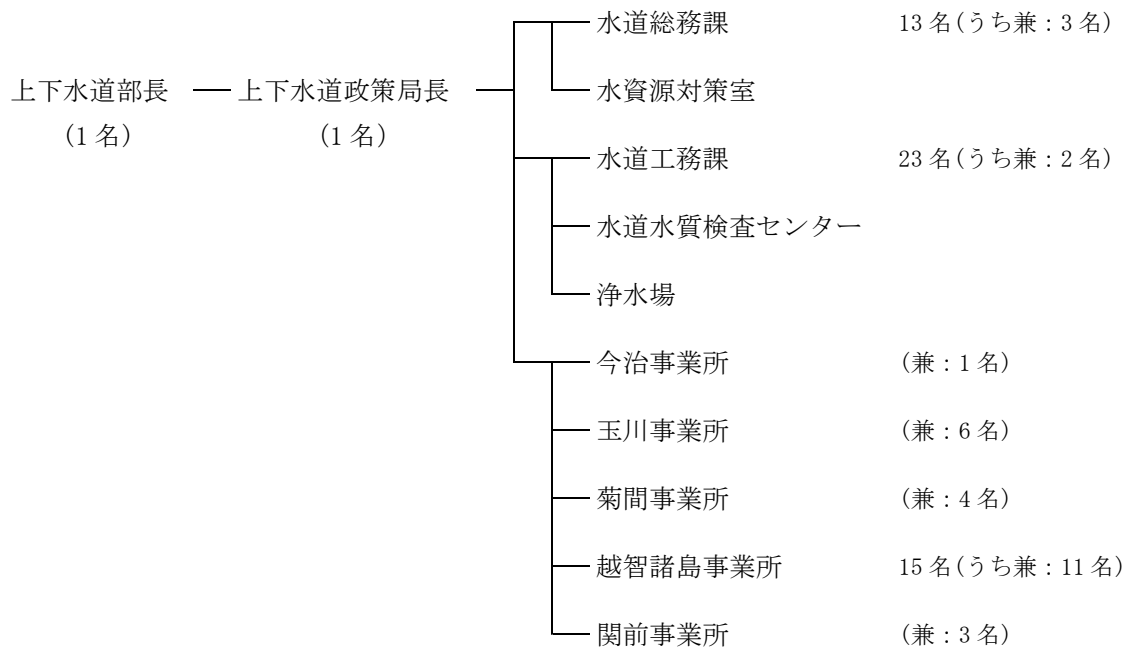
5. 今治市雑用水道事業

- (1) 工 期 平成4年度
- (2) 通 水 平成5年度3月
- (3) 施設能力 2,800 m³/日
- (4) 事業費 平成4年度 203,120 千円
- (5) 水利権 平成16年10月1日 880 m³/日

令和8年度給配水状況等

- (1) 給水戸数 1戸[独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構]
- (2) 契約水量 700 m³/日
- (3) 料 金 基本料金1 m³当り 55.00 円 超過料金1 m³当り 66.00 円

6. 今治市上下水道部(公営企業)組織及び人員(令和8年4月1日現在)



7. 玉川ダム

- (1) 工 期 昭和 42 年着工
昭和 46 年竣工
- (2) 上水、工水の通水 昭和 46 年 7 月
- (3) ダムの諸元 堤 高 56m
堤 長 260m
堤 体 積 187,000 m³
型 式 直線越流型重力式コンクリートダム
堤 頂 標 高 160m
総 貯 水 量 990 万トン
有 効 貯 水 量 910 万トン

(4) 目 的

・洪水調整

区 分	玉川ダム地点
計 画 洪 水 量	390 m ³ /S
調 節 後 流 量	190 m ³ /S

・農業用水

用水補給面積

今治市	1,093ha
玉川町	207ha
計	1,300ha

用水補給水量

最 大	180 万トン
-----	---------

・上水道

計画取水量	計画給水量
40,000 m ³ /日	40,000 m ³ /日

・工業用水

計画取水量	計画給水量
60,000 m ³ /日	60,000 m ³ /日

(5) 事 業 費

ア. (公共)	3,760,000 千円	
県……河川	2,043,000 千円	(負担率 54.33%)
市……上水	1,219,000 千円	(負担率 32.41%)
財源内訳		
国庫補助	258,783 千円	
起 債	960,217 千円	
県公営企業管理局…工水	498,000 千円	(負担率 13.26%)

イ. (県単分)	55,671 千円
河川	30,246 千円
上水	18,043 千円
工水	7,382 千円

8. 台ダム

- (1) 工期 昭和 59 年着工
平成 3 年竣工
- (2) 上水の通水 平成 4 年 7 月
- (3) ダムの諸元
- | | |
|-------|-----------------------|
| 堤高 | 42.3m |
| 堤長 | 225.0m |
| 堤体積 | 91,700 m ³ |
| 型式 | 重力式コンクリートダム |
| 堤頂標高 | 75.8m |
| 総貯水量 | 179 万トン |
| 有効貯水量 | 130 万トン |

(4) 目的

・洪水調整

区分	台ダム地点
計画洪水量	85 m ³ /S
調節後流量	28 m ³ /S

・上水道

計画取水量	計画給水量	取水期間
6,000 m ³ /日	5,580 m ³ /日	8月11日から8月20日
4,300 m ³ /日	3,999 m ³ /日	1月1日から8月10日までと8月21日から12月31日まで

(5) 事業費

公共	9,470,679 千円	
県……河川	7,311,364 千円	(負担率 77.2%)
市……上水	2,159,315 千円	(負担率 22.8%)
財源内訳		
国庫補助金	1,079,657 千円	
県費補助金	1,079,657 千円	
一般財源	1 千円	

9. 歌仙ダム

- (1) 工 期 昭和 42 年着工
昭和 49 年竣工
- (2) ダムの諸元 堤 高 41m
堤 長 120m
堤 体 積 122,000 m³
型 式 中心コア型フィルダム
堤 頂 標 高 185.4m
総 貯 水 量 360 千トン
有 効 貯 水 量 325 千トン

(3) 目 的

- ・農業用水(畑地かんがい用水)

取水施設工	
最大取水量	0.215 m ³
平常取水量	0.215 m ³

- ・畑地かんがい用水面積 195ha

(4) 事業費

- ダ ム 294,000 千円
附帯事業費 123,000 千円
負担区分 国 費 50%
県 費 25%
地元負担 25%

今治市水道水質検査センター

平成5年度に策定された「愛媛県水道水質管理計画」の基本方針により、東予地区の中核施設の一つとして今治市が整備した施設であり、今治市及び上島町の水道事業体の水質検査を実施するものである。

- (1) 所在地 今治市別名 548 番地 1
- (2) 工事着工年月日 平成 8 年 5 月 16 日
- (3) 工事竣工年月日 平成 9 年 11 月 7 日
- (4) 総事業費 475,200 千円
- (5) 敷地面積 1,280.95 m²
- (6) 延床面積 742.13 m²
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (8) 主要検査機器

室名	主要検査機器名
理化学試験室	pHメーター(2台) 色度濁度測定器 全自動固相抽出装置(4台)
第1機器分析室	誘導結合プラズマ質量分析装置 全自動還元気化水銀測定装置 TOC計
第2機器分析室	高速液体クロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計(2台) イオンクロマトグラフ 高速液体クロマトグラフ
生物細菌室	実体顕微鏡 生物顕微鏡

下 水 道

1. 普及状況

(1) 普及率

(令和7年5月1日現在)

行政区域内人口 146,596人……(A)

処理区域内人口 111,544人……(B)(特定環境保全公共下水道・小規模下水道を含む)

普及率=(B)÷(A)=76.1%

(2) 水洗化率(令和8年3月31日現在)

区域内人口 110,254人……(A)(特定環境保全公共下水道・小規模下水道を含む)

水洗化人口 103,790人……(B)(特定環境保全公共下水道・小規模下水道を含む)

水洗化率=(B)÷(A)=94.1%

2. 使用料

(令和7年4月1日現在)

(1) 公共下水道、特定環境保全公共下水道(塔ヶ谷地区を除く。)、小規模下水道

区分	使 用 料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金	超 過 料 金 (1立方メートルにつき)	
一般用	10立方メートル	1,256円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	179円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	219円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	241円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	251円
			100立方メートルを超え 200立方メートルまで	265円
			200立方メートルを超えるもの	277円
湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え 700立方メートルまで	33円
			700立方メートルを超えるもの	37円

注：使用料の額は、上記の表により算定した額とする。

(2) 特定環境保全公共下水道(塔ヶ谷地区)

区 分	使 用 料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金	超 過 料 金 (1立方メートルにつき)	
温泉を併用 するもの		3,957円	210立方メートルまで	170円
			210立方メートルを超え 500立方メートルまで	217円
			500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	229円
			1,000立方メートルを超えるもの	237円
一 般 用	10立方 メートル	1,256円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	179円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	219円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	241円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	251円
			100立方メートルを超え 200立方メートルまで	265円
			200立方メートルを超えるもの	277円
湯 屋 用	200立方 メートル	5,957円	200立方メートルを超え 700立方メートルまで	33円
			700立方メートルを超えるもの	37円

注：使用料の額は、上記の表により算定した額とする。

注：区分「温泉を併用するもの」は従量料金である。

3. 受益者負(分)担金

(令和7年5月1日現在)

(1) 公共下水道

負担区の名称	負(分)担金額
中央負担区	400円/㎡
北部負担区	
大西負担区	

(2) 特定環境保全公共下水道

負担区の名称	負(分)担金額
吉海負担区	100,000円/戸
伯方負担区	60,000円/戸
井口負担区	
宮浦負担区	

(3) 小規模下水道

負担区の名称	負(分)担金額
古谷負担区	150,000円/戸
朝倉負担区	
朝倉下負担区	
峠負担区	
長谷団地負担区	150,000円/区画
九和負担区	160,000円/戸
鈍川負担区	
鴨部負担区	
九王負担区	土地300㎡未満90,000円 土地300㎡以上120,000円 ただし、集合住宅は戸数に90,000円を乗じて得た額若しくは 宅地面積に400円を乗じて得た額のいずれか低い額
志津見負担区	100,000円/戸
椋名負担区	
田浦負担区	
南浦・名駒負担区	
吉海負担区	
友浦負担区	
宮窪負担区	
北浦負担区	60,000円/戸
盛負担区	
瀬戸崎負担区	
上浦負担区	
口総負担区	
宗方負担区	
大三島負担区	
大三島北負担区	
野々江負担区	150,000円/戸
岡村負担区	
大下負担区	

4. 処理施設

(1) 公共下水道

処 理 場 名	計画概要と現況(R7.5.1 現在)		供用開始年月	
		計画概要		現 況
今治市下水浄化センター	処理人口(人)	86,060	76,050	昭和51年5月
	処理区域(ha)	2,749.6	1,930.7	
北 部 浄 化 セ ン タ ー	処理人口(人)	11,760	12,211	平成3年3月
	処理区域(ha)	499.4	401.7	
大 西 水 処 理 セ ン タ ー	処理人口(人)	6,260	4,462	平成19年5月
	処理区域(ha)	244.4	125.9	

(2) 特定環境保全公共下水道

処 理 場 名	計画概要と現況(R7.5.1 現在)		供用開始年月	
		計画概要		現 況
塔ヶ谷下水処理場	処理人口(人)	1,828	43	昭和52年4月
	処理区域(ha)	13.2	12.9	
吉海浄化センター	処理人口(人)	2,540	2,193	平成10年3月
	処理区域(ha)	289.6	229.3	
伯方浄化センター	処理人口(人)	3,230	2,355	平成20年5月
	処理区域(ha)	149.7	64.1	
井口浄化センター	処理人口(人)	1,930	1,059	平成15年3月
	処理区域(ha)	139.4	92.4	
宮浦浄化センター	処理人口(人)	1,280	1,069	平成9年3月
	処理区域(ha)	119.8	98.0	

(3)小規模下水道

処 理 場 名	計画概要と現況 (R7. 5. 1 現在)		供用開始年月	
	計画概要	現 況		
古 谷 地 区 ク リ ー ン セ ン タ ー	処理人口(人)	-	363	平成 12 年 3 月
	処理区域(ha)	-	18.0	
朝 倉 地 区 ク リ ー ン セ ン タ ー	処理人口(人)	-	2,448	平成 14 年 5 月
	処理区域(ha)	-	107.1	
朝倉下地区水処理施設	処理人口(人)	-	788	平成 18 年 5 月
	処理区域(ha)	-	27.7	
九 和 地 区 処 理 施 設	処理人口(人)	3,400	1,596	平成 17 年 5 月
	処理区域(ha)	61.5	61.9	
鴨 部 地 区	処理人口(人)	-	1,985	平成 22 年 5 月
	処理区域(ha)	-	80.1	
鈍 川 大 下 地 区	処理人口(人)	-	103	平成 23 年 5 月
	処理区域(ha)	-	8.0	
玉川グリーンハイツ コ ミ プ ラ	処理人口(人)	297	166	平成 11 年 4 月
	処理区域(ha)	4.0	3.0	
九王水処理センター	処理人口(人)	-	689	平成 9 年 6 月
	処理区域(ha)	-	40.6	
田 浦 地 区 処 理 場	処理人口(人)	-	62	平成 14 年 12 月
	処理区域(ha)	-	9.7	
南浦・名駒地区処理施設	処理人口(人)	-	82	平成 20 年 5 月
	処理区域(ha)	-	8.8	
志 津 見 地 区 処 理 場	処理人口(人)	-	81	平成 12 年 5 月
	処理区域(ha)	-	3.4	
椋 名 地 区 処 理 場	処理人口(人)	-	443	平成 19 年 5 月
	処理区域(ha)	-	26.7	
友浦クリーンセンター	処理人口(人)	620	228	平成 9 年 4 月
	処理区域(ha)	16.0	16.0	
宮 窪 地 区 処 理 施 設	処理人口(人)	3,110	1,309	平成 21 年 5 月
	処理区域(ha)	82.0	82.0	

処 理 場 名	計画概要と現況 (R7. 5. 1 現在)		供用開始年月	
	計画概要	現 況		
北浦地区浄化センター	処理人口(人)	-	868	平成13年4月
	処理区域(ha)	-	32.4	
盛地区浄化センター	処理人口(人)	-	436	平成11年4月
	処理区域(ha)	-	18.4	
瀬戸崎地区浄化センター	処理人口(人)	-	737	平成15年3月
	処理区域(ha)	-	31.0	
宗方地区処理施設	処理人口(人)	1,030	246	平成8年4月
	処理区域(ha)	32.0	32.0	
大三島北地区処理施設	処理人口(人)	-	410	平成10年8月
	処理区域(ha)	-	21.8	
野々江地区処理施設	処理人口(人)	1,070	365	平成12年2月
	処理区域(ha)	33.7	33.7	
口総地区処理施設	処理人口(人)	900	279	平成13年8月
	処理区域(ha)	61.6	61.6	
岡村地区処理施設	処理人口(人)	910	221	平成12年4月
	処理区域(ha)	14.3	14.3	
大下地区処理施設	処理人口(人)	110	42	平成22年5月
	処理区域(ha)	8.2	8.2	